

1 第185回国会概観

1 会期及び活動等の概要

（召集・会期）

第185回国会（臨時会）は、平成25年10月15日に召集され、会期については、当初、召集日当日の衆参両院の本会議において、12月6日までの53日間とすることが議決されたが、12月6日の衆議院本会議において、12月8日まで2日間延長することが議決され、最終的な会期は55日間となった。

開会式は、召集日当日に、参議院議場で行われた。

（院の構成）

参議院では、召集日当日の本会議で、議席の指定が行われた後、常任委員長（内閣、経済産業、国土交通、基本政策）の辞任及び選挙、8特別委員会（災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA、消費者問題、震災復興、原子力問題）の設置が行われた。また、11月8日には、新たに1特別委員会（国家安保）が設置された。

衆議院では、召集日当日の本会議で、10特別委員会（災害対策、倫理選挙、沖縄・北方、青少年問題、海賊・テロ、拉致問題、消費者問題、科学技術、震災復興、原子力）が設置されたほか、10月17日の本会議で、新たに1特別委員会（国家安保）が設置された。

（所信表明演説・質疑等）

召集日当日、衆参両院の本会議で安倍内閣総理大臣の所信表明演説が行われ、これに対する質疑（代表質問）は、衆議

院で10月16日及び17日、参議院で同17日及び18日にそれぞれ行われた。

（予算委員会）

衆参の予算委員会が、10月21日及び22日に衆議院にて、同23日及び24日には参議院にて、いずれも安倍内閣総理大臣及び全大臣出席の下、行われた。

（党首討論）

12月4日、国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）が開会され、海江田万里民主党代表、石原慎太郎日本維新の会代表及び渡辺喜美みんなの党代表と安倍内閣総理大臣との間で討議が行われた。

（懲罰事犯案件）

議院運営委員会理事会による海外渡航不了承の決定を無視して国会開会中に中国及び北朝鮮に渡航したとして、自民、民主、公明、みんな及び共産の共同提案による議員アントニオ猪木君を懲罰に付するの動議が11月8日に提出された。本動議は、同13日の本会議にて可決され、議長は、議員アントニオ猪木君懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託する旨宣告した。

同21日に開催された懲罰委員会では、同議員に対し、国会法第122条第3号による30日間の登院停止の懲罰を科すべきものと決定した。

翌22日の本会議においても、同議員に対し、30日間の登院停止の懲罰を科すべきものと決定し、議長は、上記の懲罰を科すことを宣告した。

（常任委員長解任決議案及び特別委員長問責決議案）

一方的な議事運営を繰り返したとして、12月4日、民主、社民及び生活の共同提案により、議院運営委員長岩城光英君解任決議案が提出された（同2日に民主より提出された同内容の決議案は、同4日に撤回された）。また、いたずらに法案の審議、採決を遅らせてきたとして、同4日、内閣委員長水岡俊一君解任決議案及び経済産業委員長大久保勉君解任決議案が、いずれも、自民及び公明の共同提案により提出された。

上記3案は、それぞれ、翌5日の本会議にて趣旨説明及び討論の後、採決が行われた。その結果、議院運営委員長岩城光英君解任決議案は否決された。一方、内閣委員長水岡俊一君解任決議案及び経済産業委員長大久保勉君解任決議案は、いずれも可決され、内閣委員長及び経済

産業委員長は解任された。

12月5日には、偏った議事運営を行ったとして、厚生労働委員長石井みどり君解任決議案が民主より提出された。同案は、同日の本会議にて趣旨説明及び討論の後、採決の結果、否決された。

また、同日、独裁的な議事運営を行ったとして、国家安全保障に関する特別委員長中川雅治君問責決議案が民主より提出された。同案は、翌6日の本会議にて趣旨説明及び討論の後、採決の結果、否決された。

（国務大臣問責決議案）

特定秘密保護法案の審議において不適切な対応・答弁を行ったなどとして、12月6日、国務大臣森まさこ君問責決議案が民主より提出された。同案は、同日の本会議にて趣旨説明及び討論の後、採決の結果、否決された。

2 予算・決算

（1）予算委員会

衆議院予算委員会では、10月21日及び22日、安倍内閣総理大臣及び全大臣出席の下、予算の実施状況に関する件について質疑が行われた。参議院予算委員会においても、同23日及び24日、安倍内閣総理大臣及び全大臣出席の下、予算の執行状況に関する調査を議題とし、質疑が行われた。

（2）平成二十三年度決算

平成二十三年度決算外2件は、第181回国会の平成24年11月16日に提出され

た。参議院では、第183回国会中、平成25年5月24日の本会議で平成二十三年度決算の概要についての報告聴取及び質疑を行ったほか、同日、決算委員会で概要説明を聴取した。

今国会において、決算委員会では、11月25日、安倍内閣総理大臣及び全大臣出席の下、全般質疑を行った。

（3）平成二十四年度決算

平成二十四年度決算外2件は、平成25年11月19日に提出された。

3 法律案・条約・決議

（審議の概況）

内閣提出法律案は、今国会提出23件、継続8件のうち、27件が成立した（成立率約87.1%）。

参議院議員提出法律案は、今国会提出16件、継続1件のうち、2件が成立した（成立率約11.8%）。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出29件、継続27件のうち、10件が成立した（成立率約17.9%）。

条約は、今国会提出13件のうち、11件が国会の承認を経た（承認率84.6%）。

決議案は、提出された10件のうち、4件が可決された（可決率40%）。

（1）特別会計法改正案

特別会計の統廃合等の措置を講ずるため、10月25日、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案（閣法第13号）が衆議院に提出された。

衆議院では、財務金融委員会で11月1日に趣旨説明を聴取し、同6日に質疑を行った。同日の質疑終局後、みんな提出の修正案の趣旨説明を聴取し、討論の後、採決の結果、修正案を否決し、原案を可決した。

翌7日の本会議においても、同法律案を可決し、参議院に送付した。

参議院では、11月13日の本会議で趣旨説明聴取及び質疑を行った。

翌14日、財政金融委員会で趣旨説明聴取及び質疑を行い、質疑終局後、同法律案を可決した。

翌15日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（2）安全保障会議設置法等改正案

国家安全保障会議の創設等を行うため、第183回国会の平成25年6月7日、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（第183回国会閣法第75号）が衆議院に提出され、第183回国会及び第184回国会において、同院で継続審査とされていた。

衆議院では、10月25日の本会議で趣旨説明聴取及び質疑を行った。

その後、国家安全保障に関する特別委員会で同28日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。11月5日には、民主提出の修正案の趣旨説明を聴取し、同日より、同修正案に対しても質疑を行った。翌6日の質疑終局後、民主提出の修正案は撤回され、また、自民、民主、維新及び公明提出の修正案（国家安全保障会議への諮問に係る修正及び資料提供等の協力義務の明確化を内容とするもの）の趣旨説明を聴取した。続く討論及び採決の結果、上記修正案を可決した後、修正部分を除く原案についても可決し、修正議決した。

翌7日の本会議においても、同法律案を修正議決し、参議院に送付した。

参議院では、11月8日の本会議で趣旨説明聴取及び質疑を行った。

その後、国家安全保障に関する特別委員会で同13日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同25日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、衆議院送付案を可決した。

同27日の本会議において、同案は可決

され、成立した。

（３）高校授業料不徴収・就学支援金支給法改正案

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第7号）は、10月18日に衆議院に提出された。

衆議院では、11月1日、文部科学委員会で趣旨説明を聴取し、同6日より質疑を行った。同13日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、同法律案を可決した。

同15日の本会議においても、同法律案を可決し、参議院に送付した。

参議院では、11月20日の本会議で趣旨説明聴取及び質疑を行った。翌21日、文教科学委員会で趣旨説明を聴取し、同26日に質疑を行い、質疑終局後、討論及び採決の結果、同法律案を可決した。

翌27日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（４）消費者被害集団的回復訴訟法案

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案（第183回国会閣法第60号）は、第183回国会の平成25年4月19日に衆議院に提出され、同年6月に同院の消費者問題に関する特別委員会で趣旨説明聴取及び質疑が行われた後、第183回国会及び第184回国会において、同院で継続審査とされていた。

第185回国会において、衆議院では、消費者問題に関する特別委員会で10月30日より質疑を行った。翌31日の質疑終局後、自民、民主及び公明提出の修正案（検討条項等の追加を内容とするもの）、みんな提出の修正案並びに共産提出の修正

案の趣旨説明をそれぞれ聴取し、続く採決の結果、共産提出の修正案及びみんな提出の修正案をそれぞれ否決し、自民、民主及び公明提出の修正案及び修正部分を除く原案をそれぞれ可決し、修正議決した。

11月1日の本会議においても、同法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、11月6日の本会議で趣旨説明聴取及び質疑を行った。

同27日、消費者問題に関する特別委員会で趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。12月3日に質疑を終局し、採決の結果、衆議院送付案を可決した。

翌4日の本会議において、同案は可決され、成立した。

（５）産業競争力強化法案

産業競争力強化法案（閣法第3号）は、10月15日に衆議院に提出された。

衆議院では、10月29日の本会議で趣旨説明聴取及び質疑を行った。

その後、経済産業委員会で11月6日に趣旨説明を聴取し、同8日より質疑を行った。同15日の質疑終局後、自民、民主及び公明提出の修正案（重点施策の進捗及び実施の効果に関する評価の公表等に係る規定を追加するもの）、維新提出の修正案並びにみんな提出の修正案の趣旨説明をそれぞれ聴取し、続く討論及び採決の結果、維新提出の修正案及びみんな提出の修正案をそれぞれ否決し、自民、民主及び公明提出の修正案並びに修正部分を除く原案をそれぞれ可決し、修正議決した。

同19日の本会議においても、同法律案を修正議決し、参議院に送付した。

参議院では、11月20日の本会議で趣旨説明聴取及び質疑を行った。

翌21日、経済産業委員会で趣旨説明を聴取し、同26日より質疑を行った。12月3日の質疑終局後、みんな提出の修正案の趣旨説明を聴取し、続く討論及び採決の結果、修正案を否決し、衆議院送付案を可決した。

翌4日の本会議において、同案は可決され、成立した。

（６）特定秘密保護法案

特定秘密の保護に関する法律案（閣法第9号）は、10月25日に衆議院に提出された。

衆議院では、11月7日の本会議で趣旨説明聴取及び質疑を行った。同日、国家安全保障に関する特別委員会で趣旨説明を聴取し、翌8日より質疑を行った。また、同25日、自民、維新、公明及びみんな提出の修正案（安全保障の定義、特定秘密を指定することができる行政機関の限定、指定の有効期間の延長の上限、特定秘密の提供の義務及び国会への報告等に係る規定を定めるもの）の趣旨説明を聴取した。翌26日に原案及び修正案等に対する質疑を行い、自民が提出した質疑終局の動議を可決し、続く採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案をそれぞれ可決し、修正議決した。

同日の本会議においても、同法律案を修正議決し、参議院に送付した。

参議院では、11月27日の本会議で趣旨説明聴取及び質疑を行った。

翌28日、国家安全保障に関する特別委員会で趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。12月5日、質疑を終局し、討

論を省略して、直ちに採決に入ることの動議（自民提出）を可決し、続く採決の結果、衆議院送付案を可決した。

翌6日の本会議において、同案は可決され、成立した。

（７）国家戦略特区法案

特定の地域を指定して規制緩和を行うための措置を講じるため、11月5日、国家戦略特別区域法案（閣法第18号）が衆議院に提出された。

衆議院では、11月8日の本会議で趣旨説明聴取及び質疑を行った。同日、内閣委員会で趣旨説明を聴取し、同13日より質疑を行った。同20日の質疑終局後、自民、民主、公明及びみんな提出の修正案（区域計画への構造改革特別区域法に規定する特定事業等の追加等及び個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助の実施に関する内閣総理大臣等の意見に関する規定の追加等を内容とするもの）の趣旨説明を聴取し、続く討論及び採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案をそれぞれ可決し、修正議決した。

翌21日の本会議においても、同法律案を修正議決し、参議院に送付した。

参議院では、11月22日の本会議で趣旨説明聴取及び質疑を行った。

同26日、内閣委員会で趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。12月6日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、衆議院送付案を可決した。

翌7日の本会議において、同案は可決され、成立した。

（８）決議案

参議院では、二〇二〇年東京オリンピ

ック・パラリンピック競技大会の成功に関する決議案、内閣委員長水岡俊一君解任決議案、経済産業委員長大久保勉君解

任決議案及び中国による防空識別圏設定に抗議し撤回を求める決議案が可決された。

4 その他

（１）国会同意人事案件

今国会に提出された国会同意人事案件は、12機関29名であり、全て両議院の同意を得た。

また、検査官候補者に対しては、両院の議院運営委員長間で合意した国会同意人事の扱いに基づき、各院の議院運営委員会において所信聴取等が行われた。

（２）選挙制度改革検討会及び選挙制度協議会

平成28年の通常選挙に向けた選挙制度の改革について協議を行うため、第184回国会閉会後の9月12日、議長、副議長

及び各会派の代表者が出席して参議院各会派代表者懇談会が開催された。同懇談会において、議長は、参議院議員選挙の定数較差問題について抜本的見直しに取り組む必要性を指摘するとともに、「選挙制度の改革に関する検討会」を発足させることを提案し、了承された。また、同日、同検討会の下に、選挙制度の改革について実務的な協議を行うため、「選挙制度協議会」が設置された。同協議会は、設置以来、選挙制度の改革等について9回（うち、第184回国会閉会後は3回）にわたり協議等を行った。

2 参議院役員等一覧

役員名		召集日 (25. 10. 15)	会期中選任
議長	長	山崎 正昭 (無)	
副議長	長	輿石 東 (無)	
常任委員 委員長	内閣	水岡 俊一 (民主) ※	(25.12. 5 解任) 山東 昭子 (自民) 25.12. 5
	総務	山本 香苗 (公明)	
	法務	荒木 清寛 (公明)	
	外交防衛	末松 信介 (自民)	
	財政金融	塚田 一郎 (自民)	
	文教科学	丸山 和也 (自民)	
	厚生労働	石井 みどり (自民)	
	農林水産	野村 哲郎 (自民)	
	経済産業	大久保 勉 (民主) ※	(25.12. 5 解任) 北川イッセイ (自民) 25.12. 5
	国土交通	藤本 祐司 (民主) ※	
	環境	佐藤 信秋 (自民)	
	国家基本政策	長浜 博行 (民主) ※	
	予算	山崎 力 (自民)	
	決算	金子 原二郎 (自民)	
	行政監視	江口 克彦 (みん)	
	議院運営	岩城 光英 (自民)	
	懲罰	北澤 俊美 (民主)	
特別委員 委員長	災害対策	竹谷 とし子 (公明) ※	
	沖縄・北方	林 久美子 (民主) ※	
	倫理選挙	前田 武志 (民主) ※	
	拉致問題	小泉 昭男 (自民) ※	
	O D A	岸 宏一 (自民) ※	
	消費者問題	寺田 典城 (みん) ※	
	震災復興	蓮 舫 (民主) ※	
	原子力問題	藤井 基之 (自民) ※	
	国家安保		中川 雅治 (自民) 25.11. 8
調査会長	統治機構	武見 敬三 (自民)	
	デフレ脱却	鴻池 祥肇 (自民)	
憲法審査会会長		小坂 憲次 (自民)	
政治倫理審査会会長			脇 雅史 (自民) 25.10.18
事務総長		橋本 雅史	中村 剛 25.12. 7

※召集日選任

3 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 現在)

会 派	議員数	① 28. 7. 25 任期満了			② 31. 7. 28 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
自 由 民 主 党	114 (17)	12 (5)	37 (3)	49 (8)	18 (5)	47 (4)	65 (9)
民 主 党 ・ 新 緑 風 会	58 (9)	15 (1)	26 (4)	41 (5)	7 (3)	10 (1)	17 (4)
公 明 党	20 (3)	6	3 (1)	9 (1)	7 (1)	4 (1)	11 (2)
み ん な の 党	18 (2)	7	3	10	4	4 (2)	8 (2)
日 本 共 産 党	11 (4)	3 (1)	0	3 (1)	5 (1)	3 (2)	8 (3)
日 本 維 新 の 会	9 (1)	1	0	1	6 (1)	2	8 (1)
社会民主党・護憲連合	3 (1)	2 (1)	0	2 (1)	1	0	1
新党改革・無所属の会	3	1	1	2	0	1	1
生 活 の 党	2 (1)	1 (1)	1	2 (1)	0	0	0
各派に属しない議員	4 (1)	0	2	2	0	2 (1)	2 (1)
合 計	242 (39)	48 (9)	73 (8)	121 (17)	48 (11)	73 (11)	121 (22)
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
定 数	242	48	73	121	48	73	121

() 内は女性議員数

4 会派別所属議員一覧

(召集日 現在)

無印の議員は平成28年7月25日任期満了、○印の議員は平成31年7月28日任期満了
また、()内は、各議員の選出選挙区別

【自由民主党】

(114名)

○愛知 治郎 (宮 城)	青木 一彦 (島 根)	○赤池 誠章 (比 例)
赤石 清美 (比 例)	○有村 治子 (比 例)	○井原 巧 (愛 媛)
○石井 準一 (千 葉)	石井 浩郎 (秋 田)	○石井 正弘 (岡 山)
○石井 みどり (比 例)	○石田 昌宏 (比 例)	磯崎 仁彦 (香 川)
○磯崎 陽輔 (大 分)	猪口 邦子 (千 葉)	岩井 茂樹 (静 岡)
岩城 光英 (福 島)	宇都 隆史 (比 例)	上野 通子 (栃 木)
江島 潔 (山 口)	○衛藤 晟一 (比 例)	○尾辻 秀久 (鹿児島)
大家 敏志 (福 岡)	○大沼 みずほ (山 形)	○大野 泰正 (岐 阜)
○太田 房江 (比 例)	岡田 直樹 (石 川)	岡田 広 (茨 城)
片山 さつき (比 例)	金子 原二郎 (長 崎)	○木村 義雄 (比 例)
岸 宏一 (山 形)	北川 イッセイ (大 阪)	○北村 経夫 (比 例)
熊谷 大 (宮 城)	小泉 昭男 (神奈川)	小坂 憲次 (比 例)
○古賀 友一郎 (長 崎)	○上月 良祐 (茨 城)	○鴻池 祥肇 (兵 庫)
○佐藤 信秋 (比 例)	○佐藤 正久 (比 例)	佐藤 ゆかり (比 例)
○酒井 庸行 (愛 知)	○山東 昭子 (比 例)	島尻 安伊子 (沖 縄)
○島田 三郎 (島 根)	○島村 大 (神奈川)	末松 信介 (兵 庫)
○世耕 弘成 (和歌山)	関口 昌一 (埼 玉)	○伊達 忠一 (北海道)
高階 恵美子 (比 例)	○高野 光二郎 (高 知)	○高橋 克法 (栃 木)
○滝沢 求 (青 森)	○滝波 宏文 (福 井)	○武見 敬三 (東 京)
○柘植 芳文 (比 例)	○塚田 一郎 (新 潟)	鶴保 庸介 (和歌山)
○堂故 茂 (富 山)	○豊田 俊郎 (千 葉)	○中泉 松司 (秋 田)
中川 雅治 (東 京)	中曽根 弘文 (群 馬)	中西 祐介 (徳 島)
中原 八一 (新 潟)	○長峯 誠 (宮 崎)	二之湯 智 (京 都)
○二之湯 文史 (滋 賀)	○西田 昌司 (京 都)	野上 浩太郎 (富 山)
野村 哲郎 (鹿児島)	○羽生田 俊 (比 例)	長谷川 岳 (北海道)
○馬場 成志 (熊 本)	○橋本 聖子 (比 例)	○林 芳正 (山 口)
福岡 資麿 (佐 賀)	藤井 基之 (比 例)	藤川 政人 (愛 知)
○古川 俊治 (埼 玉)	○堀井 巖 (奈 良)	堀内 恒夫 (比 例)
○舞立 昇治 (鳥 取)	○牧野 たかお (静 岡)	松下 新平 (宮 崎)
松村 祥史 (熊 本)	○松山 政司 (福 岡)	○丸川 珠代 (東 京)
○丸山 和也 (比 例)	○三木 亨 (徳 島)	三原 じゅん子 (比 例)
○三宅 伸吾 (香 川)	水落 敏栄 (比 例)	○溝手 顕正 (広 島)
宮沢 洋一 (広 島)	○宮本 周司 (比 例)	○森 まさこ (福 島)

○森屋	宏 (山 梨)	○柳本	卓治 (大 阪)	山崎	力 (青 森)
○山下	雄平 (佐 賀)	○山田	修路 (石 川)	○山田	俊男 (比 例)
山谷	えり子 (比 例)	○山本	一太 (群 馬)	山本	順三 (愛 媛)
○吉川	ゆうみ (三 重)	○吉田	博美 (長 野)	若林	健太 (長 野)
脇	雅史 (比 例)	渡辺	猛之 (岐 阜)	○渡邊	美樹 (比 例)

【 民主党・新緑風会 】

(5 8 名)

足立	信也 (大 分)	○相原	久美子 (比 例)	有田	芳生 (比 例)
○石上	俊雄 (比 例)	石橋	通宏 (比 例)	○磯崎	哲史 (比 例)
江崎	孝 (比 例)	江田	五月 (岡 山)	○小川	勝也 (北海道)
小川	敏夫 (東 京)	尾立	源幸 (大 阪)	大久保	勉 (福 岡)
○大島	九州男 (比 例)	○大塚	耕平 (愛 知)	大野	元裕 (埼 玉)
加藤	敏幸 (比 例)	○風間	直樹 (新 潟)	金子	洋一 (神奈川)
○神本	美恵子 (比 例)	北澤	俊美 (長 野)	郡司	彰 (茨 城)
小西	洋之 (千 葉)	小林	正夫 (比 例)	小見山	幸治 (岐 阜)
斎藤	嘉隆 (愛 知)	櫻井	充 (宮 城)	芝	博一 (三 重)
○榛葉	賀津也 (静 岡)	田城	郁 (比 例)	田中	直紀 (新 潟)
津田	弥太郎 (比 例)	徳永	エリ (北海道)	那谷屋	正義 (比 例)
直嶋	正行 (比 例)	○長浜	博行 (千 葉)	難波	奨二 (比 例)
西村	まさみ (比 例)	○野田	国義 (福 岡)	○羽田	雄一郎 (長 野)
白	眞勲 (比 例)	○浜野	喜史 (比 例)	林	久美子 (滋 賀)
広田	一 (高 知)	福山	哲郎 (京 都)	藤末	健三 (比 例)
○藤田	幸久 (茨 城)	藤本	祐司 (静 岡)	前川	清成 (奈 良)
前田	武志 (比 例)	○牧山	ひろえ (神奈川)	増子	輝彦 (福 島)
水岡	俊一 (兵 庫)	○森本	真治 (広 島)	安井	美沙子 (愛 知)
柳澤	光美 (比 例)	柳田	稔 (広 島)	○吉川	沙織 (比 例)
蓮	舩 (東 京)				

【 公 明 党 】

(2 0 名)

秋野	公造 (比 例)	荒木	清寛 (比 例)	石川	博崇 (大 阪)
○魚住	裕一郎 (比 例)	○河野	義博 (比 例)	○佐々木	さやか (神奈川)
○杉	久武 (大 阪)	竹谷	とし子 (東 京)	谷合	正明 (比 例)
長沢	広明 (比 例)	○新妻	秀規 (比 例)	西田	実仁 (埼 玉)
浜田	昌良 (比 例)	○平木	大作 (比 例)	○矢倉	克夫 (埼 玉)
○山口	那津男 (東 京)	○山本	香苗 (比 例)	○山本	博司 (比 例)
横山	信一 (比 例)	○若松	謙維 (比 例)		

【 みんなの党 】

(1 8 名)

○井上	義行 (比 例)	江口	克彦 (比 例)	小野	次郎 (比 例)
○川田	龍平 (比 例)	○行田	邦子 (埼 玉)	柴田	巧 (比 例)
寺田	典城 (比 例)	中西	健治 (神奈川)	藤巻	幸夫 (比 例)
真山	勇一 (比 例)	○松沢	成文 (神奈川)	松田	公太 (東 京)
水野	賢一 (千 葉)	○薬師寺	みちよ (愛 知)	○山口	和之 (比 例)
山田	太郎 (比 例)	○和田	政宗 (宮 城)	○渡辺	美知太郎 (比 例)

【 日 本 共 産 党 】

(1 1 名)

○井上	哲士 (比 例)	市田	忠義 (比 例)	○紙	智子 (比 例)
○吉良	よし子 (東 京)	○倉林	明子 (京 都)	○小池	晃 (比 例)
田村	智子 (比 例)	大門	実紀史 (比 例)	○辰巳	孝太郎 (大 阪)
○仁比	聡平 (比 例)	○山下	芳生 (比 例)		

【 日 本 維 新 の 会 】

(9 名)

○アントニオ猪木 (比 例)	○東	徹 (大 阪)	片山	虎之助 (比 例)	
○儀間	光男 (比 例)	○清水	貴之 (兵 庫)	○中野	正志 (比 例)
○中山	恭子 (比 例)	○藤巻	健史 (比 例)	○室井	邦彦 (比 例)

【 社会民主党・護憲連合 】

(3 名)

福島	みずほ (比 例)	○又市	征治 (比 例)	吉田	忠智 (比 例)
----	-----------	-----	----------	----	----------

【 新党改革・無所属の会 】

(3 名)

荒井	広幸 (比 例)	浜田	和幸 (鳥 取)	○平野	達男 (岩 手)
----	----------	----	----------	-----	----------

【 生 活 の 党 】

(2 名)

主濱	了 (岩 手)	谷	亮子 (比 例)
----	---------	---	----------

【 各派に属しない議員 】

(4 名)

○糸数	慶子 (沖 縄)	興石	東 (山 梨)	山崎	正昭 (福 井)
○山本	太郎 (東 京)				

1 議案審議概況

閣法は、新規提出23件（本院先議2件を含む）のうち、産業競争力強化法案、国家戦略特区法案、社会保障制度改革プログラム法案、特定秘密保護法案等20件が成立し、残る3件については、いずれも衆議院において継続審査となった。また、衆議院で継続審査となっていた8件のうち、安全保障会議設置法改正案等7件が成立し、残る1件については、衆議院において引き続き継続審査となった。

参法は、新規提出16件のうち、中国残留邦人等支援法改正案及びがん登録等推進法案の2件が成立し、残る14件については、本院において1件が否決、12件が審査未了、1件が撤回となった。また、衆議院で継続審査となっていた1件は、衆議院において審査未了となった。

衆法は、新規提出29件のうち、南海トラフ地震対策特措法改正案、首都直下地震対策特措法案、アルコール健康障害対策基本法案等8件が成立し、残る21件については、衆議院において20件が継続審査、1件が審査未了となった。また、衆議院で継続審査となっていた27件のうち、国土強靱化基本法案等2件が成立し、残る25件については、22件が衆議院において引き続き継続審査、3件が撤回となった。

条約は、新規提出13件（本院先議3件を含む）のうち、障害者権利条約等11件が承認され、残る2件については、いずれも衆議院において継続審査となった。

承認案件は、衆議院で継続審査となっていた2件のうち、特定船舶の入港禁止の実施1件が承認され、残る1件は衆議院において引き続き継続審査となった。

予備費は、衆議院で継続審査となって

いた9件が、いずれも衆議院において引き続き継続審査となった。

決算は、平成二十三年度決算外2件（第181回国会提出）は継続審査となり、平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）（第183回国会提出）等3件、新規提出の平成二十四年度決算外2件及び平成二十四年度NHK決算は審査に入るに至らなかった。

決議案は、解任決議案5件、問責決議案3件、その他の決議案2件、計10件が提出された。このうち、内閣委員長水岡俊一君解任決議案、経済産業委員長長久保勉君解任決議案、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に関する決議案、中国による防空識別圏設定に抗議し撤回を求める決議案の4件が可決され、残る6件については、4件が否決、1件が審査未了、1件が撤回となった。

このほか、参議院事務局職員定員規程改正案及び参議院法制局職員定員規程改正案が可決された。

2 議案件数表

		提出	成立	参 議 院			衆 議 院			備 考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣 法	新 規	2 3	2 0	0	0	0	3	0	0	
	衆 継	8	7	0	0	0	1	0	0	
参 法	新 規	1 6	2	0	1	1 2	0	0	0	撤回 1
	衆 継	1	0	0	0	0	0	0	1	
衆 法	新 規	2 9	8	0	0	0	2 0	0	1	
	衆 継	2 7	2	0	0	0	2 2	0	0	撤回 3
条 約	新 規	1 3	1 1	0	0	0	2	0	0	
承 認	衆 継	2	1	0	0	0	1	0	0	
予備費等	衆 継	9	0	0	0	0	9	0	0	
決算その他	新 規	4	0	0	0	4				
	継 続	6	0	3	0	3				
決 議 案		1 0	4	0	4	1				撤回 1
規 程		2	2	0	0	0				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（31件）（継続8件を含む）

●両院を通過したもの（27件）（継続7件を含む）

- 1 電気事業法の一部を改正する法律案
- 2 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案
- 3 産業競争力強化法案（修）
- 4 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案
- 5 生活保護法の一部を改正する法律案
- 6 生活困窮者自立支援法案
- 7 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案
- 8 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案
- 9 特定秘密の保護に関する法律案（修）
- 10 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案
- 11 地方公務員法の一部を改正する法律案
- 12 裁判官の配偶者同行休業に関する法律案
- 13 特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案
- 14 農地中間管理事業の推進に関する法律案（修）
- 15 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案（修）
- 16 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案
- 17 交通政策基本法案
- 18 国家戦略特別区域法案（修）
- 20 民法の一部を改正する法律案
- 21 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案

（第183回国会提出）

- 52 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案
- 60 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案（修）
- 63 自衛隊法の一部を改正する法律案
- 72 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 73 薬事法等の一部を改正する法律案
- 74 再生医療等の安全性の確保等に関する法律案
- 75 安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（修）

●衆議院において閉会中審査するに決したもの（4件）（継続1件を含む）

- 19 国家公務員法等の一部を改正する法律案
- 22 会社法の一部を改正する法律案
- 23 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

（第183回国会提出）

- 30 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法

律案

◎本院議員提出法律案（17件）（継続1件を含む）

●両院を通過したもの（2件）

- 9 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案
- 11 がん登録等の推進に関する法律案

●本院において審査未了のもの（12件）

- 1 労働基準法等の一部を改正する法律案
- 2 電力自由化推進法案
- 4 原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案
- 5 国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案
- 7 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案
- 8 会社法の一部を改正する法律案
- 10 歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案
- 12 児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案
- 13 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 14 国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案
- 15 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
- 16 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律及び食品表示法の一部を改正する法律案

●衆議院において審査未了のもの（継続1件）

（第183回国会提出）

- 6 民法の一部を改正する法律案

●本院において否決したもの（1件）

- 6 戸籍法の一部を改正する法律案

●撤回されたもの（1件）

- 3 民法の一部を改正する法律案

◎衆議院議員提出法律案（56件）（継続27件を含む）

●両院を通過したもの（10件）（継続2件を含む）

- 2 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案
- 5 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 6 国会職員の配偶者同行休業に関する法律案
- 7 首都直下地震対策特別措置法案
- 19 アルコール健康障害対策基本法案
- 22 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案
- 23 東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案

26 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案
(第183回国会提出)

18 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法案
(修)

41 公職選挙法の一部を改正する法律案

●衆議院において閉会中審査するに決したもの(42件)(継続22件を含む)

1 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案

3 地方自治法の一部を改正する法律案

4 公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する法律案

8 国の責任ある財政運営の確保等に関する法律案

10 国家公務員法等の一部を改正する法律案

11 特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案

12 情報適正管理委員会設置法案

13 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案

14 国会法の一部を改正する法律案

15 幹部国家公務員法案

16 国家公務員法等の一部を改正する法律案

17 国家公務員の労働関係に関する法律案

18 公務員庁設置法案

20 地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案

21 国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案

24 地方公務員法等の一部を改正する法律案

25 地方公務員の労働関係に関する法律案

27 世代間格差を是正するための公的年金制度及び医療保険制度の改革の推進に関する法律案

28 過労死等防止基本法案

29 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案

(第183回国会提出)

5 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案

6 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案

8 公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案

13 公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案

14 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案

15 アレルギー疾患対策基本法案

21 国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案

22 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案

23 地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案

25 教育委員会制度を廃止する等のための地方自治法等の一部を改正する法律案

26 農業者戸別所得補償法案

27 介護従事者等の人材確保に関する特別措置法案

29 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案

30 行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案

31 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

- 33 国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案
- 35 任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整備に関する法律案
- 37 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 44 国等が行う公共工事についての地元建設業者の受注の確保等に関する法律案
- 45 地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案
- 46 道州制への移行のための改革基本法案
- 49 東日本大震災からの復興の推進のための復興整備事業の実施に必要な権利者による土地等の処分の迅速化に関する法律案

●衆議院において審査未了のもの（１件）

- 9 国民生活強靱化のための防災・減災対策基本法案

●撤回されたもの（継続３件）

（第183回国会提出）

- 28 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 38 交通基本法案
- 43 首都直下地震対策特別措置法案

◎条約（13件）

●両院を通過したもの（11件）

- 1 投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 2 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 3 投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 4 投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 5 投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 6 社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 7 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件
- 8 障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件
- 9 万国郵便連合一般規則（二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件
- 10 郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件
- 11 政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

●衆議院において閉会中審査するに決したもの（２件）

- 12 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 13 平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（継続２件）

●両院を通過したもの（１件）

（第183回国会提出）

- ４ 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

●衆議院において閉会中審査するに決したもの（１件）

（第183回国会提出）

- ５ 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（継続９件）

●衆議院において閉会中審査するに決したもの（９件）

（第183回国会提出）

- 平成二十三年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成二十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成二十三年度特別会計予算総則第十七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書
- 平成二十四年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
- 平成二十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
- 平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）
- 平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）

◎決算その他（10件）

●閉会中審査するに決したもの（３件）

（第181回国会提出）

- 平成二十三年度一般会計歳入歳出決算、平成二十三年度特別会計歳入歳出決算、平成二十三年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十三年度政府関係機関決算書
- 平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

●委員会に付託されなかったもの（７件）

- 平成二十四年度一般会計歳入歳出決算、平成二十四年度特別会計歳入歳出決算、平成二十四年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十四年度政府関係機関決算書
- 平成二十四年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成二十四年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 日本放送協会平成二十四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

（第180回国会提出）

- 日本放送協会平成二十二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

ヤッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書
(第183回国会提出)

- 日本放送協会平成二十三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びヤッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書
- 平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）

◎決議案（10件）

●可決したもの（4件）

- 1 二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に関する決議案
- 4 内閣委員長水岡俊一君解任決議案
- 5 経済産業委員長大久保勉君解任決議案
- 10 中国による防空識別圏設定に抗議し撤回を求める決議案

●否決したもの（4件）

- 3 議院運営委員長岩城光英君解任決議案
- 6 厚生労働委員長石井みどり君解任決議案
- 8 国家安全保障に関する特別委員長中川雅治君問責決議案
- 9 国務大臣森まさこ君問責決議案

●未了のもの（1件）

- 7 厚生労働大臣田村憲久君問責決議案

●撤回されたもの（1件）

- 2 議院運営委員長岩城光英君解任決議案

◎懲罰（1件）

●可決したもの（1件）

- 議員アントニオ猪木君懲罰事犯の件

◎規程案（2件）

●可決したもの（2件）

- 参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案
- 参議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

電気事業法の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 25. 11. 1可決 参議院 11. 6経済産業委員会付託 11. 13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、現下の電力市場をめぐる状況に鑑み、段階的な電気事業に係る制度の抜本的な改革の一環として、今次、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進する機関に係る制度の創設等の措置を講ずるとともに、電気事業者以外の者が保有する発電用の電気工作物の有効活用を図るため、託送制度の見直し等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、広域的運営の推進

- 1 電力需給のひっ迫時に電気事業者に対して供給区域を越えて広域的な電力融通の指示等を行う広域的運営推進機関を設立する。
- 2 経済産業大臣による電気事業者に対する供給命令の発動要件を災害等非常時以外にも拡充するとともに、卸供給事業者に対する供給命令制度等を整備する。

二、託送制度の見直し

自家発設置者が、他の場所にある自社の工場等に電気を供給する場合に、一般電気事業者が正当な理由なく託送供給を拒んだときは、経済産業大臣は当該一般電気事業者に対し、託送供給を行うことを命ずることができるようにする。

三、電気の使用制限命令に係る制度の見直し

罰則付きの命令のみが規定されている電気の使用制限措置について、より緩やかな措置として、経済産業大臣による勧告制度を創設する。

四、電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置

政府は、電気の安定供給の確保、電気の小売に係る料金の最大限の抑制並びに電気の利用者の選択の機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大を実現するため、引き続き、段階的に電気事業に係る制度の抜本的な改革を行うものとする。

- 1 電気の小売業への参入の全面自由化を、平成28年を目途に実施するものとし、このために必要な法律案を平成26年の常会に提出する。
- 2 法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保及び電気の小売料金の全面自由化を、平成30年から平成32年までの間を目途に実施するものとし、このために必要な法律案を平成27年の常会に提出することを目指すものとする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二の規定は平成26年4月1日、三の規定は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日、四の規定は公布の日から施行する。

【附帯決議】(25. 11. 12経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 電力システム改革の目的である「電気の安定供給の確保」、「電気の小売に係る料金の最大限の抑制」及び「電気の利用者の選択の機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大」の実現のため、原子力発電の稼働が進んでいない中で火力発電所等の電源脱落リスクや、海外からの化石燃料の輸入が増加し国民負担の増大が懸念されていることにも鑑み、第3段階までの法的措置の期限を待つことなく、スマートメーターの普及、卸売市場の拡大、発電所の環境アセスメントの緩和等の施策を含め検討し、可能なものについては早急に実施すること。
- 二 原子力政策の抜本的見直しが求められる中、原子力発電所の廃炉に係る電力会社等の負担の軽

減策など競争環境下における原子力発電の在り方、原子力賠償の在り方の見直し及び我が国における核燃料サイクル政策の位置付けについて早急に検討の上、電力システム改革と同時並行的に適切な施策を実施すること。

三 今後、第3段階の法的措置の実施を通じて達成するものとされている「送配電部門の中立性の確保」及び「電気料金の全面自由化」は、競争促進の効果と電力の使用者の利益を併せて実現する観点から同時に実施することを原則とすること。また、これらの事項を含む今後の電力システム改革の詳細な制度設計及び実施については、当該改革に当たっての課題検証とその結果に基づく課題克服のために必要な措置を講じることを前提として進めるとともに、今年中に策定される予定である新たなエネルギー基本計画の内容と整合性を図りつつ、関係方面に十分な説明を行うものとする。

四 電力システム改革の遂行に際しては、今日まで電力の安定供給を支えてきた電力関連産業の労働者の雇用の安定や人材の確保・育成、関連技術・技能の継承に努めるとともに、改革の過程において憲法並びに労働基準法に基づく労使自治を尊重するものとする。また、当該労働者について一定の形態の争議行為の禁止を定める「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」については、自由な競争の促進を第一義とする電力システム改革の趣旨と整合性を図る観点から再検討を行うものとする。

五 電気事業の規制に関する事務をつかさどる新たな行政組織は、実効性のある送配電部門の中立性の確保、電気の小売業への参入の全面自由化等の電力システム改革を推進する上で、必要な電気事業の規制に関するモニタリングを実施する等、必要最小限な組織とし、肥大化は極力避けること。

六 広域的運営推進機関については、全国大での需給調整機能の強化や再生可能エネルギーの導入拡大とその円滑な運用を行うため連系線及び基幹系統の潮流の管理等を効率的に行うこととし、その業務の適正なマネジメントを確保するための仕組みを整備するとともに、専門的知見と中立性を備えた人材の育成及び確保に取り組むものとする。

右決議する。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案(閣法第2号)

(衆議院 25. 11. 19可決 参議院 11. 22厚生労働委員会付託 12. 5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえ、社会保障制度改革について、その全体像及び進め方を明らかにするとともに、その推進に必要な体制を整備すること等により、これを総合的かつ集中的に推進するとともに、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 政府は、社会保障制度改革を推進するとともに、自助・自立のための環境整備等に努めるものとする。

二 政府は、全世代対応型の社会保障制度の構築を目指す中で、子ども・子育て支援の総合的な提供、待機児童解消加速化プラン等の実施に当たって必要となる措置を着実に講ずるものとする。

三 政府は、医療保険制度等に全国民が加入する仕組みを維持することを旨として、効率的かつ質の高い医療提供体制及び地域包括ケアシステムの構築等に必要な法律案を平成26年の常会に、持続可能な医療保険制度等の構築に必要な法律案を平成27年の常会に、それぞれ提出することを目指すものとする。

四 政府は、介護保険の保険料に係る負担の増大の抑制を図るとともに、地域包括ケアシステムの構築を通じ、必要な介護サービスを確保する観点から、介護保険制度について、必要な措置を講ずるものとし、必要な法律案を平成26年の常会に提出することを目指すものとする。

五 政府は、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への恒久的な引上げ等の措置を講ずるものとし、公的年金制度等について、短時間労働者に対する適用拡大等の必要な措置を講ずるものとする。

- 六 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、内閣に、関係閣僚により構成する社会保障制度改革推進本部及び委員20人以内をもって組織する社会保障制度改革推進会議を置く。
- 七 一から五までの措置のうち制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に係るものについては、増加する消費税及び地方消費税の収入の活用並びに社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化により必要な財源を確保しつつ、講ずるものとする。
- 八 政府は、一から五までの措置のうち地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる措置を講ずるに当たっては、全国的連合組織の代表者等と十分に協議を行い、理解を得ることを目指すものとする。
- 九 この法律は、六を除き、公布の日から施行する。

産業競争力強化法案(閣法第3号)

(衆議院 25. 11. 19修正議決 参議院 11. 20経済産業委員会付託 12. 4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務並びに産業競争力の強化に関する実行計画について定めることにより、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための態勢を整備するとともに、規制の特例措置の整備等及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会社産業革新機構に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、政府は、実行計画に定める重点的に講ずべき施策（以下「重点施策」という。）の進捗及び実施の効果に関する評価を行ったときは、重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果を公表するとともに、各年度ごとに、重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関して、報告書を作成し、これを国会に提出しなければならないことを追加する内容の修正が行われた。

一、産業競争力の強化に関する実行計画の策定

平成25年度以降の5年間を集中実施期間として産業競争力の強化に関する施策を集中的かつ計画的に実施する期間と位置付ける。また、集中実施期間における重点施策の内容等を定めた実行計画を策定し、産業競争力の強化に関する施策の総合的な推進及び迅速かつ確実な実施を図る。

二、規制改革を推進するための制度の創設

新たな事業活動を実施しようとする事業者に、安全性等を確保する措置を講ずることを前提に、規制の特例措置を認める制度（企業実証特例制度）を創設する。また、現行の規制の適用範囲が不明確な分野においても、事業者が躊躇すること無く新分野進出等の取組を行い得るよう、具体的な事業計画に即して、あらかじめ規制の適用の有無を確認できる制度（グレーゾーン解消制度）を創設する。

三、産業の新陳代謝を促進するための措置

ベンチャーファンドに出資する事業者に支援措置を講じ、ベンチャーファンドを通じたベンチャー企業に対する資金供給を円滑化し、その成長を後押しする。また、世界に通用する競争力の高い事業の創出や新たな事業への挑戦等の事業革新を推進するために事業者が取り組む事業再編を促進するための措置を講ずる。さらに、設備投資を通じた企業内での新陳代謝の活性化のため、リスクの高い先端設備投資を促進するための措置を講ずる。

四、中小企業の活力を再生するための措置

地域における創業を支援するため、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して、創業支援体

制を構築する取組に対して、国が全面的に支援する。また、中小企業の事業再生支援を強化するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構の機能拡充等を行う。

五、産業競争力強化のためのその他の措置

国立大学法人等によるベンチャーファンドへの出資の特例や中小企業等を対象とした特許料の減免措置等を講ずる。また、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に盛り込まれた措置のうち、株式会社産業革新機構によるオープンイノベーションの促進や早期事業再生の円滑化等、成長戦略の実行及び加速化に必要なものについて、所要の見直しを行った上で本法律案に位置付ける。

六、施行期日等

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。また、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法は廃止する。

【附帯決議】（25.12.3経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 産業競争力の強化は、民間事業者の自発的な取組によって行われるべきものであることに鑑み、政府の関与は最小限とし、あくまで民間事業者の活力の向上を促進するための環境整備にとどめること。また、企業収益の改善が雇用増大、賃金上昇及び消費拡大につながる好循環を安定的に生み出していくために、供給面のみならず需要面も加味した施策を講ずること。
- 二 企業実証特例制度において、事業所管大臣と規制所管大臣の協議が整わない場合、法律の趣旨に則り、内閣総理大臣が適切に調整を行うこと。
- 三 企業実証特例制度及びグレーゾーン解消制度の運用に当たっては、新たな規制の特例措置の求め及び規制の解釈及び適用の確認の求めについて、原則として1か月以内に回答を行うこととし、当該期間に回答できない場合には、1か月毎にその旨及び理由を通知すること。また、新たな規制の特例措置の求め及び規制の解釈及び適用の確認の求めの件数については、四半期毎に公表すること。さらに、制度を活用しようとする事業者の視点に立って、二つの制度が一体的に進められるよう配慮するとともに、早期にモデルケースを明示し、可能な限り情報公開を進めることを通じて、企業にとっての予見可能性を高めるよう努めること。
- 四 事業再編計画、特定事業再編計画及び中小企業承継事業再生計画について、計画に伴う失業の予防等雇用の安定に万全を期するため、計画の作成に当たり、事業者が労働組合等と十分協議を行い、また、計画の実施に際して、事業者が雇用の安定等に十分な配慮を行うなど、労働者の雇用の安定及び質の高い雇用の創出・維持に最大限の考慮を払いつつ当該計画が実施されるよう、厳に適切な運用を行うこと。
- 五 中小企業承継事業再生計画については、人員削減が主たる目的とならないこと、第2会社に移行する労働者の労働契約及び労働条件が不当に切り下げられないこと、また、第2会社に移行しない労働者がいる場合にはその選定が恣意的にならないよう、労働組合等と協議により十分に話し合いを行うことを要件として認定すること。
- 六 ベンチャー企業の支援について、従前の施策が必ずしも十分な成果を上げられなかった要因について検証を行うとともに、日本再興戦略に掲げる開・廃業率10パーセント台の目標達成に向けて、大企業と比べて十分な経営基盤を構築することができないベンチャー企業がその成長過程に応じた支援を受けられるよう、資金、経営ノウハウ、人材確保等、多方面にわたる支援の仕組みを構築すること。また、ベンチャーファンドへの投資を促すため、特定新事業開拓投資事業計画の認定基準は、経済の実態に合わせ、可能な限り弾力的に設定し、運用すること。さらに、本法に基づく地域中小企業等の創業支援に当たっては、十分な体制を整えられない市区町村に対し国として必要な支援を行う等、実効的な創業支援体制の構築に万全を期すこと。
- 七 先端設備投資を促進するためのリース手法を活用した施策については、速やかに詳細な制度設計を行うとともに、リース事業者及び利用者に対し周知徹底などを積極的に行うことにより利用拡大に努めること。

- 八 中小企業の再生支援に当たっては、今後、事業再生を要する中小企業の増加が予想されることから、本法により規定される独立行政法人中小企業基盤整備機構の機能拡充、事業再生計画実施関連保証の創設を始めとした支援策を関係者に広く周知するよう引き続き努力するとともに、再生支援の強化に寄与する専門人材の育成・確保に取り組むこと。
- 九 株式会社産業革新機構については、機構設立以降の実績の検証の上に立ちつつ、民間の目利き人材の十分な確保及びその積極的活用等を図り、出資対象の審査を継続的かつ厳格に実施する体制を整備するとともに、中長期の産業資本を提供することを通じて次世代産業の育成を図るという目的の実現に向けた適切な運営に努めること。
- 右決議する。

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案(閣法第4号)

(衆議院 25. 11. 5可決 参議院 11. 6国土交通委員会付託 11. 13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、海賊多発海域において、原油その他の国民生活に不可欠な物資であって輸入に依存するものの輸送の用に供する日本船舶の航行に危険が生じていることに鑑み、その航行の安全を確保するため、国土交通大臣の認定を受けた計画に係る日本船舶において、小銃を用いた警備を実施することができる等の特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 特定警備実施要領の策定

国土交通大臣は、海賊行為による被害を防止するために政令で定める海賊多発海域において小銃を用いて実施される特定警備が、その目的の達成に必要な範囲内で適正に実施されることを確保するために、特定警備実施要領を策定するものとする。

二 特定警備計画の認定

国民生活に不可欠な物資を輸送するなど一定の要件を満たす日本船舶の所有者は、船舶ごとに特定警備計画を作成し、国土交通大臣の認定を受けることができるものとする。

三 特定警備の実施

小銃の取扱いに関する知識及び技能を有し、かつ、欠格事由に該当しないことについてあらかじめ国土交通大臣の確認を受けた民間警備員は、認定を受けた特定警備計画に基づく特定警備に従事するために、特定警備実施要領に従い、小銃を所持し、海賊船舶の著しい接近時等一定の場合には、これを使用することができるものとする。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

生活保護法の一部を改正する法律案(閣法第5号)(先議)

(参議院 25. 11. 5厚生労働委員会付託 11. 13本会議可決 衆議院 12. 6可決)

【要旨】

本法律案は、保護の決定に際してのより実効ある不正の防止、医療扶助の実施の適正化等を図ることにより、国民の生活保護制度に対する信頼を高めるとともに、被保護者の就労による自立の助長を図るため、保護の決定に係る手続の整備、指定医療機関等の指定制度の整備、被保護者が就労により自立することを促進するための給付金を支給する制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 保護の開始の申請をする者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。

- 二 保護の実施機関は、必要があると認めるときは、要保護者、扶養義務者等に対して報告を求めることができる。また、保護の実施機関等は、必要があると認めるときは、要保護者の資産及び

収入の状況に加え健康状態等の事項につき、官公署等に対し、必要な資料の提供等を求めることができる。

三 医療の給付のうち、医師又は歯科医師が後発医薬品を使用することができると認めたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。

四 指定医療機関の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その効力を失う。

五 都道府県知事等は、被保護者の自立の助長を図るため、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認めた者に対して、就労自立給付金を支給する。

六 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業を実施するものとする。

七 被保護者は、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するよう努めなければならない。

八 不正な手段等により保護を受けた被保護者等に対する罰金を100万円以下とする。不正受給に係る返還金はその40パーセント以下の額を上乗せして徴収することができる。

九 この法律は、平成26年7月1日から施行する。ただし、三及び七については平成26年1月1日から、六については平成27年4月1日から施行する。

【附帯決議】（25.11.12厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、生活保護制度は、憲法25条が規定した「健康で文化的な最低限度の生活」を全ての国民に保障するための最後の砦であり、本法に基づいて保護が必要な国民に確実に保護を実施する必要があることから、本法の施行を機に、制度の意義や必要性、相談窓口の所在や申請の方法等について改めて国民への周知を図り、国民全体の理解を得るよう努めること。

二、申請権侵害の事案が発生することのないよう、申請行為は非要式行為であり、障害等で文字を書くことが困難な者等が口頭で申請することも認められるというこれまでの取扱いや、要否判定に必要な資料の提出は可能な範囲で保護決定までの間に行うというこれまでの取扱いに今後とも変更がないことについて、省令、通達等に明記の上、周知するとともに、いわゆる「水際作戦」はあってはならないことを、地方自治体に周知徹底すること。

三、生活保護制度の説明資料、申請書等について、保護の相談窓口で常時配備するなど、相談窓口における適切な対応について指導を徹底すること。また、相談窓口の対応等について実態調査を行うとともに、申請権侵害が疑われる事案が生じた場合に、不服のある相談者等が相談できる機関を設置するなど、制度のより適正な運営に向けた相談体制の在り方について検討すること。

四、扶養義務者に対する調査、通知等に当たっては、扶養義務の履行が要保護認定の前提や要件とはならないことを明確にするとともに、事前に要保護者との家族関係、家族の状況等を十分に把握し、要保護者が申請を躊躇したり、その家族関係の悪化を来したりすることのないよう、十分配慮すること。

五、生活保護受給者に対して就労による自立を促す際には、十分な相談・聞き取りを行い、被保護者の納得と理解を確認するなど、適切な指導を行うこと。また、就労自立給付金の支給に当たっては、就労による自立のインセンティブ付与と、被保護者の自立後の生活の安定に資するという二つの観点から、対象範囲を適正に設定し、必要な給付が行われるよう制度設計を行うこと。

六、生活保護制度の実施体制については、受給者数が急増していることや、個々人の異なる状況に時間をかけて密接に対応していく必要があることから、地方自治体に対する地方交付税措置を改善し、地方自治体におけるケースワーカー、就労支援員などの増員を図る等により、適正な配置を確保すること。

七、5年後の見直しに際しては、生活保護受給者数、人口比受給率、生活保護の捕捉率、餓死・孤立死などの問題事例等の動向を踏まえ、生活保護受給者、これを支援する団体、貧困問題に関し優れた見識を有する者等、関係者の意見を十分に聴取した上で、必要な改正を行うこと。

右決議する。

生活困窮者自立支援法案(閣法第6号)(先議)

(参議院 25. 11. 5厚生労働委員会付託 11. 13本会議可決 衆議院 12. 6可決)

【要旨】

本法律案は、生活困窮者について早期に支援を行い、自立の促進を図るため、生活困窮者に対し、生活困窮者自立相談支援事業を実施するとともに、生活困窮者住居確保給付金を支給する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、就労の支援その他の自立の問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業等の生活困窮者自立相談支援事業を行うものとする。都道府県等は、当該事業の事務を都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 二 都道府県等は、生活困窮者のうち離職等により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権等を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。
- 三 都道府県等は、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業及びその他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業を行うことができる。都道府県等は、当該事業の事務を都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 四 国は、一に要する費用のうち政令で定めるところにより算定した額及び二に要する費用の4分の3を負担するとともに、予算の範囲内において、三のうち、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用の3分の2以内を、その他の事業の実施に要する費用の2分の1以内を補助することができる。
- 五 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の事業を行う者は、当該事業が厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。
- 六 この法律は、一部を除き、平成27年4月1日から施行する。

【附帯決議】(25. 11. 12厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、自立相談支援事業の相談窓口においては、相談者の困窮の状況に応じて生活保護制度の下で生活再建を図ることも含め、最善の対応を行うよう指導を徹底すること。また、自立相談支援事業の相談員が策定する自立支援計画については、生活困窮者本人の意向を十分に考慮することとし、その実施、評価、改善・修正が適切に行われるようにするとともに、実施の途上で自立支援計画の実行が困難になった場合や、最低限度の生活が維持できないと判断された場合には、生活保護への移行を促すことも含めた適切な対応を講ずるよう指導すること。
- 二、自立相談支援事業の相談員については、その責務の一環として訪問支援にも積極的に取り組むこととし、ケースワーカーや民生委員等、関係者間の連携と協力の下、生活困窮者に対し漏れない支援を行うこと。また、そのために支援業務に精通する人員を十分に配置することを検討し、適切な措置を講ずること。
- 三、生活困窮者は心身の不調、家族の問題等多様な問題を抱えている場合が多く、また、問題解決のためには時間を要することから、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制を整備すること。
- 四、就労準備支援事業の実施に当たっては、対象者が生活困窮者であることに鑑み、求職者支援制度を始めとする他の関連施策との整合性と連続性とを図る観点から、その生活の安定のための方策について更に検討を行うこと。
- 五、いわゆる中間的就労である就労訓練事業の実施に当たっては、訓練を実施する事業者を適切に

- 認定するとともに、当該事業者と自立支援計画の実施責任者とが密接な連携を図り、個々の生活困窮者の訓練実施、達成の状況などについての定期的な確認を行うよう適切な措置を講ずること。
- 六、本法に規定された各種施策を実施する費用について、地方自治体の負担分を含め、財政上の措置を適切に講ずるよう努めること。また、地方自治体における取組を通じて得られた好事例を広く周知することにより、本法に規定された各種施策が着実かつ効果的に実施されるようにすること。
- 七、生活困窮者の自立支援に当たっては、常に住民の立場に立って相談・支援を行ってきた民生委員・児童委員が最大限その役割を発揮できるように、必要な情報の提供や、研修の実施、関係機関との効率的な連携等、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を更に進めること。
- 右決議する。

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 25. 11. 15可決 参議院 11. 20文教科学委員会付託 11. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給について、所得制限を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の題名を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に改めること。
- 二、公立高等学校に係る授業料の不徴収制度を廃止し、公立高等学校の生徒についても就学支援金の支給の対象とすること。
- 三、保護者等の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者については、就学支援金を支給しないものとする。
- 四、受給権者は、文部科学省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、保護者等の収入の状況に関する事項を届け出なければならないものとし、正当な理由がなく当該届出をしないときは、就学支援金の支払を一時差し止めることができるものとする。
- 五、この法律は、平成26年4月1日から施行すること。
- 六、施行日前から引き続き高等学校等に在学する者については、従前の制度を適用するなど、必要な経過措置を設けること。

【附帯決議】(25. 11. 26文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、本法の施行から3年を経過した後、学校現場や地方公共団体等に対する本制度の影響、低所得世帯への経済的支援の拡充や公私間の教育費負担格差は正の状況等、本制度の具体的効果や影響を様々な角度から検証した上で、全ての子どもたちに教育の機会均等を確保する観点から、速やかに必要な措置を講ずるものとする。
- 二、本制度の趣旨・内容及び就学支援金支給に係る具体的要件・手続について、当事者・関係者に対する周知・説明を十分に行うこと。特に、進路選択の時期に当たる中学3年生の生徒及び保護者が、制度変更等の影響により、進路の変更や断念を迫られることのないよう、特段の配慮を行うこと。
- 三、就学支援金の受給資格の認定に当たっては、本来就学支援金の受給権を持つ生徒等が支給から漏れることのないよう十分な対策を講ずること。特に、家庭環境等の実情にも十分考慮し、教育費を支出することが困難な生徒等に対しては別途、特段の配慮を行うこと。
- 四、受給資格認定のための申請の取扱いについては、その過程における生徒等のプライバシーや個人情報保護・管理に関して十分な対策を講ずるとともに、学校現場で生徒等が分断・差別されたり、いわゆる「スティグマ」に悩まされることのないよう十分な配慮を行うこと。また、その

事務処理等のために地方公共団体や学校現場に相当の事務量が発生することに鑑み、要員の確保や様々な財政措置等を行うことにより、その負担軽減に努めること。

五、急な家計変動が生じた生徒等に対しては、授業料減免の早急な実施等により、就学支援金の支給や加算が開始されるまでの接続を確保するなど、教育の継続に支障がないよう特段の配慮を行うこと。

六、高等学校等の中途退学後の再入学など、やむを得ない理由により修業年限を超えて在学している生徒等に対する授業料徴収に関しては、教育的な配慮を十分に行うこと。特に、定時制・通信制の高等学校については、様々な事情を抱えている生徒が多いことに鑑み、特段の配慮を行うこと。

七、教育は未来への投資であることに鑑み、就学支援金については、将来的に所得制限を行うことなく、全ての生徒等に支給することができるよう必要な予算の確保に努めること。また、引き続き教育費負担の軽減を図るとともに、一層の教育予算の拡充に努めること。

八、所得制限の導入により捻出される財源については、公私間格差の縮減や、奨学のための給付金の創設など教育費負担軽減施策に確実に用いること。そのために、平成26年度予算はもとより、今後の予算編成を通じて最大限の努力を行うとともに、その財源が地方公共団体によって確実かつ継続的に就学支援の拡充のために使われるよう、強く要請し、毎年その状況について調査・確認を行うこと。

九、国際人権A規約における中等教育の漸進的無償化条項の趣旨を踏まえ、後期中等教育の無償化を早期に実現するよう最大限努力すること。

右決議する。

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(閣法第8号)

(衆議院 25.11.7可決 参議院 11.8農林水産委員会付託 11.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、土地、水、バイオマスその他の再生可能エネルギー電気の発電のために活用することができる資源が農山漁村に豊富に存在することに鑑み、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギーの供給源の多様化に資するため、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、市町村、再生可能エネルギー電気発電事業者、農林漁業者等の地域の関係者の相互の密接な連携の下に当該地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならないこと、また、その促進に当たっては、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならないこととする。

二、基本方針

主務大臣は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めることとする。

三、基本計画

市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成することができることとする。

四、設備整備計画の認定

再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、当該整備に関する計画（以下「設備整備計画」という。）を作成し、基本計画を作成した市町村の認定を申請することができること

とする。

五、農地法等の特例措置

市町村の認定を受けた設備整備計画に従って行う事業については、農地法、森林法、漁港漁場整備法等の法律に基づく許可があったものとみなすこと等とする。

六、所有権移転等促進計画の作成

再生可能エネルギー発電設備の整備に必要な土地の確保と併せて、農業の担い手への農地の集約化など、周辺の農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用が確保されるようにするため、市町村が所有権移転等促進計画を定め、当該計画に定められた農林地等の権利移転等を一括して処理できるようにすることとする。

七、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（25. 11. 14農林水産委員会議決）

我が国の農林漁業・農山漁村をめぐる厳しい状況に対処し、農山漁村の活性化を図るため、農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した発電を促進し、その利益を地域に還元させ、地域の活力の向上及び持続的発展に結び付けることが重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 基本方針の策定に当たっては、基本理念に則り、再生可能エネルギー発電設備の整備を促進しつつ、事業者との密接な連携の下にその利益を農林漁業者をはじめ地域の関係者が十分に享受することにより、当該地域の活力向上及び持続的発展が図られるとともに、地域の農林漁業の健全な発展に必要な優良農地等の確保が確実に実現されるよう定めること。また、その内容が、市町村が作成する基本計画に十分に反映されるよう適切に指導すること。
- 二 市町村による基本計画の作成及び再生可能エネルギー発電設備整備計画の認定等に当たっては、その円滑かつ確実な実施が図られるよう、市町村に対し、必要な情報提供、助言その他の援助などきめ細かな配慮を行うこと。
また、市町村が農林地所有権移転等促進事業を行うに当たっては、農業委員会等と十分に連携することにより、農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用が確保され、地域農業の活性化につながるよう、市町村に対し、適切な助言等を行うこと。
- 三 再生可能エネルギー発電設備として利用されなくなった場合の農地等の原状回復等が確実に行われるよう措置すること。その際、市町村に過重な負担が生じないよう必要な措置を講ずること。
- 四 基本理念に掲げられた地域の関係者の相互の密接な連携を実効あるものにするため、本法第6条に定める協議会を活用し地域の合意形成が十分図られるよう適切に指導すること。
- 五 農林漁業の健全な発展に資する取組については、各地の事例を調査し、評価・分析を行うとともに、結果を公表すること等により、その着実かつ効果的な実施に向けた環境を整備すること。
- 六 再生可能エネルギー電気の発電の促進に当たっては、農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源の賦存状況、農山漁村の再生可能エネルギー供給の可能性を踏まえつつ、各種施策の充実を図ること。
また、農山漁村の活性化に向けて一層の効果が期待される小水力発電や木質バイオマス発電等の導入促進を図ること。
- 七 再生可能エネルギーに係る制度的・技術的な課題を把握し、その解決を図るとともに、再生可能エネルギー発電に係る利益を地域に還元させることができるよう、本法の施行状況はもとより、固定価格買取制度をはじめとする関係制度の運用状況について5年を待たずに評価・検証を開始し、その結果に基づき、速やかに適切な措置を講ずること。
- 八 東日本大震災からの一日も早い復興に向けて、被災地を中心とするバイオマス作物の栽培や未利用間伐材のエネルギー利用の実用化等の検討を進めるとともに、再生可能エネルギー導入への支援の充実を図り、エネルギーの地産地消を進めること。

右決議する。

特定秘密の保護に関する法律案(閣法第9号)

(衆議院 25. 11. 26修正議決 参議院 11. 27国家安全保障に関する特別委員会付託 12. 6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定秘密の指定等

- 1 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる防衛、外交、特定有害活動の防止及びテロリズムの防止に関する事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとする。
- 2 行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとし、有効期間が満了する時において、1に規定する要件を満たすときは、5年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。
- 3 行政機関の長、警視總監若しくは道府県警察本部長又は物件の製造若しくは役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していること等の基準に適合するもの（以下「適合事業者」という。）は、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員等の範囲を定めることその他の特定秘密の保護に関し必要な措置を講ずるものとする。

二、特定秘密の提供

- 1 特定秘密を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務を遂行するために当該特定秘密を利用する必要があると認めたとき等は、当該特定秘密を提供することができる。
- 2 その他公益上の必要による特定秘密の提供について定める。

三、特定秘密の取扱者の制限等

- 1 特定秘密の取扱いの業務は、原則として、行政機関の長等が実施した2の適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行ってはならない。
- 2 行政機関の長等は、当該行政機関の職員又は適合事業者の従業者等について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を、適性評価の対象となる者の同意を得て実施するものとする。

四、雑則

- 1 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。
- 2 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道の自由等に十分に配慮しなければならない。
- 3 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。

五、罰則

特定秘密の取扱いの業務に従事する者であって、その業務により知得した特定秘密を漏らしたものと及び特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者等に対する所

要の罰則を設ける。

六、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、特定秘密を指定することができる行政機関の限定に関する規定を設けること、指定の有効期間の延長の上限に関する規定を設けること、国立公文書館等への移管に関する規定を設けること、内閣総理大臣が作成する四の1の基準は、閣議の決定を求めなければならないものとする、特定秘密の指定等の状況についての国会への報告等の規定を設けること、附則において、特定秘密の指定等の適正を確保するために、新たな機関の設置等について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策について、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする等々を内容とする修正が行われた。

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案(閣法第10号)

(衆議院 25.11.8可決 参議院 11.11総務委員会付託 11.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成25年8月8日の人事院の意見の申出に鑑み、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な国家公務員の継続的な勤務を促進するため、一般職の国家公務員について配偶者同行休業の制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、職員が、外国での勤務その他の人事院規則で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業として、配偶者同行休業の制度を設ける。
- 二、任命権者は、職員が配偶者同行休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求をした職員の勤務成績等を考慮した上で、3年を超えない範囲内の期間に限り、配偶者同行休業をすることを承認することができる。
- 三、防衛省の職員について準用規定を設ける。
- 四、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

地方公務員法の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 25.11.8可決 参議院 11.11総務委員会付託 11.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、一般職の地方公務員について配偶者同行休業の制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、職員が、外国での勤務その他の条例で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業として、配偶者同行休業の制度を設ける。
- 二、任命権者は、職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該申請をした職員の勤務成績等を考慮した上で、3年を超えない範囲内において条例で定める期間、配偶者同行休業をすることを承認することができる。
- 三、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

裁判官の配偶者同行休業に関する法律案(閣法第12号)

(衆議院 25. 11. 15可決 参議院 11. 20法務委員会付託 11. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため、裁判官が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための休業に関する制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 裁判官が、外国での勤務その他の最高裁判所規則で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業として、配偶者同行休業の制度を設ける。
- 二 最高裁判所は、裁判官が配偶者同行休業を請求した場合において、裁判事務等の運営に支障がないと認めるときは、3年を超えない範囲内の期間に限り、当該裁判官が配偶者同行休業をすることを承認することができる。
- 三 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案(閣法第13号)

(衆議院 25. 11. 7可決 参議院 11. 13財政金融委員会付託 11. 15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国全体の財政の一層の効率化及び透明化を図るため、特別会計及びその勘定の廃止・統合等の措置を講ずるとともに、旧臨時軍事費特別会計の決算等の整理についての経過措置を廃止する等のほか、経済基盤強化のための資金に関する法律を廃止するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念規定の創設

特別会計の設置、管理及び経理に関し、効果的かつ効率的な事務及び事業の実施、区分経理の必要性の不断の見直し、租税収入を一般会計に計上することによる財政状況の総覧性の確保、特別会計における経理の区分の在り方の不断の見直し、剰余金の適切な処理並びに資産及び負債等の財務情報の開示を特別会計に共通する基本理念として定める。

二、特別会計及び勘定の廃止・統合等

- 1 社会資本整備事業特別会計、交付税及び譲与税配付金特別会計の交通安全対策特別交付金勘定を廃止し、一般会計化する等の措置を講ずる。
- 2 食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計を統合する等の施策を講ずる。

三、国債整理基金特別会計及び外国為替資金特別会計の見直し

- 1 国債整理基金特別会計の事務費を一般会計へ移管するとともに、前倒債の発行収入金を発行年度において歳入外で経理し、翌年度の歳入に組み入れる規定を整備する。
- 2 外国為替資金特別会計の積立金を廃止するとともに、外国為替資金の運営について、取引相手先に金融商品取引業者を加える等の規定を整備する。

四、その他

- 1 旧臨時軍事費特別会計に関する歳入歳出の別途整理を終了する。
- 2 経済基盤強化のための資金に関する法律を廃止する。

五、施行期日

この法律は、平成26年4月1日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成26年度の予算から適用する。

【附帯決議】(25. 11. 14財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 特別会計については、本法律案の成立により新たに規定される基本理念を踏まえ、今後とも社会経済情勢等の変化に的確に対応して、区分経理の必要性につき不断の見直しと検証を行うと

もに、徹底した無駄の排除に努めること。また、特別会計の透明性の向上を図るため、事務・事業の内容や資産・負債の状況について一層の情報開示に努めること。

- 一 特別会計の積立金・資金については、依然として、多くの特別会計において、その保有すべき規模、水準等が具体的に示されていない状況にあることから、真に必要な規模・水準について引き続き検討に努めるとともに、その必要性、積立基準や規模・水準等について、適切な情報開示を行うこと。
- 一 財政資金の一層の効率的・効果的な活用を図るため、一般会計からの繰入れを財源とする特別会計については、可能な限り一般会計からの繰入れを抑制することによって、剰余金の縮減を図るとともに、新たに発生した剰余金については、毎年度の予算編成に当たって可能な限り一般会計に繰り入れること。
- 一 外国為替資金特別会計については、積立金制度の廃止後において、財投預託金を減額し、それにより政府短期証券を償還することにより、資産・債務の残高を縮減すること。また、同特別会計の外国為替資金の一部運用を金融商品取引業者等に委託する場合等には、為替市場への影響を考慮しつつ、責任の明確化の観点も踏まえ、国民の理解を得よう慎重な運用に努めること。
- 一 国債残高が累増し、借換国債を含めた国債発行額が巨額となっている現状に鑑み、市場との対話を重視した国債管理を強化するとともに、国債の安定消化に向けて、国債発行・流通市場の環境整備に努めること。

右決議する。

農地中間管理事業の推進に関する法律案(閣法第14号)

(衆議院 25. 11. 28修正議決 参議院 12. 2農林水産委員会付託 12. 5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における農業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の農業への参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業について、農地中間管理機構の指定その他これを推進するための措置等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的

本法は、農地中間管理事業の的確な推進により、農業経営の規模の拡大、農用地の集団化、農業への参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的とすることとする。

二、農地中間管理事業

「農地中間管理事業」とは、農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、都道府県の区域（農業振興地域の区域内に限る。）を事業実施地域として、農地中間管理機構が行う、農用地の借受け・貸付け等、当該農用地の管理、当該農用地についての利用条件の改善業務等をいうこととする。

三、農地中間管理事業の推進に関する基本方針

都道府県知事は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針を定めるものとし、同基本方針においては、効率のかつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積に関する目標等、農地中間管理事業の推進に必要な事項を定めることとする。

四、農地中間管理機構の指定等

都道府県知事は、農地中間管理事業を適正かつ確実に行うことができる一般社団法人又は一般財団法人を、都道府県に一を限り、農地中間管理機構として指定できることとする。

また、農地中間管理機構は、借り受ける農用地等の基準、農用地利用配分計画の決定の方法などを定めた農地中間管理事業規程を作成し、都道府県知事の認可を受けるとともに、これを公表しなければならないこととする。

さらに、農地中間管理機構の役員の選任及び解任は都道府県知事の認可を要することとともに、事業の実施状況が著しく不十分な場合等には都道府県知事は役員の解任を命ずることができることとする。

五、農用地の借受け・貸付け等

農地中間管理機構は、定期的に、区域ごとに、借受希望者を募集し、応募者及びその応募の内容に関する情報を整理して公表するとともに、貸付けに当たっては、農用地利用配分計画を定めて都道府県知事の認可を受け、その計画の公告により、農用地の利用権が設定されることとする。

また、農地中間管理機構は、利用することが著しく困難な農用地は借受けの対象に含めないこととともに、借り受けた農用地等が相当の期間を経過してもなお貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき等は、都道府県知事の承認を受けて、当該農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができることとする。

なお、農地中間管理機構は、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けて、業務の一部を第三者に委託することができることとする。

六、国による評価

農林水産大臣は、農地中間管理機構の業務の実施状況について評価を行い、その結果及び優良事例に関する情報を公表すること等により、事業の効率的かつ効果的な実施を図ることとする。

七、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

なお、本法律案は、衆議院において、市町村は、適切と認める区域ごとに、当該区域の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、農業の将来の在り方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用等に関する事項について、定期的に、農業者等の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表すること、附則の検討規定について、政府は、この法律の施行後5年を目途として、農地中間管理事業及びこれに関連する事業に関し、その実施主体、これらの事業に対する国の財政措置の見直し（農地中間管理機構に対する賃料に係る助成の見直しを含む。）その他のこれらの事業の在り方全般について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずること等を主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】（25.12.5農林水産委員会議決）

農業の生産性を高め、将来にわたって安定的な農業生産を行っていくため、担い手への農地集積と農地の集約化を一層加速化し、農業への新規参入を促進していくことが求められている。併せて、農業経営所得の安定・向上、農村の活性化とその持続的発展を図ることが重要である。

よって政府は、両法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 農地中間管理機構が十分に機能し、農地の集積・集約化の成果をあげていくためには、地域における農業者の徹底した話し合いを積み重ねていくことが必要不可欠である。

このため、人・農地プランの作成及びその定期的見直しについては、従来以上に強力に推進すること。農地中間管理機構は人・農地プランが策定されている地域に重点を置くとともに、人・農地プランの内容を尊重して事業を行うこととする。

また、人・農地プランと関連する各種予算措置についても、適切に確保するとともに、人・農地プランのより円滑な実施を図るための必要な法制上の措置の在り方について遅滞なく検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 農地の集積・集約化を進めるに当たっては、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も十分踏まえ、耕作者の地位の安定を図る観点から、長期にわたり耕作しない不在地主による農地所有を耕作者自らによる農地所有へと誘導するための施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

三 農地中間管理事業の実施に当たっては、農地法に基づく権利移動、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等既存の仕組みとの連携を密にし、相互に補完する体制を整備することにより、農地の出し手・受け手双方が利用しやすく、実効ある仕組みとすること。

四 農地中間管理機構が成果をあげていくためには、農地中間管理機構が自立的に活動できることが重要である。このため、国の効果的・効率的な財政支援を行うとともに、地方の負担は必要最小限とすること。

五 農地中間管理機構による農地の貸付先決定ルールについては、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適切に調整するとともに、地域農業との調和及びその健全な発展に資するものとなるようにしていくこと。

特に、既に効率的・安定的な経営を行っている農業者の経営の発展に支障を与えないように十分留意すること。

六 中山間地域等の条件不利地域において農地中間管理事業を実施するに当たっては、農地の受け手が不足する等平地地との格差を考慮し、中山間地域等直接支払制度と連携するなど創意工夫を凝らした事業展開が可能となるよう措置すること。

七 市町村は、農地中間管理機構より農用地利用配分計画の案の作成・提出等の協力を求められる等農地中間管理事業の実施に当たって重要な役割を果たすことに鑑み、いずれの市町村においても、地域の実情に即しつつ、農地の出し手・受け手のニーズに応えた事業実施が図られるよう、農地中間管理機構と市町村及び市町村相互の協力・連携体制を整備すること。

その際、市町村は、農地の所在、所有者等の情報を把握している農業委員会の意見聴取を基本とするよう運用すること。また、法定化される農地台帳等の整備を進めるとともに、その公開ルールは他の法定台帳の取扱いルールを参考とする等個人の権利関係に留意すること。

八 農地中間管理事業による農地の利用集積に際しては、農地の出し手と受け手の掘り起こしとマッチングが不可欠であることに鑑み、地域の農地・農業事情に精通し、こうした地道な活動に取り組むことのできる人材の確保・育成に十分な支援を行うこと。

九 地域農業における集落営農の役割の重要性に鑑み、集落営農が農地の受け手として積極的に経営展開を図ることができるよう、法人化をはじめ、その活性化に向けた支援措置を講ずること。

十 都道府県に一を限って指定された農地中間管理機構は、必要があるときは他の農地中間管理機構と情報の共有化等の連携を図ること。

十一 農地中間管理機構が借り受けた農地について、所有者の変更や権利制限に係る事由が発生した場合等において、農地中間管理機構が適切な措置を講ずること。

十二 農協及びその出資法人についても、農地流動化に関する実績・能力のあるところは、農地中間管理機構が委託することにより、機構の事業ルールに即して積極的に活用すること。

十三 農地中間管理機構は、農地の生産性を上げていく観点から、大区画化等の利用条件の改善を適切に進めること。

また、農地中間管理機構を介して集積・集約化された土地は農業生産のための公共財としての性格を強めるので、土地改良法等に基づく事業費の負担の在り方についても早急に検討すること。

十四 農林水産大臣は、農地中間管理事業の実施状況について全国的な見地から評価を行うに当たっては、農地及び農業経営をめぐる多様な状況をきめ細かく分析することにより、地域の実情に応じた農地の集積・集約化の取組が助長されるよう留意すること。

併せて、農地利用集積円滑化事業について、農地中間管理事業との適切な役割分担・相互補完が図られるよう、その実施状況について評価・検証を行い、優良な取組事例の紹介と全国展開に努めること。

十五 アドバイザリー・グループである産業競争力会議・規制改革会議等の意見については参考とするとともに、現場の実態を踏まえ現場で十分機能するものとなることを第一義として、制度の運用を行うこと。

右決議する。

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案（閣法第15号）

(衆議院 25. 11. 28修正議決 参議院 12. 2農林水産委員会付託 12. 5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における農業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、望ましい農業構造の実現に向けた農業の構造改革を推進するため、新たに農業経営を営もうとする者に対する支援の充実、遊休農地の農業上の利用の増進を図るための措置の強化、投資事業有限責任組合による農業法人に対する投資の円滑化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農業経営基盤強化促進法の一部改正

1 農地中間管理機構の事業の特例

都道府県知事は、必要があると認めるときは、農業経営基盤強化促進基本方針に農地中間管理機構が行う農地売買等事業などの実施に関する事項を定めることとするとともに、農地中間管理機構は、事業規程を定め、都道府県知事の承認を受けたときは、農地売買等事業などを行うことができることとする。

2 青年等の就農支援

都道府県知事は、農業経営基盤強化促進基本方針に、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標を定めることとするとともに、市町村は、農業経営基盤強化促進基本構想に、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標を定めることとする。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等は、青年等就農計画を作成し、市町村の認定を受けることができることとし、認定を受けた者に対して日本政策金融公庫等が無利子資金の貸付けを行うことができることとする。

3 法人化の推進等

国及び地方公共団体は、農業経営の法人化、集落営農の組織化の推進、農業経営の改善を行うおうとする法人に対する投資の円滑化その他の措置を講ずるように努めることとする。

二、農地法の一部改正

1 遊休農地に関する措置の強化

農業委員会は、遊休農地があるとき、又は、耕作者が不在となること等により遊休農地化することが見込まれる農地があるときは、遊休農地の所有者等に対して農地の利用意向調査を行い、農地中間管理機構に貸し出す意向の有無等を確認することとするとともに、都道府県知事の裁定による農地中間管理機構への利用権設定に至る手続を簡素化することとする。

また、遊休農地の所有者等が確知できない場合の公告の制度を改善することとする。

2 農地台帳等の法定化

農業委員会は、農地の所在、所有者、賃貸借権等の種類・存続期間等を記録した農地台帳及び地図を磁気ディスクをもって作成し、これを公表することとする。

三、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部改正

農林水産大臣の計画承認を受けて農業法人投資育成事業を行う投資主体として、投資事業有限責任組合を追加するとともに、日本政策金融公庫は、大臣承認を受けた投資事業有限責任組合に対しても出資の業務を行うことができることとする。

四、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の廃止

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法は廃止することとする。

五、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

なお、本法律案は、衆議院において、農地中間管理事業の推進に関する法律案に対する修正に伴い、必要な技術的な修正が行われた。

【附帯決議】(25. 12. 5農林水産委員会議決)

農地中間管理事業の推進に関する法律案(閣法第14号)と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案(閣法第16号)

(衆議院 25. 11. 8可決 参議院 11. 11環境委員会付託 11. 15本会議可決)

【要旨】

原子力規制委員会設置法附則第6条第4項においては、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）が行う業務を原子力規制委員会に行わせるため、可能な限り速やかに機構を廃止するものとし、また、機構の職員が原子力規制庁の相当の職員となることを含め、このために必要となる法制上の措置を速やかに講ずるものとするとしてされている。

本法律案は、この規定に基づき、機構が行う業務を原子力規制委員会に移管するため、機構を解散し、その事務を国が引き継ぐこととする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、機構は、この法律の施行の時に解散するものとし、その資産及び債務は国が承継するものとする。
- 二、独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成14年法律第179号）は、廃止するものとする。
- 三、原子力規制委員会委員長が、機構の職員を原子力規制委員会職員として採用するために必要な手続を設ける。併せて、機構を退職した者であって年齢60年以上のものを、原子力規制委員会職員として採用することができるものとする。
- 四、三により採用された原子力規制委員会職員となった者であって、人事院規則で定める者については、人事院規則で定めるところにより、人事院規則で定める期間、特別の手当を支給するものとする。
- 五、原子力規制委員会職員となった者の退職手当の算定は、機構の職員としての在職期間を、国の職員としての在職期間として通算するものとする。
- 六、原子力規制委員会職員となった者の厚生年金保険等から国家公務員共済組合への移行に当たり必要な特例を設ける。
- 七、機構の解散に伴い、機構の業務を原子力規制委員会に移管するための原子炉等規制法の改正など、関係法律の規定について所要の規定の整備を行う。
- 八、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（25. 11. 14環境委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）の職員を原子力規制委員会へ採用する際の具体的な手続について明らかにするとともに、「できる限り一体として原子力規制委員会職員とするよう努める」ことと定めた本法の規定に鑑み、原子力規制委員会への採用を希望する機構職員については可能な限り採用すること。
- 二、機構を統合した後の原子力規制委員会の体制づくりや機構から採用した職員の配置に際しては、機構出身者の能力を最大限に生かせるよう十分配慮すること。
- 三、原子力規制委員会に採用される機構の職員に支給される人事院規則で定める特別の手当の検討に当たっては、当該職員の高い知見や技術力を適正に勘案しつつ、国家公務員である原子力規制委員会職員になったことにより収入等に大きく影響が及ばないような給与体系となるよう十分配慮すること。
- 四、原子力規制委員会への採用を希望しない機構職員に対しては、再就職の支援等に最大限配慮すること。
- 五、機構職員が有する原子力安全規制行政に係る知見や技術を、原子力規制庁の若手職員等を引き継ぐための体制を構築するとともに、原子力安全規制行政の将来を見据えた人材の育成に努めること。
- 六、原子力規制委員会の有する科学的知見や専門的技術の一層の向上に努めることにより、事業者の監視・監督機能の一層の適正化を図ること。

- 七、原子力規制委員会が発足してから1年以上が経過しているにもかかわらず、同委員会設置法に規定されている原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会及び放射線審議会が未だに設置されていない現状に鑑み、早期に設置すること。
- 八、原子力規制委員会の研究調査機能の強化に努めるとともに、関連する大学や研究調査機関等との連携を深め、原子力安全規制のための技術の向上に努めること。
- 九、海外の最新の知見や技術を取り入れるため、外国人有識者の活用並びに諸外国の原子力関係機関との意見交換及び情報共有を一層推進すること。また、これまで機構が行ってきた海外の技術支援機関等との協力等を、原子力規制委員会が引き続き行えるよう体制整備を図ること。
- 十、原子力に係る高い知見や技術を有する民間の人材を積極的に採用するなど、原子力規制委員会の一層の体制強化に努めること。
- 十一、原子力規制行政の的確な実施のためには、原子力利用における安全の確保に資する研究を不断に実施し、科学的知見を蓄積していくことが不可欠であることから、原子力規制委員会設置法附則第6条第5項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構その他の関係団体の組織及び業務の在り方について早期に検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 十二、東京電力福島第一原子力発電所事故の廃炉作業において、汚染水問題や、使用済燃料プールからの燃料取り出しなど課題が山積している状況を踏まえ、今回の改正により原子力規制委員会の規制機関としての専門性を高めることにより、廃炉・汚染水問題に係る安全確保の監視に万全を尽くすこと。
- 右決議する。

交通政策基本法案(閣法第17号)

(衆議院 25. 11. 15可決 参議院 11. 20国土交通委員会付託 11. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、交通が、国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流及び国際交流並びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであることに鑑み、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 交通に関する施策について、基本理念等を定めることとする。
- 二 交通に関する施策について、国、地方公共団体、交通関連事業者及び交通施設管理者の責務並びに国民等の役割について定めることとする。
- 三 政府は、交通に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこととする。
- 四 政府は、毎年、国会に、交通の動向及び政府が交通に関して講じた施策に関する報告等を提出しなければならないこととする。
- 五 政府は、交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通政策基本計画を定めなければならないこととする。
- 六 交通に関する基本的施策として、国及び地方公共団体の施策を定めることとする。
- 七 この法律は、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】(25. 11. 26国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 交通政策基本計画の策定及びその施策の推進に当たっては、国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者による効果的な相互連携が図られるよう配慮するとともに、利用者目線に立ちつつ、国民の意見が反映されるよう努めること。また、「社会資本整備

重点計画」の内容やその計画期間等との整合に留意すること。さらに、新たな「国土のグランドデザイン」の構築においては、本法の基本理念等がいかされるようにすること。

- 二 交通における安全・安心をより確実なものとするため、道路交通・鉄道の安全等陸上交通の安全、船舶の保安等海上交通の安全及び航空保安等航空交通の安全の各分野について、関係法律で定めるところにより、万全を期すとともに、関係府省庁の連携による安全・保安体制の一層の充実等が図られるよう努めること。
- 三 運輸事業その他の交通に関する事業が健全に発展し、サービスが安定して供給されるよう、交通に関する施策の推進に当たっては、交通関連事業者及び交通施設管理者による適切な業務の推進、交通に関する事業において必要とされる交通従事者の労働環境の改善及び人材の育成・確保等についても十分に配慮するよう指導すること。
- 四 大規模な災害が発生した場合における被害の軽減及び交通機能の迅速な回復のため、交通施設における老朽化対策及び耐震化対策等を推進するとともに、代替交通手段の整備、避難・救援・緊急輸送など非常時の移動手段の確保等に万全を期すこと。また、東日本大震災の教訓からミッシングリンクの解消等「命の道づくり」をより一層推進すること。
- 五 今後急速な人口減少・高齢化の進展が見込まれる中で、コンパクトシティの形成など交通とまちづくりの連携を一層推進するとともに、離島、過疎地域、中山間地域、豪雪地帯、半島地域など地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域等における国民の交通に対する基本的な需要が適切に充足されるよう、地域公共交通や物流の確保・維持・改善に努めること。
- 六 高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等の円滑な移動を可能とする交通施設のバリアフリー化に当たっては、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における目標年が東京オリンピック及びパラリンピックの開催年であることも踏まえ、我が国がより先進的なバリアフリー社会となるよう、その着実な推進を図ること。
- 七 交通分野における環境負荷の低減、省エネルギー化を推進するため、低公害車の普及促進、貨物輸送におけるモーダルシフトの推進やトラックの自営転換、交通における次世代技術の開発等への取組が一層推進されるよう努めること。また、ＩＣＴ技術その他の技術の開発・活用等によって、交通の利用者利便の向上、交通の効率的な運営による産業競争力の強化、観光振興等が図られるよう努めること。
- 八 自転車が、本法において他の交通モードと並ぶものとして明確に位置付けられたことを踏まえ、自動車や歩行者等との共存関係が形成されるよう、関係府省庁は連携を強化し、自転車道・駐輪場の整備等走行環境の改善などその利用促進に向けた施策に取り組むとともに、事故の減少を図るための施策を総合的に講じること。
- 九 交通の利用促進や物流の円滑化を通じた我が国の成長力の強化を図るため、高速道路、鉄道、港湾、空港をはじめとする交通インフラの料金や運賃等については、利用者利便や国際競争力の更なる向上に資するとともに各交通モード間の持続的な連携を可能とするバランスある水準となるよう十分に配慮すること。
- 十 2020年の東京オリンピック及びパラリンピックの開催に向けて、日本の津々浦々まで外国人旅客が旅できる国土・地域づくりを目指して、交通手段の充実、移動の円滑化、観光旅客の円滑な往來の促進等を図るとともに、万が一の大規模災害発生時における交通機能の維持、円滑な避難の確保等に万全を期すること。
- 十一 交通に対する基本的な需要の充足に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦等を含む国民が日常生活及び社会生活を営むに当たり必要な移動、物資の円滑な流通等の需要が十分にくみ取られたものとなるよう最大限配慮すること。国民の交通に対する基本的な需要が充足され、安全・安心・快適な移動が実現されるよう、万全を期すこと。
- 十二 本法の制定及び交通政策基本計画の策定を踏まえ、これまでの交通政策の見直しを行うとともに、法制や助成制度を含め、行政運用に的確に対応すること。また、本法の施行状況について一定期間ごとに検証を行い所要の見直しを図ること。

右決議する。

国家戦略特別区域法案(閣法第18号)

(衆議院 25. 11. 21修正議決 参議院 11. 22内閣委員会付託 12. 7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国家戦略特別区域基本方針

- 1 政府は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針（以下「国家戦略特別区域基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴いて、国家戦略特別区域基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

二、区域計画の認定等

1 区域方針

内閣総理大臣は、国家戦略特別区域ごとに、国家戦略特別区域基本方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する方針（以下「区域方針」という。）を定めるものとする。

2 国家戦略特別区域会議

- (一) 国家戦略特別区域ごとに、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画（以下「区域計画」という。）の作成等を行うため、国家戦略特別区域担当大臣及び関係地方公共団体の長は、国家戦略特別区域会議を組織する。
- (二) 内閣総理大臣は、区域方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者を、国家戦略特別区域会議に構成員として加えるものとする。

3 区域計画の認定

- (一) 国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、区域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。区域計画には、構造改革特別区域法に規定する特定事業の内容等を定めることができる。
- (二) 区域計画は、国家戦略特別区域担当大臣、関係地方公共団体の長及び2の(一)に規定する構成員の全員の合意により作成するものとする。
- (三) 内閣総理大臣は、(一)の申請があった場合において、区域計画が国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に適合するものであること等の基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
- (四) 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、区域計画に定められた特定事業に関する事項について、当該特定事業に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。

三、国家戦略特別区域における規制の特例措置等

国家戦略特別区域において講ずることができる、旅館業法、医療法、建築基準法、道路法、農地法、都市計画法等の法律等による規制の特例措置等のほか、個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助等について定める。

四、国家戦略特別区域諮問会議

内閣府に、国家戦略特別区域諮問会議を置く。同会議は、議長及び議員10人以内をもって組織

し、国家戦略特別区域の指定に関する事項等の事務をつかさどる。

五、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。
- 2 政府は、一定の期間内に終了すると見込まれる事業で、高度の専門的な知識等を必要とする業務に就く労働者に係る有期労働契約の特例について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとし、必要な法律案を平成26年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。
- 3 政府は、公立学校の管理を民間に委託することを可能とするため、この法律の施行後1年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、区域計画への構造改革特別区域法に規定する特定事業等の追加等、個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助の実施に関する内閣総理大臣等の意見に関する規定の追加、国家戦略特区支援利子補給金に関する検討条項の追加等を内容とする修正が行われた。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法（平成20年法律第68号）に基づき、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、人事の一元的管理に関する規定の創設、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備、内閣総理大臣補佐官に関する規定の整備及び大臣補佐官に関する規定の創設等、所要の改正を行おうとするものである。

民法の一部を改正する法律案(閣法第20号)

(衆議院 25. 11. 21可決 参議院 11. 21法務委員会付託 12. 5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、民法の規定中嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の2分の1とする部分は憲法違反であるとの最高裁判所決定があったことに鑑み、当該部分を削除するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 嫡出である子と嫡出でない子の相続分の同等化
民法の規定中嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の2分の1とする部分を削除する。
- 二 施行期日等
 - 1 この法律は、公布の日から施行する。
 - 2 この法律による改正後の規定は、平成25年9月5日以後に開始した相続について適用する。

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案(閣法第21号)

(衆議院 25. 11. 28可決 参議院 12. 2厚生労働委員会付託 12. 5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般用医薬品のインターネット販売に関する最高裁判決等を踏まえ、医薬品及び薬剤の使用に際しての安全性の確保を図るため、医薬品の区分として要指導医薬品を新設し、その販売に際しての薬剤師の対面による情報提供及び薬学的知見に基づく指導を義務付ける等の医薬品の販売業等に関する規制の見直しを行うほか、指定薬物による保健衛生上の危害の発生を防止するため、その所持等を禁止する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 要指導医薬品とは、製造販売の承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しない医薬品、劇薬等のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであって、薬

剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

- 二 薬局開設者又は店舗販売業者は、要指導医薬品の適正な使用のため、要指導医薬品の販売等を行う場合には、薬剤師に、対面により、厚生労働省令で定める事項を記載した書面（電磁的記録を表示したものを含む。）を用いて必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。
- 三 薬局開設者又は店舗販売業者は、要指導医薬品又は第1類医薬品の販売等を行う場合には、薬剤師に、あらかじめ、当該医薬品を使用しようとする者の年齢、他の薬剤又は医薬品の使用の状況その他の厚生労働省令で定める事項を確認させなければならない。
- 四 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、薬局又は店舗における医薬品の販売等の実施方法（薬局又は店舗以外の場所にいる者に対して一般用医薬品の販売等を行う場合におけるその者との間の通信手段に応じた実施方法を含む。）に関する事項その他薬局開設者又は店舗販売業者が遵守すべき事項を定めることができる。
- 五 指定薬物は、医療等の用途以外の用途に供するために所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は医療等の用途以外の用途に使用してはならない。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

会社法の一部を改正する法律案(閣法第22号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、株式会社をめぐる最近の社会経済情勢に鑑み、社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化並びに株式会社及びその属する企業集団の運営の一層の適正化等を図るため、監査等委員会設置会社制度を創設するとともに、社外取締役等の要件等を改めるほか、株式会社の完全親会社の株主による代表訴訟の制度の創設、株主による組織再編等の差止請求制度の拡充等の措置を講じようとするものである。

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第23号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第30号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、テロリズムに対する資金その他の利益の供与の防止のための措置を適切に実施するため、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対する資金以外の利益の提供に係る行為についての処罰規定を整備するとともに、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対し資金等を提供しようとする者に対する資金等の提供に係る行為等についての処罰規定を整備しようとするものである。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案(第183回国会閣法第52号)
(衆議院 25. 11. 5可決 参議院 11. 6法務委員会付託 11. 20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、悪質かつ危険な自動車の運転により人を死傷させた者に対する新たな罰則を創設するなど所要の罰則を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 危険運転致死傷罪の規定の整備

- 1 現行の刑法の危険運転致死傷罪における悪質・危険な一定の運転行為と同等に悪質・危険な運転行為であるところの通行禁止道路において重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為により人を死傷させたことも危険運転致死傷罪とした上、従来の危険運転致死傷罪とともに本法律案に規定する。
- 2 アルコール、薬物又は一定の病気の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、そのことを認識しながら自動車を運転した上、客観的に正常な運転が困難な状態に陥って人を死傷させた者を、新たな危険運転致死傷罪の対象とし、現行の自動車運転過失致死傷罪よりも重い法定刑とする罰則を新設する。

二 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪の新設

アルコール又は薬物の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転し、必要な注意を怠って人を死傷させた上、運転時のアルコール又は薬物の影響が発覚することを免れるべき行為をした者に対する罰則を新設する。

三 無免許運転による刑の加重の規定の新設

本法律案の罰則を犯した者が無免許運転をしたものであるときは、それぞれ、道路交通法の無免許運転罪との併合罪加重以上の重い法定刑とする罰則を新設する。

四 過失運転致死傷罪

現行の刑法の自動車運転過失致死傷罪を本法律案で規定する。

五 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 刑法の一部改正
危険運転致死傷（第208条の2）及び自動車運転過失致死傷（第211条第2項）の規定を削除する。
- 3 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行う。

【附帯決議】(25. 11. 19法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 本法により新たに処罰対象となる罪の趣旨及び内容について、その周知徹底を図ること。
- 二 第3条第1項の「走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態」、及びそれに対する本人の認識の程度の評価に関し、民間団体や関係学会・医療関係団体から意見を聴くなどして、その範囲が不当に拡大され、あるいは適用にばらつきが生じることのないよう留意すること。
- 三 第3条第2項の危険運転致死傷罪の対象となる「自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの」を定めるに当たっては、民間団体や関係学会・医療関係団体から意見を聴くなどして、病気による症状と、運転技能及び交通事故との関係について吟味・検討した上で定めるとともに、本法施行後においては、最新の医学的知見が反映されるよう必要に応じその見直しを行うこと。また、同項の適用は、特定の病名そのものに対してではなく、その症状に着目してなされるものであることに鑑み、当該病気を有する者に対して不当な不利益が生じないよう本罪の趣旨及び内容の周知を徹底し、病気を理由とする差別を助長することがないよう努めること。

四 無免許運転が自動車運転のための最も基本的な義務に違反した極めて規範意識を欠いた行為で

- あることを踏まえ、第6条の無免許運転による刑の加重については、その施行後の適用状況を検証し、悪質な無免許運転による死傷を危険運転致死傷罪に含めることについても検討すること。
- 五 悪質な無免許運転による死傷を危険運転致死傷罪に含めることとする場合には、無免許運転の態様を把握するため、警察の免許管理システムの変更等を検討すること。
- 六 飲酒運転後のひき逃げの防止を強化するため、第4条の過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪の施行後の適用状況の検証を行い、その法定刑等の在り方についての更なる検討を行うこと。
- 七 過労運転による重大な死傷事故を防止するため、その処罰の在り方や法技術的な観点も含めた総合的な検討を行うこと。
- 右決議する。

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案(第183回国会閣法第60号)

(衆議院 25.11.1修正議決 参議院 11.6消費者問題に関する特別委員会付託 12.4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自らその回復を図ることには困難を伴う場合があることに鑑み、その財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を迫行することができることとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例

- 1 消費者契約法に規定する適格消費者団体の中から一定の要件を満たし、その申請に基づき内閣総理大臣が認定する特定適格消費者団体は、契約上の債務の履行の請求、不当利得に係る請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求、瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求及び不法行為に基づく損害賠償の請求（民法の規定によるものに限る。）に係る消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、事業者が、これらの消費者に対し、これらの消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、金銭を支払う義務を負うべきことの確認を求める訴え（以下「共通義務確認の訴え」）を提起することができる。
- 2 共通義務確認の訴えに係る訴訟（以下「共通義務確認訴訟」という。）の確定判決は、当該共通義務確認訴訟の当事者以外の特定適格消費者団体及び当該共通義務確認訴訟に係る対象債権を有する消費者（以下「対象消費者」という。）の範囲に属する対象債権として裁判所に債権届出があった債権（以下「届出債権」という。）の債権者である消費者に対してもその効力を有する。

二、対象債権の確定手続

- 1 共通義務確認訴訟の結果を前提として、この法律の規定による裁判所に対する債権届出に基づき、相手方が認否をし、その認否を争う旨の申出がない場合はその認否により、その認否を争う旨の申出がある場合は裁判所の決定により、対象債権の存否及び内容を確定する裁判手続（以下「簡易確定手続」という。）については、当事者であった特定適格消費者団体の申立てにより、当事者であった事業者を相手方として、共通義務確認訴訟の第一審の終局判決をした地方裁判所が行う。
- 2 1の申立てをした特定適格消費者団体は、知れている対象消費者に対し、共通義務確認訴訟の確定判決の内容等を通知・公告しなければならない、当該対象債権に係る対象消費者から授權を受けて、対象債権についての債権届出をし、及び当該対象債権について簡易確定手続を迫行する。
- 3 相手方は、届出期間内に届出債権の内容について認否をしなければならない、当該認否がないときは、相手方において届出債権の内容を全部認めたものとみなし、相手方が届出債権の内容を全部認めたときは、当該届出債権の内容は確定する。

三、特定適格消費者団体のする仮差押え

特定適格消費者団体は、当該特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の実現を保全するため、民事保全法の規定により、仮差押命令の申立てをすることができる。

四、特定適格消費者団体の責務等

1 特定適格消費者団体は、対象消費者の利益のために、共通義務確認訴訟手続、簡易確定手続等の被害回復関係業務を適切に実施しなければならない、不当な目的でみだりに共通義務確認の訴えの提起等をしてはならない。

2 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務を行うことに關し、報酬を受けることができる。

五、施行期日等

1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に締結された消費者契約に関する請求に係る金銭の支払義務には、適用しない。

3 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、被害回復関係業務の適正な遂行を確保するための措置並びに共通義務確認の訴えを提起することができる金銭の支払義務に係る請求及び損害の範囲を含め、この法律の規定及び施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、特定適格消費者団体が権限を濫用して事業活動に不当な影響を及ぼさないようにするための方策、特定適格消費者団体に対する支援の在り方並びに共通義務確認の訴えを提起することができる請求及び損害の範囲等の規定の検討、この法律が適用されない請求についての裁判外紛争解決手続の利用促進並びに本法律の周知に関する規定の附則への追加等を内容とする修正が行われた。

自衛隊法の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第63号)

(衆議院 25. 11. 1可決 参議院 11. 8外交防衛委員会付託 11. 15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送について、当該輸送に際して同乗させることができる者の範囲を拡大し、及び当該輸送の手段として車両を加えるとともに、外国の領域において当該輸送の職務に従事する自衛官が、その職務を行うに伴い自己の管理下に入った者の生命等の防護のためやむを得ない場合に武器を使用することができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、在外邦人等の輸送（外国における緊急事態に際して自衛隊が行う在外邦人等の輸送をいう。以下同じ）の実施に際して防衛大臣が、外務大臣と協議し、確認する事項を規定するとともに、防衛大臣は、当該輸送の職務に従事する自衛官に同行させる必要があると認められる者等を同乗させることができることとする。

二、在外邦人等の輸送は、航空機又は船舶のほか、特に必要があると認められるときは、当該輸送に適する車両により行うことができることとする。

三、在外邦人等の輸送の職務に従事する自衛官は、当該輸送に用いる車両の所在する場所、その管理の下に入った輸送対象者を当該輸送に用いる航空機、船舶若しくは車両まで誘導する経路、輸送対象者が当該航空機、船舶若しくは車両に乗り込むために待機している場所又は当該車両による輸送の実施に必要な業務が行われる場所においてその職務を行うに際し、その職務を行うに伴いその管理の下に入った者の生命又は身体の防護のための必要最小限の武器の使用ができることとする。

四、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(25. 11. 14外交防衛委員会議決)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺漏なきを期すべきである。

一、自衛隊が既に活動を実施している地域以外の地域において、車両により在外邦人等の輸送を実

施する場合には、当該輸送に係る情報収集や現地当局との緊密な連携等に一層配慮し、当該輸送を安全に実施することに遺漏なきを期すこと。

二、在外邦人の保護については、政府全体の情報収集及び危機管理に関する態勢の強化に努めるとともに、当該国にとどまらない国際的な連携の強化と在外邦人に対するきめ細かい情報の提供に万全を期すこと。

三、陸上輸送を含めた在外邦人等の輸送の実施に際しては、自衛隊による輸送にこだわることなく、政府として取り得る手段の中から状況に応じ最も適切と考えられる手段を用いて、当該邦人等の安全確保に努めること。

四、海外で活動する自衛隊の適切な武器使用の在り方については、引き続き検討を行うこと。
右決議する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第72号)

(衆議院 25. 11. 21可決 参議院 12. 2経済産業委員会付託 12. 7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、独占禁止法違反に対する排除措置命令等について、審判制度を廃止するとともに、意見聴取のための手続の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、審判制度等の廃止

- 1 審判官及び審判制度に係る規定を廃止する。
- 2 実質的証拠法則及び新証拠提出制限に係る規定を廃止する。

二、排除措置命令に係る意見聴取のための手続等の整備

- 1 排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について、意見聴取を行わなければならない。
- 2 意見聴取は、公正取引委員会が事件ごとに指定するその職員（以下「指定職員」という。）が主宰する。
- 3 排除措置命令に係る意見聴取について、当事者による代理人の選任、証拠の閲覧・謄写及び意見聴取の期日における意見申述・審査官等に対する質問、予定される排除措置命令の内容等の審査官による説明、指定職員による調書・報告書の作成に係る規定等の整備を行う。
- 4 公正取引委員会は、排除措置命令に係る議決をするときは、調書及び報告書の内容を十分に参酌してしなければならない。

三、課徴金納付命令及び競争回復措置命令に係る意見聴取のための手続等の整備

- 1 二の手続は、課徴金納付命令及び競争回復措置命令について準用する。
- 2 公正取引委員会は、競争回復措置命令の名宛人となるべき者に対し意見聴取に係る通知をしようとするときは、当該事業者の営む事業に係る主務大臣に協議し、かつ、公聴会を開いて一般の意見を求めなければならない。

四、排除措置命令等に係る訴訟手続の整備

- 1 排除措置命令等に係る抗告訴訟については、東京地方裁判所の専属管轄とするとともに、東京地方裁判所においては、3人又は5人の裁判官の合議体により審理及び裁判を行う。
- 2 控訴等が提起された東京高等裁判所においては、5人の裁判官の合議体により審理及び裁判を行うことができる。

五、罰則規定の見直し

審判制度に係る罰則規定について所要の整備を行う。

六、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

七、検討

政府は、公正取引委員会が事件について必要な調査を行う手続について、我が国における他の行政手続との整合性を確保しつつ、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から検討を行い、この法律の公布後1年を目途に結論を得て、必要があると認めるときは、所要の措置を講じる。

薬事法等の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第73号)

(衆議院 25. 11. 5可決 参議院 11. 13厚生労働委員会付託 11. 20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、医薬品、医療機器、再生医療等製品等の安全かつ迅速な提供の確保等を図るため、最新の知見に基づく内容が記載された添付文書の届出義務の創設等の安全対策の強化とともに、医療機器の登録認証機関による認証範囲の拡大、再生医療等製品の条件及び期限付承認制度の創設等の医療機器及び再生医療等製品の特性を踏まえた規制等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 薬事法の題名を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。
- 二 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）の製造販売を業として行う者、病院の開設者等は、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保等に努めなければならない。
- 三 医薬品等は、これらに添付する文書又はその容器若しくは被包（以下「添付文書等」という。）に、当該医薬品等に関する最新の論文その他により得られた知見に基づき、用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意等（以下「添付文書等記載事項」という。）が記載されていなければならない。
- 四 医薬品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売業者は、厚生労働大臣が指定する医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売をするときは、あらかじめ、添付文書等記載事項のうち使用及び取扱い上の必要な注意等を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 五 厚生労働大臣が基準を定めて指定する高度管理医療機器の製造販売をしようとする者等は、品目ごとに製造販売についての登録認証機関の認証を受けなければならない。
- 六 医療機器の製造販売業等について、医薬品、医薬部外品及び化粧品の規定と章を区分して規定を設ける。
- 七 再生医療等製品の製造販売をしようとする者は、品目ごとにその製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けなければならない。承認の申請者が製造販売をしようとする物が、申請に係る効能、効果又は性能を有すると推定されるもの等である場合には、厚生労働大臣は、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その適正な使用の確保のために必要な条件及び7年を超えない範囲内の期限を付してその品目に係る承認を与えることができる。
- 八 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(25. 11. 19厚生労働委員会議決)

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、政府は、各薬害被害者団体の意見を重く受け止め、その権限において独立性、機動性が確保され、専門性を有し、国民の理解に基づく医薬品の安全な使用等に資する第三者組織の設置について、速やかに検討を行うこと。
- 二、臨床研究の実施に当たっては、被験者自身の安全の確保はもとより、研究の着実な推進と公正さの確保の観点からも、被験者保護を十分に行うことが必要であることから、被験者保護の実効性の確保について、関連指針の遵守を徹底させるとともに、その法制化の必要性を含めた検討を行うこと。

右決議する。

再生医療等の安全性の確保等に関する法律案(第183回国会閣法第74号)

(衆議院 25.11.5可決 参議院 11.13厚生労働委員会付託 11.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保及び生命倫理への配慮に関する措置その他の再生医療等を提供しようとする者が講ずべき措置を明らかにするとともに、再生医療等製品以外の細胞加工物の製造の許可等の制度を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、再生医療等提供基準を定めなければならない。再生医療等提供基準は、第1種再生医療等、第2種再生医療等及び第3種再生医療等のそれぞれにつき、再生医療等技術の安全性の確保等に関する措置に関する事項等について定めるものとする。
- 二 再生医療等を提供しようとする病院又は診療所の管理者は、あらかじめ、厚生労働省令で定める再生医療等の区分ごとに、再生医療等提供計画を厚生労働大臣に提出しなければならない。第1種再生医療等又は第2種再生医療等については、あらかじめ、特定認定再生医療等委員会の意見を、第3種再生医療等については、あらかじめ、認定再生医療等委員会の意見を、それぞれ聴かななければならない。
- 三 厚生労働大臣は、第1種再生医療等提供計画の提出があった場合において、第1種再生医療等が再生医療等提供基準に適合していないと認めるときは、その提出があった日から起算して90日以内に限り、再生医療等提供機関の管理者に対し、計画の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 四 第1種再生医療等提供計画に係る再生医療等提供機関の管理者は、原則として三の期間を経過した後でなければ、当該第1種再生医療等を提供してはならない。
- 五 再生医療等提供計画について再生医療等提供基準に照らして審査を行う再生医療等委員会を設置する者は、その委員会が審査等業務を適切に実施するための要件に適合していることについて、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。
- 六 再生医療等製品以外の細胞加工物を製造しようとする者（病院内の細胞培養加工施設等において製造しようとする者を除く。）は、細胞培養加工施設ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
- 七 この法律は、一部を除き、薬事法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
- 八 政府は、この法律の施行後5年以内に、再生医療等を取り巻く状況の変化等を勘案し、この法律の規定に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（第183回国会閣法第75号）

(衆議院 25.11.7修正議決 参議院 11.8国家安全保障に関する特別委員会付託 11.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、安全保障会議の名称を国家安全保障会議に改め、その審議事項を国家安全保障に関する重要事項に拡充し、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等の一定の事項について内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官により同会議の審議を行うことができることとするほか、内閣官房に国家安全保障局を設置するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、安全保障会議の名称を国家安全保障会議（以下「会議」という。）とする。
- 二、会議は、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等の一定の事項を審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べるものとし、従来の安全保障会議への諮問事項については、これまでと同様の取扱いとするものとし、武力攻撃事態等その他の一定の事態に関し、特に緊急に対処する必要があると認めるときは、迅速かつ適切な対処が必要と認められる措置について内閣総理大臣に建議することができるものとする。

三、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等については、議長である内閣総理大臣のほか、外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官を議員として審議するものとし、従来の安全保障会議への諮問事項については、これまでと同様の議員（議長、内閣法第9条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び国家公安委員会委員長）により審議するものとし、重大緊急事態への対処に関する重要事項に関しては、議長、内閣官房長官及び事態の種類に応じてあらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣により審議するものとし、武力攻撃事態等及び周辺事態に関し、事態の分析及び評価について特に集中して審議する必要があると認める場合には、議長、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び事態の種類に応じてあらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣によって審議を行うことができるものとする。

四、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であって、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

五、内閣官房に国家安全保障局を置くものとし、国家安全保障局は、内閣官房の事務のうち国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの、会議の事務、会議に提供された資料又は情報等を総合して整理する事務をつかさどるものとし、国家安全保障局に国家安全保障局長等を置くものとする。

六、内閣官房に少なくとも1名の内閣総理大臣補佐官を置くこととし、内閣総理大臣は内閣総理大臣補佐官の中から、国家安全保障に関する重要政策を担当する者を指定するものとする。

七、内閣官房副長官及び国家安全保障に関する重要政策を担当する内閣総理大臣補佐官は、会議に出席し、議長の許可を受けて意見を述べるができるものとする。

八、会議に幹事を置き、幹事は内閣官房及び関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命することとし、幹事は会議の所掌事務について、議長及び議員を補佐するものとする。

九、この法律は、公布の日から施行する。ただし、五及び六については、法律の公布の日から6月以内の政令で定める日から施行する。

なお、衆議院において、次の修正が行われた。

1 会議に諮ることとされている事項のうち、武力攻撃事態等及び周辺事態への対処、自衛隊の活動、国防並びに重大緊急事態への対処に関する重要事項は、「内閣総理大臣が必要と認めるもの」について会議に諮らなければならないものとする。

2 会議は、必要があると認めるときは、内閣官房長官及び関係行政機関の長に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力をするよう求めることができるものとしていたが、これを改め、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならないものとする。

【附帯決議】（25. 11. 25国家安全保障に関する特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 国家安全保障会議の議事について、会議の性質などを十分に勘案しつつ、その意思決定に至る過程の将来における検証等を通じて政策決定の透明性を確保するという公文書等の管理に係る制度の趣旨を踏まえ、国の安全保障を損ねない形で速やかに会議録その他の議事に関する記録の作成について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

二 国家安全保障及び危機管理に関する内閣官房の組織の在り方について、国家安全保障及び危機管理に係る政策決定の機動性及び実効性の観点から不断の見直しを行うこと。

三 国家安全保障会議の構成員については、国際環境の変化や会議の性質などを十分に勘案し、重大緊急事態にも適切に対処するため十全かつ効果的に会議が運営されるよう、不断の見直しを行うこと。

四 国家安全保障に関して、迅速適確な情勢判断と政策の企画立案の土台となるべき「情報の内閣一元化」を進めるため、必要な措置を講ずること。

右決議する。

本院議員提出法律案

労働基準法等の一部を改正する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近の労働者をめぐる社会経済情勢に鑑み、労働者の保護の強化を図るため、労働時間の管理及び休日に関する規制の強化、労働者の適切な職業選択に資する情報の充実、職場における優位性を不当に利用して労働者に苦痛を与える行為等の防止、時間外労働等管理規程の作成等に関し必要な措置を講じようとするものである。

電力自由化推進法案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、電気の需給に係る規制を緩和し、市場原理に基づいた電気の需給調整の仕組みを構築すること等により原子力発電を利用せずに電気の安定供給を実現するための抜本的な改革を行うことが喫緊の課題となっていることに鑑み、当該改革について、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、電力自由化推進本部を設置することにより、これを総合的に推進しようとするものである。

民法の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 25.11.21撤回)

【要旨】

本法律案は、民法の規定中嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の2分の1とする部分は憲法違反であるとの最高裁判所決定があったことに鑑み、速やかに、当該部分を削除しようとするものである。

原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、原子力規制委員会設置法の目的規定等において原子炉の廃止を明記し、原子力規制委員会に廃炉安全専門審査会を置き、及び福島原子力発電所事故に係る原子力規制委員会の責務を定めるものである。

国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の資産及び負債、国の事務及び事業に要した費用その他の国の財務に関する状況を明らかにし、かつ、国会等による予算執行に対する検証の充実を図り、もって政府の有する国の財政状況を国民に説明する責務が十分に果たされるようにするとともに、適正な予算編成と効率的な行政の推進に寄与するため、企業会計の慣行を参考とした国の財務書類等の作成及びその国会への提出等による財務情報の開示等について定めるものである。

戸籍法の一部を改正する法律案(参第6号)

(参議院 25.11.21法務委員会付託 12.5本会議否決)

【要旨】

本法律案は、子の出生に伴う戸籍に関する事務の処理において、出生の届出に係る届書に嫡出である子と嫡出でない子の別を記載させることは不可欠でないことに鑑み、嫡出でない子の権利の保護を図る観点から、当該届書の記載事項から嫡出である子又は嫡出でない子の別を削除するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 出生届書の記載事項の改正

戸籍法の規定中出生届書の記載事項から嫡出子又は嫡出でない子の別を削除する。

二 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 死産の届出に関する規程中死産届書の記載事項から嫡出子又は嫡出でない子の別を削除する。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案(参第7号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、日本国外において人の生命又は身体を害する罪に当たる行為による被害を受けた日本国籍を有する者又はその遺族に対し犯罪被害者等給付金を支給しようとするものである。

会社法の一部を改正する法律案(参第8号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近の我が国における株式会社の不祥事の実態に鑑み、企業統治の一層の強化を図るため、大会社で株式を上場しているもの等に対して社外取締役の選任を義務付けようとするものである。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案(参第9号)

(参議院 25. 12. 2厚生労働委員会付託 12. 4本会議可決 衆議院 12. 6可決)

【要旨】

本法律案は、帰国した中国残留邦人等と共に来日し、長年にわたり労苦を共にしてきた中国残留邦人等の配偶者について、中国残留邦人等が亡くなった後の老後の生活の安定が切実な課題となっている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者について、その自立の支援を行うため、中国残留邦人等が亡くなった後、支援給付に加えて配偶者支援金を支給する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 題名の改正等

1 法律の題名を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

2 目的及び国等の責務の規定において、特定配偶者の自立の支援を行うことを明確化する。

3 「特定配偶者」とは、特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者である者をいう。

二 支援給付に関する改正

支援給付を受けている特定中国残留邦人等が死亡した場合において、その特定配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。

三 配偶者支援金の支給

1 配偶者支援金の支給は、支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して行うものとする。

2 配偶者支援金の月額、国民年金法の老齢基礎年金の月額(満額)相当額の3分の2とする。

3 国は、政令で定めるところにより、市町村及び都道府県が支弁した配偶者支援金の支給に要

する費用を負担しなければならない。

四 施行期日等

- 1 この法律は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この法律の施行の際現に、支援給付を受けている特定中国残留邦人等の配偶者（特定配偶者及び特定中国残留邦人等以外の者に限る。）に対する支援給付については、なお従前の例による。

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(参第10号)

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収等に関する業務の効率化並びにこれらの納付を行う者の利便性の向上を推進し、あわせてこれらの納付の状況の改善に資するため、国税庁が所掌している内国税の賦課及び徴収に関する事務等並びに厚生労働省が所掌している労働保険料の徴収等に関する事務並びに日本年金機構が行っている年金保険料等の徴収等に関する業務を一元的に行う歳入庁の設置等に関する基本的な事項について定めようとするものである。

がん登録等の推進に関する法律案(参第11号)

（参議院 25. 12. 2厚生労働委員会付託 12. 4本会議可決 衆議院 12. 6可決）

【要旨】

本法律案は、がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策基本法の趣旨にのっとり、全国がん登録の実施、全国がん登録情報等の利用、提供、保護等のほか、院内がん登録等の推進に関する事項を定め、あわせて、がん登録等により得られた情報の活用について定めることにより、がん対策の科学的知見に基づく実施をはじめ、がん対策の充実につなげようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 厚生労働大臣は、全国がん登録データベースを整備しなければならない。
- 二 病院又は都道府県知事により指定された診療所の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたときは、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する情報を都道府県知事に届け出なければならない。都道府県知事は、病院等から届出がされた情報について審査及び整理を行い、厚生労働大臣に提出しなければならない。厚生労働大臣は、都道府県知事から提出された情報について審査及び整理を行い、全国がん登録データベースに記録しなければならない。
- 三 厚生労働大臣は、都道府県知事等を経由して市町村長から提出された死亡者情報票に基づき、生存確認情報等を全国がん登録データベースに記録しなければならない。
- 四 厚生労働大臣等は、がん対策の企画立案又は実施に必要な調査研究のため、全国がん登録情報等を利用し、又は提供することができる。その利用又は提供に当たっては、あらかじめ、がん医療等に関する学識経験者及び個人情報の保護に関する学識経験者等で組織される審議会等の意見を聴かななければならない。
- 五 厚生労働大臣並びにその権限及び事務の委任を受けた国立がん研究センター等は、全国がん登録情報等について、この法律に定める場合を除き、利用し、又は提供してはならない。また、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 六 専門的ながん医療の提供を行う病院の開設者等は、院内がん登録を実施するよう努めるものとする。
- 七 国、都道府県、がん医療の提供を行う病院等の管理者、情報の提供を受けた研究者等は、全国がん登録等により得られた情報を活用し、がん医療の質の向上その他のがん対策の充実等に努めるものとする。

八 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、通学中の児童が巻き込まれる交通事故の発生を防止するとともに、犯罪行為、災害その他の交通事故以外の事由により通学中の児童に生ずる危険を軽減するため、児童の通学安全の確保に関し、基本指針、市町村児童通学安全計画、児童通学安全協議会、児童通学安全交付金等について定めることにより、児童通学交通安全区域における交通の規制、児童が通学のために通行する道路の整備その他の児童通学安全確保対策を推進しようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国会議員の歳費月額及び期末手当の額を、当分の間、それぞれ3割及び5割削減しようとするものである。

国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案(参第14号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の厳しい財政状況に対処する必要性に鑑み、当分の間の措置として国家公務員の給与の減額措置を定めるとともに、国家公務員の人件費の総額を100分の20以上削減するため、退職手当制度、給与制度等に関し政府が講ずべき措置について定めようとするものである。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、一の市町村、都道府県等の区域内において自然災害により一定程度以上の被害が発生した場合において、その区域内において当該自然災害により住宅の全壊等の被害を受けた世帯のほか、その他の市町村、都道府県等の区域内において当該自然災害により住宅の全壊等の被害を受けた世帯も全て被災者生活再建支援金の支給対象としようとするものである。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律及び食品表示法の一部を改正する法律案(参第16号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、飲食料品の表示に係る事件が発生している最近の状況に鑑み、販売の用に供する飲食料品の原産地等についての虚偽の表示を禁止しようとするものである。

民法の一部を改正する法律案(第183回国会参第6号)

(参議院 第183回国会25.5.28法務委員会付託 6.12本会議修正議決 衆議院 第185回国会 審査未了)

【要旨】

本法律案は、事業者の貸金等債務を主たる債務とする保証契約による過大な保証債務の負担によ

り、保証人の生活の破綻等を招く事例が多く生じていることに鑑み、保証人が金銭の貸付け等を業として行う者との間で締結する保証契約のうち、主たる債務者が事業のために負担する貸金等債務を主たる債務とする保証契約等は、保証人が法人又は主たる債務者である法人の代表者である場合を除き、その効力を生じないこととしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、金銭の貸付け等を業として行う者との間で締結する保証契約の制限

保証人が金銭の貸付け又は手形の割引を業として行う者との間で締結する保証契約のうち、主たる債務者が事業のために負担する貸金等債務（金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務をいう。）を主たる債務とする保証契約及び主たる債務の範囲に当該貸金等債務が含まれる根保証契約（以下「特定貸金等保証契約」という。）は、次に掲げる場合を除き、その効力を生じない。

- 1 保証人が法人である場合
- 2 保証人が主たる債務者である法人の代表者である場合

二、特定貸金等保証契約の求償権についての保証契約の制限

一の1又は2に掲げる場合における特定貸金等保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権についての保証契約は、当該保証契約の保証人が次に掲げる者である場合を除き、その効力を生じない。

- 1 一の1に掲げる場合における特定貸金等保証契約に係る求償権についての保証契約である場合にあっては、法人又は当該保証契約の主たる債務者である法人の代表者
- 2 一の2に掲げる場合における特定貸金等保証契約に係る求償権についての保証契約である場合にあっては、法人

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

四、経過措置

この法律による改正後の規定は、この法律の施行前に締結された特定貸金等保証契約及び特定貸金等保証契約に係る求償権についての保証契約については、適用しない。

【修正要旨】

附則を次のように改める。

- 一、この法律は、別に法律で定める日から施行する。
- 二、一の別に法律で定める日については、この法律の公布後2年を目途として、この法律による改正後の民法の規定による保証契約に係る措置が講ぜられたとしても事業を行うために必要な資金の確保等に支障が生ずることがないよう、金銭の貸付けを業として行う者に対する規制その他の必要な措置を講じ、当該措置の実施の状況等を勘案して定めるものとする。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(衆第2号)

(衆議院 25.11.8可決 参議院 11.13国土交通委員会付託 11.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、特定の地域における輸送需要及び当該地域の状況に応じた一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減及び活性化措置を推進するための特定地域計画制度の創設、準特定地域における活性化事業等を推進するための準特定地域計画制度の創設等を行うとともに、タクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保するため、タクシー運転者登録制度の拡充等を行い、あわせて、一般旅客自動車運送事業に係る事業用自動車の運転者の過労の防止及び民間団体等による旅客自動車運送の適正化に関する事業の推進について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部改正

- 1 法律の題名を、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に改めることとする。
- 2 国土交通大臣は、一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰である等の要件を満たす地域を特定地域として指定することができることとし、特定地域においては、一般乗用旅客自動車運送事業の新規事業許可及び供給輸送力を増加させる事業計画の変更を禁止することとする。
- 3 特定地域において組織された協議会は、一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進しようとするときは、供給輸送力の削減等を定めた特定地域計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととするとともに、認可を受けた特定地域計画及びそれに基づく行為については私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用を除外することとする。
- 4 国土交通大臣は、供給輸送力を削減しない事業者等に対し、営業方法の制限に係る勧告及び命令を行うことができることとする。
- 5 国土交通大臣は、一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰となるおそれがある等の要件を満たす地域を準特定地域として指定することができることとし、準特定地域においては、一般乗用旅客自動車運送事業の新規事業許可基準及び供給輸送力を増加させる事業計画の変更の認可基準を厳格化することとする。また、準特定地域計画制度及び活性化事業計画の認定制度を設け、一般乗用旅客自動車運送事業の活性化を推進することとする。
- 6 特定地域及び準特定地域においては、国土交通大臣が運賃の範囲を指定し、一般乗用旅客自動車運送事業者はその範囲内で運賃を届け出ることとするとともに、国土交通大臣は、運賃が当該運賃の範囲内にないときは、運賃の変更を命ずることができることとする。

二 タクシー業務適正化特別措置法の一部改正

- 1 政令で定められていた指定地域及び特定指定地域の指定制度を見直し、国土交通大臣が指定することとする。
- 2 タクシーの運転者登録制度を全国に拡大することとし、指定地域における登録については、一定の経歴又は試験の合格を要件とすることとする。

三 道路運送法の一部改正

- 1 一般旅客自動車運送事業者に、運転者の過労運転防止に必要な措置を講じることを義務付けることとする。
- 2 国土交通大臣は、旅客自動車運送事業者に対する指導事業を行う旅客自動車運送適正化事業

実施機関を指定することができることとする。

四 施行期日等

1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2月を経過した日から施行することとする。

2 経過措置等所要の措置について定めることとする。

【附帯決議】(25.11.19国土交通委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 一般乗用旅客自動車運送事業が地域の公共交通機関として重要な役割を担っていることを関係者は認識し、運転者登録制度の拡充や旅客自動車運送適正化事業実施機関制度の導入等が行われることを踏まえ、引き続き運行の安全を徹底するとともに、サービスの高度化や高質化に積極的に取り組むことを通じてサービス面での競争を活発に行い、利用者利便の一層の向上が図られるようにすること。

二 特定地域の指定については、その法的効果に鑑み厳格に行うこととし、現行特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域に係る指定基準より厳しい客観的な基準を設定した上で、適切に運用すること。

三 特定地域の協議会における特定地域計画の作成に際しての協議会としての合意の要件として、保有車両数の規模による法人事業者の区分や個人タクシー事業者のカテゴリー毎に車両台数シェアを等しくした基準を設定することとし、これを周知・指導すること。

四 特定地域計画に記載する削減すべき供給輸送力、供給輸送力の削減の方法等については、保有車両数の規模による法人事業者の区分や個人タクシー事業者のカテゴリーに応じて、一律ではない削減率による減車（地域毎に設定されている最低車両数を下回らない台数までとする。）や営業方法の制限を柔軟に行うことができることとし、参考となる具体的パターンを示すなどの方法によりこれを周知・指導すること。また、設定される削減率については、あらかじめ協議会で合意した基準により加減等の調整もできることとし、これを周知・指導すること。

五 準特定地域における増車に係る事業計画変更の認定について、事業者の1台当たり増収実績（特定地域として指定されていた直近の期間に係るものも含む。）、雇用する運転者の賃金増の実績等をその基準として設定し、適切に運用すること。

六 国土交通省は、公正取引委員会の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律についての見解に基づき、改正後の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく行為として、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律上何が問題とならないとされるのか、また、何が問題となるのかについて明確となるよう、文書により周知を図ること。

七 国土交通大臣が指定する運賃の範囲については、利用者利便の確保の観点を十分に踏まえて、安易な値上げが行われないよう指定に取り組むこと。

八 国土交通省及び厚生労働省は、累進歩合制の廃止について改善指導に努めること。また、労使双方に対し、本法の趣旨を踏まえた真摯な対応を行うよう促すとともに、取組状況を把握し助言等必要な支援を行うこと。

九 一般乗用旅客自動車運送事業者は、歩合給と固定給のバランスの取れた給与体系の再構築、累進歩合制の廃止、事業に要する経費を運転者に負担させる慣行の見直し、過度な遠距離割引運賃の是正等賃金制度等の改善等に努めるとともに、運行の安全を確保し、拘束時間外に運転代行業務に従事すること等により安全な運転をすることができない運転者を乗務させることがないよう万全を期すること。

十 国土交通省は、運転代行業者による場合も含め、いわゆる白タク行為が行われることがないよう、関係機関と連携して監視・取締りの強化を図ること。

十一 本法の施行後も、個人タクシー事業者による事業の譲渡・譲受が円滑に行われるよう、譲受しようとする者に対する試験制度等の運用改善に取り組むこと。

- 十二 旅客自動車運送適正化事業実施機関による事業の推進に当たっては、その周知を図るとともに、適正化事業が的確に行われ、旅客からの旅客自動車運送事業に関する苦情の解決が迅速になされるよう、適切な支援等に努めること。
- 十三 本法の趣旨を踏まえ、タクシーの供給過剰対策、運転者の健康を守る観点等からの過労運転防止対策などの推進を図るため、関係省庁連携の下、監査指導体制の充実強化に努めること。
- 十四 本法の施行後における施行の状況や効果について、3年毎に総合的に検証を行い、その結果を本院に報告すること。
- 右決議する。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆第5号)

(衆議院 25. 11. 8可決 参議院 11. 13災害対策特別委員会付託 11. 22本会議可決)

【要旨】

- 本法律案は、南海トラフ地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護し、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
- 一 法律の題名を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改めるとともに、南海トラフ及び南海トラフ地震について定義を定めることとする。
 - 二 内閣総理大臣は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定するものとし、当該地域の指定に当たっては、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定して行うものとする。
 - 三 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定があったときは、中央防災会議は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画を作成しなければならないこととする。
 - 四 指定行政機関の長等は、防災業務計画において、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、これらの事項を南海トラフ地震防災対策推進計画とすることとする。なお、市町村防災会議は、これらの事項に加え、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができることとする。
 - 五 関係指定行政機関の長等は、共同で、南海トラフ地震が発生した場合における災害応急対策等を相互に連携協力して推進するために必要な協議を行うための協議会を組織することができることとする。
 - 六 内閣総理大臣は、南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定するものとする。この指定があったときは、関係市町村長は、都府県知事の意見を聴き、内閣総理大臣の同意を得て、津波からの避難の用に供する避難施設等の整備に関する事業、集団移転促進事業及び集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒等の要配慮者が利用する政令で定める施設の整備に関する事業について津波避難対策緊急事業計画を作成することができることとする。
 - 七 津波避難対策緊急事業に係る特例として、津波避難対策緊急事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特例等の規定を設けることとする。
 - 八 津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に係る特例措置として、農地の転用の許可要件の緩和に関する農地法の特例、集団移転促進法の特例等を設けることとする。
 - 九 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

国会職員の配偶者同行休業に関する法律案(衆第6号)

(衆議院 25. 11. 8可決 参議院 11. 14議院運営委員会付託 11. 15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員と同様に、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な国会職員の継続的な勤務を促進するため、国会職員について配偶者同行休業の制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国会職員が、外国での勤務その他の両議院の議長が協議して定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業として、配偶者同行休業の制度を設ける。
- 二、本属長は、国会職員が配偶者同行休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求をした国会職員の勤務成績等を考慮した上で、3年を超えない範囲内の期間に限り、配偶者同行休業をすることを承認することができる。
- 三、この法律は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行の日から施行する。

首都直下地震対策特別措置法案(衆第7号)

(衆議院 25. 11. 15可決 参議院 11. 15災害対策特別委員会付託 11. 22本会議可決)

【要旨】

本法律案は、首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図り、もって首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 内閣総理大臣は、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を、首都直下地震緊急対策区域（以下「緊急対策区域」という。）として指定するものとする。
- 二 政府は、緊急対策区域の指定があったときは、首都中枢機能の維持に関する事項、首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定に関する事項等を定める緊急対策推進基本計画を定めなければならないこととする。
- 三 政府は、緊急対策推進基本計画を基本として、政府及び各行政機関の業務の継続に関する事項、行政中枢機能の一時的な代替に関する事項等を定める緊急対策実施計画を定めなければならないこととする。
- 四 内閣総理大臣は、緊急対策区域のうち、首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者等の安全確保施設等の整備等を緊急に行う必要がある地区を、首都中枢機能維持基盤整備等地区として指定するものとする。
- 五 首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定があったときは、関係地方公共団体は、共同して、首都中枢機能の維持を図るために必要な事項及び滞在者の安全の確保を図るために必要な事項について定める基盤整備等計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができることとし、認定を受けた基盤整備等計画に係る特別の措置として、開発許可の特例、道路の占用の許可基準の特例等を定めることとする。
- 六 関係都県の知事は、緊急対策推進基本計画を基本として、石油コンビナート等の改築・補強、木造密集地域対策、帰宅困難者対策等について定める地方緊急対策実施計画を作成することができることとする。とともに、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織のうち、被害軽減を図る上で効果的な活動を行うと認められるものを、住民防災組織として認定することができることとする。
- 七 特定地方公共団体は、単独で又は共同して、特定緊急対策事業推進計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができることとし、認定を受けた特定緊急対策事業推進計画に基づく事業に対する特別の措置として、建築基準法上の用途制限の緩和等について定めることとする。

八 地震観測施設等の整備、総合的な防災訓練の実施、広域的な連携協力体制の構築、財政上の措置等の規定を設けることとする。

九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して２月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

アルコール健康障害対策基本法案(衆第19号)

(衆議院 25. 11. 21可決 参議院 12. 2内閣委員会付託 12. 7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、アルコール健康障害対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、アルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、この法律において「アルコール健康障害」とは、アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害をいう。

二、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること、アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図られるよう、必要な配慮がなされるものとするを基本理念とする。

三、国は、基本理念にのっとり、アルコール健康障害対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有し、地方公共団体は、基本理念にのっとり、アルコール健康障害対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

四、酒類の製造又は販売（飲用に供することを含む。）を行う事業者は、その事業活動を行うに当たって、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮するよう努めるものとする。また、国民は、アルコール関連問題（アルコール健康障害及びこれに関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題をいう。以下同じ。）に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うよう努めなければならない。

五、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、アルコール関連問題啓発週間（11月10日から同月16日まで）を設ける。

六、政府は、この法律の施行後２年以内に、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、アルコール健康障害対策の推進に関する基本的な計画（以下「アルコール健康障害対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。都道府県は、アルコール健康障害対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したアルコール健康障害対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。

七、国及び地方公共団体は、アルコール関連問題に関する教育の振興及び知識の普及、アルコール健康障害を発生させるような不適切な飲酒の誘引の防止、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に資する健康診断及び保健指導、アルコール健康障害に係る医療の充実、アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等のために必要な施策を講ずるものとする。

八、政府は、関係行政機関の職員をもって構成するアルコール健康障害対策推進会議を設け、アルコール健康障害対策の総合的、計画的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

九、内閣府に、アルコール健康障害対策推進基本計画に関し、及びアルコール健康障害対策推進会

- 議に対し、意見を述べることの事務をつかさどるアルコール健康障害対策関係者会議を置き、その委員は、アルコール関連問題に関し専門的知識を有する者並びにアルコール健康障害を有し、又は有していた者及びその家族を代表する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 十、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 十一、この法律の規定については、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 十二、この法律の施行当初は、内閣府においてアルコール健康障害対策推進基本計画の策定及び推進に関する事務を所掌し、アルコール健康障害対策推進基本計画の策定後3年以内に当該事務を厚生労働省に移管する。

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案(衆第22号)

(衆議院 25. 12. 3可決 参議院 12. 4文教科学委員会付託 12. 5本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、大学等及び研究開発法人の教員等、研究者、技術者、リサーチアドミニストレーターについて、無期労働契約に転換する期間を5年から10年に延長する。
- 二、出資等を行うことができる法人として、科学技術振興機構、産業技術総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構の3法人を別表に規定する。
- 三、独立行政法人制度全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな研究開発法人制度を創設するため、必要な措置を速やかに講じる。
- 四、我が国及び国民の安全に係る研究開発やハイリスク研究の重要性に鑑み、必要な資源配分を行う。
- 五、国際的な水準、新規性の程度、革新性の程度等を踏まえ、研究開発等の適切な評価を行う。
- 六、研究開発の特性を踏まえた迅速かつ効果的な調達を研究開発法人等が行えるよう、必要な措置を講じる。
- 七、イノベーションの創出に必要な能力を有する人材育成を支援するため、必要な施策を講じる。
- 八、リサーチアドミニストレーター制度の確立のため、必要な措置を講じる。
- 九、研究開発等の評価に関する高度な能力を有する人材確保のため、必要な施策を講じる。
- 十、本法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案(衆第23号)

(衆議院 25. 11. 28可決 参議院 12. 2文教科学委員会付託 12. 4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるようにするための体制を国が構築するために必要な措置について定めるとともに、当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国は、特定原子力損害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による損害であって原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律第3条第1項の規定により賠償の責めに任ずべきものをいう。）の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができ

るよう、国の行政機関における特定原子力損害の賠償の円滑化のための体制の整備、紛争の迅速な解決のための原子力損害賠償紛争審査会及び裁判所の人的体制の充実、原子力損害賠償支援機構による相談体制及び情報提供体制の強化その他の措置を講ずるものとする。

二、特定原子力損害に係る賠償請求権に関する民法第724条の規定の適用については、「3年間」とされている消滅時効の期間を「10年間」、「不法行為の時から20年」とされている除斥期間を「損害が生じた時から20年」とすること。

三、この法律は、公布の日から施行すること。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案(衆第26号)

(衆議院 25. 12. 3可決 参議院 12. 4総務委員会付託 12. 5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資するため、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地域防災力とは、住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいうものと定義する。

二、基本理念として、地域防災力の充実強化は、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進すること、自主防災組織等の活動を活性化すること等により、地域における防災体制の強化を図ることを旨として、行われなければならないこととする。

三、国及び地方公共団体の責務等について定めるとともに、関係者相互の連携及び協力について定める。

四、市町村は、市町村地域防災計画及び地区防災計画について、当該市町村の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めるものとする。

五、全ての市町村に置かれるようになった消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の強化等に関する基本的施策として、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善、消防団員の教育訓練の改善及び標準化等の国及び地方公共団体の措置、公務員の消防団員との兼職をし易くする特例、事業者及び大学等の協力のための措置等について定める。

六、地域における防災体制の強化に関する基本的施策として、自主防災組織等に対する援助、防災に関する学習の振興等の国及び地方公共団体の措置について定める。

七、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行する。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法案(第183回国会衆第18号)

(衆議院 25. 11. 26修正議決 参議院 12. 2災害対策特別委員会付託 12. 4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国土強靱化の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国土強靱化の定義を、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりと定めるとともに、基本理念、国等の責務、関係者相互の連携及び協力等について定めることとする。
- 二 国土強靱化の基本方針として、人命の保護が最大限に図られること、国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること、国民の財産等に係る被害の最小化に資すること、ソフト面の施策とハード面の施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること、人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること等を定めることとする。
- 三 国土強靱化に関する施策の策定及び実施の方針として、既存の社会資本の有効活用等により施策の実施に要する費用の縮減を図ること、施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること、地域の特性に応じて自然との共生及び環境との調和に配慮すること、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこと等を規定することとする。
- 四 政府は、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、閣議の決定を経て、国土強靱化基本計画を定めるものとし、国土強靱化基本計画以外の国の計画は、国土強靱化に関しては、国土強靱化基本計画を基本とするものとする。
- 五 都道府県又は市町村は、国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化地域計画を定めることができることとする。
- 六 国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、国土強靱化推進本部を設置することとし、同本部は、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案の作成をしなければならないこととする。
- 七 国土強靱化基本計画の案の作成に関し、脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき総合的かつ客観的に行うものとするとともに、国土強靱化推進本部は、国土強靱化基本計画の案の作成に当たっては、脆弱性評価の結果の検証を受け、作成手続における透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、実施されるべき国土強靱化に関する施策の優先順位を定め、その重点化を図らなければならないこととする。
- 八 この法律は、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】（25. 12. 3災害対策特別委員会議決）

国土の特性として自然災害が数多く発生する我が国においては、東日本大震災をはじめとする過去の教訓に学び、平時から、大規模災害等への事前の備えを行うことが重要である。政府は、従来の防災の範囲にとどまらず、国や地域の経済社会に関わる分野を幅広く対象にして、経済社会のシステム全体の抵抗力、回復力の確保を目的とした、いわば国民生活の安全保障としての総合的な対応を行うことが必要であることを深く認識し、本法の施行に当たり、特に次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 東日本大震災からの復興が喫緊の課題であり、地域の実情や事前防災及び減災に配慮しつつ、迅速な復興に努めること。
- 二 災害時に迅速な救助活動等を行うため、警察災害派遣隊の対処能力の向上及び装備資機材の整備・高度化を図るとともに、第一線警察活動に不可欠な警察施設の耐災害性の強化や災害時における交通の安全と円滑の確保に必要な交通安全施設等の整備を着実に進めること。
- 三 地域防災力の中核であって、現場の最前線で日々使命感を持って危険な業務に従事している常備消防、消防団及び水防団の体制・装備・訓練の充実強化等により地域防災力の充実強化を図るとともに、緊急消防援助隊の機能強化及び他の実働部隊との連携強化、消防防災施設の耐災害性の強化等により、消防防災体制の強化を図ること。
- 四 災害による被害の発生及び拡大を防止するため、緊急災害対策派遣隊（TEC—FORCE）の体制・装備・訓練の充実強化、他の実働部隊との連携強化等により特に広域的な災害対応力の強化を図ること。

- 五 大規模災害等において被害の最小化に資するため自助・共助・公助の取組が有機的かつ効果的になされるよう配慮し、自主防災組織の更なる充実強化を図ること。また、防災ボランティア及び応急・復旧・復興対策の担い手たる地元建設業者、物流事業者等がその機能を一層果たすことができるよう環境整備に努めること。
- 六 首都直下地震、大規模津波等様々な災害から住民を守るために、避難所となる施設の耐震化（吊り天井等の非構造部材対策を含む）、老朽化対策及び防災機能強化を加速化させること。
- 七 災害発生から被災者が通常の生活を取り戻すまでの各段階において、女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮した施策が講じられ、更なる被害を受けることのないよう努めること。
- 八 国は、自力避難が困難な者が多数利用する社会福祉施設及び医療施設等について、地震発生時においても必要な機能を維持できるよう、引き続き耐震化を推進すること。また、災害医療については、災害派遣医療チームの一層の養成を図るとともに、多重的な交通手段等により被災地において迅速で的確な医療が提供できるよう、体制整備に努めること。
- 九 高度成長期に整備したインフラが、今後急速に老朽化していくことから、中央自動車道笹子トンネル事故のような惨事を二度と繰り返さないよう、インフラの維持管理・更新に重点的に取り組むこと。
- 十 ライフライン施設の耐震化や老朽化対策は、国民生活の維持に不可欠であり、引き続き取り組んでいくこと。
- 十一 災害時などで救援の道を塞ぐおそれや、景観の観点からも電線類の地中化、無電柱化を進めること。
- 十二 事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興においては、地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和並びに観光地としての魅力ある景観の維持に配慮すること。
- 十三 自然との共生及び環境との調和に配慮する上で、安全な地域づくりの推進等に支障を及ぼすことがないよう、関係法律に基づく許可等の事務を迅速かつ的確に処理するよう努めること。
- 十四 情報通信は、国家及び社会の重要な機能であることに鑑み、大規模災害等が発生した場合においても情報通信の確保を可能とするとともに、災害等に関する情報が地域住民に正確かつ速やかに伝わるよう、災害に強い情報通信基盤の整備に努めること。
- 十五 エネルギー安定供給や重要産業の拠点である石油コンビナートについては、国は防潮堤等の老朽化対策等を迅速に進めるとともに、民間企業による護岸の耐震化、製油所等の強靱化や国際競争力強化に資する投資を促すべく、財政上や税制上の支援、規制の見直しを推進すること。また、危機時の石油供給を円滑化するため、関係省庁は非常時の物流を円滑化すべく制度運用の見直しや合同訓練を通じ、協体制度を強化すること。
- 十六 南海トラフ巨大地震等の未曾有の災害に備え、国土軸を越えたエネルギー供給補完を可能とするエネルギー・ネットワークの検討を進めること。
- 十七 大規模災害時に大量に生じる廃棄物を速やかに処理するため、地方公共団体との連携の下、計画的な廃棄物処理施設の更新や長寿命化を行うとともに、広域的な処理体制の確保等により廃棄物処理システムの強靱化を進めること。また、想定される自然災害の特性を踏まえ、地方公共団体との連携の下、地域住民の合意形成に努めつつ、地域ごとの生態系のもつ防災・減災機能を活用した土地利用を推進すること。
- 十八 災害が多い脆弱な我が国の国土において、守るべきは守るとの考え方のもと、既存社会資本の有効活用、施策の重点化、持続的な観点、民間資金の積極的な活用等に配慮しつつ、施設の耐震化やリダンダンシーの確保など必要なハード整備を進めるとともに、訓練・防災教育等のソフト対策を講じるなど総合的な防災・減災対策を推進すること。また、人材が脆弱性の評価の対象となることも踏まえ、防災・減災に関する実践的な知識を有する人材の育成に努めること。
- 十九 大規模津波発生時等における被害の軽減及び迅速な復旧・復興を図るため、避難所、避難場所、避難路、緊急輸送路の確保等に努めること。
- 二十 我が国製造業の製品や部素材等の多くが、国内はもちろん、世界的にも、サプライチェーン

の要となっていることを踏まえ、中小企業・小規模事業者をはじめとする我が国企業における、原料や部素材等の調達先の複線化、緊急時電源の確保等を盛り込んだ、大規模災害時にも円滑な事業継続を可能とする事業計画の策定・見直しを促すとともに、老朽設備の更新や耐震強化のための投資等を促進すること。また、国及び地方の行政機関等の業務継続計画の一層の整備に努めること。

二十一 大規模災害時における食料等の安定供給機能を維持するため、生産から加工・流通にわたる食料等のサプライチェーンの災害対応力の強化を図ること。また、国土の大半を占める農山漁村における地域社会の維持・発展や、そこでの農林漁業活動を通じた国土保全機能の維持等が国土強靱化に資することを踏まえ、農山漁村の防災・減災や農地・森林の保全等に係る施策の効果的な実施を図ること。

二十二 木材の利用が森林の適正な整備に寄与し国土の保全その他の森林の有する多面的機能の持続的発揮に貢献することに鑑み、木材の積極的な利用を促進すること。また、土木工事における木材利用を促進するため、木材を利用した工法の技術開発・試験研究を進めること。

二十三 インフラの効率的・効果的な維持管理の重要性に鑑み、維持管理技術の向上等に係る研究・開発並びに人材の育成・確保を積極的に推進すること。また、国の研究機関等による災害の人工実験、シミュレーションの実施などの技術研究を積極的に促進し、大規模災害等による被害の防止・軽減を図ること。あわせて、被害の防止・軽減を図るための検討及び対策を円滑に進めるために、地形・地質をはじめとする国土に関する各種データの集約・蓄積及びその活用のための環境整備を図ること。

二十四 国土の効果的な強靱化を推進するため、災害に関する国土情報を一元的に集約し、広く共有すること。またこれらの情報及び発災後の各種情報をもとに被災状況や避難誘導等のシミュレーションを行い、災害対応に活用すること。

二十五 我が国が東日本大震災をはじめとする災害被害から学んだ教訓及びその復興を通じて得られた知識・経験を諸外国と共有することにより、各国の防災意識の向上を促し、その災害対応能力の強化に貢献すること。

二十六 我が国の力強い復興に向けた取組とその成果、また災害に強く、安心・安全な国とのイメージの発信を通じて、諸外国における「風評被害」の解消に努めるとともに、我が国への旅行者や投資の呼び込みに積極的に取り組むこと。

二十七 大島町における土砂災害の教訓を生かし、市町村が、災害が発生する前の「おそれ」の段階から事前の体制を整え、避難準備情報等の対応を行い、また、避難勧告、避難指示を適時的確に発令することができるよう、国として適切な支援を行うこと。

右決議する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(第183回国会衆第41号)

(衆議院 25. 11. 15可決 参議院 11. 21政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 12. 4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、都道府県の議会の議員の選挙区について、郡の存在意義が大きく変質している現状等に鑑み、一定の要件の下で、市町村を単位として条例で選挙区を定めることができるようにするとともに、指定都市の区域においては、2以上の区域に分けた区域を選挙区の単位としようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、都道府県の議会の議員の選挙区

- 1 都道府県の議会の議員の選挙区は、①一の市の区域、②一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域、③隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。
- 2 1の選挙区は、その人口が議員1人当たりの人口（都道府県の人口を都道府県の議会の議員の定数で除して得た数）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一

の市の区域の人口が議員 1 人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて 1 選挙区を設けるものとする。

3 一の市の区域の人口が議員 1 人当たりの人口の半数以上であっても議員 1 人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて 1 選挙区を設けることができる。

4 一の町村の区域の人口が議員 1 人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもって 1 選挙区とすることができる。

5 指定都市に対し 1 から 3 までの規定を適用する場合における市の区域は、当該指定都市の区域を 2 以上の区域に分けた区域とし、この場合においては、区の区域を分割しないものとする。

二、施行期日等

1 この法律は、平成27年 3 月 1 日から施行し、施行日以後初めてその期日を告示される都道府県の議会の議員の一般選挙から適用する。

2 一の 1 にかかわらず、施行日の前日における選挙区で隣接していない町村の区域を含むものがあるときは、当該選挙区に係る区域の変更が行われるまでは、その区域をもって 1 選挙区とすることができる。

3 都道府県の議会の議員の選挙区の在り方については、この法律の施行後の状況を勘案し、地域の実情や都道府県の自主性に配慮する観点から必要な検討が加えられるものとする。

条 約

投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 25. 11. 7承認 参議院 11. 15外交防衛委員会付託 11. 22本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とパプアニューギニアとの間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を更に緊密化することを目的として、2011年（平成23年）4月に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文26箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇、並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与えるとともに、恣意的な措置により投資家の投資活動を妨げてはならず、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。
- 三、一方の締約国は、自国の区域内において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える。
- 四、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動の条件として、一定の水準又は割合の物品又はサービスの輸出等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならない。
- 五、各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等の措置をとる。
- 六、一方の締約国は、投資財産に関連する事業活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。
- 七、いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法的手続等に従うことに係る条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならない。また、収用又は国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 八、一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。
- 九、一方の締約国又はその指定する機関による損害の填補に係る契約等に基づく権利又は請求権の代位を承認する。
- 十、一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、自国内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。
- 十一、一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託する。
- 十二、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議により解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停又は仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託される。
- 十三、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、前記一（内国民待遇）の規定に基づく義務

であって国境を越える資本取引に係るもの及び前記十（資金の移転）の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

十四、両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護を与える。この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない。また、いずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が当該多数国間協定により第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。

十五、両締約国は、投資の漸進的な自由化を更に促進することを目的として、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、この協定の見直しを行う。

十六、この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する両締約国の政府間の外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生じる。この協定は、効力発生の後10年の期間効力を有し、その後は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより終了する時まで引き続き効力を有する。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 25. 11. 7承認 参議院 11. 15外交防衛委員会付託 11. 22本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とコロンビアとの間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を更に緊密化することを目的として、2011年（平成23年）9月に東京で署名されたものである。この協定は、前文、本文44箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。また、一方の締約国は、自国の区域内において、裁判所の裁判を受ける等の権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

二、一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与えるとともに、他方の締約国の投資家の特定の投資財産に関して義務を負うこととなった場合において、当該投資家が当該投資財産の設立等の際に自国による当該義務の履行を求めることが可能であったときは、当該義務を遵守する。

三、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、一定の水準又は割合の物品又はサービスの輸出等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならない。

四、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の措置については、内国民待遇等の義務は適用されないが、現状維持の義務が課される。附属書Ⅱの自国の表に記載する分野等については、内国民待遇等の義務は適用されず、現状維持の義務も課されない。

五、一方の締約国は、投資活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、妥当な考慮を払う。

六、いずれの一方の締約国も、公共の目的、正当な法的手続等に従うこと、無差別、迅速、適かつ実効的な補償の支払等の条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならない。また、収用又は国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。

七、一方の締約国は、自国の区域内における武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとって、いずれか有利なものよりも不利でない待

遇を与える。

八、一方の締約国又はその指定する機関による損害の填補に係る契約等に基づく権利又は請求権の代位を承認する。

九、一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、自国内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。

十、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、前記一（内国民待遇）の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び前記九（資金の移転）の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

十一、両締約国は、知的財産権の十分に、効果的かつ無差別的な保護を促進する。この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する国際協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない。また、いずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する国際協定について、当該一方の締約国が当該国際協定により第三国の投資家等に与えている待遇を他方の締約国の投資家等に与えることを義務付けるものと解してはならない。

十二、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争は、可能な限り、協議によって解決し、当該協議によって満足な解決に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。

十三、投資紛争の当事者である一方の締約国の投資家（以下「紛争投資家」という。）と投資紛争の当事者である他方の締約国は、可能な限り、当該投資紛争を友好的な協議及び交渉によって解決する。紛争投資家は、協議及び交渉により解決することができない場合には、一定の請求を、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的制度についての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託できる。

十四、両締約国政府は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を相互に通告し、この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後30日目の日に効力を生ずる。この協定は、効力発生の後10年の期間効力を有し、その後は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより終了する時まで引き続き効力を有する。

投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求める件(閣条第3号)

(衆議院 25. 11. 7承認 参議院 11. 15外交防衛委員会付託 11. 22本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とクウェートとの間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を更に緊密化することを目的として、2012年（平成24年）3月に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文28箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

二、一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与えるとともに、恣意的な措置により投資家の投資財産の運営等を妨げてはならず、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。一方の締約国は、自国の区域内において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える。

三、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動の条件とし

て、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出する等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならない。

四、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の措置については、内国民待遇等の義務は適用されないが、現状維持義務が課される。附属書Ⅱの自国の表に記載する分野等については、内国民待遇等の義務は適用されず、及び現状維持義務も課されない。

五、各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等の措置をとる。

六、一方の締約国は、投資活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

七、いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法の手続等に従うことに係る条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならない。また、収用又は国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。

八、一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

九、一方の締約国又はその指定する機関による損害の填補に係る契約等に基づく権利又は請求権の代位を承認する。

十、一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転で、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。

十一、一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁裁判所に付託する。

十二、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議により解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停又は仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁等のいずれかに付託される。

十三、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、前記一（内国民待遇）の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び前記十（資金の移転）の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

十四、両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護を与える。この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない。また、いずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が当該多数国間協定により第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。

十五、両締約国政府は、この協定の効力発生のために必要とされる国内法上の手続の完了を相互に通告し、この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後30日目の日に効力を生ずる。この協定は、効力発生の後30年の期間効力を有し、その後は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより終了する時まで引き続き効力を有する。

投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)

(衆議院 25. 11. 7承認 参議院 11. 15外交防衛委員会付託 11. 22本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国、韓国及び中国の間において、投資の促進、円滑化及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて3箇国間の投資の機会を増大させ、経済関係を更に緊密化することを目的とし

て、2012年（平成24年）5月に北京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文27箇条及び文末並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、各締約国は、自国の領域内において、投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える。また、投資活動及び投資の許可に関連する事項に関し、他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与える。
- 二、各締約国は、他の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えるとともに、他の締約国の投資家の投資財産に関して取決め又は契約の形式で書面による約束を行うこととなった場合には、当該約束を遵守する。
- 三、各締約国は、自国の領域内において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える。
- 四、いずれの締約国も、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定により禁止される措置の履行要求を行ってはならない。
- 五、各締約国は、自国の関係法令に従い、投資財産に関連する事業活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他の締約国の自然人の入国、滞在及び居住に関する手続を円滑化するよう可能な限り努める。
- 六、各締約国は、自国の法令に従って知的財産権を保護し、知的財産権に関する透明性のある制度を確立し、及び維持し、並びに知的財産の分野における全締約国間の協力及び連絡を促進する。この協定のいかなる規定も、2以上の締約国が締結している知的財産権の保護に関する国際協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない。いずれかの締約国が、他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、自国が締結している知的財産権の保護に関する国際協定により、それぞれ第三の締約国又は非締約国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を与えることを義務付けるものと解してはならない。
- 七、いずれの締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法的手続等に従うことに係る条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならない。また、収用又は国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 八、各締約国は、武力紛争等の緊急事態により、自国の領域内にある投資財産に関して損失等を被った他の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。
- 九、各締約国は、自国の領域に向けた又は自国の領域からの全ての資金の移転であって、自国の領域内にある他の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。
- 十、一の締約国又はその指定する機関による損害の填補に係る契約等に基づく権利又は請求権の代位を承認する。
- 十一、一の締約国と他の締約国の投資家との間の紛争が協議により解決されない場合には、当該投資紛争は、紛争締約国の権限のある裁判所、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁等のいずれかに付託される。
- 十二、この協定の解釈又は適用に関する締約国間の紛争が協議により満足に解決されない場合には、紛争当事国のいずれかは、当該紛争を仲裁裁判所に付託することができる。
- 十三、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、前記一（内国民待遇）の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び前記九（資金の移転）の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。
- 十四、全締約国政府は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を相互に通告し、この協定は、それらの通告が受領された日のうち最も遅い日の後30日目の日に効力を生ずる。

十五、全締約国は、投資を更に促進し、及び全締約国において一層開かれた投資環境を作り出すため、この協定の一般的な見直し並びにこの協定の実施及び運用についての見直しを、発効後3年ごとに又はいずれかの締約国の要請により行う。

投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求める件(閣条第5号)

(衆議院 25. 11. 7承認 参議院 11. 15外交防衛委員会付託 11. 22本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とイラクとの間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を更に緊密化することを目的として、2012年（平成24年）6月にバグダッドで署名されたものである。

この協定は、前文、本文26箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えるとともに、恣意的な措置により投資家の投資活動を妨げてはならず、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。
- 三、一方の締約国は、自国の区域内において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える。
- 四、いずれの一方の締約国も、他方の締約国と事前に協議することなく、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動の条件として、現地調達等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならない。
- 五、各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等の措置をとる。
- 六、一方の締約国は、投資財産に関連する事業活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。
- 七、いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法的手続等に従うことに係る条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならない。また、収用又は国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 八、一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。
- 九、一方の締約国又はその指定する機関による損害の填補に係る契約等に基づく権利又は請求権の代位を承認する。
- 十、一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。
- 十一、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、前記一（内国民待遇）の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び前記十（資金の移転）の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。
- 十二、一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託する。
- 十三、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議により解決されない場合には、当

該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停又は仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託される。

十四、両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護を与える。この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない。また、いずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が当該多数国間協定により第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。

十五、両締約国は、投資の漸進的な自由化を更に促進することを目的として、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、この協定の見直しを行う。

十六、この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する両締約国の政府間の外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生じる。この協定は、効力発生の後10年の期間効力を有し、その後は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、終了させることができる。

社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)

(衆議院 25. 11. 7承認 参議院 11. 22外交防衛委員会付託 12. 4本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とインドとの間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、従来からの協議を踏まえ2011年（平成23年）7月に両国政府間で協定の締結交渉を開始した結果、2012年（平成24年）11月16日に東京において署名されたものである。

この協定は、前文、本文29箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、我が国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について適用し、また、インドについては、被用者のための老齢年金及び遺族年金並びに被用者のための恒久的かつ完全な障害に係る年金について適用する。
- 二、年金制度への強制加入に関しては、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。ただし、被用者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用する。
- 三、一方の締約国の年金の給付を受ける権利を確立するため、他方の締約国の法令による保険期間を考慮することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさない場合においても給付を受ける権利を取得できるようにする。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法令の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給する。
- 四、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後3箇月目の月の初日に効力を生ずる。発効後は、書面による協定の終了の通告が行われた月の後12箇月目の月の末日まで効力を有する。

社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)

(衆議院 25. 11. 19承認 参議院 11. 22外交防衛委員会付託 12. 4本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とハンガリーとの間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度、医療保

険制度等への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、従来からの協議を踏まえ2009年（平成21年）11月に両国政府間で協定の締結交渉を開始した結果、2013年（平成25年）8月23日にブダペストにおいて署名されたものである。

この協定は、前文、本文33箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、我が国については、年金制度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について、医療保険制度に関し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び高齢者の医療の確保に関する法律により実施される医療保険制度についてそれぞれ適用し、また、ハンガリーについては、保険に係る義務並びに社会保険の給付及び失業した場合に支払われる給付に充てる保険料の納付に関する法律及び規則並びに社会保険の年金給付に関する法律及び規則について適用する。
- 二、年金制度、医療保険制度等への強制加入に関しては、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の予定された期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用する。
- 三、一方の締約国の年金の給付を受ける権利を確立するため、他方の締約国の法令による保険期間を考慮することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさない場合においても給付を受ける権利を取得できるようにする。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法令の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給する。
- 四、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の翌月の初日に効力を生ずる。発効後は、書面による協定の終了の通告が行われた年の翌年の末まで効力を有する。

障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)

(衆議院 25. 11. 19承認 参議院 11. 22外交防衛委員会付託 12. 4本会議承認)

【要旨】

2001年（平成13年）の第56回国際連合総会において、障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約を検討するためのアドホック委員会が設置された。同委員会における会合を経て、2006年（平成18年）12月の第61回国際連合総会において、この条約が採択され、2008年（平成20年）5月に効力を生じた。

この条約は、前文、本文50箇条及び末文から成り、主な内容は、次のとおりである。

- 一、この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。障害者には、長期的な心身の機能障害であって、様々な障壁との相互作用により社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。
- 二、この条約の原則は、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容、差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ、機会の均等、施設等の利用の容易さ等とする。
- 三、締約国は、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進する。このため、締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとる。
- 四、締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。
- 五、締約国は、全ての者が法律の前に平等であることを認める。締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、差別を撤廃することを目的として合理的配慮が提供されることを確保

するための全ての適当な措置をとる。

六、締約国は、障害者が、物理的環境、輸送機関、情報通信並びに他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。

七、締約国は、障害者が法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。

八、締約国は、障害者が身体的自由及び安全についての権利を享有することを確保し、また、不法に又は恣意的に自由を奪われないこと、いかなる自由の剥奪も法律に従って行われること及びいかなる場合においても自由の剥奪が障害の存在によって正当化されないことを確保する。

九、締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。

十、締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。

十一、締約国は、障害者が労働についての権利を有することを認める。締約国は、特にあらゆる形態の雇用に係る全ての事項（募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。）に関し、障害に基づく差別を禁止すること等のための適当な措置（立法によるものを含む。）をとることにより、労働についての障害者の権利が実現されることを保障し、及び促進する。

十二、締約国は、障害者に対して政治的権利を保障し、及び他の者との平等を基礎としてこの権利を享受する機会を保障するものとし、障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができることを確保する。

十三、締約国は、国際協力及びその促進が重要であることを認識し、この点に関し、国家間において並びに適当な場合には関連のある国際的及び地域的機関並びに市民社会（特に障害者の組織）と連携して、適当かつ効果的な措置をとる。

十四、締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組みを自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する。

十五、障害者の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を、この条約が自国について効力を生じた後2年以内に、その後は4年ごとに、更に委員会が要請するときはいつでも、委員会に提出する。委員会は、各報告を検討し、当該報告について、適当と認める提案及び一般的な性格を有する勧告を行うものとし、これらの提案及び勧告を関係締約国に送付する。

万国郵便連合一般規則(二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)(先議)

(参議院 25. 11. 5 外交防衛委員会付託 11. 8 本会議承認 衆議院 12. 3 承認)

【要旨】

万国郵便連合（以下「連合」という。）は、国際郵便業務の効果的な運営により諸国民の間の通信連絡を増進し、文化、社会及び経済の分野における国際協力に寄与することを目的とする国際連合の専門機関である。2012年（平成24年）9月から10月までカタールのドーハで開催された第25回大会議において、連合の組織及び運営並びに国際郵便業務全般につき見直しが行われた結果、「万国郵便連合一般規則」（以下「一般規則」という。）及び「万国郵便条約」（以下「条約」という。）が採択された。

なお、同時に「郵便送金業務に関する約定」が採択された。

一、一般規則

この一般規則は、前文、本文58箇条及び末文から成り、主な変更点は次のとおりである。

- 1 大会議等に招請されるオブザーバーについての規定を整備する。
- 2 連合の予算の効率的な執行のため、連合の事業計画案を実際に利用可能な財源と一致させた上で確定する権限を管理理事会に付与する。
- 3 郵便業務理事会は、管理理事会の承認を条件として、利用者の資金提供による補助機関を設立することができる旨規定する。

二、条約

この条約は、条約（前文、本文40箇条及び末文から成る。）及び最終議定書（前文、本文16箇条及び末文から成る。）から成り、主な変更点は次のとおりである。

- 1 点字郵便物を盲人用郵便物に変更し、音声の形態等を含むこととする。
- 2 郵便業務に関する連合の保障基準の遵守について規定する。
- 3 個人情報の取扱いに関する規定を整備する。
- 4 現行の到着料の適用料率の引上げを行う。

なお、一般規則及び条約は、いずれも2014年（平成26年）1月1日に効力を生じ、一般規則は無期限に、条約は次回の大会議の文書の効力発生の時まで、効力を有する。

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)(先議)

（参議院 25. 11. 5 外交防衛委員会付託 11. 8 本会議承認 衆議院 12. 3 承認）

【要旨】

この約定は、国際郵便送金業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の郵便送金業務に関する約定を更新するものであり、2012年（平成24年）9月から10月までカタールのドーハで開催された万国郵便連合の第25回大会議において採択された。この約定は、前文、本文28箇条及び末文から成り、主な変更点は個人情報の利用に関する規定を整備することである。この約定は、2014年（平成26年）1月1日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)(先議)

（参議院 11. 5 外交防衛委員会付託 11. 8 本会議承認 衆議院 25. 12. 3 承認）

【要旨】

現行の「政府調達に関する協定」（以下「現行協定」という。）は、世界貿易機関（WTO）設立協定の附属書4に含まれる複数国間貿易協定の一つであり、政府調達に係る法令等について、締約国の産品、サービス及び供給者に対し内国民待遇及び無差別待遇の原則を適用すること等を定めている。

この議定書は、現行協定を改正するものであり、2012年（平成24年）3月30日にジュネーブにおいて採択されたものである。この議定書は、現行協定の適用を受ける機関及びサービスの拡大、開発途上国の同協定への加入に関する特別な取扱い、調達における電子的手段の利用等について定めるものであり、前文、本文5箇条、末文及び附属書から成り、現行協定の前文、本文24箇条及び附属書の規定を削り、この議定書の附属書に定める規定に改めることを定めるものである（以下この議定書によって改正される現行協定を「改正協定」という。）。改正協定は、前文、本文22箇条及び4の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、日本については、現行協定の定める調達手続の適用範囲を次のとおり拡大する。

- 1 中央政府の機関による物品及びサービス（建設サービス等を除く。）の調達に関する基準額を現行協定の13万特別引出権（SDR）から10万特別引出権（SDR）に引き下げる。
- 2 対象となる地方政府の機関として、現行協定作成以降に政令指定都市となった7市（さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市及び相模原市）を新たに明記する。
- 3 対象となるサービスとして、食料提供サービス等16サービスを追加する。

- 二、各締約国は、対象調達に関する措置について、他の締約国の物品及びサービスに対し並びに他の締約国の供給者であって締約国の物品及びサービスを提供するものに対し内国民待遇及び無差別待遇を与える。
- 三、締約国は、改正協定への加入に関する交渉において並びに改正協定の実施及び運用に当たり、開発途上国の開発上、資金上及び貿易上のニーズ及び事情について、特別の考慮を払う。締約国は、改正協定に従い、かつ、要請に応じ、開発途上国に対して特別のかつ異なる待遇を与える。
- 四、締約国は、法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定、法令で義務付けられ、かつ、公示又は入札説明書において示されている標準契約条項及び手続であって対象調達に係るもの並びにそれらの修正を、公衆に広く周知され、その後も容易に閲覧することができる公式に指定された電子的媒体又は紙面により、速やかに公表する。
- 五、対象調達は電子的手段により実施する場合には、調達機関は、一般に利用可能な情報技術システム及びソフトウェアであって、他の一般に利用可能な情報技術システム及びソフトウェアと相互運用性のあるものを利用して当該対象調達が行われること等を確保する。
- 六、調達機関は、入札に参加した供給者に対し、当該調達機関の落札の決定を、供給者から要請があったときは書面により、速やかに通知する。
- 七、締約国は、他の締約国の要請に応じ、調達が公正かつ公平に及び改正協定に従って行われたか否かを判断するために必要な情報（落札とされた入札の特色及び相対的な利点についての情報を含む。）を速やかに提供する。
- 八、締約国は、附属書 I の自国の付表に関する訂正、一の付表から他の付表への機関の転記、機関の削除その他の修正の提案を各締約国の代表で構成する政府調達に関する委員会に通報する。
- なお、この議定書は、現行協定の締約国の 3 分の 2 がこの議定書の受諾書を寄託した後 30 日目の日に、それらの現行協定の締約国について効力を生ずる。その後当該受諾書を寄託した現行協定の締約国については、その寄託の日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本協定は、原子力の平和的利用に関する我が国とアラブ首長国連邦との間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、核物質等の平和的非爆発目的利用、国際原子力機関による保障措置の適用、原子力安全関連条約に基づく措置の実施、核物質防護措置の実施等について定めるものである。

平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第13号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本協定は、原子力の平和的利用に関する我が国とトルコとの間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、核物質等の平和的非爆発目的利用、国際原子力機関による保障措置の適用、原子力安全関連条約に基づく措置の実施、核物質防護措置の実施等について定めるものである。

承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第183回国会閣承認第4号)

(衆議院 25. 11. 21承認 参議院 11. 25国土交通委員会付託 11. 27本会議承認)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成25年4月5日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

- 一 北朝鮮が平成18年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月9日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壤宣言、六者会合の共同声明、国連安保理決議等にも違反するものであり、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、北朝鮮船籍の全ての船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。
- 二 入港禁止の期間は、平成18年10月14日から平成27年4月13日までの間。ただし、万景峰92号については、平成18年10月13日から平成27年4月13日までの間。
- 三 必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(第183回国会閣承認第5号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成25年4月14日から平成27年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十三年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計東日本大震災復旧・復興予備費予算額5,656億円のうち、平成23年8月19日から24年2月10日までの間に使用を決定した金額は4,909億円で、その内訳は、①東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要な経費2,179億円、②東日本大震災により被害を受けた中小企業者の施設等に係る中小企業等グループ施設等復旧整備事業に必要な経費1,248億円、③東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された牛肉・稲わらに係る肉用牛肥育農家支援対策等に必要な経費863億円、④東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による被害に係る応急の対策に関する事業に必要な経費403億円などである。

平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成23年4月19日から24年3月27日までの間に使用を決定した金額は748億円で、その内訳は、①災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費503億円、②大雪に伴う道路事業に必要な経費113億円、③水俣病被害者の救済に必要な経費92億円などである。

平成二十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額1兆484億円のうち、平成24年3月27日に使用を決定した金額は16億円で、その内訳は、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における大雪に伴う道路事業に必要な経費16億円である。

平成二十三年度特別会計予算総則第十七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成23年4月18日から24年3月27日までの間に決定した経費増額総額は4,938億円で、その内訳は、地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費の増額3,484億円、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における大雪に伴う道路事業に必要な経費の増額113億円などである。

平成二十四年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計経済危機対応・地域活性化予備費予算額9,099億円のうち、平成24年10月26日から11月30日までの間に使用を決定した金額は9,099億円で、その内訳は、①保育所緊急整備事業等に必要な経費1,118億円、②中小企業信用保険事業に必要な経費950億円、③重点分野雇用創造事業に必要な経費800億円などである。

平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成24年6月12日から12月20日までの間に使用を決定した金額は1,131億円で、その内訳は、①衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費698億円、②領海における警備体制の緊急整備に必要な経費169億円、③水俣病被害者の救済に必要な経費140億円などである。

平成二十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額2兆1,649億円のうち、平成24年10月26日から11月30日までの間に使用を決定した金額は3,396億円で、その内訳は、①東日本大震災により被害を受けた中小企業者の施設等に係る中小企業等グループ施設等復旧整備事業に必要な経費800億円、②災害救助等に必要な経費781億円、③公立学校の安全対策に必要な経費581億円などである。

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成24年7月6日から11月30日までの間に決定した経費増額総額は1,059億円で、その内訳は、防災・減災対策に係る河川事業に必要な経費の増額317億円、防災・減災対策に係る道路事業に必要な経費の増額155億円などである。

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成25年2月26日に決定した経費増額総額は145億円で、その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額145億円である。

決算その他

平成二十三年度一般会計歳入歳出決算、平成二十三年度特別会計歳入歳出決算、平成二十三年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十三年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 第184回国会25. 8. 2決算委員会付託 継続審査)

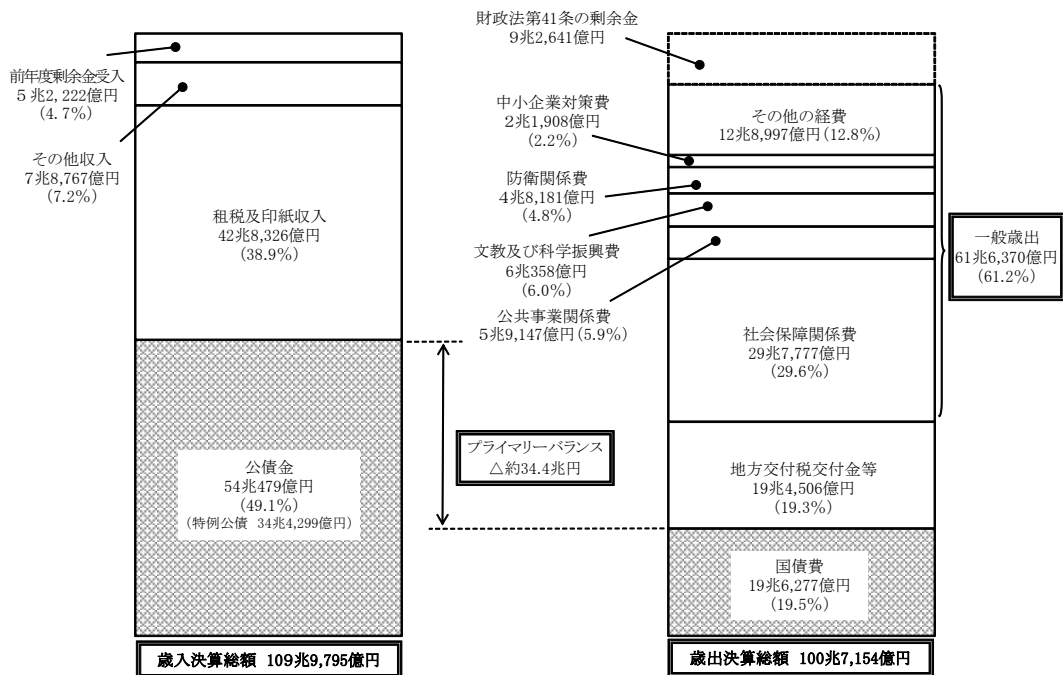
平成二十三年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は109兆9,795億円、歳出決算額は100兆7,154億円であり、差引き9兆2,641億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成24年度の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は1兆9,790億円である。

平成二十三年度特別会計歳入歳出決算における17の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は409兆9,236億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は376兆4,631億円である。

平成二十三年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は52兆3,357億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は51兆6,066億円であるため、差引き7,291億円の剰余を生じた。

平成二十三年度政府関係機関決算書における3機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆1,711億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆2,736億円である。

〈平成二十三年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成23年度決算の説明」より作成

平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第184回国会25. 8. 2決算委員会付託 継続審査)

平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書における23年度中の国有財産の差引純増加額は1兆6,603億円、23年度末現在額は102兆8,543億円である。

平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第184回国会25.8.2決算委員会付託 継続審査)

平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書における23年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は156億円、23年度末現在額は1兆442億円である。

平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)

(衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了)

財政法第15条第2項の規定による平成24年度一般会計国庫債務負担行為の限度額1,000億円のうち、平成24年10月26日に決定した国庫債務負担行為総額は343億円で、その内訳は、国土交通省所管の大型巡視船代船建造に必要な経費226億円などである。

平成二十四年度一般会計歳入歳出決算、平成二十四年度特別会計歳入歳出決算、平成二十四年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十四年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了)

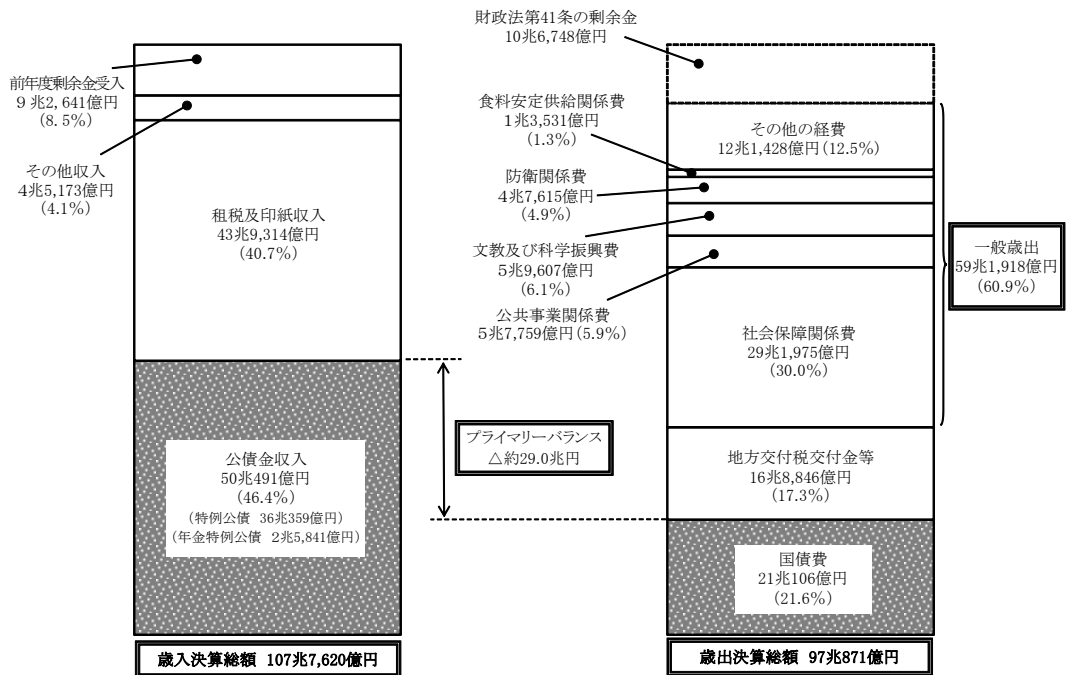
平成二十四年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は107兆7,620億円、歳出決算額は97兆871億円であり、差引き10兆6,748億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成二十五年度の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は1兆6,892億円である。

平成二十四年度特別会計歳入歳出決算における18の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は412兆5,334億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は377兆117億円である。

平成二十四年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は54兆1,067億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は53兆3,469億円であるため、差引き7,597億円の剰余を生じた。

平成二十四年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆1,828億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆2,158億円である。

〈平成二十四年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



（資料）「平成24年度決算の説明」より作成

平成二十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

（衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了）

平成二十四年度国有財産増減及び現在額総計算書における24年度中の国有財産の差引純増加額は2兆4,004億円、24年度末現在額は105兆2,547億円である。

平成二十四年度国有財産無償貸付状況総計算書

（衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了）

平成二十四年度国有財産無償貸付状況総計算書における24年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は272億円、24年度末現在額は1兆169億円である。

N H K 決算

日本放送協会平成二十二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 25. 12. 6異議がない 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成22年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成22年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は8,772億円、負債合計は3,105億円、純資産合計は5,667億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,801億円、経常事業支出は6,495億円となっており、経常事業収支差金は306億円となっている。

日本放送協会平成二十三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 25. 12. 6異議がない 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成23年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成23年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は8,967億円、負債合計は3,076億円、純資産合計は5,891億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,935億円、経常事業支出は6,669億円となっており、経常事業収支差金は265億円となっている。

日本放送協会平成二十四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成24年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成24年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は9,300億円、負債合計は3,214億円、純資産合計は6,086億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,591億円、経常事業支出は6,469億円となっており、経常事業収支差金は121億円となっている。

注1 衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。
 注2 本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。
 注3 件名は、原則として、付託議案は参議院の委員会への付託順、未付託議案は提出年月日順に掲載。
 凡例 ☆:参議院先議 ※:予算関係法律案 (多):賛成多数 (全):全会一致

5 議案審議表

内閣委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	趣旨説明	委員会 質疑	議決	議決	本会議 賛成会派 反対会派			
国家戦略特別区域法案(閣法第18号)	25.11.5	(11.8) 11.8 内閣	11.20 修正(多) 附帯決議	11.21 修正(多)	(11.22) 11.22	11.26	11.26 質疑 12.6 質疑	12.6 可決(多)	12.7 可決(多)	自民、公明、 みん、維新、 改革	12.13 107号	41	
アルコール健康障害対策基本法案(内閣委員長提出)(衆第19号)	25.11.20			11.21 可決(全)	— 12.2	12.6	—	12.6 可決(全)	12.7 可決(全)	自民、公明、 みん、共産、 維新、社民、 改革、生活、 無	12.13 109号	60	

総務委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	趣旨説明	委員会 質疑	議決	議決	本会議 賛成会派 反対会派			
国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案(閣法第10号)	25.10.25	— 11.6 総務	11.7 可決(全)	11.8 可決(全)	— 11.11	11.12		11.14 可決(全)	11.15 可決(全)	自民、民主、 公明、みん、 共産、維新、 社民、改革、 生活、無	11.22 78号	32	
地方公務員法の一部を改正する法律案(閣法第11号)	25.10.25	— 11.6 総務	11.7 可決(全)	11.8 可決(全)	— 11.11	11.12		11.14 可決(全)	11.15 可決(全)	自民、民主、 公明、みん、 共産、維新、 社民、改革、 生活、無	11.22 79号	32	
消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案(総務委員長提出)(衆第26号)	25.12.3			12.3 可決(全)	— 12.4	12.5	12.5 質疑	12.5 可決(全)	12.5 可決(全)	自民、公明、 みん、共産、 維新、社民、 改革、生活、 無	12.13 110号	62	

法務委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	趣旨説明	委員会 質疑	議決	議決	本会議 賛成会派 反対会派			
自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案(第183回国会閣法第52号)	25.4.12 (183回)	— 10.15 法務	11.5 可決(全) 附帯決議	11.5 可決(全)	— 11.6	11.7	11.12 質疑 11.14 参考人 11.19 質疑	11.19 可決(全) 附帯決議	11.20 可決(全)	自民、民主、 公明、みん、 共産、維新、 社民、改革、 生活、無	11.27 86号	44	
裁判官の配偶者同行休業に関する法律案(閣法第12号)	25.10.25	— 11.1 法務	11.8 可決(全)	11.15 可決(全)	— 11.20	11.21	11.26 質疑	11.26 可決(全)	11.27 可決(全)	自民、民主、 公明、みん、 共産、維新、 社民、改革、 生活、無	12.4 91号	32	
戸籍法の一部を改正する法律案(小川敏夫君外7名発議)(参第6号)	25.11.21	—	—	—	— 11.21	11.26		12.3 可決(多)	12.5 否決	民主、公明、 みん、共産、 社民、改革、 生活、無	—	51	
民法の一部を改正する法律案(閣法第20号)	25.11.12	— 11.12 法務	11.20 可決(多)	11.21 可決(多)	— 11.21	11.26	11.28 質疑 12.3 質疑	12.3 可決(全)	12.5 可決(全)	自民、民主、 公明、みん、 共産、維新、 社民、改革、 生活、無	12.11 94号	42	

外交防衛委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
万国郵便連合一般規則(二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(関係第9号)☆	25.10.17	— 11.8 外務	11.29 承認(全)	12.3 承認(全)	— 11.5	11.5	11.7 質疑	11.7 承認(全)	11.8 承認(全)	自民、民主、 公明、みんな、 共産、維新、 社民、改革、 生活、無	—		75	
郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(関係第10号)☆	25.10.17	— 11.8 外務	11.29 承認(全)	12.3 承認(全)	— 11.5	11.5		11.7 承認(全)	11.8 承認(全)	自民、民主、 公明、みんな、 共産、維新、 社民、改革、 生活、無	—		76	
政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(関係第11号)☆	25.10.17	— 11.8 外務	11.29 承認(多)	12.3 承認(多)	— 11.5	11.5		11.7 承認(多)	11.8 承認(多)	自民、民主、 公明、みんな、 維新、社民、 改革、生活、 無	共産、無		76	
自衛隊法の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第63号)	25.4.19 (183回)	(5.23・183回) 10.15 安全保障	10.31 可決(多) 附帯決議	11.1 可決(多)	— 11.8	11.12		11.14 可決(多) 附帯決議	11.15 可決(多)	自民、民主、 公明、みんな、 維新、改革、 生活、無	共産、社民、 無	11.22 77号	46	
投資の促進及び保護に関する日本国政府とバブアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(関係第1号)	25.10.15	— 10.25 外務	11.6 承認(全)	11.7 承認(全)	— 11.15	11.19	11.21 質疑	11.21 承認(全)	11.22 承認(全)	自民、民主、 公明、みんな、 共産、維新、 社民、改革、 生活、無	—		67	
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(関係第2号)	25.10.15	— 10.25 外務	11.6 承認(全)	11.7 承認(全)	— 11.15	11.19		11.21 承認(全)	11.22 承認(全)	自民、民主、 公明、みんな、 共産、維新、 社民、改革、 生活、無	—		68	
投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件(関係第3号)	25.10.15	— 10.25 外務	11.6 承認(全)	11.7 承認(全)	— 11.15	11.19		11.21 承認(全)	11.22 承認(全)	自民、民主、 公明、みんな、 共産、維新、 社民、改革、 生活、無	—		69	
投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件(関係第4号)	25.10.15	— 10.25 外務	11.6 承認(全)	11.7 承認(全)	— 11.15	11.19		11.21 承認(全)	11.22 承認(全)	自民、民主、 公明、みんな、 共産、維新、 社民、改革、 生活、無	—		70	
投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(関係第5号)	25.10.15	— 10.25 外務	11.6 承認(全)	11.7 承認(全)	— 11.15	11.19	12.3 質疑	11.21 承認(全)	11.22 承認(全)	自民、民主、 公明、みんな、 共産、維新、 社民、改革、 生活、無	—		72	
社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(関係第6号)	25.10.15	— 10.25 外務	11.6 承認(全)	11.7 承認(全)	— 11.22	11.26		12.3 承認(全)	12.4 承認(全)	自民、民主、 公明、みんな、 共産、維新、 社民、改革、 生活、無	—		73	
社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件(関係第7号)	25.10.15	— 11.7 外務	11.15 承認(全)	11.19 承認(全)	— 11.22	11.26		12.3 承認(全)	12.4 承認(全)	自民、民主、 公明、みんな、 共産、維新、 社民、改革、 生活、無	—		73	12.3の質疑は関係第8号と一括
障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件(関係第8号)	25.10.17	— 11.7 外務	11.15 承認(全)	11.19 承認(全)	— 11.22	11.26		11.28 参考人 12.3 質疑	12.3 承認(全)	12.4 承認(全)	自民、民主、 公明、みんな、 共産、維新、 社民、改革、 生活、無	—		74

財政金融委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議諸旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議諸旨説明) 付託日	委員会		本会議						
						趣旨説明1	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案(閣法第13号)	25.10.25	— 10.31 財務金融	11.6 可決(多) 附帯決議	11.7 可決(多)	(11.13) 11.13	11.14	11.14 質疑	11.14 可決(多) 附帯決議	11.15 可決(多) 無	自民、民主、 公明、維新、 改革、生活、 無	みん、共産、 社民、無	11.22 76号	33	

文教科学委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第7号)	25.10.18	— 10.31 文部科学	11.13 可決(多) 附帯決議	11.15 可決(多)	(11.20) 11.20	11.21	11.26 質疑	11.26 可決(多) 附帯決議	11.27 可決(多)	自民、公明、 みん、維新、 改革	民主、共産、 社民、改革 (一部)、生 活、無	12.4 90号	28	
東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案(文部科学委員長提出)(衆第23号)	25.11.27			11.28 可決(全)	— 12.2	12.3	—	12.3 可決(全)	12.4 可決(全)	自民、公明、 みん、共産、 維新、社民、 改革、生活、 無	—	12.11 97号	61	
研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率の推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案(塩谷立君外4名提出)(衆第22号)	25.11.27	— 11.28 文部科学	11.29 可決(多) 附帯決議	12.3 可決(多)	— 12.4	12.5	12.5 質疑	12.5 可決(多)	12.5 可決(多)	自民、公明、 維新、改革、 生活	みん、共産、 社民、無	12.13 99号	61	

厚生労働委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	委員会 質疑	議決	議決	本会議 賛成会派	反対会派			
生活保護法の一部を改正する法律案(閣法第5号)☆	25.10.17	— 11.27 厚生労働	12.4 可決(多)	12.6 可決(多)	— 11.5	11.5	11.7 質疑 11.12 質疑	11.12 可決(多) 附帯決議	11.13 可決(多)	自民、民主、 公明、みんな、 維新、改革、 生活、無	共産、社民、 無	12.13 104号	25	
生活困窮者自立支援法案(閣法第6号)☆	25.10.17	— 11.27 厚生労働	12.4 可決(多) 附帯決議	12.6 可決(多)	— 11.5	11.5	11.12 質疑	11.12 可決(多) 附帯決議	11.13 可決(多)	自民、民主、 公明、みんな、 維新、改革、 生活、無	共産、社民、 無	12.13 105号	27	
薬事法等の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第73号)	25.5.24 (183回)	— 10.15 厚生労働	11.1 可決(多) 附帯決議	11.5 可決(多)	— 11.13	11.14	11.19 質疑	11.19 可決(多) 附帯決議	11.20 可決(多)	自民、民主、 公明、みんな、 維新、社民、 改革、生活、 無	共産、無	11.27 84号	48	
再生医療等の安全性の確保等に関する法律案(第183回国会閣法第74号)	25.5.24 (183回)	— 10.15 厚生労働	11.1 可決(全)	11.5 可決(全)	— 11.13	11.14	11.19 質疑	11.19 可決(全)	11.20 可決(全)	自民、民主、 公明、みんな、 共産、維新、 社民、改革、 生活、無	—	11.27 85号	49	
持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案(閣法第2号)	25.10.15	(11.1) 11.1 厚生労働	11.15 可決(多)	11.19 可決(多)	— 11.22	11.26	11.28 質疑 12.2 質疑/参考人 12.3 質疑	12.5 可決(多)	12.5 可決(多)	自民、公明、 共産(一部)、 改革	みんな、共産、 維新、社民、 生活、無	12.13 112号	22	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案(高階恵美子君外4名発議)(参第9号)	25.11.27	— 12.5 厚生労働	12.6 可決(全)	12.6 可決(全)	— 12.2	12.3	—	12.3 可決(全)	12.4 可決(全)	自民、公明、 みんな、共産、 維新、社民、 改革、生活、 無	—	12.13 106号	52	

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案(関法第21号)	25.11.12	— 11.20 厚生労働	11.27 可決(多) 附帯決議	11.28 可決(多)	— 12.2	12.3	12.5 質疑	12.5 可決(多)	12.5 可決(多)	自民、公明、 維新、改革、 生活	みん、共産、 社民、無	12.13 103号	42	
がん登録等の推進に関する法律案(尾辻秀久君外7名発議)(参第11号)	25.11.28	— 12.5 厚生労働	12.6 可決(全)	12.6 可決(全)	— 12.2	12.3	—	12.3 可決(全)	12.4 可決(全)	自民、公明、 みん、共産、 維新、社民、 改革、生活、 無	—	12.13 111号	53	

農林水産委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 委員 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(関法第8号)	25.10.18	— 10.29 農林水産	11.6 可決(多) 附帯決議	11.7 可決(全)	— 11.8	11.12	11.14 質疑	11.14 可決(全) 附帯決議	11.15 可決(多)	自民、民主、 公明、みん、 共産、維新、 社民、改革、 生活、無	無	11.22 81号	29	
農地中間管理事業の推進に関する法律案(関法第14号)	25.10.25	— 11.13 農林水産	11.27 修正(多) 附帯決議	11.28 修正(多)	— 12.2	12.3	12.3 質疑	12.5 可決(多) 附帯決議	12.5 可決(多)	自民、公明、 維新、改革、 生活	みん、共産、 社民、改革、 (一部)、無	12.13 101号	34	
農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案(関法第15号)	25.10.25	— 11.13 農林水産	11.27 修正(多) 附帯決議	11.28 修正(多)	— 12.2	12.3	12.5 参考人/質疑	12.5 可決(多) 附帯決議	12.5 可決(多)	自民、公明、 維新、改革、 生活	みん、共産、 社民、改革、 (一部)、無	12.13 102号	36	

経済産業委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 委員 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
電気事業法の一部を改正する法律案(関法第1号)	25.10.15	— 10.25 経済産業	11.1 可決(多) 附帯決議	11.1 可決(多)	— 11.6	11.7	11.12 質疑	11.12 可決(多) 附帯決議	11.13 可決(多)	自民、民主、 公明、維新、 社民、改革、 生活、無	みん、共産、 無	11.20 74号	21	
産業競争力強化法案(関法第3号)	25.10.15	(10.29) 10.29 経済産業	11.15 修正(多) 附帯決議	11.19 修正(多)	(11.20) 11.20	11.21	11.26 質疑 11.28 参考人/ 質疑 12.3 質疑	12.3 可決(多) 附帯決議	12.4 可決(多)	自民、民主、 公明、改革、 生活、無	みん、共産、 維新、社民、 無	12.11 98号	23	
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第183回国会関法第72号)	25.5.24 (183回)	— 10.15 経済産業	11.20 可決(多) 附帯決議	11.21 可決(多)	— 12.2	12.6	12.6 質疑	12.6 可決(多)	12.7 可決(多)	自民、公明、 みん、維新、 改革、生活	共産、社民、 無	12.13 100号	47	

国土交通委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 委員 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案(関法第4号)	25.10.17	— 10.30 国土交通	11.5 可決(多)	11.5 可決(多)	— 11.6	11.7	11.12 質疑	11.12 可決(多)	11.13 可決(多)	自民、民主、 公明、みん、 維新、改革、 生活、無	共産、社民、 無	11.20 75号	25	
特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(金子一義君外6名提出)(衆第2号)	25.10.30	— 11.1 国土交通	11.8 可決(多) 附帯決議	11.8 可決(多)	— 11.13	11.14	11.19 質疑	11.19 可決(多) 附帯決議	11.20 可決(多)	自民、民主、 公明、共産、 維新、社民、 改革、生活、 無	みん	11.27 83号	56	

交通政策基本法案(関法第17号)	25.11.1	— 11.7 国土交通	11.13 可決(多) 附帯決議	11.15 可決(多)	— 11.20	11.21	11.26 参考人/ 質疑	11.26 可決(多) 附帯決議	11.27 可決(多)	自民、民主、 公明、みんな、 維新、社民、 改革、生活、 無	共産、無	12.4 92号	39	
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第183回国会閣承認第4号)	25.4.19 (183回)	— 10.15 国土交通	11.20 承認(全)	11.21 承認(全)	— 11.25	11.26	—	11.26 承認(全)	11.27 承認(全)	自民、民主、 公明、みんな、 共産、維新、 社民、改革、 生活、無	—	/	78	

環境委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 委員 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案 (関法第16号)	25.10.25	— 10.30 環境	11.8 可決(多) 附帯決議	11.8 可決(多)	— 11.11	11.12	11.14 質疑	11.14 可決(多) 附帯決議	11.15 可決(多)	自民、民主、 公明、維新、 社民、改革、 生活、無	みんな、共産、 無	11.22 82号	38	

決算委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 委員 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	質疑	議決	議決	本会議 賛成会派 反対会派			
平成二十三年度一般会計歳入歳出決算、平成二十三年度特別会計歳入歳出決算、平成二十三年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十三年度政府関係機関決算書	24.11.16 (181回)	— 25.10.15 決算行政	継続審査		(5.24 財務大臣の 報告聴取・183回) 8.2 (184回)	5.24 (183回)	11.25 全般質疑	継続審査	—	—	/	81	
平成二十三年度国国有財産増減及び現在額総計算書	24.11.16 (181回)	— 25.10.15 決算行政	継続審査		— 8.2 (184回)			継続審査	—	—	/	81	
平成二十三年度国国有財産無償貸付状況総計算書	24.11.16 (181回)	— 25.10.15 決算行政	継続審査		— 8.2 (184回)			継続審査	—	—	/	82	

議院運営委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 委員 掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	委員会 質疑	議決	議決	本会議 賛成会派 反対会派				
国会職員の配偶者同行休業に関する法律案(議院運営委員長提出)(衆第6号)	25.11.8			11.8 可決(全)	— 11.14	—	—	11.15 可決(全)	11.15 可決(全)	自民、民主、 公明、みんな、 共産、維新、 社民、改革、 生活、無	—	11.22 80号	59	

懲罰委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 委員 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	質疑	議決	議決	本会議 賛成会派 反対会派			
議員アントニオ猪木君懲罰事犯の件	25.11.8	/	/	/	(11.13) 11.13	—	—	11.21 登院停止 (30日 間)(全)	11.22 登院停 止(30日 間)(多)	自民、民主、 公明、みんな、 社民、改革、 生活、無	維新	/	11.13 本会議において 本件を懲罰委員 会に付託するこ とを決定

災害対策特別委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第5号)	25.11.8			11.8 可決(全)	— 11.13	11.20		11.20 可決(全)	11.22 可決(全)	自民、民主、 公明、みん、 共産、維新、 社民、改革、 生活、無	—	11.29 87号	58	
首都直下地震対策特別措置法案(災害対策特別委員長提出)(衆第7号)	25.11.12			11.15 可決(多)	— 11.15 予備付託 11.15 本付託	11.20	11.20 質疑	11.20 可決(多)	11.22 可決(多)	自民、民主、 公明、みん、 維新、社民、 改革、生活、 無	共産、無	11.29 88号	59	
防災・減災等に資する国土強靱化基本法案(二階俊博君外11名提出)(第183回国会衆第18号) 題名を「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」と修正	25.5.20 (183回)	— 10.15 災害対策	11.22 修正(多) 附帯決議	11.26 修正(多)	— 12.2	12.3	12.3 質疑	12.3 可決(多) 附帯決議	12.4 可決(多)	自民、公明、 改革、生活	みん、共産、 維新、社民、 無	12.11 95号	62	

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外5名提出)(第183回国会衆第41号)	25.6.18 (183回)	— 10.15 倫理選挙	11.14 可決(多)	11.15 可決(多)	— 11.21	11.22	11.27 質疑	11.27 可決(多)	12.4 可決(多)	自民、民主、 公明、みん、 維新、改革、 生活、無	共産、社民、 無	12.11 93号	65	

消費者問題に関する特別委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案(第183回国会閣法第60号)	25.4.19 (183回)	(6.4・183回) 10.15 消費者問題	10.31 修正(全)	11.1 修正(全)	(11.6) 11.6	11.27	11.27 質疑 11.29 参考人 12.3 質疑	12.3 可決(全)	12.4 可決(全)	自民、民主、 公明、みん、 共産、維新、 社民、改革、 生活、無	—	12.11 96号	45	

国家安全保障に関する特別委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第75号)	25.6.7 (183回)	(10.25) 10.15 内閣 10.22 国家安全に 付託替	11.6 修正(多) 附帯決議	11.7 修正(多)	(11.8) 11.8	11.13	11.13 質疑 11.18 質疑 11.19 質疑 11.20 質疑 11.21 参考人 11.22 質疑 11.25 質疑	11.25 可決(多) 附帯決議	11.27 可決(多)	自民、民主、 公明、みん、 維新、改革、 無	共産、社民、 生活、無	12.4 89号	49	
特定秘密の保護に関する法律案(閣法第9号)	25.10.25	(11.7) 11.7 国家安全	11.26 修正(多)	11.26 修正(多)	(11.27) 11.27	11.28	11.28 質疑 11.29 質疑 12.2 質疑 12.3 参考人 12.4 質疑 12.5 質疑	12.5 可決(多)	12.6 可決(多)	自民、公明	自民(一部)、 民主、みん (一部)、共 産、社民、 改革(一部)、 生活、無	12.13 108号	31	12.4 地方公聴会

(內閣提出法律案)

[illegible]

(本院議員提出法律案)

[illegible]

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(中西健治君外3名発議)(参第10号)	25.11.28	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	53	
児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案(大島九州男君外8名発議)(参第12号)	25.11.29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	54	
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(松田太君発議)(参第13号)	25.11.29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	54	
国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案(小野次郎君発議)(参第14号)	25.11.29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	54	
被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(行田邦子君外3名発議)(参第15号)	25.12.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	54	
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律及び食品表示法の一部を改正する法律案(安井美沙子君外1名発議)(参第16号)	25.12.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	54	

(条約)

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	委員会 質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)	25.10.25	— 12.5 外務	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	77		
平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第13号)	25.10.25	— 12.5 外務	継続審査		—	—	—	—	—	—	—			

(承認を求めるの件)

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	委員会 質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(第183回国会閣承認第5号)	25.4.19 (183回)	— 10.15 経済産業	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	78		

(予備費等承諾を求めるの件)

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	委員会 質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
平成二十三年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査	25.2.19 (183回)	— 10.15 決算行政	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	79		

(NHK決算)

[illegible]

1 本会議審議経過

○平成25年10月15日(火)

開会 午前10時1分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

常任委員長辞任の件

本件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

内閣委員長	相原 久美子君
経済産業委員長	増子 輝彦君
国土交通委員長	加藤 敏幸君
国家基本政策委員長	藤田 幸久君

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

内閣委員長	水岡 俊一君
経済産業委員長	大久保 勉君
国土交通委員長	藤本 祐司君
国家基本政策委員長	長浜 博行君

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る**政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会**、北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会**、政府開発援助を始めとする国際援助・協力に関する諸問題を調査するため委員30名から成る**政府開発援助等に関する特別委員会**、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため委員25名から成る**消費者問題に関する特別委員会**、東日本大震災からの復興に当たり、その総

合的な対策樹立に資するため委員40名から成る**東日本大震災復興特別委員会**、原子力に関する諸問題を調査するため委員25名から成る**原子力問題特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

休憩 午前10時7分

再開 午後2時41分

日程第2 会期の件

本件は、全会一致をもって53日間とすることに決した。

日程第3 国務大臣の演説に関する件

安倍内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に関する決議案（中曽根弘文君外8名発議）（委員会審査省略要求）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、橋本聖子君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成238、反対1にて可決された。

下村国務大臣は、本決議について所信を述べた。

元本院副議長松尾官平君逝去につき哀悼の件

本件は、議長から既に弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。

議員中村博彦君逝去につき哀悼の件

本件は、議長から既に弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、小林正夫君が哀悼の辞を述べた。

散会 午後3時30分

○平成25年10月17日(木)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第2日)

郡司彰君、脇雅史君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午前11時34分

○平成25年10月18日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第3日)

山口那津男君、中西健治君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時43分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、市田忠義君、西村まさみ君、宮沢洋一君、野田国義君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員関口昌一君、藤井基之君、前川清成君、同予備員松村祥史君、西田実仁君、水野賢一君、裁判官訴追委員岡田広君、小泉昭男君、野上浩太郎君、水岡俊一君、荒木清寛君、同予備員福岡資麿君、江口克彦君、小野次郎君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員、皇室会議予備議員、皇室経済会議予備議員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、次のとおり各種委員を指名し、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員等の職務を行う順序を決定した。

各種委員の選任

裁判官弾劾裁判所裁判員

有村 治子君

二之湯 智君

松村 祥史君

吉田 博美君

魚住 裕一郎君

同予備員

若林 健太君(第1順位)

井上 義行君(第3順位)

仁比 聡平君(第4順位)

裁判官訴追委員

片山 さつき君

北川イッセイ君

佐藤 ゆかり君

中川 雅治君

松下 新平君

有田 芳生君

前川 清成君

谷合 正明君

小野 次郎君

同予備員

山田 俊男君(第1順位)

丸川 珠代君(第2順位)

薬師寺みちよ君(第3順位)

井上 哲士君(第4順位)

辰巳 孝太郎君(第5順位)

皇室会議予備議員

溝手 顕正君(第1順位)

郡司 彰君(第2順位)

皇室経済会議予備議員

脇 雅史君(第1順位)

斎藤 嘉隆君(第2順位)

検察官適格審査会委員

山本 順三君

徳永 エリ君

同予備員

古川 俊治君(山本順三君の予備委員)

渡辺美知太郎君(徳永エリ君の予備委員)

日本ユネスコ国内委員会委員

猪口 邦子君

松山 政司君

那谷屋 正義君

国土審議会委員

伊達 忠一君

山谷 えり子君

長沢 広明君

国土開発幹線自動車道建設会議委員

鶴保 庸介君

柳本 卓治君

羽田 雄一郎君

西田 実仁君

各種委員の順位変更

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員

真山 勇一君(第4順位を第2順位に変更)

散会 午後3時2分

○平成25年11月6日(水)

開会 午前10時1分

永年在職議員表彰の件

本件は、議長発議により、国会議員として在職25年に達した議員田中直紀君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員田中直紀君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功労に対しここに院議をもって表彰します

溝手顕正君は、祝辞を述べた。

田中直紀君は、謝辞を述べた。

日程第1 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案(趣旨説明)

本件は、森国務大臣から趣旨説明があった後、森本真治君が質疑をした。

散会 午前10時49分

○平成25年11月8日(金)

開会 午前10時1分

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、国家安全保障に関連する諸法案を審査するため委員30名から成る**国家安全保障に関する特別委員会**を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、検査官に河戸光彦君を任命することに賛成229、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、総合科学技術会議議員に中西宏明君、電波監理審議会委員に前田忠昭君を任命することに賛成219、反対12にて同意することに決し、食品安全委員会委員に熊谷進君、特定個人情報保護委員会委員に阿部孝夫君、日本放送協会経営委員会委員に石原進君を任命することに賛成215、反対16にて同意することに決し、

特定個人情報保護委員会委員長に堀部政男君、同委員に手塚悟君、証券取引等監視委員会委員長に佐渡賢一君を任命することに賛成228、反対3にて同意することに決し、証券取引等監視委員会委員に園マリ君、吉田正之君、電気通信紛争処理委員会委員に中山隆夫君、荒川薫君、小野武美君、平沢郁子君、山本和彦君、中央更生保護審査会委員に小川清美君、運輸審議会委員に鷹箸有宇壽君、河野康子君、運輸安全委員会委員に田村貞雄君、横山茂君、松本陽君、岡村美好君、富井規雄君、公害健康被害補償不服審査会委員に岡本美保子君を任命することに賛成229、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

日本放送協会経営委員会委員に長谷川三千子君、百田尚樹君、本田勝彦君を任命することに賛成154、反対77にて同意することに決し、

日本放送協会経営委員会委員に中島尚正君を任命することに賛成156、反対75にて同意することに決した。

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、菅国務大臣から趣旨説明があった後、佐藤正久君、大野元裕君、石川博崇君、井上義行君、井上哲士君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 万国郵便連合一般規則（二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

日程第2 郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

日程第3 政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

以上3件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1及び第2は賛成232、反対0にて全会一致をもって承認することに決し、日程第3は賛成219、反対13にて承認することに決

した。

散会 午前11時56分

○平成25年11月13日(水)

開会 午前10時1分

議長は、議員山本太郎君に対して厳重注意した旨発言した。

議員アントニオ猪木君を懲罰に付するの動議(水落敏栄君外7名提出)

本動議は、水落敏栄君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成224、反対8にて可決された。

議長は、議員アントニオ猪木君懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託する旨を告げた。

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、麻生財務大臣から趣旨説明があった後、礒崎哲史君が質疑をした。

日程第1 電気事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成202、反対29にて可決された。

日程第2 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成216、反対16にて可決された。

日程第3 生活保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第4 生活困窮者自立支援法案(内閣提出)

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成216、反対16にて可決された。

散会 午前10時45分

○平成25年11月15日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案(内閣提出、

衆議院送付)

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成198、反対29にて可決された。

日程第2 特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成195、反対32にて可決された。

日程第3 自衛隊法の一部を改正する法律案(第183回国会内閣提出、第185回国会衆議院送付)

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成213、反対15にて可決された。

日程第4 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第5 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第6 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対1にて可決された。

国会職員の配偶者同行休業に関する法律案(衆議院提出)

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対0にて全会一致をもって可決された。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する

る件

参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件

以上両件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案及び参議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案を全会一致をもって可決した。

散会 午前10時19分

○平成25年11月20日(水)

開会 午前10時1分

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、下村文部科学大臣から趣旨説明があった後、那谷屋正義君が質疑をした。

産業競争力強化法案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、茂木経済産業大臣から趣旨説明があった後、岩井茂樹君、若松謙維君、松田公太君、倉林明子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成211、反対18にて可決された。

日程第2 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案(第183回国会内閣提出、第185回国会衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 薬事法等の一部を改正する法律案(第183回国会内閣提出、第185回国会衆議院送付)

日程第4 再生医療等の安全性の確保等に関する法律案(第183回国会内閣提出、第185回国会衆議院送付)

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審

査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第3は賛成217、反対12にて可決、日程第4は賛成229、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午後0時9分

○平成25年11月22日(金)

開会 午前10時11分

日程第1 議員アントニオ猪木君懲罰事犯の件

本件は、懲罰委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成211、反対8にて委員長報告のとおり30日間の登院停止とすることに決した。

議長は、国会法第122条第3号の規定により、議員アントニオ猪木君に対し、30日間の登院停止を命ずる旨の宣告をした。

国家戦略特別区域法案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、新藤国務大臣から趣旨説明があった後、有田芳生君、山下芳生君がそれぞれ質疑をした。

日程第2 投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第3 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第4 投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第5 投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第6 投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上5件は、外交防衛委員長から委員会審

査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第7 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第8 首都直下地震対策特別措置法案（衆議院提出）

以上両案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第7は賛成228、反対0にて全会一致をもって可決、日程第8は賛成217、反対12にて可決された。

散会 午前11時18分

○平成25年11月27日（水）

開会 午前10時6分

特定秘密の保護に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、森国務大臣から趣旨説明があった後、宇都隆史君、櫻井充君、矢倉克夫君、真山勇一君、仁比聡平君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（第183回国会内閣提出、第185回国会衆議院送付）

本案は、国家安全保障に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成213、反対18にて可決された。

日程第2 裁判官の配偶者同行休業に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、

押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成154、反対77にて可決された。

日程第4 交通政策基本法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第5 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（第183回国会内閣提出、第185回国会衆議院送付）

以上両件は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第4は賛成217、反対12にて可決、日程第5は賛成228、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

散会 午後0時42分

○平成25年12月4日（水）

開会 午後1時22分

日程第1 社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第2 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第3 障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上3件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第4 公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった。

暫時休憩することの動議（石井準一君提出）

本動議は可決された。

休憩 午後1時41分

再開 午後9時11分

休憩前に引き続き、政治倫理の確立及び選

挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成220、反対16にて可決された。

日程第5 東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案（衆議院提出）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成177、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第6 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案（高階恵美子君外4名発議）

日程第7 がん登録等の推進に関する法律案（尾辻秀久君外7名発議）

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成177、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第8 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法案（衆議院提出）

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成136、反対40にて可決された。

日程第9 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案（第183回国会内閣提出、第185回国会衆議院送付）

本案は、消費者問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第10 産業競争力強化法案（内閣提出、

衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成195、反対41にて可決された。

議長は、本日は延会することとし、次会は、明5日午前0時10分より開会する旨を宣告した。

延会 午後10時18分

○平成25年12月5日（木）

開会 午前0時11分

日程第1 民法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第2 戸籍法の一部を改正する法律案（小川敏夫君外7名発議）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成234、反対0にて全会一致をもって可決、日程第2は賛成117、反対118にて否決された。

議院運営委員長岩城光英君解任決議案（前川清成君外3名発議）（委員会審査省略要求）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、前川清成君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成94、反対142にて否決された。

内閣委員長水岡俊一君解任決議案（松下新平君外2名発議）（委員会審査省略要求）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、佐藤ゆかり君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成131、反対105にて可決された。

経済産業委員長大久保勉君解任決議案（松村祥史君外2名発議）（委員会審査省略要求）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、岩井茂樹君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求

により、記名投票をもって採決の結果、賛成130、反対105にて可決された。

議長は、常任委員長の選挙の投票準備のため、午前3時15分まで休憩する旨を宣告した。

休憩 午前2時39分

再開 午前3時16分

常任委員長の選挙

内閣委員長の選挙

本選挙は、無名投票の結果(投票総数236、過半数119)、山東昭子君131票、水岡俊一君105票にて、投票の過半数を得た山東昭子君が当選した。

経済産業委員長の選挙

本選挙は、無名投票の結果(投票総数236、過半数119)、北川イッセイ君131票、大久保勉君105票にて、投票の過半数を得た北川イッセイ君が当選した。

休憩 午前3時54分

再開 午後9時21分

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案(衆議院提出)

本案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成178、反対0にて全会一致をもって可決された。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、日程に追加して議題とすることに決した。

厚生労働委員長石井みどり君解任決議案(津田弥太郎君外2名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、津田弥太郎君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成83、反対151にて否決された。

次いで、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、第1の議案

に対する討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第1の議案は賛成136、反対42にて可決、第2の議案は賛成144、反対33にて可決された。

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、日程に追加し、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成145、反対32にて可決された。

農地中間管理事業の推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、日程に追加し、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成143、反対34にて可決された。

特定秘密の保護に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加して議題とすることに決した。

議長は、本日は延会することとし、次会は、明6日午前0時10分より開会する旨を宣告した。

延会 午後10時39分

○平成25年12月6日(金)

開会 午後3時16分

国務大臣森まさこ君問責決議案(芝博一君外4名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、金子洋一君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成94、反対130にて否決された。

休憩 午後4時10分

再開 午後9時1分

日程第1 特定秘密の保護に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(前会の

続)

議長は、本案を議題とする旨宣告した。

国家安全保障に関する特別委員長中川雅治君問責決議案（福山哲郎君外1名発議）（委員会審査省略要求）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、福山哲郎君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成102、反対132にて否決された。

次いで、国家安全保障に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成130、反対82にて可決された。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第183回国会内閣提出、第185回国会衆議院送付）

本案は、日程に追加して議題とすることに決した。

議長は、本日は延会することとし、次会は、明7日午前0時10分より開会する旨を宣告した。

延会 午後11時24分

○平成25年12月7日(土)

開会 午前0時11分

日程第1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第183回国会内閣提出、第185回国会衆議院送付）（前会の続）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成162、反対16にて可決された。

日程第2 国家戦略特別区域法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 アルコール健康障害対策基本法案（衆議院提出）

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、日程第2に対する討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第2は賛成158、反対

18にて可決、日程第3は賛成177、反対0にて全会一致をもって可決された。

中国による防空識別圏設定に抗議し撤回を求める決議案（山谷えり子君外5名発議）（委員会審査省略要求）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、山谷えり子君から趣旨説明があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

岸田外務大臣は、本決議について所信を述べた。

日程第4 ないし第10の請願

本請願は、厚生労働委員長外4委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、平成二十三年度一般会計歳入歳出決算、平成二十三年度特別会計歳入歳出決算、平成二十三年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十三年度政府関係機関決算書（第181回国会提出）

一、平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書（第181回国会提出）

一、平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書（第181回国会提出）

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会

一、政府開発援助等に関する調査

消費者問題に関する特別委員会

一、消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査

東日本大震災復興特別委員会

一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査

原子力問題特別委員会

一、原子力問題に関する調査

国の統治機構に関する調査会

一、国の統治機構等に関する調査

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会

一、国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査

事務総長辞任の件

本件は、橋本雅史君の辞任を許可することに決した。

事務総長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は中村剛君を指名した。

散会 午前0時34分

2 国務大臣の演説・質疑一覧

国務大臣の演説及び質疑

演 説			質 疑	
年月日	事 項	演 説 者	月 日	質 疑 者
25. 10. 15	所信表明演説	安倍内閣総理大臣	10. 17	郡司 彰君(民主) 脇 雅史君(自民)
			10. 18	山口 那津男君(公明) 中西 健治君(みん) 市田 忠義君(共産) 西村 まさみ君(民主) 宮沢 洋一君(自民) 野田 国義君(民主)

3 本会議決議

審議表

番号	件 名	提 出 者	提 出 年月日	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	備 考
1	二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に関する決議案	中曽根 弘文君 外 8 名	25. 10. 15			25. 10. 15 可決	
2	議院運営委員長岩城光英君解任決議案	前川 清成君 外 1 名	25. 12. 2				25. 12. 4 撤回
3	議院運営委員長岩城光英君解任決議案	前川 清成君 外 3 名	25. 12. 4			25. 12. 5 否決	
4	内閣委員長水岡俊一君解任決議案	松下 新平君 外 2 名	25. 12. 4			25. 12. 5 可決	
5	経済産業委員長大久保勉君解任決議案	松村 祥史君 外 2 名	25. 12. 4			25. 12. 5 可決	
6	厚生労働委員長石井みどり君解任決議案	津田 弥太郎君 外 2 名	25. 12. 5			25. 12. 5 否決	
7	厚生労働大臣田村憲久君問責決議案	郡司 彰君 外12名	25. 12. 5	未 了			
8	国家安全保障に関する特別委員長中川雅治君問責決議案	福山 哲郎君 外 1 名	25. 12. 5			25. 12. 6 否決	
9	国務大臣森まさこ君問責決議案	芝 博一君 外 4 名	25. 12. 6			25. 12. 6 否決	
10	中国による防空識別圏設定に抗議し撤回を求める決議案	山谷 えり子君 外 5 名	25. 12. 6			25. 12. 7 可決	

可決したもの

平成25年10月15日

二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に関する決議

1964年の東京大会以来56年ぶりとなる2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、スポーツの振興と国際交流・国際親善、共生社会の実現、国際平和への寄与にとって極めて意義深いものであるとともに、我が国が元氣な日本へ変革していく大きなチャンスとして、国民に夢と希望を与えるものとなる。

国は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、競技場など諸施設の整備その他の受入れ態勢に関し万全の措置を講ずることはもちろん、国民のオリンピック精神の高揚とスポーツを通じた世界への貢献、広く国民すべての一層のスポーツ振興を図るとともに、東日本大震災からの復興を着実に推進することにより、これからの新しい日本の創造と我が国未来への発展のため東京大会を成功させるよう努めなければならない。

よって、政府は、総合的な対策を確立し、国民の理解と協力のもとに、その推進を図るべきである。

右決議する。

平成25年12月5日

内閣委員長水岡俊一君解任決議

本院は、内閣委員長水岡俊一君を委員長の職より解任する。

右決議する。

理 由

内閣委員長は、国権の最高機関たる国会において、委員会運営において責任を持ち、その運営に当たっては、公正中立に職務を遂行することが求められている。また、付託された法案に関して、十分な審議を尽くした上で、迅速に採決することが求められる。

しかしながら、内閣委員長水岡俊一君は、我々自民党をはじめ各会派の法案審議の要求を踏みにじり、委員会の最高責任者としての指導力を発揮せず、いたずらに法案の審議、採決を遅らせてきた。

12月2日、自民党、公明党、みんなの党、新党改革・無所属の会は、共同で、今国会の最重要法案の一つである「国家戦略特別区域法案」の委員会審議を求め、「委員会開会要求書」を水岡俊一委員長あてに提出した。さらに、同3日にも直接委員長に会い、強く委員会の開会を求めたところである。

それまで、何度も筆頭理事間で粘り強く委員会開会に向けて話し合いを続けてきたが、民主党はまったく受け入れようとしないので、最後に、委員長に事態の打開を懇願したのである。

しかしながら、水岡俊一委員長は、「責任は感じている。筆頭理事には伝えておくので、理事間で協議を進めるように」と、まるで他人事のように返答するだけで、自ら指導力を発揮せず、委員会開会に向けて何ら努力もしなかった。

いうまでもなく、「国家戦略特別区域法案」はアベノミクスの成否を握り、日本経済を回復から拡大に向かわせる政策が盛り込まれた最重要法案で、国民だれもがその早期の成立を強く望んでいるものである。その法案の審議、採決を拒否する委員長の姿勢は、国民への背信行為であり、十分解任に値するものである。

内閣委員長水岡俊一君が行った行為は、本院において、多くの先輩が努力され、積み上げてきた議会制民主主義を根底から覆すものであり、良識の府たる参議院の権威を踏みにじるものとして、断じて看過できない。

よって、内閣委員長水岡俊一君解任決議案を提出する。

平成25年12月5日

経済産業委員長大久保勉君解任決議

本院は、経済産業委員長大久保勉君を委員長の職より解任する。

右決議する。

理 由

経済産業委員長は、国権の最高機関たる国会において、委員会運営において責任を持ち、その運営に当たっては、公正中立に職務を遂行することが求められている。また、付託された法案に関して、十分な審議を尽くした上で、迅速に採決することが求められる。

しかしながら、経済産業委員長大久保勉君は、我々自民党をはじめ各会派の法案審議の要求を踏みにじり、委員会の最高責任者としての指導力を発揮せず、いたずらに法案の審議、採決を遅らせてきた。

このため、会期も残すところわずかとなり、今国会の重要法案である「独占禁止法改正案」の成立が危ぶまれる状況になってきた。

我々経済産業委員会の与党理事は、何度も粘り強く委員会開会に向けて話し合いを続けてきたが、民主党はまったく受け入れようとしなかった。

さらに、直接、委員長に会い、強く委員会の開会を求めたところである。

しかしながら、大久保勉委員長は、委員会での法案審議はまるで他人事のように考えており、自ら指導力を発揮せず、委員会開会、法案審議に向けて何ら努力もしなかった。

いうまでもなく、「独占禁止法改正案」はアベノミクスの成否を握り、日本経済を回復から拡大に向かわせる政策が盛り込まれた重要法案の一つで、国民だれもがその早期の成立を強く望んでいるものである。

その法案の審議、採決を拒否する委員長の姿勢は、国民への背信行為であり、十分解任に値するものである。

経済産業委員長大久保勉君が行った行為は、本院において、多くの先輩が努力され、積み上げてきた議会制民主主義を根底から覆すものであり、良識の府たる参議院の権威を踏みにじるものとして、断じて看過できない。

よって、経済産業委員長大久保勉君解任決議案を提出する。

平成25年12月7日

中国による防空識別圏設定に抗議し撤回を求める決議

去る11月23日、中国政府は、東シナ海上空に防空識別圏を設定した旨、一方的な発表を行った。この防空識別圏内において我が国固有の領土である尖閣諸島の領空をあたかも「中国の領空」であるかのごとく扱っていることは、我が国の領土主権への重大な侵害行為と断じざるを得ず、到底容認できない。

同時に中国政府は、この防空識別圏の大半が公海上に設定されているにも関わらず、国際社会の一般的な慣行に反し、あたかも自国の領空と同様の強制力を他国の航空機に及ぼす旨表明した。かかる一方的な措置は国際社会の普遍的なルールである、公海上空における飛行の自由を不当に制約

するものであり、東シナ海における緊張を一層高め、ひいてはアジア太平洋地域の平和と安定を脅かしかねない危険な行為である。

今回の中国政府の発表に対しては、我が国はもとより、諸外国から懸念や抗議の声があがっている。中国政府はこのような世界の声に謙虚に耳を傾け、国際社会の一員として責任ある理性的な行動をとるべきである。

ここに本院は、中国政府による一方的な現状変更の試みは断固容認せず、我が国の主権を侵害する無謀かつ危険な措置に対して、厳重に抗議し、公海上の飛行の自由を制限する一切の措置の即時撤回を求めるものである。

政府は、国際社会、国際機関と緊密に連携し、中国に対して、あくまで冷静かつ毅然たる姿勢で対応することで、我が国周辺の平和と安定を維持し、もって国家主権と国民の安全を確保するよう、必要な措置を取るべく全力を傾注すべきである。

右決議する。

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧（20名）

委員長	水岡	俊一（民主）	上月	良祐（自民）	神本	美恵子（民主）
理事	佐藤	ゆかり（自民）	鴻池	祥肇（自民）	蓮	舩（民主）
理事	松下	新平（自民）	世耕	弘成（自民）	秋野	公造（公明）
理事	芝	博一（民主）	福岡	資麿（自民）	江口	克彦（みん）
理事	山下	芳生（共産）	山崎	力（自民）	浜田	和幸（改革）
	岩城	光英（自民）	山谷	えり子（自民）	山本	太郎（無）
	岡田	広（自民）	大野	元裕（民主）		

（25. 10. 29 現在）

（1）審議概観

第185回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件及び衆議院内閣委員長提出1件の合計2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願8種類43件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

国家戦略特別区域法案は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定めようとするものである。なお、衆議院において、区域計画への構造改革特別区域法に規定する特定事業等の追加等、個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主

に対する援助の実施に関する内閣総理大臣等の意見に関する規定の追加、国家戦略特区支援利子補給金に関する検討条項の追加等を内容とする修正が行われた。

委員会においては、「世界で一番ビジネスがしやすい環境」のイメージ、国家戦略特区制度と地方分権との整合性、国家戦略特区制度により地域間格差が拡大する懸念等について質疑が行われ、多数をもって可決された。

アルコール健康障害対策基本法案は、アルコール健康障害対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、アルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図ろうとするものである。

委員会においては、衆議院内閣委員長代理理事より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

〔国政調査〕

11月5日、性犯罪に対する政府の取組、原発事故による放射線被ばくに係る健康被害、テロ発生時における国から地方への情報伝達の在り方、原発事故による被

災住民の移住に係る施策、有期契約労働者の雇止め問題に対する政府の見解、端島の世界遺産リスト登録に向けた支援措置の必要性、地域経済の活性化に資する経済政策等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成25年10月29日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。

○平成25年11月5日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 性犯罪に対する政府の取組に関する件、原発事故による放射線被ばくに係る健康被害に関する件、テロ発生時における国から地方への情報伝達に関する件、原発事故による被災住民の移住に係る施策に関する件、有期契約労働者の雇止め問題に関する件、端島の世界遺産リスト登録に向けた支援措置に関する件、地域経済の活性化に資する経済政策に関する件等について菅国土大臣、森国土大臣、古屋国家公安委員会委員長、甘利国土大臣、新藤国土大臣、稲田国土大臣、岡田内閣府副大臣、平口法務大臣政務官、政府参考人及び参考人東京電力株式会社代表執行役副社長石崎芳行君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

神本美恵子君（民主）、山本太郎君（無）、寺田典城君（みん）、荒井広幸君（改革）、山下芳生君（共産）、秋野公造君（公明）、上月良祐君（自民）

○平成25年11月26日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家戦略特別区域法案（閣法第18号）（衆議院送付）について新藤国土大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員近藤洋介君から説明を聴い

た後、新藤国土大臣、甘利国土大臣、西川文部科学副大臣、上野文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松下新平君（自民）、上月良祐君（自民）、芝博一君（民主）、神本美恵子君（民主）、秋野公造君（公明）、江口克彦君（みん）、山下芳生君（共産）、浜田和幸君（改革）、山本太郎君（無）

○平成25年12月6日(金) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家戦略特別区域法案（閣法第18号）（衆議院送付）について新藤国土大臣、岡田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

江口克彦君（みん）、山下芳生君（共産）、浜田和幸君（改革）、山本太郎君（無）

（閣法第18号）

賛成会派 自民、公明、みん、改革

反対会派 共産、無

欠席会派 民主

- アルコール健康障害対策基本法案（衆第19号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長代理関芳弘君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第19号）

賛成会派 自民、公明、みん、共産、改革、無

反対会派 なし

欠席会派 民主

- 請願第83号外42件を審査した。

- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

総務委員会

委員一覧（25名）

委員長	山本	香苗（公明）	小泉	昭男（自民）	林	久美子（民主）
理事	二之湯	智（自民）	島田	三郎（自民）	藤末	健三（民主）
理事	丸川	珠代（自民）	関口	昌一（自民）	寺田	典城（みん）
理事	吉川	沙織（民主）	柘植	芳文（自民）	吉良	よし子（共産）
理事	若松	謙維（公明）	堂故	茂（自民）	片山	虎之助（維新）
理事	渡辺美知太郎	（みん）	藤川	政人（自民）	又市	征治（社民）
	井原	巧（自民）	石上	俊雄（民主）	主演	了（生活）
	石井	正弘（自民）	江崎	孝（民主）		
	磯崎	陽輔（自民）	難波	奨二（民主）		

（25. 10. 29 現在）

（１）審議概観

第185回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出 2 件、衆議院提出 1 件（総務委員長提出）の合計 3 件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願 1 種類 2 件は、保留とした。

〔法律案の審査〕

公務員制度 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案は、平成25年8月8日の人事院の意見の申出に鑑み、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な国家公務員の継続的な勤務を促進するため、一般職の国家公務員について配偶者同行休業の制度を設けようとするものである。

地方公務員法の一部を改正する法律案は、一般職の地方公務員について、国家公務員と同様、配偶者同行休業の制度を設けようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、配偶者同行休業制度創設の意義、制度の民間への普及に向けた取組、休業承認の判断基準、配偶者の国内転勤

への対応、仕事と家庭の両立支援施策の充実等について質疑が行われた後、いずれも全会一致をもって原案どおり可決された。

消防 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案は、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資するため、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。

委員会においては、衆議院総務委員長高木陽介君から趣旨説明を聴取した後、消防団員の惨事ストレス対策等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査〕

10月29日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する

件について新藤総務大臣から、一般職の職員の給与等についての報告等に関する件について原人事院総裁から、それぞれ説明を聴取した。

11月5日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件及び一般職の職員の給与等について

の報告等に関する件について、地方一般財源総額を確保する必要性、地方公務員給与を引き下げない団体への対応の在り方、NHK経営委員会委員候補者の適格性、政策評価の改善方策等の質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成25年10月29日(火) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について新藤総務大臣から説明を聴いた。
- 一般職の職員の給与等についての報告等に関する件について原人事院総裁から説明を聴いた。

○平成25年11月5日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件及び一般職の職員の給与等についての報告等に関する件について新藤総務大臣、関口総務副大臣、松島経済産業副大臣、西村内閣府副大臣、後藤田内閣府副大臣、山本財務大臣政務官、小泉内閣府大臣政務官、原人事院総裁、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石井正弘君(自民)、藤末健三君(民主)、江崎孝君(民主)、難波奨二君(民主)、若松謙維君(公明)、渡辺美知太郎君(みん)、寺田典城君(みん)、吉良よし子君(共産)、片山虎之助君(維新)、又市征治君(社民)、主濱了君(生活)

○平成25年11月12日(火) (第3回)

- 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)

地方公務員法の一部を改正する法律案(閣法第11号)(衆議院送付)

以上両案について新藤総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年11月14日(木) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)

地方公務員法の一部を改正する法律案(閣法第11号)(衆議院送付)

以上両案について新藤総務大臣、関口総務副大臣、古川財務副大臣、福岡内閣府大臣政務官、原人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

井原巧君(自民)、石上俊雄君(民主)、藤末健三君(民主)、若松謙維君(公明)、渡辺美知太郎君(みん)、寺田典城君(みん)、吉良よし子君(共産)、片山虎之助君(維新)、又市征治君(社民)、主濱了君(生活)
(閣法第10号)

賛成会派 自民、民主、公明、みん、共産、維新、社民、生活

反対会派 なし

(閣法第11号)

賛成会派 自民、民主、公明、みん、共産、維新、社民、生活

反対会派 なし

○平成25年12月5日(木) (第5回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案（衆第26号）（衆議院提出）について提出者衆議院総務委員長高木陽介君から趣旨説明を聴き、政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

吉良よし子君（共産）

（衆第26号）

賛成会派 自民、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 民主、みん、維新、社民、生活

○平成25年12月6日（金）（第6回）

- 請願第177号外1件を審査した。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

法務委員会

委員一覧（20名）

委員長	荒木	清寛（公明）	宮沢	洋一（自民）	佐々木さやか（公明）
理事	吉田	博美（自民）	森	まさこ（自民）	仁比 聡平（共産）
理事	若林	健太（自民）	柳本	卓治（自民）	谷 亮子（生活）
理事	小川	敏夫（民主）	山下	雄平（自民）	糸数 慶子（無）
理事	真山	勇一（みん）	有田	芳生（民主）	興石 東（無）
	石井	準一（自民）	江田	五月（民主）	山崎 正昭（無）
	溝手	顕正（自民）	前川	清成（民主）	

（25. 10. 29 現在）

（１）審議概観

第185回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出３件及び本院議員提出１件の合計４件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願７種類49件のうち、２種類22件を採択した。

〔法律案の審査〕

民事関係 **民法の一部を改正する法律案**は、民法の規定中嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の２分の１とする部分は憲法違反であるとの最高裁判所決定があったことに鑑み、当該部分を削除するものである。

戸籍法の一部を改正する法律案は、子の出生に伴う戸籍に関する事務の処理において、出生の届出に係る届書に嫡出である子と嫡出でない子の別を記載させることは不可欠でないことに鑑み、嫡出でない子の権利の保護を図る観点から、当該届書の記載事項から嫡出である子又は嫡出でない子の別を削除するものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、民法第900条制定の経緯及び同条の合憲性に関するこれまでの判例、違憲立法審査権をめぐる司法権と立法権

の関係、最高裁の違憲決定前に民法改正を行うことができなかった理由、嫡出でない子に対する差別の実情、国際条約との関係及び国連からの勧告等に対する対応、生存配偶者の保護の在り方を始めとする相続法制についての検討の必要性、「嫡出」という用語の見直しの必要性、戸籍法改正を政府が見送った理由及び改正の必要性、嫡出でない子の出生の届出に係る運用の実情、選択的夫婦別氏制の導入を始めとする平成８年の法制審答申で示された事項についての検討の必要性等について質疑が行われ、民法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、戸籍法の一部を改正する法律案は多数をもって、それぞれ可決された。

刑事関係 **自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案**は、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、悪質かつ危険な自動車の運転により人を死傷させた者に対する新たな罰則を創設するなど所要の罰則を整備しようとするものである。委員会においては、本法律案提出の経緯と交通事故被害者団体からの要望、第３条第２項の「病気」の意義

と患者の懸念に配慮した政令制定の必要性、アルコール等による影響の発覚を免脱する罪の創設による逃げ得の是正効果、無免許運転を危険運転致死傷罪の類型に加えることの是非等について質疑が行われたほか、被害者遺族を始めとする参考人からの意見聴取を行った。質疑を終わり、採決の結果、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

その他 裁判官の配偶者同行休業に関する法律案は、職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため、裁判官が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための休業に関する制度を設けようとするものである。委員会においては、本法律案提出の経緯と成立した場合の制度利用の見通し、同行休業取得の要件が一般の国家公務員と裁判官とで異なる理由、同行休業中の自己研さんの必要性和その支援策、裁判所における女性の活躍の推進等について質疑が行われ、全会一

致をもって可決された。

〔国政調査〕

11月5日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、再犯防止のための保護司・協力雇用主制度及び刑事施設内処遇の充実に向けた取組、入国審査の充実強化に向けた取組、ヘイトスピーチ対策の在り方、法科大学院の教員配置基準の見直しに向けた検討状況、法務博士の活動領域拡大の必要性、特定秘密保護法案についての法務大臣の所見、婚外子相続分に係る最高裁決定と民法第900条第4号ただし書の改正の必要性、選択的夫婦別氏制の導入、婚姻年齢の男女統一及び女性の再婚禁止期間の見直しに係る民法改正の必要性、戸籍法第49条第2項第1号の改正に向けた今後の見通し、裁判員制度の運用状況と裁判員の負担軽減のための取組の必要性、成年後見制度の利用促進に向けた取組の必要性等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成25年10月29日(火) (第1回)

- 理事を選任した。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○平成25年11月5日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 再犯防止対策に関する件、入国審査の充実強化に関する件、ヘイトスピーチ対策に関する件、特定秘密保護法案の問題点に関する件、法曹養成制度に関する件、婚外子相続分についての最高裁決定に関する件、成年後見制度の利用促進に関する件、裁判員制度の運用に関する件等について谷垣法務大臣、奥野法務副大臣、上野文部科学大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

若林健太君(自民)、山下雄平君(自民)、有田芳生君(民主)、小川敏夫君(民主)、佐々木さやか君(公明)、真山勇一君(みん)、仁比聡平君(共産)、谷亮子君(生活)、糸数慶子君(無)

○平成25年11月7日(木) (第3回)

- 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案(第183回国会閣法第52号)(衆議院送付)について谷垣法務大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成25年11月12日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 自動車の運転により人を死傷させる行為等の

処罰に関する法律案（第183回国会閣法第52号）（衆議院送付）について谷垣法務大臣、奥野法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

若林健太君（自民）、小川敏夫君（民主）、佐々木さやか君（公明）、真山勇一君（みん）、仁比聡平君（共産）、谷亮子君（生活）、糸数慶子君（無）

○平成25年11月14日（木）（第5回）

○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案（第183回国会閣法第52号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

京都大学大学院法学研究科教授 塩見淳君

京都交通事故被害者の会古都の翼 小谷真樹君

公益社団法人日本てんかん協会副会長 久保田英幹君

公益社団法人日本精神神経学会法委員会主任当理事 三野進君

〔質疑者〕

石井準一君（自民）、有田芳生君（民主）、佐々木さやか君（公明）、真山勇一君（みん）、仁比聡平君（共産）、谷亮子君（生活）、糸数慶子君（無）

○平成25年11月19日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案（第183回国会閣法第52号）（衆議院送付）について谷垣法務大臣、平口法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

山下雄平君（自民）、小川敏夫君（民主）、佐々木さやか君（公明）、真山勇一君（みん）、仁比聡平君（共産）、谷亮子君（生活）、糸数慶子君（無）

（第183回国会閣法第52号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、共産、生活、無

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成25年11月21日（木）（第7回）

○裁判官の配偶者同行休業に関する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について谷垣法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年11月26日（火）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○裁判官の配偶者同行休業に関する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について谷垣法務大臣、奥野法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

石井準一君（自民）、前川清成君（民主）、佐々木さやか君（公明）、真山勇一君（みん）、仁比聡平君（共産）、谷亮子君（生活）、糸数慶子君（無）

（閣法第12号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、共産、生活、無

反対会派 なし

欠席会派 無

○民法の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について谷垣法務大臣から趣旨説明を聴き、

戸籍法の一部を改正する法律案（参第6号）

について発議者参議院議員小川敏夫君から趣旨説明を聴いた。

○平成25年11月28日（木）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○民法の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）

戸籍法の一部を改正する法律案（参第6号）

以上両案について谷垣法務大臣、西川文部科学副大臣、奥野法務副大臣、高島厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

前川清成君（民主）、小川敏夫君（民主）、

真山勇一君（みん）、仁比聡平君（共産）、
谷亮子君（生活）、糸数慶子君（無）

○平成25年12月3日（火）（第10回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 民法の一部を改正する法律案（閣法第20号）
（衆議院送付）

戸籍法の一部を改正する法律案（参第6号）

以上両案について谷垣法務大臣、岸外務副大臣、平口法務大臣政務官、政府参考人、最高裁判所当局、参考人立命館大学法学部教授・法学博士二宮周平君、弁護士・早稲田大学大学院法務研究科教授榊原富士子君、弁護士中井洋恵君及びなくそう戸籍と婚外子差別・交流会田中須美子君に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

宇都隆史君（自民）、山下雄平君（自民）、
仁比聡平君（共産）、前川清成君（民主）、
佐々木さやか君（公明）、真山勇一君（みん）、
谷亮子君（生活）、糸数慶子君（無）

（閣法第20号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、共産、
生活、無

反対会派 なし

欠席会派 無

（参第6号）

賛成会派 民主、公明、みん、共産、生活、
無

反対会派 自民

欠席会派 無

○平成25年12月6日（金）（第11回）

- 請願第508号外21件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第103号外26件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

外交防衛委員会

委員一覧 (21名)

委員長	末松	信介 (自民)	岡田	直樹 (自民)	藤田	幸久 (民主)
理事	尾辻	秀久 (自民)	小坂	憲次 (自民)	牧山	ひろえ (民主)
理事	佐藤	正久 (自民)	島尻	安伊子 (自民)	河野	義博 (公明)
理事	松山	政司 (自民)	牧野	たかお (自民)	小野	次郎 (みん)
理事	福山	哲郎 (民主)	三木	亨 (自民)	中西	健治 (みん)
理事	石川	博崇 (公明)	北澤	俊美 (民主)	井上	哲士 (共産)
	宇都	隆史 (自民)	白	眞勲 (民主)	アントニオ猪木	(維新)
					(25. 10. 29 現在)	

(1) 審議概観

第185回国会において本委員会に付託された案件は、条約11件（うち本院先議3件）及び内閣提出法律案1件の合計12件であり、そのいずれも承認又は可決した。

また、本委員会付託の請願18種類78件のうち、1種類4件を採択した。

〔条約及び法律案の審査〕

障害者の権利の実現 障害者の権利に関する条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めるものである。委員会においては、本条約の締結の意義と国内法制の課題、条約の国民への周知方法、条約実施を監視する国内機関の在り方等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取が行われ、全会一致をもって承認された。

緊急事態における在外邦人等の陸上輸送

自衛隊法の一部を改正する法律案は、外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送について、当該輸送に際して同乗させることができる者の範囲を拡大し、及び当該輸送の手段として車両を加えること、外国の領域にお

いて当該輸送の職務に従事する自衛官が、その職務を行うに伴い自己の管理下に入った者の生命等の防護のためやむを得ない場合に武器を使用することができるようにすること等について定めるものである。委員会においては、本法律案提出の理由と在アルジェリア邦人に対するテロ事件の教訓、輸送実施に関する判断基準、陸上輸送に係る情報収集体制の強化、自衛隊の携行する武器等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、情報収集や現地当局との緊密な連携等に一層配慮し、陸上輸送を安全に実施することに遺漏なきを期すこと等の4項目から成る附帯決議を行った。

郵便の国際協力と政府調達市場の開放

万国郵便連合一般規則（二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）及び万国郵便条約は、万国郵便連合の運営等及び国際郵便業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約を更新するものである。郵便送金業務に関する約定は、郵便送金業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の郵便送金業務に関する

約定を更新するものである。政府調達に関する協定を改正する議定書は、政府調達に関する協定の適用を受ける機関及びサービスの拡大、開発途上国の政府調達協定への加入に関する特別な取扱い、調達における電子的手段の利用等について定めるものである。委員会においては、万国郵便連合の役割と国際郵便配達目標の達成への対応、国際郵便物に係る到着料引上げの影響と開発途上国への配慮、政府調達協定の改正に伴う政府調達市場の拡大と我が国の取組、開発途上国等の政府調達協定への加入促進等について質疑が行われ、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約はいずれも全会一致をもって承認された。

投資の保護・促進 投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定、投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定、投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定、投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定、投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定は、いずれも投資家とその所有・支配する投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を原則として供与すること等を規定するものである。これらのうち、パプアニューギニア及びイラクとの協定は、投資財産の設立後において、また、コロンビア及びクウェートとの協定は、投資の許可段階及び許可後において、さらに、日中韓投資協定は、投資の許可後において、それぞれ内国民待遇及び最恵国待遇を供与することとし

ている。あわせて、これらの協定は、現地調達要求など特定措置の履行要求の原則的禁止、公正衡平待遇義務、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決のための手続等について定めるものである。委員会においては、我が国の投資協定の締結が遅れている理由と今後の締結方針、日中韓投資協定締結の意義と同協定における外国人投資家による土地取得の留保、イラクとの投資協定締結と経済関係の促進、投資家対国家の紛争解決手続が有する機能等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって承認された。

社会保障に関する二国間協力 社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定及び社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定は、年金制度等の適用の調整及び加入期間の通算による年金の受給権の確立等について定めるものであり、そのうち、インドとの協定は年金制度を、また、ハンガリーとの協定は、年金制度、医療保険制度等を対象としている。委員会においては、社会保障協定の意義と今後の締結方針等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって承認された。

〔国政調査〕

11月5日、在外邦人の保護、日露関係、北朝鮮政策、日米安全保障協議委員会（2＋2）の共同発表、元戦争捕虜の招へい、日中関係、特定秘密の保護に関する法律案、武器輸出三原則、MV22の訓練移転等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成25年10月29日(火) (第1回)

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

○平成25年11月5日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 在外邦人の保護に関する件、日露関係に関する件、北朝鮮政策に関する件、日米安全保障協議委員会の共同発表に関する件、元戦争捕虜の招へいに関する件、日中関係に関する件、特定秘密の保護に関する法律案に関する件、武器輸出三原則等に関する件、MV22の訓練移転に関する件等について岸田外務大臣、小野寺防衛大臣、野上国土交通副大臣、岡田内閣府副大臣、武田防衛副大臣、木原防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君(自民)、白眞勲君(民主)、藤田幸久君(民主)、石川博崇君(公明)、小野次郎君(みん)、井上哲士君(共産)、儀間光男君(維新)

- 万国郵便連合一般規則(二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)

政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)
以上3件について岸田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年11月7日(木) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 万国郵便連合一般規則(二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)

政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)

以上3件について小野寺防衛大臣、岸田外務大臣、岸外務副大臣、西村内閣府副大臣、牧野外務大臣政務官、山本財務大臣政務官、牧原環境大臣政務官、木原防衛大臣政務官、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社常務執行役諫山親君に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

藤田幸久君(民主)、牧山ひろえ君(民主)、福山哲郎君(民主)、中西健治君(みん)、井上哲士君(共産)、室井邦彦君(維新)、河野義博君(公明)、三木亨君(自民)

(閣条第9号)

賛成会派 自民、民主、公明、みん、共産、
維新

反対会派 なし

(閣条第10号)

賛成会派 自民、民主、公明、みん、共産、
維新

反対会派 なし

(閣条第11号)

賛成会派 自民、民主、公明、みん、維新

反対会派 共産

○平成25年11月12日(火) (第4回)

- 自衛隊法の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第63号)(衆議院送付)について小野寺防衛大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年11月14日(木) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 自衛隊法の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第63号)(衆議院送付)について小野寺防衛大臣、岸田外務大臣、木原防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

白眞勲君（民主）、大野元裕君（民主）、中西健治君（みん）、井上哲士君（共産）、中野正志君（維新）

（第183回国会閣法第63号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、維新
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成25年11月19日（火）（第6回）

- 投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）

投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）

投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）

以上5件について岸田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年11月21日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）

投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国

政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）

投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）

以上5件について岸田外務大臣、小野寺防衛大臣、愛知財務副大臣、岸外務副大臣、西村内閣府副大臣、木原外務大臣政務官、小泉内閣府大臣政務官、木原防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、牧山ひろえ君（民主）、金子洋一君（民主）、石川博崇君（公明）、中西健治君（みん）、井上哲士君（共産）、清水貴之君（維新）

（閣条第1号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、共産、維新

反対会派 なし

（閣条第2号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、共産、維新

反対会派 なし

（閣条第3号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、共産、維新

反対会派 なし

（閣条第4号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、共産、維新

反対会派 なし

（閣条第5号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、共産、維新

反対会派 なし

○平成25年11月26日（火）（第8回）

- 社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）
- 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間

の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）

以上3件について岸田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

また、障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成25年11月28日（木）（第9回）

○障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学先端科学技術研究センター客員研究員 川島聡君

特定非営利活動法人D P I（障害者インターナショナル）日本会議事務局長 尾上浩二君

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会理事長 久保厚子君

日本障害フォーラム（J D F）幹事会議長 藤井克徳君

〔質疑者〕

三木亨君（自民）、福山哲郎君（民主）、河野義博君（公明）、中西健治君（みん）、井上哲士君（共産）、儀間光男君（維新）

○平成25年12月3日（火）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）

社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）

以上3件について小野寺防衛大臣、岸田外務大臣、岸外務副大臣、愛知財務副大臣、野上国土交通副大臣、牧野外務大臣政務官、伊藤

総務大臣政務官、上野文部科学大臣政務官、福岡内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

島尻安伊子君（自民）、宇都隆史君（自民）、福山哲郎君（民主）、神本美恵子君（民主）、河野義博君（公明）、中西健治君（みん）、田村智子君（共産）、儀間光男君（維新）

（閣条第6号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、共産、
維新

反対会派 なし

（閣条第7号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、共産、
維新

反対会派 なし

（閣条第8号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、共産、
維新

反対会派 なし

○平成25年12月6日（金）（第11回）

○請願第636号外3件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第138号外73件を審査した。

○外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

財政金融委員会

委員一覧（25名）

委員長	塚田 一郎（自民）	熊谷 大（自民）	安井 美沙子（民主）
理事	伊達 忠一（自民）	長峯 誠（自民）	山本 博司（公明）
理事	鶴保 庸介（自民）	長谷川 岳（自民）	井上 義行（みん）
理事	西田 昌司（自民）	三宅 伸吾（自民）	山口 和之（みん）
理事	尾立 源幸（民主）	山本 一太（自民）	大門 実紀史（共産）
理事	西田 実仁（公明）	磯崎 哲史（民主）	中山 恭子（維新）
	愛知 治郎（自民）	大塚 耕平（民主）	平野 達男（改革）
	石田 昌宏（自民）	風間 直樹（民主）	
	大沼 みずほ（自民）	金子 洋一（民主）	

（25. 10. 31 現在）

（１）審議概観

第185回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出１件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願29種類208件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案は、国全体の財政の一層の効率化及び透明化を図るため、特別会計及びその勘定の廃止、統合等の措置を講ずるとともに、旧臨時軍事費特別会計の決算等の整理についての経過措置を廃止する等のほか、経済基盤強化のための資金に関する法律を廃止しようとするものである。委員会においては、特別会計改革の今後の方向性、特別会計の統廃合による政策効果、外国為替資金特別会計を見直すことの意義等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

11月7日、復興特別法人税の廃止によるメリットと被災地の理解を得るための

方策、マネタリーベースの拡大を銀行貸出の増加につなげる必要性、消費税増税が被災地の経済に与える影響、金利上昇がもたらす我が国財政への影響に対する財務大臣の認識等について質疑を行った。

11月21日、金融機関における反社会的勢力との取引問題に関する件について、参考人一般社団法人全国銀行協会会長國部毅君、株式会社みずほ銀行取締役頭取佐藤康博君、日本証券業協会会長稲野和利君、一般社団法人日本クレジット協会会長大森一廣君に対し質疑を行った。

11月28日、金融機関における反社会的勢力との取引問題に関する件について、民間企業の反社会的勢力との関係遮断に向けた警察当局の支援策、生命保険会社及び損害保険会社における反社会的勢力への対応状況、金融機関間での反社会的勢力等の情報共有化に向けた課題等について質疑を行った。また、**金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告**（平成25年6月7日提出）について麻生内閣府特命担当大臣から説明を聴取した後、

経済政策パッケージの実施に当たっての低所得者・小規模事業者・地方経済に対する配慮の必要性、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書の電子データ提供等についての検討状況、無形

資産を活用した課税逃れに対する移転価格税制の在り方、我が国の財政リスク顕在化の可能性に対する財務大臣の見解等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成25年10月31日(木) (第1回)

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

○平成25年11月7日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 復興特別法人税に関する件、量的・質的金融緩和に関する件、国家公務員宿舎に関する件、金融機関の反社会的勢力への対応に関する件、消費税率引上げと経済対策に関する件、中小企業金融の円滑化に関する件、地震デリバティブに関する件、法人税の実効税率引下げに関する件等について麻生国務大臣、愛知財務副大臣、谷復興副大臣、松本総務大臣政務官、福岡内閣府大臣政務官、磯崎経済産業大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田彦彦君、同銀行副総裁岩田規久男君及び同銀行企画局審議役野村充君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

安井美沙子君(民主)、大塚耕平君(民主)、金子洋一君(民主)、尾立源幸君(民主)、西田昌司君(自民)、長谷川岳君(自民)、熊谷大君(自民)、西田実仁君(公明)、井上義行君(みん)、山口和之君(みん)、大門実紀史君(共産)、中山恭子君(維新)、平野達男君(改革)

○平成25年11月14日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案(閣法第13号)(衆議院送付)につ

いて麻生財務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、世耕内閣官房副長官、愛知財務副大臣、福岡内閣府大臣政務官、伊藤総務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行理事雨宮正佳君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

石田昌宏君(自民)、尾立源幸君(民主)、磯崎哲史君(民主)、西田実仁君(公明)、井上義行君(みん)、大門実紀史君(共産)、中山恭子君(維新)、平野達男君(改革)
(閣法第13号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、改革
反対会派 みん、共産

なお、附帯決議を行った。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成25年11月21日(木) (第4回)

- 金融機関における反社会的勢力との取引問題に関する件について次の参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

一般社団法人全国銀行協会会長 國部毅君
株式会社みずほ銀行取締役頭取 佐藤康博君

日本証券業協会会長 稲野和利君
一般社団法人日本クレジット協会会長 大森一廣君

〔質疑者〕

三宅伸吾君(自民)、大塚耕平君(民主)、西田実仁君(公明)、井上義行君(みん)、小野次郎君(みん)、大門実紀史君(共産)、藤巻健史君(維新)、平野達男君(改革)

○平成25年11月28日(木) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 金融機関における反社会的勢力との取引問題に関する件について麻生内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

三宅伸吾君（自民）、大塚耕平君（民主）、
西田実仁君（公明）、井上義行君（みん）、
大門実紀史君（共産）、中山恭子君（維新）、
平野達男君（改革）

- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について麻生内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同件、経済政策パッケージに関する件、租税特別措置の適用実態調査に関する件、日中の米国債保有状況に関する件、国際収支の動向に関する件、移転価格税制に関する件、為替相場に関する件、我が国財政のリスクに関する件等について麻生国務大臣、愛知財務副大臣、伊藤総務大臣政務官、平口法務大臣政務官、高鳥厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

長峯誠君（自民）、尾立源幸君（民主）、風間直樹君（民主）、西田実仁君（公明）、山口和之君（みん）、大門実紀史君（共産）、藤巻健史君（維新）、平野達男君（改革）

○平成25年12月6日（金）（第6回）

- 請願第1号外207件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

文教科学委員会

委員一覧（20名）

委員長	丸山	和也（自民）	中曽根	弘文（自民）	那谷屋	正義（民主）
理事	石井	浩郎（自民）	二之湯	武史（自民）	新妻	秀規（公明）
理事	橋本	聖子（自民）	堀内	恒夫（自民）	矢倉	克夫（公明）
理事	大島	九州男（民主）	水落	敏栄（自民）	松沢	成文（みん）
理事	柴田	巧（みん）	石橋	通宏（民主）	田村	智子（共産）
	上野	通子（自民）	斎藤	嘉隆（民主）	藤巻	健史（維新）
	衛藤	晟一（自民）	櫻井	充（民主）		（25. 10. 29 現在）

（１）審議概観

第185回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出 1 件、衆議院提出 2 件（うち文部科学委員長 1 件）の合計 3 件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願 9 種類82件のうち、1 種類32件を採択した。

〔法律案の審査〕

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会において、本法律案と国際人権A規約との関係、所得制限導入により捻出される財源の使途、地方公共団体の事務負担増加への対応等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案は、委員会において、趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教

員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会において、研究者等の雇用の安定、我が国及び国民の安全に係る研究開発の具体的内容等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

〔国政調査〕

11月5日、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催意義及び成功へ向けた取組、国家戦略特区における学校の公設民営化の議論の在り方、学校週5日制に関する議論の経過と具体的取組、私学におけるいじめ防止対策の現状、研究費に係る不正防止等の推進及び研究費の使い勝手向上に向けた対策、特別支援学校の教室不足の現状及び設置基準策定の必要性、グローバル人材育成に係る政府の取組等について質疑を行った。

11月28日、人材確保法の趣旨に反する教員給与引下げへの懸念、学校教育における政治参加教育の必要性、災害監視のための人工衛星技術開発の取組、職業教育を重視した教育機関の制度化の必要性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成25年10月29日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

○平成25年11月5日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会成功に向けた取組に関する件、スポーツ庁設置の必要性に関する件、諸外国と比較した教育予算の現状に関する件、土曜授業の在り方に関する件、宇宙開発利用の方向性に関する件、研究費の不正経理・使用防止に関する件、特別支援学校の教室不足の現状に関する件、グローバル人材育成のための諸条件に関する件等について下村文部科学大臣、櫻田文部科学副大臣、西川文部科学副大臣、富岡文部科学大臣政務官、山本財務大臣政務官、上野文部科学大臣政務官、亀岡内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石井浩郎君(自民)、橋本聖子君(自民)、石橋通宏君(民主)、斎藤嘉隆君(民主)、大島九州男君(民主)、矢倉克夫君(公明)、新妻秀規君(公明)、柴田巧君(みん)、松沢成文君(みん)、田村智子君(共産)、藤巻健史君(維新)

○平成25年11月21日(木) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)について下村文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年11月26日(火) (第4回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送

付)について下村文部科学大臣、西川文部科学副大臣、牧野外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

那谷屋正義君(民主)、石橋通宏君(民主)、大島九州男君(民主)、矢倉克夫君(公明)、柴田巧君(みん)、田村智子君(共産)、藤巻健史君(維新)

(閣法第7号)

賛成会派 自民、公明、みん、維新

反対会派 民主、共産

なお、附帯決議を行った。

○平成25年11月28日(木) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 人材確保法の趣旨を踏まえた教員給与の在り方に関する件、非正規教員の増加に関する諸問題に関する件、学校教育における政治参加教育の必要性に関する件、災害監視のための人工衛星技術開発の取組に関する件、学校現場における文化・芸術教育の実情に関する件、多様化した社会の要請と高校教育の課題に関する件等について下村文部科学大臣、山本財務大臣政務官、上野文部科学大臣政務官、亀岡内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

斎藤嘉隆君(民主)、田村智子君(共産)、松沢成文君(みん)、新妻秀規君(公明)、藤巻健史君(維新)、二之湯武史君(自民)

○平成25年12月3日(火) (第6回)

- 東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案(衆第23号)(衆議院提出)について提出者衆議院文部科学委員長代理吉野正芳君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第23号)

賛成会派 自民、公明、みん、共産、維新

反対会派 なし

欠席会派 民主

○平成25年12月5日(木) (第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案(衆第22号) (衆議院提出) について発議者衆議院議員塩谷立君から趣旨説明を聴き、同伊藤渉君、同大塚拓君、下村文部科学大臣、後藤田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

田村智子君 (共産)

(衆第22号)

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 みんな、共産

欠席会派 民主

○平成25年12月6日(金) (第8回)

- 請願第290号外31件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第198号外49件を審査した。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

厚生労働委員会

委員一覧 (25名)

委員長	石井	みどり	(自民)	木村	義雄	(自民)	森本	真治	(民主)
理事	高階	恵美子	(自民)	島村	大	(自民)	浜田	昌良	(公明)
理事	古川	俊治	(自民)	滝沢	求	(自民)	川田	龍平	(みん)
理事	山本	順三	(自民)	武見	敬三	(自民)	薬師寺	みちよ	(みん)
理事	津田	弥太郎	(民主)	羽生田	俊	(自民)	小池	晃	(共産)
理事	長沢	広明	(公明)	足立	信也	(民主)	東	徹	(維新)
	赤石	清美	(自民)	相原	久美子	(民主)	福島	みずほ	(社民)
	大家	敏志	(自民)	小西	洋之	(民主)			
	大沼	みずほ	(自民)	西村	まさみ	(民主)			

(25. 10. 29 現在)

(1) 審議概観

第185回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件（うち本院先議2件）及び本院議員提出2件の合計8件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願50種類329件のうち、2種類14件を採択した。

〔法律案の審査〕

生活保護・生活困窮者支援 生活保護法の一部を改正する法律案（閣法第5号

先議）は、実効ある不正の防止、医療扶助の適正化等を図ることにより、国民の生活保護制度に対する信頼を高めるとともに、被保護者の就労による自立の助長を図るため、保護の決定に係る手続及び医療機関等の指定制度の整備、就労自立給付金制度の創設等の措置を講じようとするものである。

また、生活困窮者自立支援法案（閣法第6号 先議）は、生活困窮者について早期に支援を行い、自立の促進を図るため、生活困窮者に対し、就労の支援その他の自立の支援に関する相談等を実施するとともに、居住する住宅を確保し、就職を容易にするための給付金を支給する

こと等を内容とするものである。

委員会においては、両法律案を一括して審議し、東京都新宿区において生活保護の申請窓口、生活困窮者に対する自立相談支援等の実情を視察するとともに、保護の申請手続を法律に規定する趣旨及び改正後の運用の在り方、扶養義務者に対する通知等の問題点、福祉事務所の体制整備の必要性、生活困窮者に対する相談支援の重要性、いわゆる「中間的就労」である就労訓練事業の認定基準等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

薬事・再生医療 薬事法等の一部を改正する法律案（第183回国会閣法第73号）

は、医薬品、医療機器、再生医療等製品等の安全かつ迅速な提供の確保等を図るため、最新の知見に基づく内容が記載された添付文書の届出義務の創設等の安全対策の強化を行うとともに、医療機器の登録認証機関による認証範囲の拡大、再生医療等製品の条件及び期限付承認制度の創設等の医療機器及び再生医療等製品

の特性を踏まえた規制を構築する等の措置を講じようとするものである。

また、**再生医療等の安全性の確保等に関する法律案（第183回国会閣法第74号）**は、再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保及び生命倫理への配慮に関する措置その他の再生医療等を提供しようとする者が講ずべき措置を明らかにするとともに、再生医療等製品以外の細胞加工物の製造の許可等の制度を定めようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して審議し、第三者組織の必要性とその在り方、添付文書の法的位置付けと行政による関与の在り方、PMDAの体制強化に向けた取組、再生医療の有効性を検証する必要性、認定再生医療等委員会の在り方、細胞培養加工業務の安全性確保等について質疑を行った。質疑を終局し、薬事法等の一部を改正する法律案について討論の後、多数をもって原案どおり可決された。次に、再生医療等の安全性の確保等に関する法律案について採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、薬事法等の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が付された。

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案（閣法第21号）は、一般用医薬品のインターネット販売に関する最高裁判決等を踏まえ、医薬品及び薬剤の使用に際しての安全性の確保を図るため、医薬品の区分として要指導医薬品を新設し、その販売に際しての薬剤師の対面による情報提供及び薬学的知見に基づく指導を義務付ける等の医薬品の販売業等に関する規制の見直しを行うほか、指定薬物による保健衛生上の危害の発生を防止するため、その所持等を禁止する等の措置を講じようとするものである。委員会にお

いては、一般用医薬品のインターネット販売における安全性確保、薬局医薬品及び要指導医薬品の販売方法を対面に限る理由、薬事監視体制の強化の必要性等について質疑を行った。質疑を終局した後、みんなの党から、一般用医薬品以外の医薬品の販売等の実施方法に関する規制の在り方等について、合議制の組織の意見等を踏まえ、必要な措置を講ずる旨の規定を加えることを内容とする修正案が提出された。討論の後、採決の結果、修正案は否決され、多数をもって原案どおり可決された。

社会保障制度改革 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案（閣法第2号）は、社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえ、社会保障制度改革について、その全体像及び進め方を明らかにするとともに、その推進に必要な体制を整備すること等により、これを総合的かつ集中的に推進するとともに、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を推進しようとするものである。委員会においては、社会保障制度改革のプログラムを法律とする意義、法案の第2条に規定される「自助・自立」の考え方、消費税増収分の使途及び社会保障の持続可能性、質の高い医療提供体制の構築の在り方等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取し、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

その他 **中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案（参第9号）**は、帰国した中国残留邦人等と共に来日し、長年にわたり労苦を共にしてきた中国残留邦人等の配偶者について、

中国残留邦人等が亡くなった後の老後の生活の安定が切実な課題となっている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者について、その自立の支援を行うため、中国残留邦人等が亡くなった後、支援給付に加えて配偶者支援金を支給する等の措置を講じようとするものである。委員会においては、発議者高階恵美子君より趣旨説明を聴取し、次いで、国会法第57条の3の規定に基づき内閣から意見を聴取したところ、政府としては異議はない旨の意見が述べられた。採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。

がん登録等の推進に関する法律案（参第11号）は、国民の疾病による死亡の最大の原因となっているなど、がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策基本法の趣旨にのっとり、全国がん登録の実施、全国がん登録情報等の利用、提供、保護等のほか、院内がん登録等の推進に関する事項を定め、あわせて、がん登録等により得られた情報の活用について定めることにより、がん対策の科学的知見に基づく実施をはじめ、がん対策の充実につなげようとするものである。委員会においては、発議者尾辻秀久君より趣旨説明を聴取し、次いで、国会法第57条の3の規定に基づき内閣から意見を聴取したところ、政府としては異議はない旨の意見が述べられた。採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査〕

10月29日、臓器移植に関する件について、田村厚生労働大臣から臓器移植の実施状況等に関する報告を聴取した。

11月5日、雇用分野の基本的ルール見直しと国家戦略特区との関係に関する厚生労働大臣の見解、国家戦略特区における外国医師の受入れ方策、国民皆保険を持続可能な制度とするための方策についての厚生労働大臣の見解、子育て期の女性の就業継続及び男性の育児参加促進の必要性、東日本大震災被災地における医療体制、被災者の見守り及び心のケアに関する政府の取組、ノバルティスファーマ社に係る臨床研究問題に対する厚生労働省の認識、有床診療所が地域医療に果たす役割に関する厚生労働大臣の見解、消費税増税と今後の社会保障費の財源確保に関する厚生労働省の考え、産業競争力会議の民間議員の人選の在り方等について質疑を行った。

12月3日、がん登録等に関する件を議題とし、がん登録が子宮頸がんの発症率・生存率の把握、治療・予防の向上に果たす役割、がん登録の実施に当たり医療機関への財政措置の必要性、がん登録に関する自治体の取組の現状とがん登録推進法の施行による効果、がん登録情報に係るプライバシー保護対策と個人情報悪用防止策等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成25年10月29日（火）（第1回）

○理事の選任及び補欠選任を行った。

○社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。

○臓器移植に関する件について田村厚生労働大臣から報告を聴いた。

○平成25年11月5日（火）（第2回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 労働政策審議会労働力需給制度部会における派遣制度の見直しに関する件、チーム医療推進のための取組状況に関する件、国民皆保険を持続可能な制度とするための健康寿命の延伸策の在り方に関する件、子育て期における女性の就業継続と男性の育児参加促進に関する件、待機児童解消に向けた保育士確保策の在り方に関する件、ノバルティスファーマ社のバルサルタンに係る臨床研究問題に関する件、難病対策の法制化と自己負担限度額の見直しに関する件、消費税増税と今後の社会保障費の財源に関する件、労働法制の見直しに係る政府内の検討の在り方に関する件等について田村厚生労働大臣、佐藤厚生労働副大臣、土屋厚生労働副大臣、高鳥厚生労働大臣政務官、赤石厚生労働大臣政務官、小泉内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人国民生活センター理事長松本恒雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

津田弥太郎君（民主）、足立信也君（民主）、島村大君（自民）、大沼みずほ君（自民）、長沢広明君（公明）、川田龍平君（みん）、小池晃君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（社民）

- 生活保護法の一部を改正する法律案（閣法第5号）

生活困窮者自立支援法案（閣法第6号）

以上両案について田村厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年11月7日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 生活保護法の一部を改正する法律案（閣法第5号）

生活困窮者自立支援法案（閣法第6号）

以上両案について田村厚生労働大臣、佐藤厚生労働副大臣、高鳥厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

津田弥太郎君（民主）、西村まさみ君（民主）、滝沢求君（自民）、羽生田俊君（自民）、

長沢広明君（公明）、薬師寺みちよ君（みん）、小池晃君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（社民）

○平成25年11月12日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 生活保護法の一部を改正する法律案（閣法第5号）

生活困窮者自立支援法案（閣法第6号）

以上両案について田村厚生労働大臣、佐藤厚生労働副大臣、高鳥厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

相原久美子君（民主）、薬師寺みちよ君（みん）、辰巳孝太郎君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（社民）

（閣法第5号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、維新
反対会派 共産、社民

（閣法第6号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、維新
反対会派 共産、社民

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成25年11月14日（木）（第5回）

- 薬事法等の一部を改正する法律案（第183回国会閣法第73号）（衆議院送付）

再生医療等の安全性の確保等に関する法律案（第183回国会閣法第74号）（衆議院送付）

以上両案について田村厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年11月19日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 薬事法等の一部を改正する法律案（第183回国会閣法第73号）（衆議院送付）

再生医療等の安全性の確保等に関する法律案（第183回国会閣法第74号）（衆議院送付）

以上両案について田村厚生労働大臣、土屋厚生労働副大臣、赤石厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、薬事法等の一部を改正する法律案（第183回国会閣法第73号）（衆議院送付）について討論の後、いず

れも可決した。

〔質疑者〕

足立信也君（民主）、小西洋之君（民主）、
川田龍平君（みん）、古川俊治君（自民）、
長沢広明君（公明）、小池晃君（共産）、東
徹君（維新）、福島みずほ君（社民）

（第183回国会閣法第73号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、維新、
社民

反対会派 共産

（第183回国会閣法第74号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、共産、
維新、社民

反対会派 なし

なお、薬事法等の一部を改正する法律案（第
183回国会閣法第73号）（衆議院送付）につい
て附帯決議を行った。

○平成25年11月26日（火）（第7回）

○理事の補欠選任を行った。

○持続可能な社会保障制度の確立を図るための
改革の推進に関する法律案（閣法第2号）（衆
議院送付）について田村厚生労働大臣から趣
旨説明を聞いた。

○平成25年11月28日（木）（第8回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○持続可能な社会保障制度の確立を図るための
改革の推進に関する法律案（閣法第2号）（衆
議院送付）について田村厚生労働大臣、土屋
厚生労働副大臣、佐藤厚生労働副大臣、赤石
厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質
疑を行った。

〔質疑者〕

武見敬三君（自民）、大家敏志君（自民）、
羽生田俊君（自民）、長沢広明君（公明）、
東徹君（維新）

○平成25年12月2日（月）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○持続可能な社会保障制度の確立を図るための
改革の推進に関する法律案（閣法第2号）（衆
議院送付）について田村厚生労働大臣、土屋
厚生労働副大臣、赤石厚生労働大臣政務官、

高島厚生労働大臣政務官、政府参考人及び会
計検査院当局に対し質疑を行った後、次の参
考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を
行った。

・質疑

〔質疑者〕

川田龍平君（みん）、薬師寺みちよ君（み
ん）、小池晃君（共産）、東徹君（維新）、
福島みずほ君（社民）

・参考人に対する質疑

〔参考人〕

目白大学大学院生涯福祉研究科客員教授
宮武剛君

恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授
NPO法人あい・ぽーとステーション代表
理事

子育てひろば「あい・ぽーと」施設長 大
日向雅美君

全国保険医団体連合会会長 住江憲勇君
鹿児島大学法科大学院教授 伊藤周平君

〔質疑者〕

島村大君（自民）、長沢広明君（公明）、薬
師寺みちよ君（みん）、小池晃君（共産）、
福島みずほ君（社民）

○平成25年12月3日（火）（第10回）

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改
正する法律案（参第9号）について発議者参
議院議員高階恵美子君から趣旨説明を聴き、
国会法第57条の3の規定により内閣の意見を
聴いた後、可決した。

（参第9号）

賛成会派 自民、公明、みん、共産、維新、
社民

反対会派 なし

欠席会派 民主

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○がん登録等に関する件について田村厚生労働
大臣、赤石厚生労働大臣政務官及び政府参考
人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

川田龍平君（みん）、小池晃君（共産）、東

徹君（維新）、福島みずほ君（社民）

- がん登録等の推進に関する法律案(参第11号)
について発議者参議院議員尾辻秀久君から趣旨説明を聴き、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴いた後、可決した。

(参第11号)

賛成会派 自民、公明、みん、共産、維新、
社民

反対会派 なし

欠席会派 民主

- 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案
(閣法第21号)(衆議院送付)について田村厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

- 持続可能な社会保障制度の確立を図るための
改革の推進に関する法律案(閣法第2号)(衆
議院送付)について田村厚生労働大臣、佐藤
厚生労働副大臣、土屋厚生労働副大臣、赤石
厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質
疑を行い、質疑を終局した。

[質疑者]

滝沢求君（自民）、大沼みずほ君（自民）、
長沢広明君（公明）、川田龍平君（みん）、
薬師寺みちよ君（みん）、小池晃君（共産）、
東徹君（維新）、福島みずほ君（社民）

○平成25年12月5日(木)（第11回）

- 持続可能な社会保障制度の確立を図るための
改革の推進に関する法律案(閣法第2号)(衆
議院送付)について討論の後、可決した。

(閣法第2号)

賛成会派 自民、公明

反対会派 みん、共産、維新

欠席会派 民主、社民

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案
(閣法第21号)(衆議院送付)について田村
厚生労働大臣、赤石厚生労働大臣政務官、山
本財務大臣政務官、高鳥厚生労働大臣政務官
及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、
可決した。

[質疑者]

藤井基之君（自民）、長沢広明君（公明）、
川田龍平君（みん）、薬師寺みちよ君（み

ん）、小池晃君（共産）、東徹君（維新）
(閣法第21号)

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 みん、共産

欠席会派 民主、社民

○平成25年12月6日(金)（第12回）

- 請願第1055号は、採択すべきものにして、内
閣に送付するを要するもの、第393号外12件
は、採択すべきものにして、内閣に送付する
を要しないものとそれぞれ審査決定し、第5
号外314件を審査した。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続
調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に
一任することに決定した。

農林水産委員会

委員一覧（20名）

委員長	野村	哲郎（自民）	中泉	松司（自民）	羽田	雄一郎（民主）
理事	猪口	邦子（自民）	馬場	成志（自民）	柳田	稔（民主）
理事	山田	俊男（自民）	堀井	巖（自民）	平木	大作（公明）
理事	小川	勝也（民主）	舞立	昇治（自民）	横山	信一（公明）
理事	紙	智子（共産）	山田	修路（自民）	山田	太郎（みん）
	金子	原二郎（自民）	郡司	彰（民主）	儀間	光男（維新）
	古賀	友一郎（自民）	徳永	エリ（民主）		

（25. 10. 29 現在）

（１）審議概観

第185回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出３件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願１種類１件は保留とした。

〔法律案の審査〕

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案は、土地、水、バイオマスその他の再生可能エネルギー電気の発電のために活用することができる資源が農山漁村に豊富に存在することに鑑み、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギーの供給源の多様化に資するため、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講じようとするものである。

委員会では、法案を再提出した理由、発電設備整備の促進と優良農地確保との調和、農山漁村への売電利益還元の在り方、農林漁業の健全な発展に資する取組の内容、市町村に置く協議会運営の在り方、バイオマス発電等促進の必要性、東日本大震災被災地における再生可能エネルギー活用の必要性等について質疑が行

われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

農地中間管理事業の推進に関する法律案は、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業について、農地中間管理機構の指定その他これを推進するための措置等を定めようとするものである。なお、衆議院において、市町村は、当該市町村内の適切と認める区域ごとに、当該区域における農業の将来の在り方等に関する事項について、定期的に、農業者等による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表すること、政府による本法律施行後５年を目途とした検討の対象を、農地中間管理事業及び関連する事業の在り方全般とし、その検討結果に基づいて講ずる措置を、法制上の措置その他の措置とすること等を主な内容とする修正が行われた。

また、**農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案**は、望ましい農業構造の実現に向けた農業の構造改革を推進す

るため、新たに農業経営を営もうとする者に対する支援の充実、遊休農地の農業上の利用の増進を図るための措置の強化、投資事業有限責任組合による農業法人に対する投資の円滑化等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、農地中間管理事業の推進に関する法律案に対する修正に伴い、必要な技術的修正が行われた。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、衆議院における修正の経緯とその趣旨、担い手への農地集積を進める必要性、農地中間管理機構による農地の貸付先選定の在り方、農地中間管理事業への農業委員会の関与の必要性、農地中間管理機構関連予算の考え方と地方負担の在り方等について質疑が行われ、討論の後、いずれも多数をもって可決された。なお、両法律案に対し、附帯決議が付された。

【国政調査】

11月5日、農林水産に関する調査を議題とし、インドネシア・バリ島でのTPP首脳宣言でうたわれた「包括的でバランスのとれた地域協定」となるよう交渉を進める必要性、TPP交渉における重要5品目の品目名を明示する必要性と関税撤廃の検討状況、「農業・農村の所得倍増」を今後10年間で達成する具体的な道筋、飼料用・加工用米を含めて日本の農産物の海外輸出に取り組む必要性、米の生産調整見直しに伴い必要な対策の検討状況

及び見直しのスケジュール、経営所得安定対策の見直しに当たって現場の実情を踏まえる必要性、福岡高裁及び長崎地裁の2つの異なる判決がある中で地元の意向を踏まえて諫早湾干拓事業の開門調査を実施しないとの行政判断を行う必要性、燃油高騰や魚価安を踏まえた水産業の振興と経営安定対策充実の必要性、農業経営の効率化よりも国民への安定的な食料供給を優先することの必要性、食料自給率を維持することの重要性等について質疑を行った。

11月12日、農林水産に関する調査を議題とし、交渉妥結に伴い公開されるTPP関係文書と公開範囲、米の生産調整見直しの意義・必要性及び現在の検討状況、米政策の見直しに関し農家の不安を払拭するための取組、経営所得安定対策の米所得補償交付金を5年後に廃止する理由、産地資金の見直しについて地域の実情や特性を踏まえる必要性、食品の表示に関する法令遵守の指導や周知についての政府の取組、福島県産農産物の放射性物質検査費用への東京電力の賠償金支払いについての指導の必要性、地球温暖化対策税を森林吸収源対策に使う必要性、日台民間漁業取決め締結後の操業をめぐる諸問題に対する国の認識及び対応、兼業農家の重要性を踏まえた緩やかな農業政策転換の必要性等について質疑を行った。

11月21日、農地集積及び米政策等に関する実情調査のため、群馬県において、富岡市諸川集落（中山間地農業）、前橋市木瀬地区（農地集積事例）等を視察した。

（２）委員会経過

○平成25年10月29日（火）（第1回）

○理事の選任及び補欠選任を行った。

○農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○平成25年11月5日(火)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉に関する件、攻めの農林水産業に関する件、米の生産調整に関する件、経営所得安定対策に関する件、諫早湾干拓事業潮受堤防水門の開門調査に関する件、漁業経営安定対策に関する件等について林農林水産大臣、吉川農林水産副大臣、横山農林水産大臣政務官、小泉内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田俊男君(自民)、金子原二郎君(自民)、山田修路君(自民)、徳永エリ君(民主)、小川勝也君(民主)、平木大作君(公明)、山田太郎君(みんな)、紙智子君(共産)、儀間光男君(維新)

○平成25年11月12日(火)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉に関する件、米の生産調整に関する件、経営所得安定対策に関する件、食品偽装表示に関する件、東日本大震災被災地の復旧・復興支援に関する件、森林・林業・木材産業政策に関する件、日台民間漁業取決めに関する件等について林農林水産大臣、吉川農林水産副大臣、西村内閣府副大臣、横山農林水産大臣政務官、福岡内閣府大臣政務官、小泉復興大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

馬場成志君(自民)、舞立昇治君(自民)、中泉松司君(自民)、徳永エリ君(民主)、小川勝也君(民主)、平木大作君(公明)、山田太郎君(みんな)、紙智子君(共産)、儀間光男君(維新)

- 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)について林農林水産大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成25年11月14日(木)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)について林農林水産大臣、吉川農林水産副大臣、横山農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

山田俊男君(自民)、堀井巖君(自民)、古賀友一郎君(自民)、郡司彰君(民主)、小川勝也君(民主)、平木大作君(公明)、山田太郎君(みんな)、紙智子君(共産)、儀間光男君(維新)

(閣法第8号)

賛成会派 自民、民主、公明、みんな、共産、維新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成25年12月3日(火)(第5回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農地中間管理事業の推進に関する法律案(閣法第14号)(衆議院送付)

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案(閣法第15号)(衆議院送付)

以上両案について林農林水産大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員宮腰光寛君から説明を聞いた後、同君、林農林水産大臣、吉川農林水産副大臣、横山農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田俊男君(自民)、山田修路君(自民)、古賀友一郎君(自民)、儀間光男君(維新)、山田太郎君(みんな)、紙智子君(共産)、平木大作君(公明)

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成25年12月5日(木)(第6回)

- 農地中間管理事業の推進に関する法律案(閣法第14号)(衆議院送付)
- 農業の構造改革を推進するための農業経営基

**盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案
(閣法第15号)(衆議院送付)**

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

農事組合法人サカタニ農産代表理事 奥村
一則君

有限会社神林カントリー農園代表取締役
忠聡君

熊本県副知事 小野泰輔君

〔質疑者〕

堀井巖君(自民)、平木大作君(公明)、山
田太郎君(みん)、紙智子君(共産)、儀間
光男君(維新)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農地中間管理事業の推進に関する法律案(閣法第14号)(衆議院送付)

**農業の構造改革を推進するための農業経営基
盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案
(閣法第15号)(衆議院送付)**

以上両案について林農林水産大臣、吉川農林
水産副大臣、横山農林水産大臣政務官及び政府
参考人に対し質疑を行い、討論の後、いず
れも可決した。

〔質疑者〕

猪口邦子君(自民)、舞立昇治君(自民)、
馬場成志君(自民)、平木大作君(公明)、
山田太郎君(みん)、紙智子君(共産)、儀
間光男君(維新)

(閣法第14号)

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 みん、共産

欠席会派 民主

(閣法第15号)

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 みん、共産

欠席会派 民主

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成25年12月6日(金)(第7回)

- 請願第1058号を審査した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

経済産業委員会

委員一覧 (21名)

委員長	大久保 勉 (民主)	高野 光二郎 (自民)	増子 輝彦 (民主)
理事	有村 治子 (自民)	滝波 宏文 (自民)	杉 久武 (公明)
理事	岩井 茂樹 (自民)	宮本 周司 (自民)	谷合 正明 (公明)
理事	松村 祥史 (自民)	吉川 ゆうみ (自民)	行田 邦子 (みん)
理事	加藤 敏幸 (民主)	渡邊 美樹 (自民)	松田 公太 (みん)
理事	倉林 明子 (共産)	磯崎 哲史 (民主)	中野 正志 (維新)
	磯崎 仁彦 (自民)	小林 正夫 (民主)	荒井 広幸 (改革)

(25.10.29 現在)

(1) 審議概観

第185回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案3件（うち衆議院継続1件）であり、いずれも可決した。また、本委員会付託の請願17種類67件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

広域的運営推進機関の創設

電気事業法の一部を改正する法律案は、現下の電力市場をめぐる状況に鑑み、段階的な電気事業に係る制度の抜本的な改革の一環として、今次、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進する機関に係る制度の創設等の措置を講ずるとともに、電気事業者以外の者が保有する発電用の電気工作物の有効活用を図るため、託送制度の見直し等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、電力システム改革が電気料金に与える影響、広域的運営推進機関の中立性確保の在り方等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

産業競争力の強化

産業競争力強化法案は、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわ

たる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務並びに産業競争力の強化に関する実行計画について定めることにより、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための態勢を整備するとともに、規制の特例措置の整備等及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会社産業革新機構に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置を講じようとするものである。

なお、衆議院において、政府は、実行計画に定める重点施策の進捗及び効果に関する評価を行ったときは、重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価に関して、その結果を公表するとともに、各年度ごとに報告書を作成し、これを国会に提出しなければならないことを内容とする修正が行われている。

委員会においては、参考人から意見を

聴取するとともに、日本再興戦略と本法律案の関係、企業実証特例制度及びグレーゾーン解消制度の実効性等について質疑が行われた。質疑を終了した後、みんなの党から、国は、規制の見直しを行うに当たっては、産業競争力の強化を阻害することのないよう配慮すること、社外取締役の選任を義務付けることについて検討を加え、必要な法制上の措置を講ずること等を内容とする修正案が提出された。順次採決の結果、修正案は否決され、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

審判制度の廃止

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案は、独占禁止法違反に対する排除措置命令等について、審判制度を廃止するとともに、意見聴取のための手続の整備等の措置を

講じようとするものである。

委員会においては、審判制度の実績及び同制度の廃止を決定するに至った経緯、第一審を行う地方裁判所を増やす必要性等について質疑が行われ、多数をもって可決された。

〔国政調査〕

11月5日、原子力発電所及びその周辺地域の安全対策に関する件、中小企業の海外展開支援に関する件、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の執行状況に関する件、国際標準化の重要性と国際標準獲得への取組に関する件、日本経済の現状と中小企業の活性化に関する件、固定価格買取制度における認定発電設備の稼働状況に関する件、地場産業の育成に関する件等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成25年10月7日(月) (第184回国会閉会後 第1回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 東京電力福島第一原子力発電所汚染水問題に関する件について茂木経済産業大臣、赤羽経済産業副大臣、磯崎経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直己君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岩井茂樹君（自民）、直嶋正行君（民主）、
若松謙維君（公明）、松田公太君（みん）、
倉林明子君（共産）、中野正志君（維新）、
荒井広幸君（改革）

○平成25年10月29日(火) (第1回)

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調

査を行うことを決定した。

○平成25年11月5日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 原子力発電所及びその周辺地域の安全対策に関する件、中小企業の海外展開支援に関する件、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の執行状況に関する件、国際標準化の重要性と国際標準獲得への取組に関する件、日本経済の現状と中小企業の活性化に関する件、固定価格買取制度における認定発電設備の稼働状況に関する件、地場産業の育成に関する件等について茂木国務大臣、松島経済産業副大臣、磯崎経済産業大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長、杉本公正取引委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直己君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

滝波宏文君（自民）、谷合正明君（公明）、杉久武君（公明）、行田邦子君（みん）、増子輝彦君（民主）、小林正夫君（民主）、荒井広幸君（改革）、倉林明子君（共産）、中野正志君（維新）

○平成25年11月7日（木）（第3回）

○電気事業法の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について茂木経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年11月12日（火）（第4回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○電気事業法の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について茂木経済産業大臣、磯崎経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

小林正夫君（民主）、松田公太君（みん）、倉林明子君（共産）、中野正志君（維新）、荒井広幸君（改革）

（閣法第1号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、改革
反対会派 みん、共産

なお、附帯決議を行った。

○平成25年11月21日（木）（第5回）

○産業競争力強化法案（閣法第3号）（衆議院送付）について茂木経済産業大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員田嶋要君から説明を聴いた。

また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成25年11月26日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○産業競争力強化法案（閣法第3号）（衆議院送付）について茂木経済産業大臣、甘利国務大臣、松島経済産業副大臣、磯崎経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

吉川ゆうみ君（自民）、高野光二郎君（自民）、直嶋正行君（民主）、小林正夫君（民

主）、杉久武君（公明）、行田邦子君（みん）、松田公太君（みん）、倉林明子君（共産）、中野正志君（維新）、荒井広幸君（改革）

○平成25年11月28日（木）（第7回）

○産業競争力強化法案（閣法第3号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京理科大学大学院イノベーション研究科長 伊丹敬之君

公益社団法人経済同友会副代表幹事

株式会社経営共創基盤代表取締役CEO

富山和彦君

全国労働組合総連合事務局次長

日本医療労働組合連合会特別中央執行委員
井上久君

〔質疑者〕

宮本周司君（自民）、加藤敏幸君（民主）、杉久武君（公明）、松田公太君（みん）、倉林明子君（共産）、中野正志君（維新）、荒井広幸君（改革）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○産業競争力強化法案（閣法第3号）（衆議院送付）について茂木経済産業大臣、松島経済産業副大臣、磯崎経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

渡邊美樹君（自民）、増子輝彦君（民主）、谷合正明君（公明）、行田邦子君（みん）、倉林明子君（共産）、中野正志君（維新）、荒井広幸君（改革）

○平成25年12月3日（火）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○産業競争力強化法案（閣法第3号）（衆議院送付）について茂木経済産業大臣、松島経済産業副大臣、磯崎経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

宮本周司君（自民）、加藤敏幸君（民主）、杉久武君（公明）、行田邦子君（みん）、倉林明子君（共産）、中野正志君（維新）、荒

井広幸君（改革）

（閣法第3号）

賛成会派 自民、民主、公明、改革

反対会派 みんな、共産、維新

なお、附帯決議を行った。

○平成25年12月6日（金）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第183回国会閣法第72号）（衆議院送付）について稲田内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、杉本公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

高野光二郎君（自民）、杉久武君（公明）、
行田邦子君（みんな）、倉林明子君（共産）、
中野正志君（維新）

（第183回国会閣法第72号）

賛成会派 自民、公明、みんな、維新

反対会派 共産

欠席会派 民主、改革

○請願第27号外66件を審査した。

○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

国土交通委員会

委員一覧 (25名)

委員長	藤本 祐司 (民主)	太田 房江 (自民)	前田 武志 (民主)
理事	赤池 誠章 (自民)	北村 経夫 (自民)	山口 那津男 (公明)
理事	渡辺 猛之 (自民)	酒井 庸行 (自民)	藤巻 幸夫 (みん)
理事	田城 郁 (民主)	豊田 俊郎 (自民)	和田 政宗 (みん)
理事	広田 一 (民主)	中原 八一 (自民)	辰巳 孝太郎 (共産)
理事	魚住 裕一郎 (公明)	野上 浩太郎 (自民)	室井 邦彦 (維新)
	青木 一彦 (自民)	森屋 宏 (自民)	吉田 忠智 (社民)
	江島 潔 (自民)	田中 直紀 (民主)	
	大野 泰正 (自民)	野田 国義 (民主)	(25. 10. 31 現在)

(1) 審議概観

第185回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案2件、衆議院提出法律案1件及び承認案件1件の合計4件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願4種類4件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

海賊対策・特定船舶

海賊多発海域

における日本船舶の警備に関する特別措置法案は、民間警備員による特定警備の必要性、本法律案と海賊対処法との関係、民間警備員の適格性の確保及び武器使用の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件は、全会一致をもって承認された。

タクシー

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案は、タクシー事業における規制緩和の影響、法改正による利用者サービ

スの向上及び運賃の在り方、個人及び中小タクシー事業者への配慮の必要性等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

交通政策

交通政策基本法案は、参考人から意見を聴取するとともに、本法案の基本理念を踏まえた交通行政の在り方、地域公共交通への国の支援の必要性、交通における大規模災害対策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

10月31日、国土交通行政の諸施策について、太田国土交通大臣から説明を聴取した。

11月5日、質疑を行い、新たな「国土のグランドデザイン」の策定に向けた国土交通大臣の決意、尖閣諸島周辺における海上保安庁による領海警備の状況、J R北海道に対する国の管理監督責任についての認識、平成24年九州北部豪雨に係る災害復旧事業の早期実施に向けた取組、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた国土交通省の取組、

「社会資本メンテナンス元年」の基本理念及び国民への情報発信の必要性、訪日外国人数の増加に向けた広報戦略の強化の必要性、東日本大震災からの復旧に当たっての防潮堤建設の在り方、脱法ハウスの現状と住まいの貧困を解消するための方策、海洋資源開発における国土交通省の役割、ＪＲ北海道の厳しい経営状況を踏まえた経営安定基金の積み増し等の必要性などの諸問題が取り上げられた。

11月7日、鉄道運行の安全について質疑を行い、北海道エリアのみでＪＲ北海道１社とした国鉄の分割民営化に対する政府の評価、ＪＲ北海道の厳しい現場作業環境についての国土交通大臣の認識、ＪＲ北海道の事故・トラブル原因を究明する上で現場意見を尊重することの重要性、ＪＲ北海道に外部有識者会議を設置し安全確保のための改善策を講ずる必要性、ＪＲ北海道の事故・トラブルが頻発する理由及び労使関係の状況、ＪＲ北海道に対する継続的な監査及び改善指示の必要性、ＪＲ北海道に関してＪＲ会社法

の適用を除外した上で国費投入等の措置を講ずる必要性、技術断層解消のため職員の雇用延長やＯＢの活用を図ることの重要性などの諸問題が取り上げられた。

11月21日、東京海上保安部の海上保安業務に関する実情調査のための視察を行った。

11月28日、鉄道運行の安全について質疑を行い、ＡＴＳ装置を故意に破壊した社員に対する処分内容の妥当性、ＪＲ北海道の安全性に関する信頼を回復するための方策、軌道の検査データ改ざん問題についての調査状況、経営側と全労働組合が安全対策を協議する場を設けることの必要性、レール幅の異常放置問題の原因及び再発防止策、ＪＲ北海道の国有化又はＪＲ他社との統合についての国土交通省の見解、職場環境の改善を目的とした社員向け相談窓口の必要性、継目ボルト・標識・フェンスの不具合に係る改善指示の必要性、ＪＲ北海道の問題が我が国鉄道の信頼性に及ぼした影響などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成25年10月31日(木) (第1回)

- 理事を選任した。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 国土交通行政の諸施策に関する件について太田国土交通大臣から説明を聴いた。

○平成25年11月5日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国土のグランドデザインについての基本認識に関する件、ＪＲ北海道の安全対策及び国土交通省の対応に関する件、災害復旧の迅速化に向けての取組に関する件、今後の社会資本メンテナンスに向けた取組に関する件、訪日

外国人数を増加させるための情報発信の強化に関する件、東日本大震災からの復旧における防潮堤建設の在り方に関する件、脱法ハウス解消のための取組に関する件、海洋資源開発における国土交通省の取組に関する件等について太田国土交通大臣、野上国土交通副大臣、高木国土交通副大臣、中原国土交通大臣政務官、土井国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

赤池誠章君（自民）、広田一君（民主）、野田国義君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、藤巻幸夫君（みん）、和田政宗君（みん）、辰巳孝太郎君（共産）、室井邦彦君（維新）、

吉田忠智君（社民）

○平成25年11月7日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 鉄道運行の安全に関する件について太田国土交通大臣、高木国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

江島潔君（自民）、田城郁君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、和田政宗君（みん）、辰巳孝太郎君（共産）、室井邦彦君（維新）、吉田忠智君（社民）

- 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案（閣法第4号）（衆議院送付）について太田国土交通大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成25年11月12日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案（閣法第4号）（衆議院送付）について太田国土交通大臣、後藤田内閣府副大臣、野上国土交通副大臣、木原防衛大臣政務官、中原国土交通大臣政務官、石原外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

北村経夫君（自民）、広田一君（民主）、田城郁君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、和田政宗君（みん）、辰巳孝太郎君（共産）、室井邦彦君（維新）、吉田忠智君（社民）
（閣法第4号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、維新
反対会派 共産、社民

○平成25年11月14日（木）（第5回）

- 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（衆第2号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員金子一義君から趣旨説明を聞いた。

○平成25年11月19日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等

の一部を改正する法律案（衆第2号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員金子一義君、同渡辺博道君、同菅原一秀君、同三日月大造君、同赤澤亮正君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

渡辺猛之君（自民）、野田国義君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、藤巻幸夫君（みん）、和田政宗君（みん）、辰巳孝太郎君（共産）、室井邦彦君（維新）、吉田忠智君（社民）
（衆第2号）

賛成会派 自民、民主、公明、共産、維新、社民

反対会派 みん

なお、附帯決議を行った。

○平成25年11月21日（木）（第7回）

- 交通政策基本法案（閣法第17号）（衆議院送付）について太田国土交通大臣から趣旨説明を聞いた。
- また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成25年11月26日（火）（第8回）

- 交通政策基本法案（閣法第17号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

情報・システム研究機構国立情報学研究所
名誉教授 浅野正一郎君
筑波大学社会工学域教授 石田東生君
立命館大学経営学部特任教授 土居靖範君

〔質疑者〕

森屋宏君（自民）、田城郁君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、藤巻幸夫君（みん）、辰巳孝太郎君（共産）、室井邦彦君（維新）、吉田忠智君（社民）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 交通政策基本法案（閣法第17号）（衆議院送付）について太田国土交通大臣、高木国土交通副大臣、土井国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

太田房江君（自民）、広田一君（民主）、田城郁君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、和田政宗君（みん）、辰巳孝太郎君（共産）、室井邦彦君（維新）、吉田忠智君（社民）
（閣法第17号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、維新、社民

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（第183回国会閣承認第4号）（衆議院送付）について太田国土交通大臣から趣旨説明を聴いた後、承認すべきものと議決した。

（第183回国会閣承認第4号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、共産、維新、社民

反対会派 なし

○平成25年11月28日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 鉄道運行の安全に関する件について太田国土交通大臣、土井国土交通大臣政務官、政府参考人、参考人北海道旅客鉄道株式会社代表取締役社長野島誠君、同株式会社取締役鉄道事業本部工務部長笠島雅之君及び同株式会社常務取締役総合企画本部長小山俊幸君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

赤池誠章君（自民）、江島潔君（自民）、広田一君（民主）、野田国義君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、和田政宗君（みん）、紙智子君（共産）、室井邦彦君（維新）、吉田忠智君（社民）

○平成25年12月6日（金）（第10回）

- 請願第719号外3件を審査した。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

環境委員会

委員一覧（20名）

委員長	佐藤 信秋（自民）	山東 昭子（自民）	榛葉 賀津也（民主）
理事	中西 祐介（自民）	高橋 克法（自民）	長浜 博行（民主）
理事	三原じゅん子（自民）	中川 雅治（自民）	浜野 喜史（民主）
理事	柳澤 光美（民主）	林 芳正（自民）	竹谷 とし子（公明）
理事	市田 忠義（共産）	藤井 基之（自民）	水野 賢一（みん）
	岸 宏一（自民）	脇 雅史（自民）	清水 貴之（維新）
	北川イッセイ（自民）	小見山 幸治（民主）	(25. 10. 29 現在)

（１）審議概観

第185回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出１件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願４種類32件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案は、独立行政法人原子力安全基盤機構が行う業務を原子力規制委員会に移管するため、同機構を解散し、その事務を国が引き継ぐこととする等の措置を講じようとするものである。委員会においては、同機構を解散し原子力規制委員会と統合することの意義及び効果等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

11月５日、PM2.5による大気汚染問題、放射性物質汚染に係る指定廃棄物の最終処分場、除染の加速化、地球温暖化対策と税制、東京電力福島第一原子力発電所の汚染水問題等について質疑を行った。

11月28日、気候変動枠組条約第19回締約国会議及び京都議定書第9回締約国会合について石原環境大臣から報告を聴いた後、同会議・会合、温室効果ガスの新削減目標の妥当性、地球温暖化による影響と対応、攻めの地球温暖化外交戦略の取組、京都議定書第一約束期間の達成状況、COP19における我が国への評価と今後の対応、再生可能エネルギー固定価格買取制度の見直し等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成25年10月29日（火）（第１回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。

○平成25年11月５日（火）（第２回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- PM2.5による大気汚染問題に関する件、放

射性物質汚染に係る指定廃棄物の最終処分場に関する件、除染の加速化に関する件、地球温暖化対策と税制に関する件、東京電力福島第一原子力発電所の汚染水問題に関する件等について石原環境大臣、井上環境副大臣、北川環境副大臣、赤羽経済産業副大臣、後藤田内閣府副大臣、牧原環境大臣政務官、浮島環

境大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

中西祐介君（自民）、高橋克法君（自民）、柳澤光美君（民主）、竹谷とし子君（公明）、水野賢一君（みん）、市田忠義君（共産）、清水貴之君（維新）

○平成25年11月12日（火）（第3回）

- 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について石原環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年11月14日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について石原環境大臣、井上環境副大臣、浮島環境大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

三原じゅん子君（自民）、浜野喜史君（民主）、竹谷とし子君（公明）、水野賢一君（みん）、市田忠義君（共産）、清水貴之君（維新）

（閣法第16号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新

反対会派 みん、共産

なお、附帯決議を行った。

○平成25年11月28日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 気候変動枠組条約第19回締約国会議及び京都議定書第9回締約国会合に関する件について石原環境大臣から報告を聴いた後、同件、温室効果ガスの新削減目標の妥当性に関する件、地球温暖化による影響と対応に関する件、攻めの地球温暖化外交戦略の取組に関する件、京都議定書第一約束期間の達成状況に関する件、COP19における我が国への評価と今後の対応に関する件、再生可能エネルギー固定価格買取制度の見直しに関する件等について石原環境大臣、北川環境副大臣、牧原環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を

行った。

〔質疑者〕

中西祐介君（自民）、長浜博行君（民主）、竹谷とし子君（公明）、水野賢一君（みん）、市田忠義君（共産）、清水貴之君（維新）

○平成25年12月6日（金）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第299号外31件を審査した。
- 環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

国家基本政策委員会

委員一覧（20名）

委員長	長浜	博行（民主）	上野	通子（自民）	榛葉	賀津也（民主）
理事	岡田	直樹（自民）	中原	八一（自民）	羽田	雄一郎（民主）
理事	宮沢	洋一（自民）	野上	浩太郎（自民）	長沢	広明（公明）
理事	柳田	稔（民主）	福岡	資麿（自民）	西田	実仁（公明）
理事	行田	邦子（みん）	藤川	政人（自民）	井上	哲士（共産）
	赤石	清美（自民）	牧野	たかお（自民）	儀間	光男（維新）
	磯崎	仁彦（自民）	郡司	彰（民主）		（25. 10. 18 現在）

（１）審議概観

第185回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を1回開き討議を行った。

〔国政調査〕

国家基本政策委員会合同審査会は、1回開かれ、海江田万里君、石原慎太郎君、渡辺喜美君が発言者となって、安倍内閣総理大臣との間で討議が行われた。

12月4日の合同審査会では、山本公一

衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、参議院における特定秘密保護法案の審査の在り方、特定秘密保護法案成立後の担当大臣、「情報保全諮問会議」等の第三者機関としての機能、特定秘密保護法案の成立と情報機関の設立、平時における個別的自衛権の確立と交戦規定の創設、特定秘密保護法案の審議のための会期延長の必要性、景気動向を踏まえた追加的な財政金融政策等について討議が行われた。

（２）委員会経過

○平成25年10月18日（金）（第1回）

- 理事を選任した。
- 国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
- 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

○平成25年12月4日（水）（合同審査会第1回）

- 国家の基本政策に関する件について海江田万里君、石原慎太郎君及び渡辺喜美君が安倍内閣総理大臣と討議を行った。

予算委員会

委員一覧 (45名)

委員長	山崎	力 (自民)	中西	祐介 (自民)	野田	国義 (民主)
理事	青木	一彦 (自民)	二之湯	智 (自民)	福山	哲郎 (民主)
理事	宇都	隆史 (自民)	堀井	巖 (自民)	牧山	ひろえ (民主)
理事	大家	敏志 (自民)	丸川	珠代 (自民)	吉川	沙織 (民主)
理事	片山	さつき (自民)	三木	亨 (自民)	佐々木	さやか (公明)
理事	北川	イッセイ (自民)	三原	じゅん子 (自民)	新妻	秀規 (公明)
理事	大塚	耕平 (民主)	森屋	宏 (自民)	若松	謙維 (公明)
理事	那谷屋	正義 (民主)	山下	雄平 (自民)	中西	健治 (みん)
理事	秋野	公造 (公明)	山田	俊男 (自民)	松沢	成文 (みん)
理事	小野	次郎 (みん)	山谷	えり子 (自民)	大門	実紀史 (共産)
	石井	正弘 (自民)	渡辺	猛之 (自民)	辰巳	孝太郎 (共産)
	猪口	邦子 (自民)	金子	洋一 (民主)	東	徹 (維新)
	大野	泰正 (自民)	櫻井	充 (民主)	片山	虎之助 (維新)
	古賀	友一郎 (自民)	田中	直紀 (民主)	吉田	忠智 (社民)
	佐藤	ゆかり (自民)	西村	まさみ (民主)	平野	達男 (改革)

(25. 10. 23 現在)

(1) 審議概観

第185回において、本委員会は予算の執行状況に関する調査を行った。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

【国政調査】

安倍内閣総理大臣の所信表明演説に対する本会議での各党代表質問の後、**10月23日、24日**の2日間、予算の執行状況に関する調査として予算委員会が開かれ質疑が行われた。

質疑では、台風第26号による被害状況と今後の対応策、集団的自衛権に対する認識、エネルギー政策の方向性、量的・質的金融緩和の是非、福島第一原発から流出した汚染水のコントロール状況、復興特別法人税前倒し廃止の是非、経済の現状認識と今後の見通し、法人税率引下げの妥当性、消費税率引上げに伴う中小

企業及び低所得者対策、消費税率10%への引上げの決断時期、T P P交渉に臨む政府の基本姿勢、賃金引上げを促進させる取組及び今後の見通し、教育再生に対する決意、国家戦略としてのリニア新幹線の整備、道州制の導入に向けての現在の取組、環境問題における我が国のイニシアティブ、復興サミット開催等による東日本大震災被災地振興策、シリアに対する人道支援の意義、複式簿記の導入等による公会計改革の必要性、地域の実情に応じた防災対策の在り方、特定秘密保護法案による規制の是非、非正規雇用者の労働条件改善の必要性、補正予算も含めた財政規律確保の重要性等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成25年10月23日(水) (第1回)

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する件について安倍内閣総理大臣、古屋内閣府特命担当大臣、太田国土交通大臣、菅内閣官房長官、小野寺防衛大臣、茂木経済産業大臣、石原国務大臣、山本国務大臣、甘利国務大臣、岸田外務大臣、根本復興大臣、新藤国務大臣、下村文部科学大臣、麻生財務大臣、田村厚生労働大臣、谷垣法務大臣、森国務大臣、小松内閣法制局長官、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人、参考人東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直己君及び日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大塚耕平君（民主）、増子輝彦君（民主）、吉川沙織君（民主）、※櫻井充君（民主）、山谷えり子君（自民）、北川イッセイ君（自民）、片山さつき君（自民） ※関連質疑

○平成25年10月24日(木) (第2回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する件について安倍内閣総理大臣、古屋国務大臣、石原環境大臣、茂木経済産業大臣、山本国務大臣、根本復興大臣、林農林水産大臣、甘利国務大臣、太田国土交通大臣、菅内閣官房長官、岸田外務大臣、新藤総務大臣、麻生国務大臣、田村厚生労働大臣、森国務大臣、下村文部科学大臣、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直己君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

片山さつき君（自民）、山田俊男君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、竹谷とし子君（公

明）、小野次郎君（みん）、松沢成文君（みん）、小池晃君（共産）、片山虎之助君（維新）、※室井邦彦君（維新）、吉田忠智君（社民）、平野達男君（改革） ※関連質疑

○平成25年12月6日(金) (第3回)

- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

決算委員会

委員一覧（30名）

委員長	金子 原二郎（自民）	滝波 宏文（自民）	小西 洋之（民主）
理事	熊谷 大（自民）	馬場 成志（自民）	安井 美沙子（民主）
理事	柳本 卓治（自民）	古川 俊治（自民）	西田 実仁（公明）
理事	山谷 えり子（自民）	堀内 恒夫（自民）	柴田 巧（みん）
理事	神本 美恵子（民主）	舞立 昇治（自民）	寺田 典城（みん）
理事	西村 まさみ（民主）	吉川 ゆうみ（自民）	山田 太郎（みん）
理事	杉 久武（公明）	若林 健太（自民）	紙 智子（共産）
	井原 巧（自民）	相原 久美子（民主）	田村 智子（共産）
	江島 潔（自民）	石上 俊雄（民主）	藤巻 健史（維新）
	島村 大（自民）	江崎 孝（民主）	又市 征治（社民）

(25. 11. 25 現在)

（１）審議概観

第185回国会において、本委員会に付託された案件は、平成二十三年度決算外２件（第181回国会提出）であり、いずれも審査継続とした。

〔平成二十三年度決算の審査〕

平成二十三年度決算外２件は、第181回国会の平成24年11月16日に提出され、今国会においては、平成25年11月25日、安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全

般質疑を行った。

〔国政調査〕

平成25年11月25日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の２の規定に基づく報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴取した。

（２）委員会経過

○平成25年11月25日（月）（第１回）

― 全般質疑 ―

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の２の規定に基づく報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年度決算外２件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年度決算外２件について安倍内閣総理大臣、太田国土交通大臣、田村厚生労働大臣、根本復興大臣、麻生財務大臣、下村文部科学大臣、林農林水産大臣、稲田国務大臣、石原環境大臣、茂木経済産業大臣、森国務大臣、菅内閣官房長官、甘利国務大臣、愛知復興副大臣、河戸会計検査院長、小松内閣法制

局長官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直己君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

熊谷大君（自民）、※若林健太君（自民）、蓮舫君（民主）、※小西洋之君（民主）、西田実仁君（公明）、柴田巧君（みん）、※山田太郎君（みん）、紙智子君（共産）、藤巻健史君（維新）、又市征治君（社民）

※関連質疑

○平成25年12月6日（金）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成二十三年度決算外2件の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

行政監視委員会

委員一覧（30名）

委員長	江口	克彦（みん）	太田	房江（自民）	小川	敏夫（民主）
理事	木村	義雄（自民）	島田	三郎（自民）	加藤	敏幸（民主）
理事	山東	昭子（自民）	高橋	克法（自民）	津田	弥太郎（民主）
理事	島尻	安伊子（自民）	長峯	誠（自民）	柳澤	光美（民主）
理事	小林	正夫（民主）	羽生田	俊（自民）	荒木	清寛（公明）
理事	斎藤	嘉隆（民主）	松下	新平（自民）	矢倉	克夫（公明）
理事	藤巻	幸夫（みん）	山田	修路（自民）	倉林	明子（共産）
	赤池	誠章（自民）	渡邊	美樹（自民）	清水	貴之（維新）
	石井	浩郎（自民）	足立	信也（民主）	荒井	広幸（改革）
	岩井	茂樹（自民）	有田	芳生（民主）	主濱	了（生活）
						（25. 11. 27 現在）

（１）審議概観

第185回国会において、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は、付託されなかった。

（２）委員会経過

○平成25年11月27日（水）（第１回）

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。

○平成25年12月６日（金）（第２回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

議院運営委員会

委員一覧 (25名)

委員長	岩城	光英 (自民)	大沼	みずほ (自民)	磯崎	哲史 (民主)
理事	石井	準一 (自民)	酒井	庸行 (自民)	直嶋	正行 (民主)
理事	長谷川	岳 (自民)	滝沢	求 (自民)	野田	国義 (民主)
理事	水落	敏栄 (自民)	柘植	芳文 (自民)	浜野	喜史 (民主)
理事	小見山	幸治 (民主)	中泉	松司 (自民)	森本	真治 (民主)
理事	前川	清成 (民主)	二之湯	武史 (自民)	河野	義博 (公明)
理事	谷合	正明 (公明)	西田	昌司 (自民)	真山	勇一 (みん)
理事	水野	賢一 (みん)	三宅	伸吾 (自民)		
理事	仁比	聡平 (共産)	宮本	周司 (自民)		

(25. 10. 15 現在)

庶務関係小委員 (15名)

小委員長	西田	昌司 (自民)	柘植	芳文 (自民)	浜野	喜史 (民主)
	石井	準一 (自民)	長谷川	岳 (自民)	前川	清成 (民主)
	大沼	みずほ (自民)	水落	敏栄 (自民)	谷合	正明 (公明)
	酒井	庸行 (自民)	磯崎	哲史 (民主)	水野	賢一 (みん)
	滝沢	求 (自民)	小見山	幸治 (民主)	仁比	聡平 (共産)

(召集日 現在)

図書館運営小委員 (15名)

小委員長	直嶋	正行 (民主)	長谷川	岳 (自民)	野田	国義 (民主)
	石井	準一 (自民)	三宅	伸吾 (自民)	前川	清成 (民主)
	大沼	みずほ (自民)	水落	敏栄 (自民)	谷合	正明 (公明)
	中泉	松司 (自民)	宮本	周司 (自民)	水野	賢一 (みん)
	二之湯	武史 (自民)	小見山	幸治 (民主)	仁比	聡平 (共産)

(召集日 現在)

(1) 審議概観

第185回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院提出の1件であり、可決した。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

国会職員の配偶者同行休業に関する法律案は、一般職の国家公務員と同様に、外国で勤務等をする配偶者と生活を共に

することを希望する有為な国会職員の継続的な勤務を促進するため、国会職員について配偶者同行休業の制度を設けるものである。

本法律案は、11月8日に衆議院から提出、14日、本委員会に付託され、15日に全会一致をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成25年10月15日(火) (第1回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、内閣委員長、経済産業委員長、国土交通委員長及び国家基本政策委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、政府開発援助等に関する特別委員会、消費者問題に関する特別委員会、東日本大震災復興特別委員会及び原子力問題特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党10人、民主党・新緑風会5人、公明党2人、みんなの党、日本共産党及び日本維新の会各1人 計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党10人、民主党・新緑風会5人、公明党2人、みんなの党、日本共産党及び日本維新の会各1人 計20人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党17人、民主党・新緑風会9人、公明党及びみんなの党各3人、日本共産党2人、日本維新の会1人 計35人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

自由民主党10人、民主党・新緑風会5人、公明党2人、みんなの党、日本共産党及び日本維新の会各1人 計20人

政府開発援助等に関する特別委員会

自由民主党14人、民主党・新緑風会7人、公明党2人、みんなの党3人、日本共産党、日本維新の会、社会民主党・護憲連合及び新党改革・無所属の会各1人 計30人

消費者問題に関する特別委員会

自由民主党11人、民主党・新緑風会5人、公明党及びみんなの党各2人、日本共産党、

日本維新の会及び社会民主党・護憲連合各1人、生活の党2人 計25人

東日本大震災復興特別委員会

自由民主党19人、民主党・新緑風会10人、公明党及びみんなの党各3人、日本共産党2人、日本維新の会、社会民主党・護憲連合及び新党改革・無所属の会各1人 計40人

原子力問題特別委員会

自由民主党12人、民主党・新緑風会6人、公明党及びみんなの党各2人、日本共産党、日本維新の会及び新党改革・無所属の会各1人 計25人

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党8人、民主党・新緑風会4人、公明党、みんなの党及び日本共産党各1人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、本会議における内閣総理大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 10月17日及び18日

ロ、時 間 自由民主党50分、民主党・新緑風会60分、公明党及びみんなの党各30分、日本共産党20分

ハ、人 数 自由民主党2人、民主党・新緑風会3人、公明党、みんなの党及び日本共産党各1人

ニ、順 序 1 民主党・新緑風会 2 自由民主党 3 公明党 4 みんなの党 5 日本共産党 6 民主党・新緑風会 7 自由民主党 8 民主党・新緑風会

一、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に関する決議案(中曽根弘文君外8名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

一、会期を53日間とすることに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年10月17日(木) (第2回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年10月18日(金) (第3回)

一、裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員、同予備員、皇室会議予備議員、皇室経済会議予備議員、検察官適格審査会委員、同予備委員、日本ユネスコ国内委員会委員、国土審議会委員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の選任について決定した。

一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年10月30日(水) (第4回)

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、検査官の任命同意に関する件について参考人検査官候補者・会計検査院長河戸光彦君から所信を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小見山幸治君(民主)、真山勇一君(みん)、
仁比聡平君(共産)、長谷川岳君(自民)、
河野義博君(公明)、森本真治君(民主)

○平成25年11月5日(火) (第5回)

○万国郵便連合一般規則(二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件、郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件、政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、生活保護法の一部を改正する法律案及び生活困窮者自立支援法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

○平成25年11月6日(水) (第6回)

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、電気事業法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

一、国会議員として在職期間が25年に達した議員田中直紀君を院議をもって表彰することに決定した。

一、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年11月8日(金) (第7回)

一、次の件について世耕内閣官房副長官、後藤田内閣府副大臣、岡田内閣府副大臣、西村内閣府副大臣、上川総務副大臣、奥野法務副大臣、野上国土交通副大臣及び北川環境副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、検査官の任命同意に関する件

ロ、総合科学技術会議議員の任命同意に関する件

ハ、食品安全委員会委員の任命同意に関する件

ニ、特定個人情報保護委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ホ、証券取引等監視委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ヘ、電気通信紛争処理委員会委員の任命同意に関する件

ト、電波監理審議会委員の任命同意に関する件

チ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件

リ、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件

ヌ、運輸審議会委員の任命同意に関する件

ル、運輸安全委員会委員の任命同意に関する件

ヲ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

一、国家安全保障に関する特別委員会を設置し、

委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

自由民主党14人、民主党・新緑風会7人、公明党3人、みんなの党及び日本共産党各2人、日本維新の会及び社会民主党・護憲連合各1人 計30人

一、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党、みんなの党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年11月13日(水) (第8回)

一、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年11月15日(金) (第9回)

一、国会職員の配偶者同行休業に関する法律案(衆第6号)(衆議院提出)を可決した。

(衆第6号)

賛成会派 自民、民主、公明、みんな、共産
反対会派 なし

一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。

一、参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。

一、国立国会図書館職員定員規程の一部改正を承認することに決定した。

一、裁判官弾劾裁判所事務局職員定員規程の一部改正を承認することに決定した。

一、裁判官訴追委員会事務局職員定員規程の一部改正を承認することに決定した。

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年11月20日(水) (第10回)

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、産業競争力強化法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党、公明党、みんなの党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年11月22日(金) (第11回)

一、国家戦略特別区域法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、日本共産党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

○平成25年11月27日(水) (第12回)

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、特定秘密の保護に関する法律案について本

会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党、みんなの党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年12月2日(月) (第13回)

○アルコール健康障害対策基本法案、東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案、がん登録等の推進に関する法律案、農地中間管理事業の推進に関する法律案、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

○平成25年12月4日(水) (第14回)

一、国家安全保障に関する特別委員長提出の委員派遣承認要求について承認することに決定した。

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案及び研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年12月5日(木) (第15回)

一、厚生労働委員長石井みどり君解任決議案(津田弥太郎君外2名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成25年12月6日(金) (第16回)

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、国家安全保障に関する特別委員長中川雅治君問責決議案(福山哲郎君外1名発議)及び国務大臣森まさこ君問責決議案(芝博一君外4名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

一、事務総長の辞任及びその補欠選任について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

懲罰委員会

委員一覧（10名）

委員長	北澤	俊美（民主）	尾辻	秀久（自民）	山口	那津男（公明）
理事	中曾根	弘文（自民）	伊達	忠一（自民）	川田	龍平（みん）
理事	江田	五月（民主）	脇	雅史（自民）		
	井原	巧（自民）	芝	博一（民主）		（25. 11. 6 現在）

（１）審議概観

第185回国会において、本委員会に付託された懲罰事犯の件は１件であり、国会法第122条第３号による30日間の登院停止の懲罰を科すべきものと決定した。

〔懲罰事犯の件の審査〕

議員アントニオ猪木君懲罰事犯の件は、11月８日水落敏栄君外７名から「議員アントニオ猪木君を懲罰に付するの動議」が提出され、同月13日の本会議において可決され、本委員会に付託されたもので

ある。

委員会においては、まず討論において、委員長から、理事会で協議した結果、議員アントニオ猪木君に対し国会法第122条第３号による30日間の登院停止の懲罰を科すべきものとの意見で一致したとの報告があった。次いで採決の結果、全会一致をもって、委員長の報告のとおり、議員アントニオ猪木君に対し国会法第122条第３号による30日間の登院停止の懲罰を科すべきものと決定された。

（２）委員会経過

○平成25年11月６日（水）（第１回）

○理事を選任した。

○平成25年11月21日（木）（第２回）

○議員アントニオ猪木君懲罰事犯の件は、国会法第122条第３号により議員アントニオ猪木君に対し30日間の登院停止の懲罰を科すべきものと議決した。

災害対策特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	竹谷	とし子（公明）	柘植	芳文（自民）	那谷屋	正義（民主）
理事	小坂	憲次（自民）	長峯	誠（自民）	野田	国義（民主）
理事	松下	新平（自民）	羽生田	俊（自民）	吉川	沙織（民主）
理事	牧山	ひろえ（民主）	馬場	成志（自民）	柴田	巧（みん）
理事	西田	実仁（公明）	舞立	昇治（自民）	仁比	聡平（共産）
	磯崎	仁彦（自民）	吉川	ゆうみ（自民）	室井	邦彦（維新）
	高野	光二郎（自民）	小見山	幸治（民主）		（25. 10. 15 現在）

（１）審議概観

第185回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出３件（うち災害対策特別委員長２件）であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願はなかった。

〔法律案の審査〕

東南海・南海、首都直下地震対策

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び首都直下地震対策特別措置法案の両法律案は、一括して議題とされ、首都直下地震対策特別措置法案の目的等について質疑が行われ、討論の後、東南海・南海地震特措法改正案については全会一致をもって、首都直下地震特措法案については多数をもって、それぞれ可決された。

国土強靱化

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法案は、法案の目的、大規模自然災害等に対する脆弱性評価の在り方、防災・減災のための施策の重点化等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

第184回国会閉会後の９月10日、平成25年９月２日の竜巻による被害状況等に関する実情調査のため、視察を行った（埼玉県越谷市）。

第184回国会閉会後の10月９日、前記視察について、視察委員から報告を聴取した。また、平成25年梅雨期からの大雨等による被害状況及びその対応について、古屋内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から報告を聴取した後、質疑を行い、今夏の豪雨の特徴とこれまでの治水対策による被害軽減効果、防災に資する高速道路のミッシングリンク解消の必要性、過疎地の鉄道復旧に対する国の支援の在り方、竜巻の観測・予測体制の強化に向けた取組、竜巻から身を守るための知識の普及の必要性、被災者の公平性の観点から被災者生活再建支援法の市町村単位の適用基準を見直す必要性、初出例となった大雨特別警報の運用状況に対する政府の認識、市街地液状化対策事業における住民負担軽減措置の必要性、被災した農山村の復旧・復興のための査定前着工及び直営施工制度等の活用・充実などの諸問題が取り上げられた。

10月30日、平成25年台風第26号による被害状況等の実情調査のため、東京都（大島町）に委員派遣を行った。

11月1日、前記派遣について、派遣委員から報告を聴取した。また、平成25年台風第26号、第27号及び前線による大雨の被害状況及びその対応について、古屋内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から報告を聴取した後、質疑を行い、特別警報の運用の見直しの必要性、避難勧告・避難指示の発令の在り方、災害がれき処理に対する財政支援の必要性、災害情報伝達手段の多重化及び緊急速報メールの活用促進、米国の災害の事後検証や災害対応の標準化手法を参考にするることについての政府の見解、大雨等の観測体制の充実及び予測精度向上に向けた政府の対応、大島町の復旧復興に向けた防災担当大臣の決意、伊豆大島の砂防ダムの整備状況及び堆積土砂の撤去等に向けた取組などの諸問題が取り上げられた。

11月13日、質疑を行い、市町村長に対する防災研修の必要性、国土強靱化の意義、災害時における避難情報の発令の在り方、地方公共団体における防災体制の現状と課題、フィリピン共和国における台風被害に対する我が国の支援状況、社会資本の維持管理や災害対応を行うロボット技術の開発・導入の必要性、桜島の火山活動による降灰被害に対する国の補助制度見直しの必要性、首都直下地震

に係る防災・減災対策の取組状況などの諸問題が取り上げられた。

11月20日、南海トラフ地震及び首都直下地震に係る地震防災対策について、参考人から意見を聴取した後、各参考人に対し質疑を行い、南海トラフ地震特措法案に対する参考人の評価、災害時における要援護者とその支援者の避難の在り方、迅速な道路啓開のため大規模災害時における放置車両等の私権を制限する必要性、南海トラフ巨大地震及び首都直下地震に備えて日本海側に代替ルートを整備する必要性、首都直下地震の被害軽減に資する住宅の耐震化、市街地の地震対策の強化の必要性、最優先すべき防災・減災対策などの諸課題が取り上げられた。

11月22日、独立行政法人港湾空港技術研究所の実情調査のため、視察を行った。

11月27日、国土強靱化について、参考人から意見を聴取した後、各参考人に対し質疑を行い、災害復旧に資する建設業従事者等の人材確保の在り方、事前復興のまちづくりを推進するための方策、国による支援調整を十分に機能させるための法体系等の在り方、インフラ長寿命化対策に資するPPP・PFIの活用策、国土強靱化法案の成立によって新規事業が優先され社会資本の老朽化対策が後回しとなる懸念、インフラの老朽化対策におけるマネジメントの在り方などの諸問題が取り上げられた。

（２）委員会経過

○平成25年10月9日（水）（第184回国会閉会後第1回）

- 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 理事を選任した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 平成25年9月2日の竜巻による被害状況等に関する件について委員から報告を聴いた。
- 平成25年梅雨期からの大雨等による被害状況及びその対応に関する件について古屋内閣府特命担当大臣から報告を聴いた。
- 今夏の大雨被害における治水対策の効果に関

する件、竜巻に関する知識の普及及び観測体制の強化に関する件、被災者生活再建支援法の運用の見直しに関する件、大雨特別警報の運用状況に関する件、大雨による被災農家の再建支援に関する件等について古屋内閣府特命担当大臣、谷復興副大臣、西村内閣府副大臣、若宮防衛大臣政務官、亀岡内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

青木一彦君（自民）、吉川ゆうみ君（自民）、那谷屋正義君（民主）、西田実仁君（公明）、柴田巧君（みん）、仁比聡平君（共産）、室井邦彦君（維新）

○平成25年10月15日（火）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成25年10月24日（木）（第2回）

○平成25年台風第26号による被害状況等の実情調査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成25年11月1日（金）（第3回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成25年台風第26号、第27号及び前線による大雨の被害状況及びその対応に関する件について古屋内閣府特命担当大臣から報告を聴いた。

○特別警報の運用の見直しに関する件、災害がれき処理への財政支援に関する件、避難勧告等の発令の在り方に関する件、災害情報の伝達手段の多重性に関する件、大島町の復旧・復興への取組に関する件等について古屋内閣府特命担当大臣、井上環境副大臣、西村内閣府副大臣、亀岡内閣府大臣政務官、土井国土交通大臣政務官、中原国土交通大臣政務官、横山農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小坂憲次君（自民）、牧山ひろえ君（民主）、柴田巧君（みん）、西田実仁君（公明）、吉良よし子君（共産）、室井邦彦君（維新）

○平成25年11月13日（水）（第4回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○市町村長に対する防災研修の必要性に関する件、国土強靱化の意義に関する件、災害時における避難情報の発令の在り方に関する件、フィリピン共和国における台風被害に対する我が国の支援の在り方に関する件、防災に資する社会資本の維持管理に関する件、桜島の火山活動による降灰被害対策に関する件、首都直下地震の防災・減災対策の取組状況に関する件等について古屋国務大臣、西村内閣府副大臣、野上国土交通副大臣、木原外務大臣政務官、中原国土交通大臣政務官、亀岡内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

長峯誠君（自民）、西田実仁君（公明）、吉川沙織君（民主）、野田国義君（民主）、柴田巧君（みん）、仁比聡平君（共産）、室井邦彦君（維新）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成25年11月20日（水）（第5回）

○南海トラフ地震及び首都直下地震に係る地震防災対策に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

首都高速道路株式会社代表取締役社長 菅原秀夫君
東京大学大学院情報学環附属総合防災情報研究センター長 田中淳君
焼津市長 中野弘道君

〔質疑者〕

高野光二郎君（自民）、那谷屋正義君（民主）、西田実仁君（公明）、柴田巧君（みん）、田村智子君（共産）、室井邦彦君（維新）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（衆第5号）（衆議院提出）

首都直下地震対策特別措置法案（衆第7号）（衆議院提出）

以上両案について提出者衆議院災害対策特別

委員長坂本剛二君から趣旨説明を聴き、衆議院災害対策特別委員長代理福井照君、同三日月大造君、同小宮山泰子君及び古屋内閣府特命担当大臣に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

田村智子君（共産）

（衆第5号）

賛成会派 自民、民主、公明、みんな、共産、維新

反対会派 なし

（衆第7号）

賛成会派 自民、民主、公明、みんな、維新

反対会派 共産

- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成25年11月27日（水）（第6回）

- 国土強靱化に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

一般財団法人国土技術研究センター国土政策研究所長 大石久和君

明治大学大学院特任教授 中林一樹君

東洋大学経済学部教授兼PPP研究センター長 根本祐二君

〔質疑者〕

馬場成志君（自民）、森本真治君（民主）、

西田実仁君（公明）、柴田巧君（みんな）、

大門実紀史君（共産）、室井邦彦君（維新）

○平成25年12月3日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法案（第183回国会衆第18号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員林幹雄君から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員福井照君から説明を聴き、発議者衆議院議員福井照君、同務台俊介君、同金田勝年君、同石田祝稔君、同二階俊博君、同林幹雄君、古屋国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

大門実紀史君（共産）、西田実仁君（公明）、舞立昇治君（自民）、室井邦彦君（維新）、柴田巧君（みんな）

（第183回国会衆第18号）

賛成会派 自民、公明

反対会派 みんな、共産、維新

欠席会派 民主

なお、附帯決議を行った。

○平成25年12月6日（金）（第8回）

- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成25年10月30日（水）

- 平成25年台風第26号による被害状況等の実情調査

〔派遣地〕

東京都

〔派遣委員〕

竹谷とし子君（公明）、小坂憲次君（自民）、

松下新平君（自民）、牧山ひろえ君（民主）、

西田実仁君（公明）、柴田巧君（みんな）、

吉良よし子君（共産）、室井邦彦君（維新）

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	林 久美子（民主）	鴻池 祥肇（自民）	直嶋 正行（民主）
理事	島尻 安伊子（自民）	野村 哲郎（自民）	藤本 祐司（民主）
理事	二之湯 智（自民）	長谷川 岳（自民）	横山 信一（公明）
理事	藤末 健三（民主）	橋本 聖子（自民）	江口 克彦（みん）
理事	河野 義博（公明）	丸川 珠代（自民）	紙 智子（共産）
	石田 昌宏（自民）	三宅 伸吾（自民）	儀間 光男（維新）
	江島 潔（自民）	尾立 源幸（民主）	(25. 10. 15 現在)

（１）審議概観

第185回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなかった。

また、本特別委員会付託の請願 1 種類 1 件を採択した。

〔国政調査〕

11月29日、沖縄及び北方問題に関しての諸施策について、山本内閣府特命担当大臣及び岸田外務大臣から発言があった。

（２）委員会経過

○平成25年10月15日（火）（第 1 回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成25年11月29日（金）（第 2 回）

- 沖縄及び北方問題に関しての諸施策に関する件について山本内閣府特命担当大臣及び岸田外務大臣から発言があった。

○平成25年12月 6 日（金）（第 3 回）

- 請願第539号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。
- 沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧 (35名)

委員長	前田 武志 (民主)	北川イッセイ (自民)	羽田 雄一郎 (民主)
理事	岩井 茂樹 (自民)	山東 昭子 (自民)	安井 美沙子 (民主)
理事	溝手 顕正 (自民)	武見 敬三 (自民)	吉川 沙織 (民主)
理事	山本 順三 (自民)	中川 雅治 (自民)	荒木 清寛 (公明)
理事	渡辺 猛之 (自民)	中原 八一 (自民)	杉 久武 (公明)
理事	足立 信也 (民主)	丸山 和也 (自民)	小野 次郎 (みん)
理事	難波 奨二 (民主)	宮沢 洋一 (自民)	行田 邦子 (みん)
理事	長沢 広明 (公明)	森屋 宏 (自民)	中西 健治 (みん)
	井原 巧 (自民)	山下 雄平 (自民)	井上 哲士 (共産)
	石井 正弘 (自民)	相原 久美子 (民主)	吉良 よし子 (共産)
	磯崎 陽輔 (自民)	江田 五月 (民主)	室井 邦彦 (維新)
	大野 泰正 (自民)	芝 博一 (民主)	(25. 10. 15 現在)

(1) 審議概観

第185回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出1件であり、可決した。

また、本特別委員会付託の請願1種類1件は、保留とした。

〔法律案の審査〕

公職選挙法の一部を改正する法律案は、都道府県の議会の議員の選挙区について、郡の存在意義が大きく変質している現状等に鑑み、一定の要件の下で、市町村を単位として条例で選挙区を定めることができるようにするとともに、指定都市の区域においては、2以上の区域に分けた区域を選挙区の単位としようとするものである。

委員会においては、都道府県議会議員選挙の望ましい選挙区設定の在り方、公正な選挙区の区割り実現の必要性、選挙区改定に併せて議員定数削減が促進されることへの危惧、町村部の地域代表を選出できなくなることによる投票率低下の懸念等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

〔国政調査〕

11月22日、第23回参議院議員通常選挙の執行状況及び選挙違反取締状況に関する件について新藤総務大臣及び政府参考人から報告を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成25年10月15日(火) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成25年11月22日(金) (第2回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○第23回参議院議員通常選挙の執行状況及び選

挙違反取締状況に関する件について新藤総務大臣及び政府参考人から報告を聴いた。

○公職選挙法の一部を改正する法律案(第183回国会衆第41号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員小此木八郎君から趣旨説明を

聴いた。

○平成25年11月27日(水) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公職選挙法の一部を改正する法律案(第183回国会衆第41号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員うえの賢一郎君、同北側一雄君、同大口善徳君、関口総務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

足立信也君(民主)、行田邦子君(みんな)、
吉良よし子君(共産)、室井邦彦君(維新)
(第183回国会衆第41号)
賛成会派 自民、民主、公明、みんな、維新
反対会派 共産

○平成25年12月6日(金) (第4回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 請願第731号を審査した。
- 政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	小泉 昭男（自民）	北村 経夫（自民）	白 眞勲（民主）
理事	石井 浩郎（自民）	末松 信介（自民）	柳田 稔（民主）
理事	山谷 えり子（自民）	二之湯 武史（自民）	矢倉 克夫（公明）
理事	藤田 幸久（民主）	堀井 巖（自民）	井上 義行（みん）
理事	石川 博崇（公明）	三原 じゅん子（自民）	山下 芳生（共産）
	赤池 誠章（自民）	有田 芳生（民主）	中山 恭子（維新）
	衛藤 晟一（自民）	長浜 博行（民主）	(25. 10. 15 現在)

（１）審議概観

第185回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

安倍内閣総理大臣は、所信表明演説において、拉致問題については、安倍内閣で全面解決に向けて全力を尽くすことを表明した。

11月11日、北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査のため福井県若狭町及び小浜市において視察を行い、福井県、小浜市、福井県警察本部等の関係者から、拉致問題に関する県・市の取組等につい

て説明を聴取し質疑を行うとともに、地村保志さん、富貴恵さん御夫妻の拉致現場等の実地調査を行った。次いで、特定失踪者の御家族等の関係者から、特定失踪者の失踪状況、問題の早期解決への取組、問題の風化を防ぐこと等について意見を聴取するとともに、地村保志さん、富貴恵さん御夫妻と懇談を行い、現在の御家族の生活と将来の見通し、帰国者の支援等について意見を聴取した。

12月6日、上記視察について視察委員から報告を聴取した。

（２）委員会経過

○平成25年10月15日（火）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成25年12月6日（金）（第2回）

- 北朝鮮による拉致問題等に関する件について委員から報告を聴いた。
- 北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

政府開発援助等に関する特別委員会

委員一覧 (30名)

委員長	岸	宏一 (自民)	大沼	みずほ (自民)	西村	まさみ (民主)
理事	木村	義雄 (自民)	島村	大 (自民)	柳澤	光美 (民主)
理事	中西	祐介 (自民)	伊達	忠一 (自民)	平木	大作 (公明)
理事	松山	政司 (自民)	高橋	克法 (自民)	中西	健治 (みん)
理事	石橋	通宏 (民主)	中曽根	弘文 (自民)	松田	公太 (みん)
理事	大野	元裕 (民主)	藤川	政人 (自民)	山田	太郎 (みん)
理事	谷合	正明 (公明)	水落	敏栄 (自民)	辰巳	孝太郎 (共産)
	赤石	清美 (自民)	大久保	勉 (民主)	アントニオ猪木	(維新)
	石井	準一 (自民)	斎藤	嘉隆 (民主)	又市	征治 (社民)
	大家	敏志 (自民)	津田	弥太郎 (民主)	浜田	和幸 (改革)

(25. 10. 15 現在)

(1) 審議概観

第185回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

11月20日、参議院政府開発援助調査に関する件を議題とし、平成25年度政府開発援助調査派遣団の参加議員からの意見表明を踏まえ、援助分野での中国の脅威に対する各訪問国における認識及び中国を始めとする新興国との協力による第三国支援の可能性、青年海外協力隊等に関わる国際協力人材の育成・確保の取組や活動中の支援・帰国後の処遇の在り方、保健・防災等人間の安全保障分野に係るODA予算の充実の必要性、ゴマなど国

際的に付加価値の高い農産物生産を支援するJICAの戦略的プロジェクトの必要性、ガーナにおける離乳期の栄養強化食品事業等の実施による乳幼児・新生児の死亡率の低下状況、ミャンマーにおける少数民族地域の和平や人道支援に対する日本の取組の在り方、途上国で日本企業が活動する際の相手国行政機関に対する関税システムなどのソフト面支援の位置付け、ODAの優先国を最貧国16か国としたフランスの援助政策と援助の主眼を飢餓・貧困に置くべきとの考え方に対する政府及び派遣団の認識等について意見交換を行った。

(2) 委員会経過

○平成25年10月15日(火) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成25年11月20日(水) (第2回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○参議院政府開発援助調査に関する件について意見の交換を行った。

○平成25年12月6日(金) (第3回)

○政府開発援助等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

消費者問題に関する特別委員会

委員一覧 (25名)

委員長	寺田	典城 (みん)	金子	原二郎 (自民)	佐々木さやか (公明)
理事	青木	一彦 (自民)	島田	三郎 (自民)	山田 太郎 (みん)
理事	猪口	邦子 (自民)	西田	昌司 (自民)	大門 実紀史 (共産)
理事	鶴保	庸介 (自民)	三木	亨 (自民)	清水 貴之 (維新)
理事	金子	洋一 (民主)	山田	修路 (自民)	福島 みずほ (社民)
理事	魚住	裕一郎 (公明)	江崎	孝 (民主)	主濱 了 (生活)
	石井	みどり (自民)	加藤	敏幸 (民主)	谷 亮子 (生活)
	尾辻	秀久 (自民)	斎藤	嘉隆 (民主)	
	太田	房江 (自民)	森本	真治 (民主)	

(25. 10. 15 現在)

(1) 審議概観

第185回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

〔法律案の審査〕

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自らその回復を図ることには困難を伴う場合があることに鑑み、その財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を進行することができることとするものである。なお、衆議院において、特定適格消費者団体が権限を濫用して事業活動に不当な影響を及ぼさないようにするための方策、特定適格消費者団体に対する支援の在り方並びに共通義務確認の訴えを提起することができる請求及び損害の範囲等の規定の検討、この法律が適用されない請求についての裁判外紛争解決手続の利用促進並びに本法律の周知に関する規定の附則への追加

等を内容とする修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、本制度を二段階訴訟とする意義、対象消費者への通知・公告の在り方、本制度における濫訴の懸念、適格消費者団体に対する支援の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

〔国政調査〕

10月30日、消費者安全法第13条第4項の規定に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果について森内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

11月6日、「消費者安心戦略」策定の趣旨及び内容、食品表示法に基づく食品表示基準の検討状況、国民生活センターの今後の在り方、消費者委員会の建議に対する消費者庁の対応、秋田書店の景品表示法違反に対する消費者庁の見解、ホテルのメニュー表示問題等に係る消費者庁の対応、消費者安全調査委員会の調査体制の在り方、物価動向の調査に係る消費者庁の取組等の諸問題について質疑を

行った。

(2) 委員会経過

○平成25年10月15日(火) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成25年10月30日(水) (第2回)

- 消費者安全法第13条第4項の規定に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告に関する件について森内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

○平成25年11月6日(水) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 「消費者安心戦略」策定の趣旨及び内容に関する件、食品表示法に基づく食品表示基準の検討状況に関する件、国民生活センターの今後の在り方に関する件、消費者委員会の建議に対する消費者庁の対応に関する件、秋田書店の景品表示法違反に関する件、ホテルのメニュー表示問題等に係る消費者庁の対応に関する件、消費者安全調査委員会の調査体制に関する件、物価動向の調査に係る消費者庁の取組に関する件等について森内閣府特命担当大臣、西村内閣府副大臣、福岡内閣府大臣政務官、田中経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行企画局長内田眞一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

島田三郎君(自民)、金子洋一君(民主)、
魚住裕一郎君(公明)、山田太郎君(みん)、
大門実紀史君(共産)、清水貴之君(維新)、
福島みずほ君(社民)、主濱了君(生活)

○平成25年11月27日(水) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案(第183回国会閣法第60号)(衆議院送付)について森内閣府特命担当大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員郡和子君から説明を聴いた後、同君、

森内閣府特命担当大臣、岡田内閣府副大臣、福岡内閣府大臣政務官、上野文部科学大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

猪口邦子君(自民)、金子洋一君(民主)、
斎藤嘉隆君(民主)、佐々木さやか君(公明)、
山田太郎君(みん)、清水貴之君(維新)、
大門実紀史君(共産)、福島みずほ君(社民)、
主濱了君(生活)

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成25年11月29日(金) (第5回)

- 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案(第183回国会閣法第60号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

特定非営利活動法人消費者機構日本専務理事 磯辺浩一君
一般社団法人日本経済団体連合会経済法規委員会消費者法部会長 土屋達朗君
慶應義塾大学大学院法務研究科教授兼法学部教授 三木浩一君

〔質疑者〕

太田房江君(自民)、金子洋一君(民主)、
魚住裕一郎君(公明)、和田政宗君(みん)、
大門実紀史君(共産)、清水貴之君(維新)、
福島みずほ君(社民)、谷亮子君(生活)

○平成25年12月3日(火) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案(第183回国会閣法第60号)(衆議院送付)について森内閣府特命担当大臣、岡田内閣府副大臣、福岡内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し

質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

江崎孝君（民主）、山田太郎君（みん）、
大門実紀史君（共産）、清水貴之君（維新）、
福島みずほ君（社民）、主濱了君（生活）

（第183回国会閣法第60号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、共産、
維新、社民、生活

反対会派 なし

○平成25年12月6日（金）（第7回）

- 消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

東日本大震災復興特別委員会

委員一覧（40名）

委員長	蓮 舫（民主）	佐藤 信秋（自民）	櫻井 充（民主）
理事	熊谷 大（自民）	佐藤 正久（自民）	田城 郁（民主）
理事	佐藤 ゆかり（自民）	豊田 俊郎（自民）	藤田 幸久（民主）
理事	高階 恵美子（自民）	中泉 松司（自民）	浜田 昌良（公明）
理事	脇 雅史（自民）	堀内 恒夫（自民）	山本 香苗（公明）
理事	磯崎 哲史（民主）	宮本 周司（自民）	山口 和之（みん）
理事	増子 輝彦（民主）	山崎 力（自民）	和田 政宗（共産）
理事	若松 謙維（公明）	山田 俊男（自民）	紙 智子（共産）
理事	川田 龍平（みん）	吉田 博美（自民）	田村 智子（共産）
	有村 治子（自民）	渡邊 美樹（自民）	中野 正志（維新）
	岩城 光英（自民）	小川 勝也（民主）	吉田 忠智（社民）
	上野 通子（自民）	神本 美恵子（民主）	平野 達男（改革）
	片山 さつき（自民）	小西 洋之（民主）	
	上月 良祐（自民）	小林 正夫（民主）	

（25. 10. 15 現在）

（１）審議概観

第185回国会において本特別委員会に付託された法律案はなく、付託された請願5種類63件は、いずれも保留とした。

〔国政調査〕

12月4日、質疑を行い、今後の復旧復興に向けた復興大臣の決意、国土交通省及び復興庁による今後の液状化対策、避難者受入自治体における被災者支援事業を継続させるための財政支援の必要性、原発事故被害者の生活再建が可能となるような賠償を実施する必要性、復興支援型地域社会雇用創造事業の実施状況及び同事業を継続する必要性、復興特区法に

基づく新規立地促進税制の更なる活用促進策、復興事業用地の迅速取得のための特例制度の創設、被災者の意見を反映させるための常設機関の創設、宮城県における国民健康保険加入被災者の医療費窓口負担免除継続の必要性、被災地における医療及び介護費用減免制度の復活、復興財源確保に向けた復興大臣の決意、福島第一原発事故避難者の公営住宅への入居の円滑化及び住居費の激変緩和策、防災集団移転促進事業を土地収用法の対象事業とすることに関する認識などの諸問題が取り上げられた。

（２）委員会経過

○平成25年10月15日（火）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成25年12月4日（水）（第2回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○東日本大震災復興の総合的対策に関する件に

ついて根本復興大臣、下村文部科学大臣、石原環境大臣、赤羽経済産業副大臣、高木国土交通副大臣、関口総務副大臣、井上環境副大臣、愛知復興副大臣、浜田復興副大臣、磯崎経済産業大臣政務官、小泉復興大臣政務官、

富岡文部科学大臣政務官、横山農林水産大臣政務官、赤石厚生労働大臣政務官、中原国土交通大臣政務官、葉梨財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、中泉松司君（自民）、
若松謙維君（公明）、山本香苗君（公明）、
藤田幸久君（民主）、小林正夫君（民主）、
川田龍平君（みん）、和田政宗君（みん）、
紙智子君（共産）、中野正志君（維新）、
吉田忠智君（社民）、平野達男君（改革）

○平成25年12月6日（金）（第3回）

- 請願第277号外62件を審査した。
- 東日本大震災復興の総合的対策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

原子力問題特別委員会

委員一覧 (25名)

委員長	藤井	基之 (自民)	滝波	宏文 (自民)	水岡	俊一 (民主)
理事	宇都	隆史 (自民)	塚田	一郎 (自民)	新妻	秀規 (公明)
理事	古川	俊治 (自民)	堂故	茂 (自民)	川田	龍平 (みん)
理事	若林	健太 (自民)	松村	祥史 (自民)	松田	公太 (みん)
理事	田中	直紀 (民主)	柳本	卓治 (自民)	井上	哲士 (共産)
理事	秋野	公造 (公明)	大島	九州男 (民主)	中野	正志 (維新)
	古賀	友一郎 (自民)	徳永	エリ (民主)	荒井	広幸 (改革)
	酒井	庸行 (自民)	浜野	喜史 (民主)		
	滝沢	求 (自民)	福山	哲郎 (民主)		

(25. 10. 15 現在)

(1) 審議概観

第185回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

11月20日、原子力規制委員会の活動状況について田中原子力規制委員会委員長から説明を聴いた後、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働問題、原子力発電所の新規制基準の適合性審査の在り方、原発事故被災者の避難指示解除の在り方、

原子力災害時の緊急被ばく医療体制、東京電力福島第一原子力発電所4号機の燃料取り出しの安全確保、原子力規制委員会における新規制基準の適合性審査の期間短縮、東京電力福島第一原子力発電所の原子炉等の安定的な冷却への取組、東京電力福島第一原子力発電所の汚染水対策、放射線高線量地域からの避難者への支援の在り方等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成25年10月15日(火) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成25年11月20日(水) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 原子力規制委員会の活動状況に関する件について田中原子力規制委員会委員長から説明を聴いた後、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働問題に関する件、原子力発電所の新規制基準の適合性審査の在り方に関する件、原発事故被災者の避難指示解除の在り方に関する件、原子力災害時の緊急被ばく医療体制に関する件、東京電力福島第一原子力発電所4

号機の燃料取り出しの安全確保に関する件、原子力規制委員会における新規制基準の適合性審査の期間短縮に関する件、東京電力福島第一原子力発電所の原子炉等の安定的な冷却への取組に関する件、東京電力福島第一原子力発電所の汚染水対策に関する件、放射線高線量地域からの避難者への支援の在り方に関する件等について井上環境副大臣、磯崎経済産業大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直己君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田中直紀君（民主）、滝波宏文君（自民）、
酒井庸行君（自民）、秋野公造君（公明）、
新妻秀規君（公明）、中野正志君（維新）、
松田公太君（みん）、井上哲士君（共産）、
荒井広幸君（改革）

○平成25年12月6日（金）（第3回）

- 原子力問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

国家安全保障に関する特別委員会

委員一覧 (30名)

委員長	中川	雅治 (自民)	江島	潔 (自民)	藤田	幸久 (民主)
理事	佐藤	正久 (自民)	北村	経夫 (自民)	牧山	ひろえ (民主)
理事	島尻	安伊子 (自民)	上月	良祐 (自民)	矢倉	克夫 (公明)
理事	西田	昌司 (自民)	佐藤	ゆかり (自民)	山本	香苗 (公明)
理事	芝	博一 (民主)	二之湯	武史 (自民)	小野	次郎 (みん)
理事	福山	哲郎 (民主)	松山	政司 (自民)	真山	勇一 (みん)
理事	石川	博崇 (公明)	三宅	伸吾 (自民)	仁比	聡平 (共産)
	猪口	邦子 (自民)	大野	元裕 (民主)	山下	芳生 (共産)
	岩井	茂樹 (自民)	神本	美恵子 (民主)	中山	恭子 (維新)
	宇都	隆史 (自民)	白	眞勲 (民主)	福島	みずほ (社民)

(25. 11. 8 現在)

(1) 審議概観

第185回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願8種類57件は、いずれも審査未了となった。

〔法律案の審査〕

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案は、現行の安全保障会議の審議体制等を見直し、もって我が国の国家安全保障に関する機能等を強化するため、安全保障会議の名称を国家安全保障会議に改め、その審議事項を国家安全保障に関する重要事項に拡充し、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等の一定の事項について内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官により審議を行うことができることとするほか、内閣官房に国家安全保障局を設置すること等について定めるものである。なお、衆議院において、会議に諮ることとされている事項のうち、武力攻撃事態等及び周辺事態への対処、自衛隊の活動、国防並びに重大緊急事態への対処に関す

る重要事項は、「内閣総理大臣が必要と認めるもの」について会議に諮らなければならないものとする、会議は、必要があると認めるときは、内閣官房長官及び関係行政機関の長に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力をするよう求めることができるものとしていたが、これを改め、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならないものとするを内容とする修正が行われた。

委員会においては、安倍内閣総理大臣、菅内閣官房長官及び修正案提出者等に対して質疑を行ったほか、参考人からの意見を聴取した。

委員会の質疑においては、国家安全保障会議創設の意義、四大臣会合及び緊急事態大臣会合の設置の理由、九大臣会合と文民統制機能の維持、国家安全保障会議への各省庁の情報提供、内閣官房の危機管理に関する体制の在り方、国家安全

保障局の体制、国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官の役割と国家安全保障局長との関係、国家安全保障会議の議事録作成の必要性、政府の情報収集・分析機能の強化、本法律案と特定秘密保護法案との関係等について議論が行われた。本法律案は、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

特定秘密の保護に関する法律案は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めようとするものである。なお、衆議院において、特定秘密を指定することができる行政機関の限定に関する規定を設けること、指定の有効期間の延長の上限に関する規定を設けること、国立公文書館等への移管に関する規定を設けること、内閣総理大臣が作成する基準は、

閣議の決定を求めなければならないものとする、特定秘密の指定等の状況についての国会への報告等の規定を設けること、附則において、特定秘密の指定等の適正を確保するために、新たな機関の設置等について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策について、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする、等を内容とする修正が行われた。

委員会においては、安倍内閣総理大臣、森国務大臣及び修正案提出者等に対して質疑を行ったほか、参考人からの意見を聴取するとともに、埼玉県に委員を派遣しての地方公聴会を行った。

委員会の質疑においては、現行の秘密保護法制との関係、特定秘密の指定及び解除の適正の確保、適性評価の具体的な運用方法、国民の知る権利の保障との関係、国会等に対する特定秘密の提供の在り方等について議論が行われた。質疑終局の動議によって本法案の質疑を終局した後、本法律案は、多数をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成25年11月8日(金) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成25年11月13日(水) (第2回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第75号)(衆議院送付)

について菅内閣官房長官から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員後藤祐一君から説明を聴いた後、同君、菅内閣官房長官、古屋国家公安委員会

委員長、岸田外務大臣、森国務大臣、小野寺防衛大臣、世耕内閣官房副長官、後藤田内閣府副大臣、岡田内閣府副大臣、磯崎経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

大野元裕君(民主)、小野次郎君(みんな)、井上哲士君(共産)、中山恭子君(維新)、佐藤正久君(自民)、岩井茂樹君(自民)、石川博崇君(公明)、福島みずほ君(社民)

○平成25年11月18日(月) (第3回)

○安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第75号)(衆議院送付)

について菅内閣官房長官、森国務大臣、小野寺防衛大臣、岸田外務大臣、世耕内閣官房副長官、岡田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

白眞勲君(民主)、藤田幸久君(民主)、真山勇一君(みんな)、中山恭子君(維新)、佐藤ゆかり君(自民)、山本香苗君(公明)、井上哲士君(共産)、福島みずほ君(社民)、主濱了君(生活、委員外議員)

○平成25年11月19日(火) (第4回)

○安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第75号)(衆議院送付)

について菅内閣官房長官、森国務大臣、小野寺防衛大臣、古屋国家公安委員会委員長、岸田外務大臣、世耕内閣官房副長官、三ッ矢外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

二之湯武史君(自民)、猪口邦子君(自民)、河野義博君(公明)、中山恭子君(維新)、神本美恵子君(民主)、牧山ひろえ君(民主)、寺田典城君(みんな)、井上哲士君(共産)、福島みずほ君(社民)

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成25年11月20日(水) (第5回)

○安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第75号)(衆議院送付)

について修正案提出者衆議院議員後藤祐一君、安倍内閣総理大臣、岸田外務大臣、小野寺防衛大臣、森国務大臣、谷垣法務大臣、菅内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

・質疑(内閣総理大臣出席)

〔質疑者〕

島尻安伊子君(自民)、福山哲郎君(民主)、山本香苗君(公明)、小野次郎君(みんな)、仁比聡平君(共産)、中山恭子君(維新)、

福島みずほ君(社民)

・質疑

〔質疑者〕

藤末健三君(民主)、和田政宗君(みんな)、仁比聡平君(共産)、中山恭子君(維新)、福島みずほ君(社民)

○平成25年11月21日(木) (第6回)

○安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第75号)(衆議院送付)

について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

日本経済研究センター・グローバル研究室長 春原剛君

弁護士

東海大学実務法学研究科教授 落合洋司君
元毎日新聞政治部記者 西山太吉君

〔質疑者〕

北村経夫君(自民)、大野元裕君(民主)、矢倉克夫君(公明)、真山勇一君(みんな)、山下芳生君(共産)、中山恭子君(維新)、吉田忠智君(社民)

○平成25年11月22日(金) (第7回)

○安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第75号)(衆議院送付)

について菅内閣官房長官、森国務大臣、岸田外務大臣、小野寺防衛大臣、奥野法務副大臣、岡田内閣府副大臣、小松内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

三宅伸吾君(自民)、大野元裕君(民主)、矢倉克夫君(公明)、小野次郎君(みんな)、中山恭子君(維新)、福島みずほ君(社民)、浜田和幸君(改革、委員外議員)、主濱了君(生活、委員外議員)

○平成25年11月25日(月) (第8回)

○安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第75号)(衆議院送付)

について岸田外務大臣、小野寺防衛大臣、菅内閣官房長官、森国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

福山哲郎君（民主）、石川博崇君（公明）、
真山勇一君（みん）、井上哲士君（共産）、
中山恭子君（維新）、福島みずほ君（社民）
（第183回国会閣法第75号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、維新
反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成25年11月28日（木）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○特定秘密の保護に関する法律案（閣法第9号）

（衆議院送付）について森国務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員中谷元君から説明を聴いた後、同中谷元君、同桜内文城君、森国務大臣、小野寺防衛大臣、岸田外務大臣、岡田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、福山哲郎君（民主）、
大野元裕君（民主）、矢倉克夫君（公明）、
小野次郎君（みん）、井上哲士君（共産）、
東徹君（維新）、福島みずほ君（社民）

○平成25年11月29日（金）（第10回）

○理事の補欠選任を行った。

○特定秘密の保護に関する法律案（閣法第9号）

（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員中谷元君、同桜内文城君、同大口善徳君、同畠中光成君、森国務大臣、岸田外務大臣、菅内閣官房長官、谷垣法務大臣、小野寺防衛大臣、岡田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宇都隆史君（自民）、福山哲郎君（民主）、
大野元裕君（民主）、佐々木さやか君（公明）、
真山勇一君（みん）、井上哲士君（共産）、
仁比聡平君（共産）、室井邦彦君（維新）、
福島みずほ君（社民）

○平成25年12月2日（月）（第11回）

○特定秘密の保護に関する法律案（閣法第9号）

（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員桜内文城君、同中谷元君、同山田宏君、同畠中光成君、同大口善徳君、菅内閣官房長

官、森国務大臣、岸田外務大臣、小野寺防衛大臣、古屋国家公安委員会委員長、谷垣法務大臣、新藤総務大臣、岡田内閣府副大臣、後藤田内閣府副大臣、赤羽経済産業副大臣、土屋厚生労働副大臣、野上国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤田幸久君（民主）、大野元裕君（民主）、
牧山ひろえ君（民主）、山田太郎君（みん）、
井上哲士君（共産）、仁比聡平君（共産）、
福島みずほ君（社民）、清水貴之君（維新）、
荒木清寛君（公明）、主演了君（生活、委員外議員）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成25年12月3日（火）（第12回）

○特定秘密の保護に関する法律案（閣法第9号）

（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東邦銀行相談役

元全国地方銀行協会会長 瀬谷俊雄君

弁護士

日本弁護士連合会秘密保全法制対策本部本部長代行 江藤洋一君

新聞記者

日本新聞労働組合連合中央執行委員長 日比野敏陽君

〔質疑者〕

江島潔君（自民）、白眞勲君（民主）、新妻秀規君（公明）、小野次郎君（みん）、
山下芳生君（共産）、中野正志君（維新）、
福島みずほ君（社民）

また、同法律案の審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成25年12月4日（水）（第13回）

○特定秘密の保護に関する法律案（閣法第9号）

（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員大口善徳君、同桜内文城君、安倍内閣総理大臣及び森国務大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、福山哲郎君（民主）、

石川博崇君（公明）、小野次郎君（みん）、
井上哲士君（共産）、藤巻健史君（維新）、
福島みずほ君（社民）

○平成25年12月5日（木）（第14回）

- 特定秘密の保護に関する法律案（閣法第9号）
（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員中谷元君、同畠中光成君、森国務大臣、菅内閣官房長官、小野寺防衛大臣、古屋国家公安委員会委員長、岸田外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

白眞勲君（民主）、神本美恵子君（民主）、
和田政宗君（みん）、仁比聡平君（共産）、
室井邦彦君（維新）、福島みずほ君（社民）、
宇都隆史君（自民）

（閣法第9号）

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

欠席会派 みん、維新

委員派遣

○平成25年12月4日（水）

（地方公聴会）

- 特定秘密の保護に関する法律案（閣法第9号）
の審査に資するため、現地において意見を聴取する。

〔派遣地〕

埼玉県

〔派遣委員〕

中川雅治君（自民）、佐藤正久君（自民）、
島尻安伊子君（自民）、西田昌司君（自民）、
石川博崇君（公明）、北村経夫君（自民）、
矢倉克夫君（公明）、大門実紀史君（共産）

〔公述人〕

前陸上自衛隊化学学校長 川上幸則君
株式会社ラック理事サイバーセキュリ
ティー研究所所長 伊東寛君
埼玉弁護士会元副会長 山崎徹君

2 調査会審議経過

国の統治機構に関する調査会

委員一覧（25名）

会 長	武見 敬三（自民）	井原 巧（自民）	徳永 エリ（民主）
理 事	岡田 直樹（自民）	衛藤 晟一（自民）	森本 真治（民主）
理 事	片山 さつき（自民）	古賀 友一郎（自民）	吉川 沙織（民主）
理 事	宮沢 洋一（自民）	酒井 庸行（自民）	杉 久武（公明）
理 事	風間 直樹（民主）	高階 恵美子（自民）	江口 克彦（みん）
理 事	谷合 正明（公明）	柘植 芳文（自民）	東 徹（維新）
理 事	井上 義行（みん）	堀井 巖（自民）	浜田 和幸（改革）
理 事	倉林 明子（共産）	江田 五月（民主）	
	有村 治子（自民）	尾立 源幸（民主）	

（25. 11. 6 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、立法府、行政府等国の統治機構の在り方及び国と地方との関係に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第184回国会の平成25年8月7日に設置された。

今国会においては、理事会等で協議を行った結果、3年間の調査テーマを「時代の変化に対応した国の統治機構の在り方」とし、当面「議院内閣制における内閣の在り方」について調査を進めることを決定した。

11月27日、議院内閣制の現代的課題について、参考人明治大学法科大学院教授

高橋和之君及び駿河台大学法科大学院教授兼法学部教授成田憲彦君から意見を聴取した後、質疑を行った。

〔調査の概要〕

11月27日の調査会では、参考人から議院内閣制の現代的課題について、①国民が議員選挙を通じて首相と政策を選択する国民内閣制モデルの提言、②議会運営に権限のない内閣及びその内閣を統制する「強い議会」という我が国の議院内閣制の特徴等についての意見を聴取し、質疑を行った。

（2）調査会経過

○平成25年11月6日（水）（第1回）

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 調査項目の選定について会長から報告があった。
- 国の統治機構等に関する調査のため必要に応じて参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成25年11月27日（水）（第2回）

- 「時代の変化に対応した国の統治機構の在り方」のうち、議院内閣制における内閣の在り方（議院内閣制の現代的課題）について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

明治大学法科大学院教授 高橋和之君
駿河台大学法科大学院教授兼法学部教授
成田憲彦君

〔質疑者〕

片山さつき君（自民）、風間直樹君（民主）、
谷合正明君（公明）、井上義行君（みん）、
倉林明子君（共産）、東徹君（維新）、浜
田和幸君（改革）、堀井巖君（自民）、石
上俊雄君（民主）、古賀友一郎君（自民）

○平成25年12月6日（金）（第3回）

- 国の統治機構等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会

委員一覧 (25名)

会 長	鴻池 祥肇 (自民)	舞立 昇治 (自民)	広田 一 (民主)
理 事	西田 昌司 (自民)	松山 政司 (自民)	藤末 健三 (民主)
理 事	松村 祥史 (自民)	宮本 周司 (自民)	河野 義博 (公明)
理 事	山田 俊男 (自民)	山本 順三 (自民)	杉 久武 (公明)
理 事	江崎 孝 (民主)	吉川 ゆうみ (自民)	寺田 典城 (みん)
理 事	山田 太郎 (みん)	渡邊 美樹 (自民)	藤巻 健史 (維新)
理 事	辰巳 孝太郎 (共産)	石上 俊雄 (民主)	吉田 忠智 (社民)
	高野 光二郎 (自民)	大塚 耕平 (民主)	
	鶴保 庸介 (自民)	田城 郁 (民主)	

(25. 11. 20 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国政の基本的事項のうち、国民生活の安定及び向上の観点からデフレ脱却及び財政再建に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成25年8月7日（第184回国会）に設置され、3年間にわたる調査活動を開始した。

今国会においては、理事会等で協議を行った結果、3年間の調査項目を「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」とすることを決定した。

11月20日の調査会では、会長から調査項目の決定について報告があった後、デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について、帝京大学短期大学現代ビジネス学科教授青木泰樹君及び慶應義塾大学経済学部教授駒村康平君の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

〔調査の概要〕

11月20日の調査会では、参考人から、財政問題の基本構造、経済学説の多様性と主な学説の財政観、財政再建策、国債に関する問題の解決策、経済政策等に対する国民意識の変化と世代間の認識のギャップ、デフレの継続と年金財政上の課題等について意見が述べられた。その後、国債発行と税負担等の国民負担率引上げによる積極的財政出動の必要性、医療・介護等の新たな需要がある分野に企業が投資することの重要性、持続的な社会保障を可能にするための制度設計の在り方、デフレと経済成長に対する認識、ハイパーインフレの防止と民間保有国債の日銀移替えを両立させることの難しさ、賃金を引き上げるための方策等について質疑を行った。

(2) 調査会経過

○平成25年11月20日(水) (第1回)

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 調査項目の選定について会長から報告があった。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

帝京大学短期大学現代ビジネス学科教授

青木泰樹君

慶應義塾大学経済学部教授 駒村康平君

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、藤末健三君（民主）、

河野義博君（公明）、寺田典城君（みん）、

藤巻健史君（維新）、吉田忠智君（社民）、

渡邊美樹君（自民）、石上俊雄君（民主）、

大塚耕平君（民主）、山田俊男君（自民）

○平成25年12月6日（金）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

3 憲法審査会

委員一覧（45名）

会長	小坂 憲次（自民）	木村 義雄（自民）	斎藤 嘉隆（民主）
幹事	赤池 誠章（自民）	北村 経夫（自民）	櫻井 充（民主）
幹事	大家 敏志（自民）	熊谷 大（自民）	林 久美子（民主）
幹事	佐藤 正久（自民）	上月 良祐（自民）	広田 一（民主）
幹事	中川 雅治（自民）	滝波 宏文（自民）	藤末 健三（民主）
幹事	丸川 珠代（自民）	堂故 茂（自民）	石川 博崇（公明）
幹事	小西 洋之（民主）	豊田 俊郎（自民）	魚住 裕一郎（公明）
幹事	白 眞勲（民主）	中曽根 弘文（自民）	佐々木 さやか（公明）
幹事	西田 実仁（公明）	中西 祐介（自民）	山田 太郎（みんな）
幹事	松田 公太（みんな）	柳本 卓治（自民）	和田 政宗（みんな）
幹事	仁比 聡平（共産）	山下 雄平（自民）	吉良 よし子（共産）
	石井 正弘（自民）	足立 信也（民主）	東 徹（維新）
	石田 昌宏（自民）	有田 芳生（民主）	清水 貴之（維新）
	宇都 隆史（自民）	石上 俊雄（民主）	福島 みずほ（社民）
	大沼 みずほ（自民）	小川 敏夫（民主）	浜田 和幸（改革）
			（25. 11. 6 現在）

（１）活動概観

第185回国会において、本審査会に付託された法律案はなく、付託された請願16種類79件は、いずれも審査未了となった。

（２）審査会経過

○平成25年11月6日（水）（第1回）

○幹事を選任した。

○会長は会長代理に白眞勲君を指名した。

4 政治倫理審査会

委員一覧（15名）

会 長	脇 雅史（自民）	溝手 顕正（自民）	郡司 彰（民主）
幹 事	岡田 直樹（自民）	宮沢 洋一（自民）	榛葉 賀津也（民主）
幹 事	吉田 博美（自民）	山谷 えり子（自民）	荒木 清寛（公明）
幹 事	羽田 雄一郎（民主）	山本 順三（自民）	渡辺美知太郎（みん）
	伊達 忠一（自民）	小川 勝也（民主）	市田 忠義（共産）
			（25. 10. 18 現在）

審査会経過

- 平成25年10月18日（金）（第 1 回）
- 会長を選任した後、幹事を選任した。

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、1,097件（180種類）であり、このうち件数の多かったものは、「二・五％の年金削減をやめ、安心の年金制度を求めることに関する請願」42件、「年金・社会保障制度拡充の財源確保のため、優遇税制を是正することに関する請願」34件、「原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願」32件、「子ども・被災者支援法の幅広い適用と具体的な施策の実施に関する請願」32件、「保険で良い歯科医療の実現に関する請願」29件などであった。

各委員会及び憲法審査会の付託件数は、内閣43件、総務2件、法務49件、外交防衛78件、財政金融208件、文教科学82件、厚生労働329件、農林水産1件、経済産業67件、国土交通4件、環境32件、沖縄・北方1件、倫理選挙1件、震災復興63件、国家安保57件、憲法79件であった。

取り下げられた請願は1件（付託前）であった。

請願者の総数は430万8,132人に上っている。

請願書の紹介提出期限は、11月22日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の7日前の同月29日までと決定された。なお、12月6日の衆・本会議において2日間の会期延長の議決がなされたが、短期延長のため再受理は行わなかった。

12月6日、各委員会において請願の審査が行われ、5委員会において73件（7種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで、翌7日の本会議において「難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願」外72件が採択され、「中国残留孤児の配偶者の生活支援に関する請願」13件を除く60件を即日内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は6.7％であり、種類別による採択率（採択数／付託数）は3.9％であった。

2 請願件数表

委 員 会 ・ 憲 法 審 査 会					本会議	備 考
委員会等名	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	43	0	0	43	0	
総 務	2	0	0	2	0	
法 務	49	22	0	27	22	
外 交 防 衛	78	4	0	74	4	
財 政 金 融	208	0	0	208	0	
文 教 科 学	82	32	0	50	32	
厚 生 労 働	329	14	0	315	14	
農 林 水 産	1	0	0	1	0	
経 済 産 業	67	0	0	67	0	
国 土 交 通	4	0	0	4	0	
環 境	32	0	0	32	0	
沖 縄 ・ 北 方	1	1	0	0	1	
倫 理 選 挙	1	0	0	1	0	
震 災 復 興	63	0	0	63	0	
国 家 安 保	57	0	0	57	0	
憲 法	79	0	0	79	0	
計	1, 096	73	0	1, 023	73	提出総数 1, 097件 取下げ 1件

3 本会議において採択された請願件名一覧

【内閣に送付するを要するもの】

- 法務委員会……………22件
法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願（第508号外14件）
裁判所の人的・物的充実にに関する請願（第541号外6件）
- 外交防衛委員会……………4件
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願（第636号外3件）
- 文教科学委員会……………32件
原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願（第290号外31件）
- 厚生労働委員会……………1件
難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願（第1055号）
- 沖縄及び北方問題に関する特別委員会……………1件
北方領土返還促進に関する請願（第539号）

【内閣に送付するを要しないもの】

- 厚生労働委員会……………13件
中国残留孤児の配偶者の生活支援に関する請願（第393号外12件）

質問主意書一覧

第185回国会（臨時会）

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
1	飯島勲内閣官房参与による拉致問題発言に関する質問主意書	有田 芳生君	25. 10. 15	25. 10. 21	25. 10. 25	25. 11. 6 第4号
2	鍼灸治療に関する質問主意書	安井 美沙子君	10. 15	10. 21	10. 25	11. 6 第4号
3	トランス脂肪酸の情報開示に関する質問主意書	安井 美沙子君	10. 15	10. 21	10. 25	11. 6 第4号
4	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の汚染水問題に対する政府の取組に関する質問主意書	江口 克彦君	10. 15	10. 21	10. 25	11. 6 第4号
5	山本沖縄及び北方対策担当大臣の北方領土訪問等に関する質問主意書	江口 克彦君	10. 15	10. 21	10. 25	11. 6 第4号
6	政治団体の国債の購入に関する質問主意書	藤末 健三君	10. 15	10. 21	10. 25	11. 6 第4号
7	研究公正局（仮称）の設置に関する質問主意書	藤末 健三君	10. 15	10. 21	10. 25	11. 6 第4号
8	国際戦略港湾政策に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	10. 15	10. 21	10. 25	11. 6 第4号
9	子宮頸がん予防ワクチン及び子宮頸がん検診に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	10. 15	10. 21	10. 25	11. 6 第4号
10	豪州キャンベラ市のオーストラリア戦争記念館における旭日旗の床面への投影に関する質問主意書	和田 政宗君	10. 16	10. 21	10. 25	11. 6 第4号
11	環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）の交渉過程に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	10. 17	10. 21	10. 25	11. 6 第4号
12	待機児童対策に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	10. 18	10. 23	10. 29	11. 6 第4号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
13	高血圧症治療薬バルサルタン（商品名ディオバン）の臨床試験の不正疑惑の真相究明に関する質問主意書	川田 龍平君	25. 10. 18	25. 10. 23	25. 10. 29	25. 11. 6 第4号
14	高血圧症治療薬バルサルタン（商品名ディオバン）の薬事法上の広告規制に関する質問主意書	川田 龍平君	10. 18	10. 23	10. 29	11. 6 第4号
15	高血圧症治療薬バルサルタン（商品名ディオバン）の臨床試験における奨学寄附金に関する質問主意書	川田 龍平君	10. 18	10. 23	10. 29	11. 6 第4号
16	警察庁が開示した行政文書に関する質問主意書	有田 芳生君	10. 21	10. 23	10. 29	11. 6 第4号
17	若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組に関する質問主意書	福島 みずほ君	10. 21	10. 23	10. 29	11. 6 第4号
18	子どもの連れ去り・引き離し問題に関する質問主意書	浜田 和幸君	10. 21	10. 23	10. 29	11. 6 第4号
19	福島県鮫川村における農林業系副産物等処理実証事業及び仮設焼却施設の爆発事故等に関する質問主意書	山本 太郎君	10. 21	10. 23	10. 29	11. 6 第4号
20	がれきの広域処理に関連する復興資金の流用問題に関する質問主意書	山本 太郎君	10. 21	10. 23	10. 29	11. 6 第4号
21	放射線被曝防護に関する質問主意書	山本 太郎君	10. 21	10. 23	10. 29	11. 6 第4号
22	日本食を中心とするクール・ジャパンの展開に関する質問主意書	藤末 健三君	10. 22	10. 28	11. 1	11. 6 第4号
23	日米地位協定に基づく犯罪処分の通知に関する合同委員会合意に関する質問主意書	糸数 慶子君	10. 24	10. 28	11. 1	11. 6 第4号
24	地方・国家公務員の非正規職員の社会保険適用に関する質問主意書	田村 智子君 外1名	10. 24	10. 28	11. 1	11. 6 第4号
25	世界大学ランキングに関する質問主意書	藤末 健三君	10. 24	10. 28	11. 1	11. 6 第4号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
26	外国資本による土地取得に対する規制の必要性に関する質問主意書	藤末 健三君	25. 10. 24	25. 10. 28	25. 11. 1	25. 11. 6 第4号
27	「ブラック企業」と呼ばれるような勤務実態を継続している企業への対策に関する質問主意書	山本 太郎君	10. 24	10. 28	11. 1	11. 6 第4号
28	国民皆保険制度に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	10. 24	10. 28	11. 1	11. 6 第4号
29	一般用医薬品のインターネット販売を含む法の適正化、明確化に関する質問主意書	又市 征治君	10. 25	10. 30	11. 5	11. 6 第4号
30	放射線量等分布マップ（放射性セシウムの土壌濃度マップ）に関する質問主意書	山本 太郎君	10. 25	10. 30	11. 5	11. 6 第4号
31	「東京電力福島第一原子力発電所事故における初期内部被ばく線量の再構築」に関する質問主意書	山本 太郎君	10. 25	10. 30	11. 5	11. 6 第4号
32	病児保育に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	10. 25	10. 30	11. 5	11. 6 第4号
33	第百八十五回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説に関する質問主意書	有田 芳生君	10. 28	10. 30	11. 5	11. 6 第4号
34	米軍基地返還跡地の沖縄市サッカー場で見つかったドラム缶から環境基準値を超えるダイオキシン類が検出された問題に関する質問主意書	糸数 慶子君	10. 28	10. 30	11. 5	11. 6 第4号
35	追悼・平和祈念のための記念碑等施設の整備に関する質問主意書	藤末 健三君	10. 28	10. 30	11. 5	11. 6 第4号
36	飯島勲内閣官房参与と拉致問題に関する質問主意書	有田 芳生君	10. 28	10. 30	11. 5	11. 6 第4号
37	道州制に関する質問主意書	江口 克彦君	10. 29	11. 6	11. 12	11. 13 第6号
38	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する質問主意書	糸数 慶子君	10. 30	11. 6	11. 12	11. 13 第6号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答書 受領 月日	掲載 会議録
39	集团的自衛権の解釈改憲問題に関する責任の取り方に関する質問主意書	藤末 健三君	25. 11. 1	25. 11. 6	25. 11. 12	25. 11. 13 第6号
40	内閣法制局の存在意義と今回の長官人事の目的に関する質問主意書	藤末 健三君	11. 1	11. 6	11. 12	11. 13 第6号
41	拉致問題の全面解決に向けての取組に関する質問主意書	井上 義行君	11. 5	11. 11	11. 15	
42	拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策に関する質問主意書	有田 芳生君	11. 5	11. 11	11. 15	
43	産業競争力会議議員の適格性等に関する質問主意書	福島 みずほ君	11. 6	11. 11	11. 15	
44	環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定に関する質問主意書	山本 太郎君	11. 6	11. 11	11. 15	
45	J R北海道で発生した連続事故及び日本国有鉄道改革の見直しに関する質問主意書	山本 太郎君	11. 6	11. 11	11. 15	
46	「石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の一般拠出金率の改定案」に関する質問主意書	川田 龍平君	11. 7	11. 11	11. 15	
47	沖縄県における米軍ヘリ墜落事故とその対処に関する質問主意書	大野 元裕君	11. 7	11. 11	11. 15	
48	二〇一三年度における経常収支赤字化の可能性と財政への影響に関する質問主意書	藤末 健三君	11. 8	11. 13	11. 19	
49	再審情願を行っている者への在留特別許可に関する質問主意書	浜田 和幸君	11. 11	11. 13	11. 19	
50	子どもの連れ去り・引き離し問題に関する再質問主意書	浜田 和幸君	11. 11	11. 13	11. 19	
51	出版物販売における海外事業者への課税に関する質問主意書	有田 芳生君	11. 11	11. 13	11. 19	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
52	地方衛生研究所の地方独立行政法人化に関する質問 主意書	江崎 孝君	25. 11. 11	25. 11. 13	25. 11. 19	
53	特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律 案及び外国為替資金に関する質問主意書	山本 太郎君	11. 11	11. 13	11. 19	
54	奨学金に関する質問主意書	山本 太郎君	11. 11	11. 13	11. 19	
55	国境を越えた役務提供等に対する消費税の課税に関 する質問主意書	藤末 健三君	11. 12	11. 18	11. 22	
56	アジア太平洋の安全保障に関するフォーラムの設置 に関する質問主意書	藤末 健三君	11. 12	11. 18	11. 22	
57	法科大学院卒業生の処遇に関する質問主意書	藤末 健三君	11. 12	11. 18	11. 22	
58	特定秘密の保護に関する法律案に関する質問主意書	山本 太郎君	11. 12	11. 18	11. 22	
59	道路交通法に基づく点数制度に関する質問主意書	薬師寺みちよ君	11. 13	11. 18	11. 22	
60	特定秘密の保護に関する法律案と拉致問題について の質問主意書	有田 芳生君	11. 14	11. 18	11. 22	
61	復興体制に関する質問主意書	江口 克彦君	11. 15	11. 20	11. 26	
62	遺伝子組換え技術を用いた医薬品開発及び遺伝子治 療に関する臨床研究の促進に関する質問主意書	藤末 健三君	11. 18	11. 20	11. 26	
63	放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法 律の整備に関する法律及び今後予定されている環境 関連法令の改正等に関する質問主意書	山本 太郎君	11. 18	11. 20	11. 26	
64	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による 被ばく者の健康調査に関する質問主意書	山本 太郎君	11. 18	11. 20	11. 26	

番 号	件 名	提出者	提出 月日	転送 月日	答 書 受 領 日	掲載 会議録
65	国会と特定秘密保護法案に関する質問主意書	荒井 広幸君	25. 11. 18	25. 11. 20	25. 11. 26	
66	「石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の一般抛出金率の改定案」に関する再質問主意書	川田 龍平君	11. 19	11. 25	11. 29	
67	原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査に関する質問主意書	藤末 健三君	11. 21	11. 25	11. 29	
68	二〇一三年度における経常収支赤字化の可能性と財政への影響に関する再質問主意書	藤末 健三君	11. 25	11. 27	12. 3	
69	料亭に対する風営法の規制の見直しに関する質問主意書	江口 克彦君	11. 26	12. 2	12. 6	
70	中国の防空識別圏設定に関する質問主意書	井上 義行君	11. 26	12. 2	12. 6	
71	特定秘密保護法案に関する質問主意書	寺田 典城君	11. 26	12. 2	12. 6	
72	子どもの連れ去り・引き離し問題に関する第三回質問主意書	浜田 和幸君	11. 27	12. 2	12. 6	
73	二〇一三年度第二四半期の国内総生産の速報値に関する質問主意書	藤末 健三君	11. 28	12. 2	12. 6	
74	生活保護引下げに関する質問主意書	福島 みずほ君	11. 28	12. 2	12. 6	
75	生活扶助相当C P I 算出の検証及び生活扶助基準改定に関する質問主意書	福島 みずほ君	11. 28	12. 2	12. 6	
76	拉致問題等と特定秘密保護法案に関する質問主意書	有田 芳生君	11. 29	12. 4	12. 10	
77	陸上幕僚監部運用支援・情報部別班なるものが在外で情報活動を行っていたとされる事案とその対処に関する質問主意書	大野 元裕君	12. 2	12. 4	12. 10	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
78	特定秘密の保護に関する法律案に関する再質問主意書	山本 太郎君	25. 12. 2	25. 12. 4	25. 12. 10	
79	放射線被ばく環境下における居住に関する質問主意書	山本 太郎君	12. 2	12. 4	12. 10	
80	郵便事業会社における高年齢の期間雇用社員の雇止めと要員不足対策に関する質問主意書	又市 征治君	12. 2	12. 4	12. 10	
81	原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査に関する再質問主意書	藤末 健三君	12. 3	12. 6	12. 10	
82	普天間飛行場移設に伴う辺野古沖埋立てに関する質問主意書	糸数 慶子君	12. 4	12. 6	12. 13	
83	「石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の一般拠出金率の改定案」に関する第三回質問主意書	川田 龍平君	12. 4	12. 6	12. 13	
84	特定秘密の保護に関する法律案と拉致問題についての森まさこ国務大臣による答弁に関する質問主意書	有田 芳生君	12. 4	12. 6	12. 13	
85	中国による防空識別圏設定に関する質問主意書	中西 健治君	12. 4	12. 6	12. 13	
86	オリンピック後の景気対策に関する質問主意書	江口 克彦君	12. 4	12. 6	12. 13	
87	特定秘密保護法案における適性評価に関する質問主意書	石上 俊雄君	12. 4	12. 6	12. 13	
88	放射性物質による汚染がれきの焼却処理等に関する質問主意書	川田 龍平君	12. 5	12. 6	12. 13	
89	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により放出された放射性セシウム以外の放射性核種に関する質問主意書	山本 太郎君	12. 5	12. 6	12. 13	
90	世界大学ランキングに関する再質問主意書	藤末 健三君	12. 5	12. 6	12. 13	

番 号	件 名	提出者	提出 月 日	転送 月 日	答弁書 受領 月 日	掲載 会議録
91	外国資本による土地取得に対する規制の必要性に関する再質問主意書	藤末 健三君	25. 12. 5	25. 12. 6	25. 12. 13	
92	社会保障・税番号制度への地方自治体の対応促進に関する質問主意書	藤末 健三君	12. 5	12. 6	12. 13	
93	医療及び介護の専門的知見に基づく成年後見制度の利用促進に関する質問主意書	秋野 公造君	12. 6	12. 6	12. 17	
94	郵便事業に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12. 6	12. 6	12. 17	
95	燃料課税及び自動車関係諸税に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12. 6	12. 6	12. 17	
96	福島原発事故収束に向けての政府の取組体制に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12. 6	12. 6	12. 17	
97	福島原発事故収束に関する政府の基本認識に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12. 6	12. 6	12. 17	
98	集団的自衛権の行使に係る憲法解釈に関する質問主意書	小西 洋之君	12. 6	12. 6	12. 17	
99	小松一郎内閣法制局長官の資質に関する質問主意書	小西 洋之君	12. 6	12. 6	12. 17	

選挙制度の改革に関する検討会

選挙制度の改革に関する検討会名簿（11名）

議長	山崎	正昭（無）	水野	賢一（みん）	主賓	了（生活）
副議長	奥石	東（無）	山下	芳生（共産）		
	溝手	顕正（自民）	片山	虎之助（維新）		
	郡司	彰（民主）	又市	征治（社民）		
	魚住	裕一郎（公明）	荒井	広幸（改革）		
						（25.9.12 現在）

選挙制度協議会名簿（12名）

座長	脇	雅史（自民）	西田	実仁（公明）	平野	達男（改革）
	岡田	直樹（自民）	中西	健治（みん）	谷	亮子（生活）
	西田	昌司（自民）	井上	哲士（共産）		
	足立	信也（民主）	室井	邦彦（維新）		
	羽田	雄一郎（民主）	吉田	忠智（社民）		
						（25.9.27 現在）

（１）検討の経緯

平成28年の通常選挙に向けた選挙制度の改革について協議を行うため、第184回国会閉会後の平成25年9月12日に各会派代表者懇談会が開かれ、山崎議長、奥石副議長及び各会派の代表者をメンバーとする選挙制度の改革に関する検討会を設置することが合意された。

第184回国会閉会後においては、本検討会を2回開いた。

まず、平成25年9月12日に各会派代表者懇談会に引き続き検討会（第1回）を開き、選挙制度の改革について、実務的な協議を行うため、本検討会の下に各会派の協議会

（以下、「選挙制度協議会」という。）を設置することとした。

次に、平成25年9月19日に検討会（第2回）を開き、本検討会の下に選挙制度協議会を設置することについて改めて確認があった後、選挙制度の改革について協議を行った。

第185回国会においては、本検討会を開かなかつた。

なお、選挙制度協議会は、第184回国会閉会後及び第185回国会において、9回開かれ、協議を行った。

（２）検討会経過

○平成25年9月12日（木）（第1回）

- 選挙制度の改革について、実務的な協議を行うため、選挙制度の改革に関する検討会の下に各会派の協議会（以下、「選挙制度協議会」という。）を設置することとした。

○平成25年9月19日（木）（第2回）

- 選挙制度の改革について実務的な協議を行うため、検討会の下に選挙制度協議会を設置することが改めて確認され、山崎議長は、各会

派から推薦された委員の中から、同協議会の座長に脇雅史議員を指名した。

選挙制度協議会

○平成25年9月27日（金）（第1回）

- 今後の進め方について協議を行った。

○平成25年10月4日（金）（第2回）

- 選挙制度改革のこれまでの経緯について事務局から説明を聴取し、協議を行った。

○平成25年10月11日（金）（第3回）

- 従来の判決概要及び論点の整理について事務局から説明を聴取し、協議を行った。

○平成25年10月25日（金）（第4回）

- 諸外国の選挙制度について国会図書館から説明を聴取し、協議を行った。

○平成25年11月1日（金）（第5回）

- 参考人政策研究大学院大学教授竹中治堅君から意見を聴いた後、協議を行った。

○平成25年11月8日（金）（第6回）

- 参考人駒澤大学法学部教授大山礼子君から意

見を聴いた後、協議を行った。

○平成25年11月15日（金）（第7回）

- 参考人一橋大学大学院法学研究科教授只野雅人君から意見を聴いた後、協議を行った。

○平成25年11月22日（金）（第8回）

- 参考人京都大学大学院法学研究科教授大石眞君から意見を聴いた後、協議を行った。

○平成25年11月29日（金）（第9回）

- 参考人筑波大学大学院人文社会科学研究科教授岩崎美紀子君から意見を聴いた後、協議を行った。

1 国会会期一覧

(直近15国会を掲載)

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第171回 (常 会)	21. 1. 5(月)	21. 1. 5(月)	21. 7. 21(火) 衆議院解散	150	48	198
第172回 (特別会)	21. 9. 16(水)	21. 9. 18(金)	21. 9. 19(土)	4	—	4
第173回 (臨時会)	21. 10. 26(月)	21. 10. 26(月)	21. 12. 4(金)	36	4	40
第174回 (常 会)	22. 1. 18(月)	22. 1. 18(月)	22. 6. 16(水)	150	—	150
第175回 (臨時会)	22. 7. 30(金)	22. 7. 30(金)	22. 8. 6(金)	8	—	8
第176回 (臨時会)	22. 10. 1(金)	22. 10. 1(金)	22. 12. 3(金)	64	—	64
第177回 (常 会)	23. 1. 24(月)	23. 1. 24(月)	23. 8. 31(水)	150	70	220
第178回 (臨時会)	23. 9. 13(火)	23. 9. 13(火)	23. 9. 30(金)	4	14	18
第179回 (臨時会)	23. 10. 20(木)	23. 10. 21(金)	23. 12. 9(金)	51	—	51
第180回 (常 会)	24. 1. 24(火)	24. 1. 24(火)	24. 9. 8(土)	150	79	229
第181回 (臨時会)	24. 10. 29(月)	24. 10. 29(月)	24. 11. 16(金) 衆議院解散	33	—	19
第182回 (特別会)	24. 12. 26(水)	24. 12. 28(金)	24. 12. 28(金)	3	—	3
第183回 (常 会)	25. 1. 28(月)	25. 1. 28(月)	25. 6. 26(水)	150	—	150
第184回 (臨時会)	25. 8. 2(金)	25. 8. 2(金)	25. 8. 7(水)	6	—	6
第185回 (臨時会)	25. 10. 15(火)	25. 10. 15(火)	25. 12. 8(日)	53	2	55

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回 次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会回次	召集日
第1回	昭和 22. 4. 20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2※ 28. 5. 2	第1回(特別会)	22. 5. 20(火)
第2回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第8回(臨時会)	25. 7. 12(水)
第3回	28. 4. 24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回(特別会)	28. 5. 18(月)
第4回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回(臨時会)	31. 11. 12(月)
第5回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回(臨時会)	34. 6. 22(月)
第6回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回(臨時会)	37. 8. 4(土)
第7回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回(臨時会)	40. 7. 22(木)
第8回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回(臨時会)	43. 8. 1(木)
第9回	46. 6. 27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回(臨時会)	46. 7. 14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回(臨時会)	49. 7. 24(水)
第11回	52. 7. 10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第81回(臨時会)	52. 7. 27(水)
第12回	55. 6. 22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回(特別会)	55. 7. 17(木)
第13回	58. 6. 26(日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第99回(臨時会)	58. 7. 18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回(特別会)	61. 7. 22(火)
第15回	平成 元. 7. 23(日)	平成 元. 7. 23	7. 7. 22	第115回(臨時会)	平成 元. 8. 7(月)
第16回	4. 7. 26(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第124回(臨時会)	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7. 23(日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第133回(臨時会)	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7. 12(日)	10. 7. 26	16. 7. 25	第143回(臨時会)	10. 7. 30(木)
第19回	13. 7. 29(日)	13. 7. 29	19. 7. 28	第152回(臨時会)	13. 8. 7(火)
第20回	16. 7. 11(日)	16. 7. 26	22. 7. 25	第160回(臨時会)	16. 7. 30(金)
第21回	19. 7. 29(日)	19. 7. 29	25. 7. 28	第167回(臨時会)	19. 8. 7(火)
第22回	22. 7. 11(日)	22. 7. 26	28. 7. 25	第175回(臨時会)	22. 7. 30(金)
第23回	25. 7. 21(日)	25. 7. 29	31. 7. 28	第184回(臨時会)	25. 8. 2(金)

※任期3年議員の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(平成25年10月15日現在)

第2次安倍内閣国務大臣

内閣総理大臣

安倍 晋三 (衆・自民)

財務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (金融))

麻生 太郎 (衆・自民)

総務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (地方分権改革))

新藤 義孝 (衆・自民)

法務大臣

谷垣 禎一 (衆・自民)

外務大臣

岸田 文雄 (衆・自民)

文部科学大臣

下村 博文 (衆・自民)

厚生労働大臣

田村 憲久 (衆・自民)

農林水産大臣

林 芳正 (参・自民)

経済産業大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力損害賠償支援機構))

茂木 敏充 (衆・自民)

国土交通大臣

太田 昭宏 (衆・公明)

環境大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力防災))

石原 伸晃 (衆・自民)

防衛大臣

小野寺 五典 (衆・自民)

国務大臣 (内閣官房長官)

菅 義偉 (衆・自民)

国務大臣 (復興大臣)

根本 匠 (衆・自民)

国務大臣 (国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣 (防災))

古屋 圭司 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、科学技術政策、宇宙政策))

山本 一太 (参・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全、少子化対策、男女共同参画))

森 まさこ (参・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (経済財政政策))

甘利 明 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (規制改革))

稲田 朋美 (衆・自民)

内閣官房副長官

加藤 勝信 (衆・自民)

世耕

弘成 (参・自民)

杉田

和博

副大臣

復興副大臣

谷 公一 (衆・自民)

浜田 昌良 (参・公明)

内閣府副大臣

西村 康稔 (衆・自民)

後藤田 正純 (衆・自民)

内閣府副大臣

復興副大臣

岡田 広 (参・自民)

総務副大臣

上川 陽子 (衆・自民)

総務副大臣

内閣府副大臣

関口 昌一 (参・自民)

法務副大臣

奥野 信亮 (衆・自民)

外務副大臣

岸 信夫 (衆・自民)

三ッ矢 憲生 (衆・自民)

財務副大臣

古川 禎久 (衆・自民)

財務副大臣

復興副大臣

愛知 治郎 (参・自民)

文部科学副大臣

櫻田 義孝 (衆・自民)

西川 京子 (衆・自民)

厚生労働副大臣

佐藤 茂樹 (衆・公明)

土屋 品子 (衆・自民)

農林水産副大臣

江藤 拓 (衆・自民)

古川 貴盛 (衆・自民)

経済産業副大臣

内閣府副大臣

赤羽 一嘉 (衆・公明)

経済産業副大臣

松島 みどり (衆・自民)

国土交通副大臣

高木 毅 (衆・自民)

野上 浩太郎 (参・自民)

環境副大臣

内閣府副大臣

井上 信治 (衆・自民)

環境副大臣

北川 知克 (衆・自民)

防衛副大臣

武田 良太 (衆・自民)

大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

亀岡 偉民 (衆・自民)

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

小泉 進次郎 (衆・自民)

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

福岡 資麿 (参・自民)

総務大臣政務官

内閣府大臣政務官

松本 文明 (衆・自民)

総務大臣政務官

藤川 政人 (参・自民)

総務大臣政務官

内閣府大臣政務官

伊藤 忠彦 (衆・自民)

法務大臣政務官

平口 洋 (衆・自民)

外務大臣政務官

石原 宏高 (衆・自民)

木原 誠二 (衆・自民)

牧野 たかお (参・自民)

財務大臣政務官

葉梨 康弘 (衆・自民)

山本 博司 (参・公明)

文部科学大臣政務官

富岡 勉 (衆・自民)

上野 通子 (参・自民)

厚生労働大臣政務官

高鳥 修一 (衆・自民)

赤石 清美 (参・自民)

農林水産大臣政務官

小里 泰弘 (衆・自民)

横山 信一 (参・公明)

経済産業大臣政務官

田中 良生 (衆・自民)

経済産業大臣政務官

内閣府大臣政務官

磯崎 仁彦 (参・自民)

国土交通大臣政務官

復興大臣政務官

坂井 学 (衆・自民)

国土交通大臣政務官

土井 亨 (衆・自民)

中原 八一 (参・自民)

環境大臣政務官

牧原 秀樹 (衆・自民)

環境大臣政務官

内閣府大臣政務官

浮島 智子 (衆・公明)

防衛大臣政務官

木原 稔 (衆・自民)

若宮 健嗣 (衆・自民)

政府特別補佐人

人事院総裁	原	恒雄	内閣法制局長官	小松	一郎
公正取引委員会委員長	杉本	和行	原子力規制委員会委員長	田中	俊一
公害等調整委員会委員長	富越	和厚			

4 本会議・委員会等傍聴者数

	回 次	総 計 (人)	内 訳	
			本 会 議	委員会等
平成16年	159 (常 会)	6,061	1,990	4,071
	160 (臨時会)	209	180	29
	161 (臨時会)	1,675	436	1,239
17年	162 (常 会)	6,484	1,668	4,816
	163 (特別会)	1,474	515	959
18年	164 (常 会)	7,147	2,263	4,884
	165 (臨時会)	3,681	1,127	2,554
19年	166 (常 会)	6,439	2,274	4,165
	167 (臨時会)	119	119	0
	168 (臨時会)	2,747	779	1,968
20年	169 (常 会)	4,573	1,823	2,750
	170 (臨時会)	1,368	663	705
21年	171 (常 会)	5,906	2,129	3,777
	172 (特別会)	173	172	1
	173 (臨時会)	1,447	723	724
22年	174 (常 会)	6,345	2,690	3,655
	175 (臨時会)	540	121	419
	176 (臨時会)	2,324	629	1,695
23年	177 (常 会)	4,326	1,484	2,842
	178 (臨時会)	710	388	322
	179 (臨時会)	2,059	743	1,316
24年	180 (常 会)	5,466	1,518	3,948
	181 (臨時会)	227	174	53
	182 (特別会)	46	44	2
25年	183 (常 会)	5,580	1,780	3,800
	184 (臨時会)	138	138	0
	185 (臨時会)	3,089	1,143	1,946

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

	件 数	総 計 (人)	参 観 内 訳					特別参観 (人)
			一 般	小学生	中学生	高校生	外国人	
平成 10年	5,888	190,272	35,709	93,500	57,964	1,515	1,584	5
11年	5,710	190,554	36,580	87,329	62,506	2,727	1,412	5
12年	5,821	185,764	31,683	90,037	60,354	1,996	1,694	53
13年	9,566	204,028	45,943	91,509	61,313	3,063	2,200	97
14年	10,535	215,057	54,388	91,014	63,827	3,297	2,531	24
15年	10,399	229,835	48,690	109,307	61,366	6,850	3,622	133
16年	11,987	234,882	54,866	111,832	58,012	5,759	4,413	74
17年	13,114	258,096	56,777	127,531	63,978	5,808	4,002	124
18年	17,424	282,398	79,864	133,216	58,224	6,855	4,239	398
19年	20,506	297,876	85,503	138,063	61,821	7,587	4,902	113
20年	25,657	316,381	99,820	142,118	60,016	11,147	3,280	209
21年	26,600	340,006	101,179	154,592	68,253	13,382	2,600	267
22年	24,442	357,554	104,002	167,500	68,216	13,975	3,861	369
23年	16,339	270,069	65,353	160,843	33,085	9,090	1,698	570
24年	18,585	344,230	77,166	179,746	73,721	11,262	2,335	708
25年	20,862	320,070	84,754	157,862	63,894	10,539	3,021	385

(注) 特別参観は、国会閉会中の第1・第3日曜日に限り実施している。
平成25年の数は、第185回国会終了日(12月8日)現在。

6 参議院特別体験プログラム参加者数・参加団体数

	参加者数 (人)	団体数 (件)	団 体 内 訳		
			小学校	中学校	その他
平成15年度	33,371	494	354	132	8
平成16年度	44,035	681	516	151	14
平成17年度	55,539	832	636	159	37
平成18年度	65,548	975	738	183	54
平成19年度	65,926	1,019	808	154	57
平成20年度	71,336	1,047	840	149	58
平成21年度	90,306	1,278	1,089	138	51
平成22年度	95,487	1,355	1,120	171	64
平成23年度	88,871	1,238	1,125	73	40
平成24年度	95,336	1,311	1,120	151	40
平成25年度 4月	1,686	30	2	28	0
5月	5,086	87	36	48	3
6月	8,751	110	84	25	1
7月	3,317	45	33	5	7
8月	448	15	2	1	12
9月	3,235	47	39	7	1
10月	7,435	108	102	3	3
11月	15,108	205	195	9	1
(年度途中計)	45,066	647	493	126	28

(注) その他とは、地域の子ども会、高校生等の団体である。

7 外国議会議長等招待一覧

○議長が招待したもの

招待状宛先	団 長 及 び 一 行	滞在期間
ヨルダン・ハシェミット 王国上院議長一行 (25. 8. 6 招待状発送)	団長 上院議長 ターヘル・マスリー君 団員 上院経済・財政委員会委員長 ラジャイ・ムアーシル君 同 上院法務、保健、教育委員会委員 ハイファ・ハッジャール君 随員 上院議長室長 アリー・アル＝ズユード君	25. 9. 18 ～ 9. 23
ウガンダ共和国国民議会議長一行 (25. 10. 3 招待状発送)	団長 国民議会議長 レベッカ・アリトゥワラ・カダガ君 団員 国民議會議員 マティアス・カサンバ君 同 同 グレース・ナマラ君 同 同 ウィンフレッド・キザ君 随員 国民議会議務総長 ジェーン・ルボワ・キビリゲ君 同 上級儀典官 ジェームズ・バムワニエ君 同 議長護衛官 ジム・アベ・キソジ君	25. 10. 23 ～10. 27
ASEAN議員会議（AIPA）議長一行 (25. 10. 28 招待状発送)	団長 ASEAN議員会議議長 ラオス人民民主共和国国民議会議長 パーニー・ヤートートゥ君 団員 ラオス人民民主共和国国民議會議員	25. 11. 25 ～11. 29

	ポンテップ・ポルセナー君	
同	ブルネイ・ダルサラーム国立法評議会議員 ダティン・ハジャ・ザシア・シリン君	
同	ブルネイ・ダルサラーム国立法評議会議員 ハジ・ジュマット・アキム君	
同	カンボジア王国国民議会議員 スオス・ヤラー君	
同	インドネシア共和国国会議員 スラフマン・ヒダヤット君	
同	インドネシア共和国国会議員 ダニエル・ルンバン・トビン君	
同	マレーシア下院議員 フォン・クイ・ルン君	
同	マレーシア下院議員 リアン・テック・メン君	
同	ミャンマー連邦共和国上院議員 ゾー・ミン・ペ君	
同	ミャンマー連邦共和国下院議員 テイン・ルイン君	
同	フィリピン共和国上院議員 ピラール・フリアナ・カエターノ君	
同	シンガポール共和国国会副議長 チャールズ・チョン君	
同	シンガポール共和国国会議員 フー・ミー・ハー君	
同	タイ王国下院議員 チャルーン・カンタウォン君	
同	タイ王国上院議員 ナリーワン・チンタカノン君	
同	ベトナム社会主義共和国国会議員 ハー・ティ・キエット君	

同	ベトナム社会主義共和国国會議員 グー・ハイ・ハー君
随員	ラオス人民民主共和国対外関係局長 ヴィエンタヴィソン・テーパチャン君
同	カンボジア王国国民議会国際関係局二国間課長 ミラス・シパンドーン君
同	フィリピン共和国カエターノ議員秘書 クレア・ハノボル君

8 参議院議員海外派遣一覧

○ODA調査

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
エチオピア連邦民主共和国、ウガンダ共和国及びケニア共和国に対する我が国の政府開発援助に関する調査 (25. 8. 19 議長決定)	エチオピア ウガンダ ケニア	25. 9. 5 ～ 9. 15	水落 敏栄君(自民) 岩井 茂樹君(自民) 大久保 勉君(民主)	25. 12. 4 議院運営委員会 に報告書を提出
ガーナ共和国及びブルキナファソに対する我が国の政府開発援助並びにフランス共和国における海外援助の制度と動向に関する調査 (25. 8. 19 議長決定)	ガーナ ブルキナファソ フランス	25. 9. 7 ～ 9. 17	藤井 基之君(自民) 中西 祐介君(自民) 大野 元裕君(民主)	25. 12. 4 議院運営委員会 に報告書を提出
東ティモール民主共和国、インドネシア共和国及びフィリピン共和国に対する我が国の政府開発援助に関する調査 (25. 8. 26 議長決定)	東ティモール インドネシア フィリピン	25. 9. 9 ～ 9. 19	藤川 政人君(自民) 西村 まさみ君(民主) 田村 智子君(共産) 室井 邦彦君(維新)	25. 12. 4 議院運営委員会 に報告書を提出
ブータン王国、ミャンマー連邦共和国及びスリランカ民主社会主義共和国に対する我が国の政府開発援助に関する調査 (25. 9. 4 議長決定)	タイ ブータン ミャンマー スリランカ	25. 9. 18 ～ 9. 28	山谷 えり子君(自民) 宇都 隆史君(自民) 斎藤 嘉隆君(民主) 竹谷 とし子君(公明) 真山 勇一君(みん)	25. 12. 4 議院運営委員会 に報告書を提出

○国際会議出席

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
欧州評議会議員会議・第22回経済協力開発機構（OECD）活動拡大討議（委員会）出席 (25. 8.12 議長決定)	フランス	25. 9. 4 ～ 9. 7	尾立 源幸君(民主)	25.12. 4 議院運営委員会 に報告書を提出
第34回ASEAN議員会議（AIPA）総会出席 (25. 8.30 議長決定)	ブルネイ	25. 9.17 ～ 9.23	高階 恵美子君(自民) 田中 直紀君(民主) 荒木 清寛君(公明)	25.11.15 議院運営委員会 に報告書を提出
欧州評議会議員会議・第22回経済協力開発機構（OECD）活動拡大討議（本会議）出席 (25. 9.10 議長決定)	フランス	25. 9.29 ～10. 4	山東 昭子君(自民)	25.12. 4 議院運営委員会 に報告書を提出
第129回IPU（列国議会同盟）会議出席 (25. 9.24 議長決定)	スイス	25.10. 5 ～10.10	吉田 博美君(自民) 福山 哲郎君(民主)	25.12. 4 議院運営委員会 に報告書を提出
WTOに関する議員会議・バリ会合出席 (25.10.31 議長決定)	インドネシア	25.12. 1 ～12. 6	赤池 誠章君(自民) 松田 公太君(みん)	次国会の議院運営委員会に報告書を提出予定

○議会間交流

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
フランス共和国上院の招待による同国公式訪問及び各国の政治経済事情等視察 (25. 8. 15 議長決定)	フランス 英国 オーストリア	25. 8. 25 ～ 9. 2	岩城 光英君(自民) 磯崎 仁彦君(自民) 大家 敏志君(自民) 岡田 直樹君(自民) 小見山 幸治君(民主) 広田 一君(民主) 水岡 俊一君(民主) 長沢 広明君(公明) 水野 賢一君(みん) 仁比 聡平君(共産)	25. 12. 4 議院運営委員会 に報告書を提出

○重要事項調査

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
ドイツ連邦共和国、オランダ王国及びスペインにおける環境・気候変動政策及び原子力規制等に関する実情調査並びに各国の政治経済事情等視察 (25. 9. 3 議長決定)	ドイツ オランダ スペイン	25. 9. 15 ～ 9. 23	山崎 力君(自民) 野上 浩太郎君(自民) 松村 祥史君(自民) 金子 洋一君(民主) 長浜 博行君(民主)	25. 12. 4 議院運営委員会 に報告書を提出
シンガポール共和国及びオーストラリア連邦における食の安全安心確保策及び農産物貿易政策に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察 (25. 8. 30 議長決定)	シンガポール オーストラリア	25. 9. 17 ～ 9. 25	丸山 和也君(自民) 熊谷 大君(自民) 牧山 ひろえ君(民主) 和田 政宗君(みん) 中山 恭子君(維新)	25. 12. 4 議院運営委員会 に報告書を提出
アメリカ合衆国における金融、財政及び経済政策の現状と課題に関する実情調査並びに同国の政治経済事情等視察 (25. 9. 3 議長決定)	米国	25. 9. 21 ～ 9. 27	末松 信介君(自民) 二之湯 智君(自民) 山田 俊男君(自民) 風間 直樹君(民主) 山本 香苗君(公明)	25. 12. 4 議院運営委員会 に報告書を提出

9 国会に対する報告等 (25.8.8～12.8)

第184回国会閉会後から第185回国会中、法令に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年月日	報告等の名称
平成25年	
8. 8(木)	○ 一般職の職員の給与等についての報告及び国家公務員制度改革等についての報告
9. 10(火)	○ 平成24年度予算使用の状況(出納整理期間を含む。) ○ 平成25年度第1・四半期予算使用の状況 ○ 平成25年度第1・四半期国庫の状況
13(金)	○ 平成24年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告 ○ 平成24年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告
19(木)	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「本州四国連絡道路に係る債務の返済等の状況及び本州四国連絡高速道路株式会社の経営状況について」の報告(平成25年9月) ○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「東日本大震災等の被災者の居住の安定確保のための災害公営住宅の整備状況等について」の報告(平成25年9月) ○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「独立行政法人における政府出資金等の状況について」の報告(平成25年9月) ○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「漁船保険中央会が水産庁から交付金の交付を受けて設置造成している漁船保険振興事業資金の有効活用を図るよう水産庁長官に対して意見を表示したもの」の報告(平成25年9月)
25(水)	○ 会計検査院法第30条の3の規定に基づく「裁判所における会計経理等に関する会計検査の結果について」の報告(平成25年9月) ○ 会計検査院法第30条の3の規定に基づく「三菱電機株式会社等による過大請求事案に関する会計検査の結果について」の報告(平成25年9月)
27(金)	○ 障害者基本計画(平成25年9月)
10. 9(水)	○ 会計検査院法第30条の3の規定に基づく「公共建築物における耐震化対策等に関する会計検査の結果について」の報告(平成25年10月) ○ 会計検査院法第30条の3の規定に基づく「公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等に関する会計検査の結果について」の報告(平成25年10月)
11(金)	○ 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針(平成25年10月)
15(火)	○ 南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更(平成25年10月) ○ 南スーダン国際平和協力業務の実施の状況(平成25年10月)
16(水)	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「国庫補助金等により基金法人に設置造成された基金の状況について」の報告(平成25年10月) ○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染に対する除染について」の報告(平成25年10月) ○ 会計検査院法第30条の3の規定に基づく「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について」の報告(平成25年10月) ○ ジェンダーに配慮した議会のための行動計画
18(金)	○ 平成24年度公正取引委員会年次報告

	○ 行政組織の新設改廃状況報告書(平成25年8月2日から同年10月14日まで)
31(木)	○ 会計検査院法第30条の3の規定に基づく「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」の報告(平成25年10月) ○ 平成24年度の国立国会図書館の経営及び財政状態の報告 ○ 平成24年度国立国会図書館年報
11. 8(金)	○ 国と地方の協議の場(平成25年度第2回)における協議の概要に関する報告書
12(火)	○ 東日本大震災からの復興の状況に関する報告(平成25年11月)
19(火)	○ 平成24年度国の債権の現在額総報告 ○ 平成24年度物品増減及び現在額総報告
22(金)	○ 独立行政法人日本学術振興会平成24年度先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書並びに同報告書に付する文部科学大臣の意見 ○ 独立行政法人日本学術振興会平成24年度学術研究助成業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見 ○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター平成24年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
12. 3(火)	○ 平成25年度第2・四半期予算使用の状況 ○ 平成25年度第2・四半期国庫の状況
6(金)	○ 日本放送協会平成24年度業務報告書及び総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書

10 国会関係日誌（25.8.8～12.8）

年月日	事 項
【第184回国会(臨時会)閉会后】	
平成25年	
8. 9(金)	○ 長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典、山崎議長出席
15(木)	○ 全国戦没者追悼式、山崎議長出席
24(土)	○ 安倍総理、バーレーン、クウェート、ジブチ、カタール訪問(～29日)
27(火)	○ 下田京子元参議院議員逝去
9. 3(火)	○ 柿沢未途衆議院議員、みんなの党を退会
4(水)	○ 安倍総理、ロシア、アルゼンチン訪問(G20サンクトペテルブルク・サミット等出席、～9日)
5(木)	○ 参議院ODA調査派遣第1班(エチオピア、ウガンダ、ケニア、～15日)
7(土)	○ 参議院ODA調査派遣第2班(ガーナ、ブルキナファソ、フランス、～17日)
8(日)	○ 茨城県知事選、橋本昌氏6選
9(月)	○ 参議院ODA調査派遣第4班(東ティモール、インドネシア、フィリピン、～19日)
12(木)	○ 参議院各会派代表者懇談会及び選挙制度の改革に関する検討会(第1回)
13(金)	○ モンゴル国首相一行、山崎議長訪問
18(水)	○ 参議院ODA調査派遣第3班(ブータン、ミャンマー、スリランカ、～28日)
19(木)	○ 選挙制度の改革に関する検討会(第2回)
	○ ヨルダン・ハシェミット王国上院議長一行(参議院招待)、山崎議長訪問
23(月)	○ 安倍総理、カナダ、米国訪問(国連総会出席、～28日)
27(金)	○ 選挙制度協議会(第1回)
10. 4(金)	○ 選挙制度協議会(第2回)
6(日)	○ 安倍総理、インドネシア、ブルネイ訪問(APEC首脳会議等及びASEAN関連首脳会議出席、～10日)
7(月)	○ 参・経済産業委(東京電力福島第一原子力発電所汚染水問題について質疑)
8(火)	○ 臨時会召集を閣議決定
	○ デービッド・カーター・ニュージーランド国会議長一行、山崎議長訪問
9(水)	○ 参・災害対策特別委(平成25年9月2日の竜巻による被害状況等について報告聴取、今夏の大雨被害における治水対策の効果等について質疑)
11(金)	○ 選挙制度協議会(第3回)
13(日)	○ 小沢辰男元衆議院議員(元厚相)逝去
【第185回国会(臨時会)】	
15(火)	○ 参・本会議(4常任委員長辞任許可・選挙、8特別委員会設置、会期の件、所信表明演説、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に関する決議)
	○ 衆・本会議(会期の件、13常任委員長辞任、15常任委員長選挙、10特別委員会設置、所信表明演説、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に関する決議)
	○ 開会式
16(水)	○ 衆・本会議(代表質問1日目)
	○ 衆・予算委
17(木)	○ 参・本会議(代表質問1日目)
	○ 衆・本会議(国家安全特別委設置、代表質問2日目)
18(金)	○ 参・本会議(代表質問2日目)
21(月)	○ 衆・予算委

22(火)	○ 衆・予算委
23(水)	○ 参・予算委
24(木)	○ 参・予算委 ○ レベッカ・アリトゥワラ・カダガ・ウガンダ共和国国民議会議長一行(参議院招待)、山崎議長訪問
25(金)	○ 衆・本会議(安全保障会議設置法案趣旨説明・質疑) ○ 選挙制度協議会(第4回)
27(日)	○ 宮城県知事選、村井嘉浩氏3選
28(月)	○ 安倍総理、トルコ訪問(～30日)
29(火)	○ 衆・本会議(産業競争力強化法案趣旨説明・質疑)
30(水)	○ 参・災害対策特別委員長派遣(東京都)
11. 1(金)	○ 衆・本会議(消費者被害回復特例法案修正議決、自衛隊法案可決、社会保障改革推進法案趣旨説明・質疑) ○ 選挙制度協議会(第5回)
5(火)	○ 衆・本会議 ○ 中島衛元衆議院議員(元科学技術庁長官)逝去
6(水)	○ 参・本会議(消費者被害回復特例法案趣旨説明・質疑)
7(木)	○ 衆・本会議(安全保障会議設置法案修正議決、特定秘密保護法案、情報公開法案趣旨説明・質疑)
8(金)	○ 参・本会議(国家安保特別委設置、安全保障会議設置法案趣旨説明・質疑) ○ 衆・本会議(国家戦略特区法案趣旨説明・質疑) ○ 選挙制度協議会(第6回)
10(日)	○ 広島県知事選、湯崎英彦氏再選
13(水)	○ 参・本会議(議員アントニオ猪木君懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託、特別会計法案趣旨説明・質疑)
14(木)	○ 参・財政金融委(特別会計法案可決) ○ 徳田毅衆議院議員、自由民主党を退会
15(金)	○ 参・本会議(特別会計法案可決) ○ 衆・本会議 ○ 選挙制度協議会(第7回)
16(土)	○ 安倍総理、カンボジア、ラオス訪問(～17日)
19(火)	○ 衆・本会議(産業競争力強化法案修正議決、社会保障改革推進法案可決)
20(水)	○ 参・本会議(高校無償化法案趣旨説明・質疑、産業競争力強化法案趣旨説明・質疑)
21(木)	○ 衆・本会議(国家戦略特区法案修正議決)
22(金)	○ 参・本会議(議員アントニオ猪木君懲罰事犯の件「30日間の登院停止」、国家戦略特区法案趣旨説明・質疑) ○ 衆・本会議(国家公務員法案趣旨説明・質疑) ○ 選挙制度協議会(第8回)
25(月)	○ 参・国家安保特別委(安全保障会議設置法案可決) ○ 参・決算委(平成23年度決算全般質疑)
26(火)	○ 参・文教科学委(高校無償化法案可決) ○ 衆・本会議(特定秘密保護法案修正議決) ○ パーニー・ヤートートゥAIPA議長一行(参議院招待)、山崎議長訪問
27(水)	○ 参・本会議(特定秘密保護法案趣旨説明・質疑、安全保障会議設置法案可決、高校無償化法案可決) ○ 海江田鶴造元参議院議員逝去

	○ 三重野栄子元参議院議員逝去
28(木)	○ 衆・憲法審査会(「衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団」の調査の概要について説明及び意見聴取、自由討議)
	○ 衆・本会議
29(金)	○ 選挙制度協議会(第9回)
30(土)	○ 矢野俊比古元参議院議員逝去
12. 2(月)	○ 柄沢と志子元衆議院議員逝去
3(火)	○ 参・経済産業委(産業競争力強化法案可決)
	○ 参・消費者問題特別委(消費者被害回復特例法案可決)
	○ 衆・本会議
	○ 長谷雄幸久元衆議院議員逝去
4(水)	○ 参・本会議(消費者被害回復特例法案可決、産業競争力強化法案可決)
	○ 国家基本政策委合同審査会(党首討論)
	○ 参・国家安保特別委地方公聴会(埼玉県)
5(木)	○ 参・国家安保特別委(特定秘密保護法案可決)
	○ 参・本会議(議院運営委員長岩城光英君解任決議案否決、内閣委員長水岡俊一君解任決議案可決、経済産業委員長大久保勉君解任決議案可決、2常任委員長選挙、厚生労働委員長石井みどり君解任決議案否決)
6(金)	○ 参・内閣委(国家戦略特区法案可決)
	○ 衆・本会議(中国による防空識別圏設定に抗議し撤回を求める決議、会期を12月8日まで2日間延長することを議決、安倍内閣不信任決議案否決)
	○ 参・本会議(国務大臣森まさこ君問責決議案否決、国家安全保障に関する特別委員長中川雅治君問責決議案否決、特定秘密保護法案可決)
	○ 木宮和彦元参議院議員逝去
7(土)	○ 参・本会議(国家戦略特区法案可決、中国による防空識別圏設定に抗議し撤回を求める決議、請願審査、事務総長辞任・選挙)
8(日)	○ 第185回国会閉会